

社会一般

5,000

河原書店

ナ

361.48

C

地域研究第23集

牛窓町の歴史と現在

—岡山県牛窓町—

21101170615

岡山大学附属図書館



岡山大学教育学部社会科教室内地域研究会





本蓮寺からの眺め

町役場庁舎



牛窓東小学校

町民体育館



総合福祉センター



唐子踊

(県指定重要無形文化財)

は し が き

地域研究第23集として『牛窓町の歴史と現在』を公刊する。これは、岡山県邑久郡牛窓町を対象地とする岡山大学教育学部地域研究会（社会科教官および社会科専攻・専修の三年次学生43名）による総合調査報告書である。

牛窓町は岡山県の東南部、岡山市の中心部から東へ約30kmに位置し、総面積27.60km²、町の東部および南部は瀬戸内海に面し、西部および北部は標高50～100mの丘陵をもって、岡山市および邑久町に接している。町城の土地の大部分は丘陵から成り、平坦地は、一部干拓地、埋立地、塩田跡地に見られる程度である。

地方自治体としての牛窓町の沿革は、廃藩置県後の明治4年11月には、鹿忍村、牛窓村と大浦新田が合併した牛窓村、奥浦村、小津村、千手村、明治8年に奥浦村と小津村が合併して長浜村となり、明治22年に千手村は上阿知村、下阿知村、宿毛村、藤井村と合併して大宮村となり、明治29年に牛窓村は牛窓町に、大正13年に鹿忍村は鹿忍町になり、昭和29年に牛窓町、鹿忍町、長浜村が合併して牛窓町となり、翌30年に大宮村千手地区を編入して、現在にいたっている。

牛窓町の人口は、1975年10月1日の国勢調査では、男4,468人、女5,001人、計9,469人、世帯数2,614戸であるが、1980年10月1日の国勢調査では、男4,432人、女4,888人、計9,320人、世帯数2,680戸である。若干の人口流出が続いているが、世帯数においては若干の増加がみられる。

町と近隣市町村を結ぶ交通条件は、東備西播有料道路（ブルーハイウェイ）まで約6km、国道2号線まで約16km、最寄り鉄道（赤穂線邑久駅）までは約10kmである。海路輸送は、牛窓港、鹿忍港ほか8港をもっているが、定期航路についていえば、昭和51年3月に、牛窓港一日生一小豆島の定期航路が廃止されて以降は、瀬戸内海を利用した舟運は、不定期の貨物船が入港するにとどまっている。

牛窓は、万葉集巻第十一にその名称がみられ、古くからの港集落であり、近世には朝鮮通信使の上向・下向の時の接待・宿泊地であり、また、近年まで瀬戸内海における海上交通の要衝地として重要な位置をしめていた。このような古い文化と伝統の歴史をもつ牛窓は、社寺・民俗・年中行事・名所・旧蹟などの文化財を多く伝えている。江戸時代における寺子屋や私塾の多いこと、大正期の高等女学校の設立などの教育への要求も、このような文化的な伝統と無関係ではあるまい。

牛窓の産業は、産業別就業人口が、第一次産業3.06%、第二次産業が32.8%、第三次産業が36.6%である（昭和50年）ことから見られるように、農業・漁業、工業、商業の比重が、それぞれ $\frac{1}{3}$ を占める状況にある。これは、全国的全県の状況と比べるならば、農・漁業の位置が、牛窓では比較的に高い、といえる。

農家は、1960年1,108戸から1975年782戸へと30%の減少（離農）し、専業農家は、655戸から185戸へと減少（72%減）した。すなわち、離農・兼業化が急激に進展した。その反面、農家一戸当たり生産所得は県下で最高（昭和52年）であり、10a当たり生産所得は第2

位にある。畑作が伝統的に優位をしめ、戦前からの伝統品目のバレイショ、ナンキン、戦後間もない時期の白菜、高度成長期のキャベツ、1970年代前半における果菜類・洋菜類の導入と、国民の食生活の変化に対応した多様な展開をしている。邑久郡牛窓町を中心とする地域は、岡山県酪農の発祥地であり、明治以降の歴史をもっている。1960年から77年にかけて、乳用牛飼養農家数は、154戸から85戸へ、肉用牛飼養農家数は295戸から20戸へと大巾に減少し、経営合理化・機械化のきびしさを示している。頭数は、乳用牛481頭から1,954頭へと増加し、肉用牛は443頭から415頭へと大きい変化はみられない。牛窓の酪農は畑作酪農として展開し、一戸当り飼養頭数は県下の最高水準となっている。

漁業は、産業就業人口の4.3%を占める地位にある。経営体は、1970年167から、1977年142へと減少している。専業は57(40%)、兼業は83(60%)(1977)であり、小型定置網を中心とする沿岸漁業であり、のりとかきの養殖、観光釣りなどによって、産業の中で重要な地位を占めている。

工業は、事業所数が1967年49、1977年61と増加し、また従業員数が、同期間に885人から1,055人へと19.2%増加している。全県的な従業員数ののびが、1.03%に比べて、牛窓の工業の成長率は極めて大きい。これには、近年における「工場誘致」による工業化という要因が指摘される。

古い文化的伝統に由来する文化財や伝統行事、自然条件を生かしたオリーブやみかん、海に面した地理的条件を生かした海水浴、塩干狩、魚つり、あるいはキャンプなど、観光・保養地としての町という性格も展開しつつある。

本調査は、このような牛窓町の歴史と現在を総合的に研究することを課題として、歴史、人口・集落、交通、経済構造、社会構造、地方自治、習俗・信仰・文化財、教育の項目を立て、学生がそれぞれ分担し、海外出張中の高橋達郎教官を除いて、全教官の指導のもとにおこなったものである。調査は、昭和53年7月18日から22日まで4泊5日の現地合宿調査を中心として、事前・事後の調査も適宜実施し、報告書にまとめたものである。調査時点からは、すでに3年余りを経、当初の刊行計画からは若干遅れることにはなったものの、町当局の御協力をいただき、発刊の運びに到り、安堵の思いである。とはいえ、調査経験の浅い3年次生が調査・執筆の主体であることなどから、不備の点も多いと考えられる。この点おゆるしをいただき、また、御批評いただければさいわいである。

この調査には、広島修道大学 関孝敏氏、岡山大学附属図書館 中野美智子氏に、資料調査や学生の指導について御援助をいただいた。また、現地調査においては、新地勇町長、松尾光男助役、森隆教育長、高橋重夫課長、松本幸男民俗文化資料館長をはじめ、関係機関・団体、郷土史家および町民の多くの方々の御協力をいただいた。心から厚くお礼を申しあげる次第である。

発 刊 に よ せ て

牛窓町長 新 地 勇

このたび岡山大学教育学部社会科教室の地域研究会の教官および学生の方々によって、わが牛窓町の総合的調査研究の成果が、『牛窓町の歴史と現在』として刊行されることになりました。

かえりみれば、昭和52年春に、地域研究会から、調査対象地として牛窓町を選んだので協力をいただけないかとお申出がありました。その趣旨は、教育学部社会科3年生教育の一環としての調査であり、牛窓町がどのような歴史的過程を経て現在に至り、また現在どのように変貌しつつあるか、またそれにどう対応しようとしているかを、歴史、地理、地方自治、産業経済、社会、文化、教育の諸分野から総合的に研究し、また、その成果は調査報告書にまとめた、とのことでした。お話を承り、当町の歴史と現状を学術的に研究していただくことは、町や町民にとっても意義のあることであり、協力をお約束した次第であります。

53年夏、先生方、学生さんが来町され、炎暑の中、昼夜をわかつた、調査にあたられました。その後も、調査資料の分析とまとめが示されていることを伺っていましたが、今回、調査報告書として発刊の運びになりましたことは、同慶の念を禁じ得ません。大学関係者の方々に敬意と感謝の意を表します。同時に、調査に際して、快くご協力いただきました町民のみなさんにも厚くお礼を申しあげます。

調 査 参 加 者

参加指導教官

高 重 進	田 中 史 郎	中 野 栄 夫
平 田 公 夫	三 浦 道 三 郎	山 内 蜂 行
行 安 茂	米 村 昭 二	

参加卒業生

横 山 文 雄

参加学生

秋 山 典 子	荒 木 素 子	池 田 佳 子
岡 順 子	片 岡 恵 美	加 藤 裕 子
上 林 栄 一	亀 山 由 美 子	岸 田 明 久
木 庭 秀 子	郷 田 澄 子	小 島 勝 臣
午 腸 義 昭	佐々木 寛	末 本 三 枝 子
杉 志 乃 婦	陶 山 義 宣	高 見 源 子
竹 本 行 男	寺 尾 健 夫	中 野 ひろみ
永 野 逸 美	名 越 俊 明	難 波 勢 津 子
西 村 朋 子	蜂 谷 哲 人	平 松 三 枝 子
根 岸 良 重	福 田 真 司	福 田 積 萬
藤 原 清 志	古 川 恭 子	松 谷 純 子
三 垣 良 子	虫 上 美 千 子	守 谷 静 香
弥久末 美 智 子	安 田 智 子	山 崎 尚 子
山 本 明 雄	横 山 文 朗	吉 野 智 幸
渡 辺 謙 治		

目 次

第1章	歴史的背景	1
第1節	古代・中世の牛窓	1
1	遺物遺跡	1
2	牛窓の荘園	9
3	港としての牛窓	12
第2節	近世の牛窓	13
1	領主の系譜	13
2	支配組織と住民統制	37
3	村高と年貢徴収	56
4	農業生産と農民生活	66
5	商工業	79
6	塩業漁業	86
7	朝鮮通信使	92
第2章	人口と集落	103
第1節	人口構成 老令化と兼業化	103
第2節	人口移動と過疎化	113
第3節	港町の変遷	134
第3章	交通	139
第1節	陸上交通	139
第2節	海上交通	151
第4章	経済構造	159
第1節	農業	159
1	耕地の推移と土地利用の変遷	159

2	兼業化と農業就業状態	167
3	換金作物の展開と農業振興施策	172
第2節	畜産	195
1	和牛飼育の変遷	195
2	酪農の現況と問題点	201
第3節	漁業	215
第4節	塩業	229
1	塩業の歴史	229
2	錦海塩業株式会社	236
3	むすびにかえて	241
第5節	工業	243
1	工業の発達と現況	243
2	主要な事業所	251
第6節	商業	262
1	商業の推移と現況	262
2	牛窓の商圏	283
3	観光	301
4	商工会の活動	316
第5章	社会構造	329
第1節	牛窓師楽区の概観	329
第2節	家族と同族	330
1	家族	330
2	同族	334
第3節	年中行事と当屋制	337
1	当屋制	337
2	年中行事	346
第4節	師楽の自治組織	351

第6章	近代地方自治の成立と展開	355
第1節	行政の沿革と区域の変遷	355
第2節	地方行政と財政	361
1	明治大正期	361
2	昭和初期から合併前の町財政	364
3	合併後から現在まで	371
第3節	地方政治の展開	380
1	合併区動の高揚	380
2	牛窓町の成立	381
3	牛窓町成立後	393
第7章	習俗と信仰	395
第1節	年中行事	395
第2節	冠婚葬祭	401
第3節	社寺と宗教	405
1	牛窓の社寺	405
2	寺院	406
3	神社	414
第8章	文化財	419
第1節	建造物	419
第2節	彫刻	423
第3節	絵画	425
第4節	工芸考古	428
第5節	無形民俗文化財	431
第6節	有形民俗文化財	434
第7節	未指定重要文化財	440
第8節	牛窓の文化財	440

第9章	教	育	443
第1節	近世の	教育	443
第2節	近現代の	学校	444
第3節	牛窓教育史資料		450
1	学校組合の解散と新校舎増改築		450
2	小学校授業料細則（明治26年）		453
3	教員給料増額の陳情書		454
4	牛窓東小学校焼失と再建		455
5	就学児童成績調査細則		457
6	牛窓高等女学校学則		459
7	旧牛窓町教育費の変遷		462
8	牛窓青年学校沿革		464

第1章 歴史的背景

第1節 古代・中世の牛窓

1. 遺物・遺跡

(1) 原始から古代へ

(イ) 黄島・黒島貝塚

黄島と黒島は牛窓町の沖合に浮かぶ小島である。黄島と黒島との距離は約5kmである。その両島に縄文早期の大規模な遺跡が存在する。

黄島貝塚の中から、縄文式土器（押型土器と呼ばれている）が多量に発見された。これは尖底の土器で、その表面に、楕円形の粒や山形を連続した文様のついたものである。そして、丸い棒に種々の文様をつけ、器面のやわらかい時、棒を器面にあてがって回転し、刻みの型が器面に付着したものである。

更に、黄島貝塚の下層には、淡水産のヤマトシジミが集中して出土している。ところが、淡水産のヤマトシジミを中心とする貝層から上層になるに従い、海産のハイガイの増加する傾向が明らかにされている。これは、黄島貝塚が作られ始めてから、貝塚の形成が終了するまでの長い期間、岡山県の瀬戸内海に面する一帯の地域の海面が、徐々に上昇していったことを間接的に示しているのである。そしてこの頃は、現在の海面より10～15m高いところまで上昇したと思われる。

また黒島と黄島の両貝塚の関係が、昭和45年8月の調査により明らかにされた。黒島出土の押型土器は、上・下層で相違がある。つまり、上層の土器は貝塚をとまなっていないし、厚手のものが多い。そして次に、両貝塚の貝の種類と量を比較すれば次のようになる。黒島貝塚は、シジミが90%以上で、ハイガイが5～6%にすぎないのに対して、黄島貝塚では、ハイガイが80%で、シジミが約10%という比率であることがわかった。その結果、黒島・黄島両貝塚の成立時は、黒島が先で、黄島が後になる。いいかえれば、当時まず黒島に人が住みつき、その後黄島へ移り、更に黒島へと移動があったことが知られるのである。そして、その直後に両島が島になったのである。

やがて海面の上昇とともに、陸地が孤島化し、鹿や猪の獲得がしだいに困難となり、また塩分の増加により、ハイガイも減少しはじめ、ついには島嶼内における植物資源の限定を起こした。人々は、食糧を獲得するために、児島の山塊をわけ入り、あるいは海上に渡り、児島山塊北斜面などに移動していった。これが、縄文海進とよばれる海面上昇で、2万年前の地形は、今や岡山平野の下に埋れている。

(ロ) 師楽遺跡

師楽式土器は、故水原岩太郎氏によって、牛窓町師楽遺跡を名祖として名づけられたものである。その土器は淡褐色・灰褐色・黒褐色など色は様々で、土師器よりも堅く焼かれている。器形は極めて単純で、通常は深鉢形又は壺形で、肩をもつものも、もたないものもある。底は丸底が

一般であるが、ある時期のものはさかづきを逆さにしたような台をつけている。特に大形のものはない。口径、高さ共に10cm—17, 8cm程度が普通であるが、5cm前後の小型薄手のものもある。文様というべきものはこれといって無いが、焼く前の整形の際に、粘土をしめつけるためにたたきあげた時の跡が残っており、文様効果をあげている。この痕は引っかき痕のように見えるが、明らかに押印で、中には格子目状その他の型がある。(図1-1-1 『歴史評論』72号からの転載による)

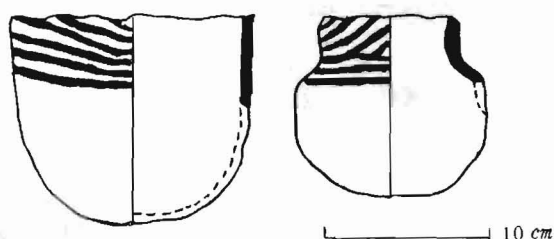


図1-1-1 香川県直島町喜兵衛島出土の師楽式土器

その遺跡は内海の岸や島の浜に夥しい破片(完形品は稀にしか発見されない)の包含層という形で見出される。牛窓町では、現在埋め立てられている錦海灣の浜に数多く残されている。

1956年に出された喜兵衛島調査報告により、師楽式土器は製塩に使われたものであることが明らかにされた。その方法は、海水を直接に、或は藻を塩田の砂と同じ原理で乾燥利用して鹹水を得、それを小型の土器に入れて煮沸するのである。今日、土器製塩と呼ばれ、古語にいう「藻塩焼く」にあたるものである。

この土器製塩の成立の背景には、弥生時代の農耕の発展が考えられる。食生活を米を主とする穀物中心にきりかえ、生理的に塩分の摂取を必要としたであろう。この弥生時代における師楽式土器製塩は、そこに使用された製塩土器の廃棄量や遺跡全体のあり方から見て非常に小規模に行なわれていたと思われる。その土器は立ち上がりの急な小型深鉢形で、小さな倒杯形の台がつく形式であった。

ところが、古墳時代前期末から後期初頭にかけて、備讃瀬戸を中心に極めて薄手小型で平底風の丸底をもつ師楽式製塩土器が前者にとって変わる。そして、6世紀中葉から7世紀にかけて、より大きく厚い丸底鉢形の形式にとってかわられ、土器製塩の最盛期が到来する。

しかし、この製塩の方法は農業の片手間にできるという簡単なものではなかった。牛窓には農業のできる土地は見あたらない。彼らは製塩を専業とする集団ではなかっただろうか。それは、彼らが島に古くから住みついて漸進的な進歩をし、盛期を迎え、やがて段々と衰退していったのではなく、現象的には突然島に現われ、忽然として島から去っていったことと考えあわせる必要がある。彼らの活躍した期間は、6世紀中葉前後を下らない時期から、7世紀後葉及至7, 8世紀の交までである。⁽¹⁾ 塩生産という社会的分業の発展には社会的需要が伴っていなければならない。塩の用途は、食用以外に保存貯蔵用、祭礼用、工業用と広範囲にわたった。この需要こそが師楽式製塩土器によって突如として製塩を行かせたものではなからうか。

ところが、奈良時代になると、鉄釜・土釜或は石釜という新しい技術が、土器製塩にかわって導入されるようになる。一方採鹹面についていえば、奈良時代既に、原初の塩浜が出現している。この技術革新によって、土器製塩はまず、瀬戸内海地域など西日本の各地において消滅していく

のである。

しかし、もし「釜」だけの技術改良なら、すぐに遺跡地が見捨てられ、その後の地点に人の住んだ形跡がほとんどないことの説明がつかないのではないだろうか。推測であるが、「釜」を持ちえた国衙などの強力な支配層と土器製塩従事者を支配していた土豪層との間で何らかの格闘があったことを前提としているのではないのだろうか。

(2) 古代

(イ) 巨大な前方後円墳の出現

牛窓湾の後背湿地は赤松だけがはえる丘陵が続き、近世干拓の塩田址がわずかに平地をみせているが、それ以前は平地などなかったといつてよい。吉備東南部の穀倉地邑久平野から山陵できえざられ、農業生産を背景にした大型古墳が形成されるような地形には恵まれていないにもかかわらず、牛窓湾をとりまく丘陵に五基の前方後円墳が知られている。

表1-1-1 前方後円墳について

名称	径(m)	主体	副装品	築成	葺石	埴輪	編年的位置付け
天神山古墳	90	竪穴式石室		地形利用	有	有	4～5世紀初
鹿歩山古墳	60			〃	無	〃	5世紀中
黒島古墳	70	竪穴式石室	古式須恵器	〃	有	〃	5世紀後
波歌山古墳	50	〃	須恵器 鉄鍔・金銅製品(馬具の一部付属品)		不明	〃	6世紀初
双塚古墳	55	横穴式石室		〃	無	〃	6世紀

備考：天神山古墳は前丘を崩して天神宮建立、波歌山古墳は後円部が工場建設のために破壊

これら牛窓湾をめぐる、眼下に海面を見おろす位置にある五基の前方後円墳に葬られた首長は、5世紀を中心とし6世紀にいたる間に活躍したと思われる。いったいこれらの首長墓の意味するもの何であろうか。

まず、4世紀頃における吉備南部の首長層が、朝鮮・中国に通じる瀬戸内海航路に進出してくるのは当然考えられるだろう。とすると、この首長は吉井川東岸平野の部族共同体の外港管理の任にあたる者として出発して、瀬戸内海における海部の生産活動の発展に伴って、首長層がその統制と軍事的編成にのりだして、海辺に拠点形成したのではないだろうか。やがて、これが吉備政権の経済的・軍事的基礎として重要な役割を占めるにいたったのである。

(ロ) 沿岸拠点の終末

瀬戸内海沿岸の首長墓は、牛窓湾をめぐる双塚古墳などの例外を除けば、6世紀に至るころには見られなくなり、古墳の築造はあってもごく一般的な群小古墳的性格となってしまう。この首長墓の消滅はあまりにも明瞭であり、内海航路の様相に変化が現われたことを示すと思われる。

すなわち、大和政権が国内支配体制を強化し、海路に対する地域勢力を排除していったのではないだろうか。

しかし、牛窓の古墳群が6世紀に下ることの確実な横穴式石室を採用した前方後円墳双塚を築造したことは、吉備政権が大和政権に対して長く対抗する力を持っていたことを象徴すると思われる。吉備上道氏や吉備下道氏の反乱が、『日本書紀』に書かれている。また555年に吉備の5郡に白猪屯倉がおかれた。これらによって、吉備政権が事実上大和政権に屈服したことが示されている。まさにその時期から首長墓は姿を消すのである。

或いは、吉備政権とは独自の首長層が牛窓に割拠していて、それら首長層が大和政権と結合して吉備内部の分裂という形で、吉備支配が進められた結果、牛窓古墳がやや新しい時期まで残存したとする説もある。

(c) 海辺の後期古墳

地方首長墓の古墳が築造されなくなっても、数多く内海沿岸群集墳は築造されている。これらが半農半漁的集落を背景にしたものか、すでに專業的漁業的集落を形成したものかを判断することは困難である。ただそうした海浜集落の多くが、土器製塩にも従事し、これを背景にして群集墳が成立したことは、浜辺や島の山丘にある後期古墳がしばしば土器遺跡にむかって開口する横穴式石室を採用していることから明らかである。

牛窓阿弥陀峰の群集墳もその例に数えられるだろう。

(d) 寒風古窯址群

古墳時代になると、土器は新しい大陸の技術によって須恵器にかわる。須恵器も弥生式土器と同じように模様は直線文か波状文程度のもので、ほかにはほとんどつけられていないが、ロクロ技術も進歩し、高い温度で焼かれるから、表面は灰色となっている。牛窓町寒風古窯址群は須恵器生産のための邑久古窯址群の中でも最も著名なものである。

牛窓町長浜在住の時実黙水翁によって、寒風古窯址群の史跡の指定と保存の措置を講じるように、すでに30数年以前から説かれてきた。ところが、岡山県政の地域開発計画の一つとして、東瀬戸内を中心とした大規模な東瀬戸内海レクリエーション都市計画が示された。これにより、寒風遺跡に緊急の調査を行うことになり、調査は1978年1月から3月までの間、進められた。そして、史跡指定の資料として報告されたのである。

寒風の窯では須恵器とともに、時実黙水翁採集の、動物型・鷗尾型の模型などのほか、切妻型の陶棺(寒風一号古窯址の灰原のはずれに、類似の陶棺を埋納した石室墳が発見された。)、巨大な鷗尾、埴なども焼かれている。小型の容器類をもっぱら製作してきた須恵器工人が、前の時期から陶棺という大型の、しかもろくろ技術と全く異なる、粘土板の組立てを基本とする別系統の技術をも取り入れたことは注目される。

古墳時代のこの地の窯業は、部民制に組み入れられて倭政権の支配下にあったとしても、基本的にはこの手工業をこの地に導入した在地の首長層が直接に掌握していたと思われる。しかし、7世紀後半あたりから律令の支配が強まり、須恵器工人集団は、この時期に中央権力の末端機構である備前国衙の統制下に組み入れられていったと推定される。しかし、「養老令」(賦役)が、調の品目の中に須恵器を加えていないことから察せられるが、初期律令制下においては、中央

貴族層の須恵器の需要は、おそらく主要産地の国衙を通しての真納によってまかなわれたものであろう。しかし、国衙も在地の土豪の力を完全に排除することはできなかつたに違いない。彼らのこの窯業地に対する伝統的な権益を容認せざるをえなかつたのではなからうか。

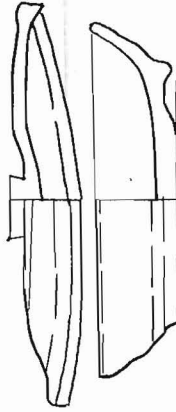
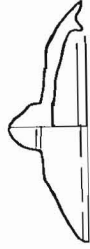
やがて、「延喜式」(主計)に示されるように、須恵器を調として指定しうる程、須恵器工人は自立化し、支配は強化したものと考えられるだろう。

表1-1-2 牛窓古窯址分布一覧表

名	称	所在地	時代	地目	立地	遺跡概況	出土品
土	橋	長	飛鳥~奈良	畑	丘陵斜面	かなり広範囲に土器散布	須恵器、窯壁片
流	尾	"	"	山林	"	土橋の西方山頂	"
平	田	"	"	"	谷		"
が	ら	"	"	"	丘陵斜面		"
寒	風 1 号	"	"	"	"	2基確認	" , 陶棺, 鴟尾, 埴
寒	風 2 号	"	"	畑	"	1基確認	" , "
寒	風 3 号	"	"	山林・田	"	林道崖面に窯址露出1基	"
古市村 (だんがめ山)	"	"	"	山林	"		"

表1-1-3 出土須恵器分類

分類	形	状	年代
杯蓋 A 類	口径1.0~1.1cm, 器高3~4cmを基準とする。 天井部は丸味がなく口縁端部が内湾又は垂直に下り, 端部を丸くおさめている。		7世紀初頭 ? 前半
杯身 A 類	口径9cm, 受部径1.1cm, 器高3cm前後を基準とする。受部の立上りは3~5mm程と短い。口縁部立上りが受部より下方のもの, 受部の退化したのも認められる。		7世紀 前半 ?
杯蓋 B 類	杯身に法量差が現われるが, 一般的な器形は口径1.0~1.1cm, かえり径9~1.0cm, 器高3cm前後を基準とする。天井部中央に横宝珠様のつまみを付し, 内面端部に内傾するかえりを施している。		中葉
杯身 B 類	法量の差が現われる。小形の器形はやや平底を呈し, 口縁端部でゆるく外反する。		
杯蓋 C 類	B類と同様法量の差が認められる。天井部中央に扁平なつまみを有し, 口縁端部は屈曲する。		
杯身 C 類	口縁部はやや内湾して立上り, 端部を丸くおさめている。底部は扁平で, 八字形に高台を付す。		7世紀後半



(4) 牛窓伝承

牛窓港からすぐ目の前島まで約300m。現在50tフェリーが往復している。この水道の潮の流れは早く、その船が潮に流されているような感じでゆっくりと港に入ってくる。この急な潮の流れにのって、古代の人々はこの瀬戸内海を往来したのである。

「三韓征伐」の時、仲哀天皇ら一行がこの水道を通過する際、船を休めた。その時、塵輪鬼という牛鬼が住んでいて災をなすので、天皇が退治されたところ、首と胴の二つに分かれて死んだ。しかし、天皇も矢を射られて崩御されたという話が、『邑久郡誌』に見える。

討伐の帰りに再び一行が通りかかった時、牛鬼が船を襲う。風土記逸文によると、「神功皇后舟 過備前海上時 有大牛 出欲覆舟 住吉明神 化老翁以其角投倒之 故名其處牛轉 今云牛窓訛也」⁽²⁾ これによると、牛窓(うしまど)は、牛転(うしまろび)が訛ったものである。

『牛窓浦鑑』には「今、牛窓の字を書くことは、宗祇法師の諸国修行の時、当所の旅館にて、旅は憂し窓で月見る今宵かな、という発句を申し出しより、俗人多く窓の字を書き伝えたり」と書かれている。

牛窓という地名の確実な文献上の初見は、『万葉集』巻十一に見える次の一首である。

牛窓之 浪之塩在猪 嶋響 所依之君 不相暢将有⁽³⁾

師楽についても次のことが、『邑久郡誌』に書かれている。「牛窓町の一字にして一に志楽と記す。現在戸数凡五十、シラクはシラギの轉化なるべけん。聖武紀に新羅浦とあり新羅人多く居住しけるよし古書に見えたり、一説に神功皇后凱旋される時、従ひ来たりし新羅人をここに住はせ給ひしものとも云へり」

古代を通じて、牛窓は大陸の文化を摂取していたといえるだろう。

(西村 朋子)

(注)(1) 事実、キヘエ島においても、また他のしらく式遺跡においても、図1-1-2のようなしらく式土器包含層は、須恵器を伴っておりその須恵器も著しく年代の下ったものを見ない。

(2) 日本古典文学大系2 風土記 より引用

(3) 日本古典文学大系6 万葉集三 より引用

- 繩文遺跡
- × 師聚式遺跡
- ▲ 前方後圓墳
- ▲ 古墳
- ⚓ 古代推定の港

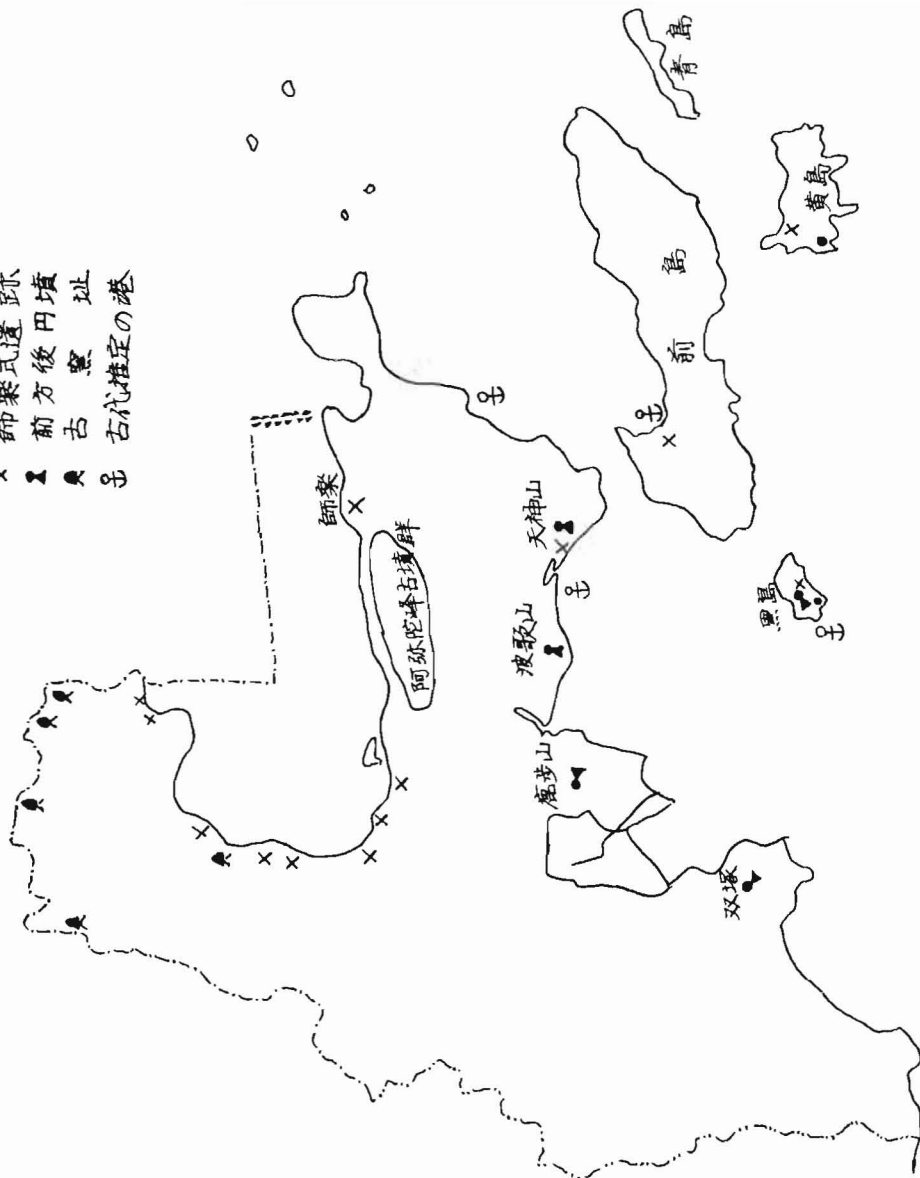


図1-1-2 牛窓町遺跡分布図

1/50000

参考資料

日本文教出版株式会社：岡山県『岡山県の歴史』

角川書店：近藤義郎・上田正昭編『古代の日本』第4巻中国・四国

河出書房：民主主義科学者協会編集『歴史評論』1956年1月号72

学生社：西川宏『古代の国々-5-吉備の国』

岡山県教育委員会：岡山県埋蔵文化財発掘調査報告27 寒風古窯址群 1978, 3

平文社：小林久磨雄編『邑久郡誌』(複製版)

牛窓民俗文化資料館：牛窓町民俗資料集第1集「牛窓浦鑑」

岡山県教育委員会：岡山県遺跡地図

2. 牛窓の荘園

(1) 豊原荘内千手寺領

豊原荘は、上阿知、下阿知、西片岡、東片岡、正儀、藤井、千手、福山、川口、新地、射越、上寺、門前、北地、向山、大富、大山、久志良、大窪、百田、宗三、福光、長沼、五明、浜、新、乙子、神崎、邑久郷、久久井、宿毛の31村によって形成されていた。

特に邑久郷にある千手寺は豊原荘の祈禱所として、その寺領は「殺生禁断」であった。

制禁 千手寺領山林事

右寺院之餘、以有山林為宗、而千手寺者是為当御庄御祈禱所也、尤可興隆乎、然則、限東虎村山大道、南黒石山尾、西執山、北永倉山之峯、自今已後庄民等不可伐之、若於皆此旨之輩者、速可行罪科之状如件、

寛元二年二月 日

豊原御庄官

沙弥

藤原

沙弥

預所御代官沙弥⁽¹⁾

ところが1323(元亨3)年、荘保司が乱入し、狼藉を働き、本堂や三重塔等が焼失した。⁽²⁾ そのため祈禱所の務めを行なうことができなくなったので、綸旨と、それを受けて国宣が出された

当国邑久郷内千手山弘法寺、可為 御祈禱所由、被聞食畢、天下安全旨可祈申之由、可令下知給者、天氣如此、仍執達如件、

(嘉暦二年)

九月五日

勘解由次官冬長

謹上 備前守殿⁽³⁾

備前国邑久郷内千手山弘法寺、可為御祈禱所事、綸旨如此、可被存知之由、国宣所候也、仍執達如件、

(嘉暦二年)

九月六日
院主御房⁽⁴⁾

前伊勢守邦兼

また千手寺の免田畠は10町1段40代であった。その内訳をみると次のようになる。

	所 在	名	面 積	備 考
常 楽 会 免	鳴岡里 31坪	末 時 名	1 段	
	羽野里 30坪	友 末 名	〃	
	大石里 3坪	末 時 名	〃	
	〃 15坪	近 真 名	〃	
	〃 23坪	成 国 名	〃	
	〃 35坪	末 時 名	〃	
	〃 36坪	永 吉 名	〃	
	槻本里 2坪	〃	〃	
	〃 13坪	安 富 名	〃	
池田里 4坪	永 吉 名	〃		
御 燈 油 料			2町4段	
	石町里 17坪	宗 元 名	6 段	豊原荘御田方
法 華 免	槻本里 3坪	恒 永 名	1 段	鹿忍荘
	栗栖里 14坪	藤 光 名	〃	〃
	〃 30坪	行 乃 名	2 5 代	〃
	葛井里 12坪	藤 光 名	〃	〃
	外家里 28坪	末 弘 名	〃	〃
	椀 里 9坪	十 楽 名	1 段 2 0 代	〃
	完伏里 3坪	安 元 名	1 0 代	〃
	〃 13坪	高 万 名	1 段	〃
	〃 外 10坪		〃	〃
	舂原里 1坪	恩 住 名	2 0 代	〃
榎津里 18坪	十 楽 名	1 段	〃	
如 法 經 免	堀 田		8 段	
	塩浜里 21坪	末 弘 名	1 段	鹿忍荘
	浜 田	太 郎 丸 名	2 段	〃
	栗栖里 23坪	十 楽 名	〃	〃
	邑久浦	友 安 名	1 段	〃 (島)
	〃	重 光 名	〃	〃 (島)
〃	国 貞 名	1 段 1 0 代	〃	
〃	重 光 名	4 0 代	〃	
引 声 免	大石里 3坪	末 時 名	3 0 代	
	孕月里 27坪	光 延 名	1 段	鹿忍荘
	椿井里 15坪	武 光 名	〃	〃

	所 在	名	面 積	備 考
山 王 免	栗栖里 14坪	藤 光 名	25代	鹿忍荘
	完伏里 12坪	〃	1段	〃
常行堂仏供免	堀 田		2段	
阿 弥 陀 供 養 法	常行堂行法田	武 光 名	1段	鹿忍荘
彼 岸 田	葛井里 8坪		9段	〃
涅槃会免	椀 里 4坪	行 久 名	1段	〃
馬 上 免	完伏里 3坪	安 元 名	1段	〃
供 養 免			3段	金岡東荘
仏 名 免	堀 田		5段	
温 免	完伏里 5坪	藤 光 名	1段	鹿忍荘
そ の 他	小沢里		6段	豊原荘御田方
	小嶋本		1段10代	牛窓出作国衛方
別宮大般若免	並		40代	〃
	浦 里		10代	〃
公 田	外家里 28坪	末 弘 名	30代	鹿忍荘
	完伏里 3坪	安 元 名	20代	〃

弘法寺免田畠注文（応安七年）より作成

その後も寄進，開発によって寺領が拡げられていった。

寄進については永徳2年（1382）に僧性尊，平若が連著によって1段，応永29年（1422）に出雲守資職が1段，宝徳2年（1450）に住侶阿闍梨顯舜が1段，文明9年（1477）に宇喜多實昌が1段，大永6年（1526）に宇喜多三郎左衛門尉が2段，享祿3年（1530）に大京次郎左衛門が1段，天文9年（1540）に宇喜多但馬守が無料として300文，天文18年（1549）に西光坊秀好が1段25代，天正3年（1575）に鹿忍片山の太郎左衛門尉が1段10貫文，天正13年（1585）に万代郷兵衛豊秀が30代，文祿3年（1594）文祿4年（1595）には，宇喜多秀家が合せて140石を寄進していることが，弘法寺文書によって知られる。

また新田開発については，天文7年（1538）の弘法寺領新開田畠檢注帳によると，田畠，山林あわせて3町8段36代5歩が開発され，寺に米19升，代1435文が上納されている。

(2) 賀茂別雷社領山田荘

賀茂別雷社領であった山田荘は，今の上山田，下山田を荘域としていた。

院廳下 備前国在廳官人等

可早無事煩令運上，賀茂別雷社領山田・竹原等庄年貢米事，

右，彼庄庄御米者，敷重用途也，云點定之船，云水手之催，不准他所，早停件等之課役，止路

次之狼藉，合期可令運上之状，所仰如件，在廳官人等，宜承知，不可違失，故下

寿永二年十一月四日

(署名略)⁽⁵⁾

この記事から、山田荘が賀茂別雷神社に年貢を納めるため、他の課役が免除されていたことや、運上中の安全が国衙によって守られていたことが知られる。

また寿永3年(1184)の頼朝公諸国下文には「任 院廳御下文，停止方々狼藉武士等齋国如元可備進神事用途，若不恐神威，不用院宣者，慥處重科之状，如件，以下」すと命じられており，その中にも「備前国 山田荘」の名がみられる。

(3) 石清水八幡宮寺領牛窓別宮

牛窓町の東端の丘陵，八幡山に町の氏神である牛窓八幡宮がある。「備陽国誌」には，その由来が次のように記されている。

八幡宮 牛窓村 社領二十石，山城男山より勸請，創造時代不詳，古へ社頭十二宇有り，社領千石計有し由，永祿の頃，芸州兵乱の時，海賊多く民衆を掠めとり，此社頭をも焼き亡す，神功皇后の御太刀，御鎧，当社にありしを，寛文中，五香宮へ移し納む

この記事の中の社領千石という言葉には，いくらかの誇張があるにしても，石清水八幡宮との関係は，相当古くからあったものと思われる。

石清水文書によると，保元3年(1158)十二月三日の官宣旨，および元暦2年(1185)正月九日の源頼朝下文に，「備前国牛窓別宮」という記が見られる。この牛窓別宮は，後に「従三位牛窓神社」と言われるものであり，今日ある牛窓八幡宮である。

この牛窓別宮は保元3年(1158)の官宣旨において「庄園別宮」というように，荘園と並び称せられたり，元暦2年(1185)正月九日の源頼朝下文に「牛窓別宮 雄島別宮 片岡別宮 肥土庄 御封会米二百石」というように諸国の石清水領の荘園や保と並びしるして，「件庄々者八幡宮寺之往古神領也，而近年之間，依平家追討，守護武士等，或狼抑留御年貢，或宛催兵糧米云々，因茲往代之仏神事用途併陵遲，返々不別事也」と述べられ，他荘園と同等の扱いを受けていることから，牛窓別宮は，別宮といわれても，単なる石清水八幡宮の末社を指すのみではなく，石清水八幡宮の荘園に準ずる，ある一定の領域を持つものとしてあったと言えよう。

3. 港としての牛窓

牛窓は古代から神功皇后の伝説にもあるように，瀬戸内海路の泊所であった。僧西行も牛窓に立ち寄り，歌をよんでいる。

「汎海紀行」には

播磨往而備前来，經大多府，木曾泊後洲泊島，而来牛間門，此一大泊所也

という記事が見え，鎌倉時代に牛窓が内海の「一大泊所」であったことがわかる。

また「鹿苑院殿齋島詣記」(1巻)は足利義満の齋島参詣に随従した今川貞世の紀行文であるが，その康応元年(1389)三月六日の条に「六日，御舟いでて，うしまど，ま井のすなどに至りぬ」という記事が見え，その中に，「牛転」の伝説が述べられている。

また同書の同月二十四日の条に，

今夜は，うしまどに，御とどまりなり，赤松右馬助まゐりて，あるじつかうまつるなるべし，

夜になりて、また、かみなり・あられふり、大雨風になる程に、舟のいかりをとりて、此の泊の少しひんがしのわきに舟をなほしき、其程のさわぎ、のゝしる船、こどもの声々、神なりきわぐにもおとらず、まうちぎみばかりは、寺の侍りしにうつらせ給ひけり、

という記事があり、義満の一行が参詣の帰りに、再び牛窓に寄港していることがわかる。この文中の赤松右馬助は、備前国の守護赤松氏の族人として、将軍義満のために饗応接待に努めた様子がうかがわれ、また、義満が嵐を避けるために上陸し、寺院に仮泊したことが知られる。このことから、当時であっても牛窓の港が内海航路の待避港としての機能を果たしていた事実が知られる。

牛窓は待避港としてあるばかりでなく、また海外貿易のさかんな港であった。『海東諸国記』（1巻、朝鮮の申叔舟の著、1471年刊）には応仁元年（1467）の頃、兵庫室津を初めとした、瀬戸内海の港津の豪族達が朝鮮に使を送ったことが記されており、その豪族の名が列挙されているが、その中に、

丁亥年、遣使、来賀観音現象、書称備前卯島津代官藤原貞吉

とある。藤原貞吉という人物についての詳細は明らかではないが、おそらく、卯島津（牛窓）における地頭か有力武士であって、いわゆる海賊衆の一人であったと思われる。

また『戊子入明記』（策彦周良著、1547年入明記）によると、応仁元年（1467）の遣明使に従った渡唐船の中に、牛窓の田原丸という船があったことが知れる。この記事から、当時の牛窓は朝鮮と交易したばかりでなく、中国との貿易にも一役買っていたことが明らかである。

（杉 志乃婦）

- | | | | |
|---------|--------|----|-----------------|
| (注) (1) | 弘法寺文書 | 1 | 備前国豊原庄々官等連署禁制状写 |
| (2) | 〃 | 10 | 弘法寺衆徒等申状 |
| (3) | 〃 | 11 | 後醍醐天皇綸旨写 |
| (4) | 〃 | 12 | 備前国々宣写 |
| (5) | 賀茂注進雑記 | | 後白河院庁下文 |

第2節 近世の牛窓

1. 領主の系譜

(1) 中世から近世へ

戦国時代の争乱のさなか、各地では近隣諸豪の勢力争いが展開されていたが、備前地方も決してその例外ではなかった。備前における守護勢力は、松田→赤松→山名→赤松氏へと絶えざる闘争の過程を経て変転し、赤松氏の家臣浦上氏、またその家臣宇喜多氏へと漸次に実権は下降し、遂に宇喜多直家にいたって統一が成り、近世大名権力の確立をみるにいたった。この間、権力の中心地は播磨国境の三石城より西漸して、遂に吉備沃野の中心であり、かつ海陸交通の結節点である岡山に定着するにいたり、直家・秀家父子による岡山城の大改築をはじめとした城下町の建設が進められていく。しかし、宇喜多秀家は関ヶ原の合戦には、かねて家康と不和であったため石田三成に同心して西軍にくみし、敗北に帰す。ここに、備前・美作両国および播磨・備中の各一部で約50万石を領した宇喜多氏は滅んだ。その居城は押収され、城下町は焼かれ、残党は所

縁を求めて分散・隠遁して土着帰農した。彼らのうちある者は、宇喜多氏の旧老臣で旗本に取り立てられた戸川氏などに召し抱えられたし、ある若干の者は後年池田氏の下級武士団に編入され、あるいは村役人層に取り立てられたのである。一方、敗北の秀家は島津氏をたよって薩摩に落ちたが、慶長11年4月八丈島へ遠流され、明暦元年同島で卒去した。84歳であった。もっとも、宇喜多氏は秀家の驕奢と長船紀伊守の国政担当以来、家中の分立抗争は激化して長船は毒殺され、老中戸川・花房等の退去をみるにいたってはや関ヶ原の合戦以前において宇喜多氏の衰亡の兆しはみえていたといつてよかろう。こうして宇喜多氏による備前における近世化政策は、その緒において破綻をみたわけである。

慶長5年10月、備前・美作両国51万石は、関ヶ原の合戦で東軍に寝返った筑前国名島城主の中納言小早川秀秋に賞賜された。秀秋は、名将小早川隆景の養子で豊臣秀吉の夫人高台院の甥にあたることから秀吉の深い寵愛をうけていたが、秀吉の死後石田三成との間に不和が生じ、これが関ヶ原の合戦中の徳川方への寝返りの原因になったともいわれている。しかし、秀秋は晩年の宇喜多秀家に似て放鷹殺生のみを好み、入国後ほどなく国政が紊乱し家中騒動を惹き起こした。狂気の沙汰はいっこうにとどまる様相をみせず、「老臣其外も或は殺され、或は退去し、残りし者もなかなか諫など言出すべき様もなければ、ただ其儘にて過行きいよいよみだれがましき所行月日をかさねて相増」(1)すという乱行のうちに、慶長7年10月、23歳で卒去し、嗣子なきために断絶の非運をみた。こうして小早川氏も在城わずか2年で断絶したのである。

小早川秀秋の死後、備前・美作両国の支配関係は大きく変わり、慶長8年(1603)2月、備前国28万石には池田輝政の次男忠継が、美作国18万6500石には森忠政が封じられ、ともに外様大名による藩政がこれより始まるのである。

池田氏の遠祖については、清和源氏の流れを汲むもので、平安末期頃には美濃国池田郡地田荘に居住し池田右馬允と名のり、子孫代々池田を氏としたといわれ、おそらくは地頭的の小土豪であったという説が有力視されている。

教正より五代の子孫恒利は江州一守野城主滝川美作守伴貞勝の男とされ、のち政秀の婿養子となり、將軍義晴に仕えて従五位下紀伊守に進み、享祿元年京都の乱を避けて尾州に移った。養父政秀の女(恒利の室)はいわゆる養徳院で、滝川左近将監一益と森寺藤左衛門尉秀勝との計らいで、天文5年信長の乳母となって厚遇された。

恒利の子信輝は天文5年尾張に生まれ、幼少から織田家に仕え、信長の乳兄弟であるところから信長と昵近になる。天文14年10歳の時、信秀の茶取りとなり信長の遊び相手とされた。信輝は天文17年同列の児小姓と口論して斬り、森寺藤左衛門の許に身を隠したが、同20年海津合戦で功をたてて信長の勘気も解け、以来、藤左衛門は信輝の後見となり、のちにその寵臣となった。かくして、將軍義輝と信長との諱字を得て恒興を信輝と改めた。永祿9年尾州木田城に移って、荒尾谷3,000貫、元龜元年正月同犬山城10,000貫を領し、同年6月姉川合戦の時、池田氏は滅亡せんとしたが森寺父子の忠勤で免れた。次いで天正6年摂津の荒木摂津守村重をうち、翌年花隈城を陥れた功で有馬・尼崎・花隈等の数郡、約10万石を加賜されて大阪在城、天正10年明智光秀追討後、柴田勝家・羽柴秀吉・丹波長秀らと織田氏の四宿老の一人となり、翌

11年秀吉に加担して柴田勝家・織田信孝を滅ぼしてから美濃大垣在城（約13万石）、同12年秀吉が北畠信雄を討たんとした時、秀吉に味方すべきか織田方に付くべきか二途を迷ったとき、伊木清兵衛の建言と秀吉の三国（尾張・美濃・三河）進物をもってする勧誘とによって、遂に織田家を離れていった。そして同年の長久手の戦いで12,000人を率いて一番手となり、信輝・之助父子は戦死する。

信輝の子輝政は永祿7年尾州清洲に生まれ、天正8年尼崎在城、同11年美濃池尻在城、同12年秀吉の命で父の遺領を相続して大垣在城となる。次いで大垣より岐阜（10万石）に転じて侍従となり、天正15年秀吉の命によって氏を羽柴と改めて羽柴三左衛門尉と名のり、更に同16年姓を豊臣に改めた。同18年小田原攻めの後、東三河四郡152,000石を領し、吉田（豊橋）に在城して吉田侍従と号し、慶長5年6月家康の上杉景勝征伐の時には、輝政も味方して奥州に出陣し、岐阜城攻落にも忠勤を励んでいる。かくて池田氏は、先に信輝時代に織田方から豊臣方に転じ、今またはっきりと徳川氏に加担する立場を明らかにしている。されば慶長5年12月には関ヶ原軍功の賞として播磨52,000石を賜わって姫路在城となり、羽柴氏・豊臣姓を去って原姓池田氏に復することとなった。

さて、慶長8年2月輝政の次男忠継は備前280,000石を賜わったが、これは忠継が家康の外孫であるがゆえの寵遇であった。しかし忠継は当時幼少5歳であったので、実際には兄利隆が備前の国政を監することになった。ここに池田氏による岡山藩政の発端がある。慶長15年2月、輝政の三男忠雄は淡路60,000石を賜わったが、忠継・忠雄がともに幼少であったため、両封地とも輝政の領地に等しく、かくて輝政は、事実上860,000石の大大名であったといえる。慶長17年8月輝政は正三位参議に任ぜられ、松平姓を賜わったが翌18年正月姫路城で逝去した。そこで同年6月には家康の台命で輝政の遺領は次の如く分賜された。すなわち、利隆には宍粟・赤穂・佐用三郡を除く播磨国（13郡）約420,000、忠継には備前一国および上記の播磨三郡合計約380,000石、忠雄は従前通り淡路国を領有した。ところが元和元年忠継が17歳で卒し、嗣子がなかったため、忠雄が忠継の遺領のうち備前一国を、播磨三郡は輝澄・政綱・輝興の三弟に各々分与された。この際、忠雄は備前一国280,000のほかに、母良正院の化粧田であった備中の内約40,000石を合せて領有することとなり、ここに岡山藩領地高320,000石が確立したわけである。

一方、姫路藩主利隆は元和2年6月、33歳で逝去し、利隆の子光政が一旦遺領を継いだ。翌3年6月、播磨は中国の要地であるがゆえに領主幼少にては叶うべからず、との理由から、因伯両国に転ぜられることとなった。かくて、寛永9年の岡山移封まで光政は鳥取に在城することになり、元和9年、光政は元服して従四位下侍従に叙任せられ、家光の諱字を賜わって幸隆を光政と改めたのである。

その後、岡山藩主忠雄は寛永9年4月卒去し、子勝太郎（光仲）はわずか3歳であったがゆえに、備前は手先の国なれば幼少にては叶うべからずとの理由で、備前と因伯両国との国替えが行なわれ、寛永9年8月に家中残らず鳥取より岡山へ移り、ここに池田光政およびその継嗣による廃藩まで一貫する岡山藩政が発足したのである。

源 順光 — □ — □ — □ — □ — 池田 政 右 利 九 郎 依 教 正 — □ — □ — □

恒 利 九 郎 紀 伊 守

信 輝 三 郎 紀 伊 守 — 之 助 九 郎 紀 伊 守 — 由 之 出 羽 家 老 — 由 成 出 羽

從 5 位 下
幼 名 恒 朝、号 勝 入
室 是 瓦 尾 美 作 守 善
次 女
美 濃 國 大 垣 城 主。
天 正 12 年 4 月 9 日
長 久 手 において 歿
死。49 歳

輝 政 三 左 衛 門、侍 從
右 少 将、参 議
正 4 位 下、正 3 位
室 是 中 川 親 兵 衛 之 女、繼
室 是 德 川 家 康 二 女 高 子
天 正 18 年 三 河 國 吉 田 城 主
15 万 2 千 石
慶 長 5 年 転 封 播 磨 國 52 万
石 (姫 路 城)、同 18 年 正 月
25 日 卒 ず、50 歳。贈 從 2
位

女 子 中 村 一 氏 室

利 隆 左 衛 門 督、武 藏 守
侍 從、從 4 位 下
室 是 柳 原 康 政 之 女 (德 川
秀 忠 之 養 女)、慶 長 8 年
弟 忠 繼 之 後 見 として 備 前
國 主 (1603~13)、同 18 年
襲 封 播 磨 國 42 万 石 (姫 路
城)、元 和 2 年 6 月 13 日 卒
ず、33 歳

① 岡 山 藩
忠 繼 左 衛 門 督、從 4 位 下
慶 長 8 年 備 前 國 28 万 石
(岡 山 城)
同 18 年 加 封 (播 磨 國 穴 栗
・ 佐 用 ・ 赤 穂 3 郡)
元 和 元 年 2 月 23 日 卒 ず、
17 歳 (1603~15)

② 宮 内 少 輔
忠 繼 侍 從、参 議
正 4 位 下
慶 長 15 年 淡 路 國 6 万 石、元
和 元 年 兄 之 遺 領 を 継 ぎ、
うち 播 磨 國 3 郡 是 3 弟 に
分 ち、忠 繼 是 備 前 一 國 以
上 び 備 前 内 計 131 万 5 千
石 余、寛 永 9 年 4 月 3 日
卒 ず、31 歳 (1615~32)

輝 澄 石 見 守、侍 從
從 4 位 下
号 石 入、元 和 元 年 播 磨 國
安 芸 郡 3 万 8 千 石 (山 崎)
寛 永 2 年 加 封 (備 前 佐 用 郡
2 万 5 千 石)、同 17 年 除 封 寛
文 2 年 4 月 18 日 卒 ず、59 歳

政 綱 右 京 太 夫
從 4 位 下
元 和 元 年 播 磨 國 3 万 5 千 石
寛 永 8 年 卒 ず、26 歳、絶 家

輝 興 右 近 太 夫
從 4 位 下
元 和 元 年 播 磨 國 佐 用 郡 2
万 5 千 石 (平 加)、寛 永 8
年 移 封 (備 前 赤 穂 郡 3 万
5 千 石、刈 原)、正 保 2 年
領 地 没 収、同 4 年 5 月 卒
ず、37 歳

女 子 京 極 高 広 室
長 幸 備 前 守
從 5 位 下
慶 長 19 年 襲 封、元 和 3 年
移 封 (備 前 備 前 内 6 万 5 千
石、松 山 城) 寛 永 9 年 4
月 卒 ず、下 総 守

長 政 家 老
長 明 伊 賀 守、家 老

光 政 新 太 郎、侍 從
左 少 将、從 4 位 下
室 是 本 多 忠 朝 之 女 勝 子
(新 川 秀 忠 之 養 女)、元 和 2
年 襲 封、同 5 年 転 封 (因
幡 城、伯 耆 國 國 32 万 石、鳥 取
城) 寛 永 9 年 転 封 (備 前
一 國 以 上 び 備 前 國 浅 口 ・
窪 屋 ・ 下 道 之 内、計 31 万
5 千 石 余、岡 山 城)、寛 文
12 年 6 月 歿 仕、天 和 2 年
5 月 22 日 卒 ず、74 歳、贈
正 3 位 (1632~72)

恒 元 三 五 郎、備 後 守
從 5 位 下
正 保 4 年 備 前 新 田 2 万 5
千 石 分 知、慶 安 2 年 播 磨
國 穴 栗 郡 3 万 石 を 継 ぎ
(山 崎)、旧 領 之 新 田 是 本
家 へ 復 ち、寛 文 11 年 9 月
卒 ず、61 歳

光 仲 相 模 守、侍 從
左 少 将、從 4 位 下
寛 永 9 年 襲 封、次 以 て 転
封 (因 幡 城、伯 耆 國 國 32 万
石、鳥 取 城) 元 禄 6 年 7
月 卒 ず、64 歳

仲 政 勝 三 郎、美 濃 守
從 5 位 下
慶 安 2 年 卒 ず

政 直 從 5 位 下
寛 文 2 年 播 磨 國 神 崎 ・ 印
南 2 郡 之 内、一 万 石 (福
本)、同 5 年 卒 ず、32 歳
久 馬 助

政 武 從 5 位 下
寛 文 6 年 播 磨 國 神 崎 ・ 印
南 2 郡 之 内、7 千 石 (福
本)、交 代 寄 合 に 列 ち

政 種 求 馬
寄 合、慶 永 3 千 俵

長 常 出 雲 守
寛 永 9 年 襲 封、同 18 年 卒
ず、33 歳、所 領 没 収、絶 家

長 信 修理
長 重 備 前 守

長 吉 備 前 守
從 5 位 下
慶 長 5 年 因 幡 國 6 万 石
(鳥 取 城)、同 13 年 9
月 卒 ず、45 歳

長 政 同 内 守
家 老
女 子 森 長 一 室
女 子 恒 朝 秀 次 室
女 子 山 崎 家 盛 室
女 子 磯 野 幸 長 室

(2) 近世の牛窓

以上のような過程を経て近世の牛窓は池田氏の支配下にはいり、明治4年の廃藩置県まで首尾一貫して岡山藩池田氏の統治をうけることになったのである。

近世の牛窓は、図1-2-2に示すように5つの村々によって構成され、何回かの併合・改称を経て現在にいたる。

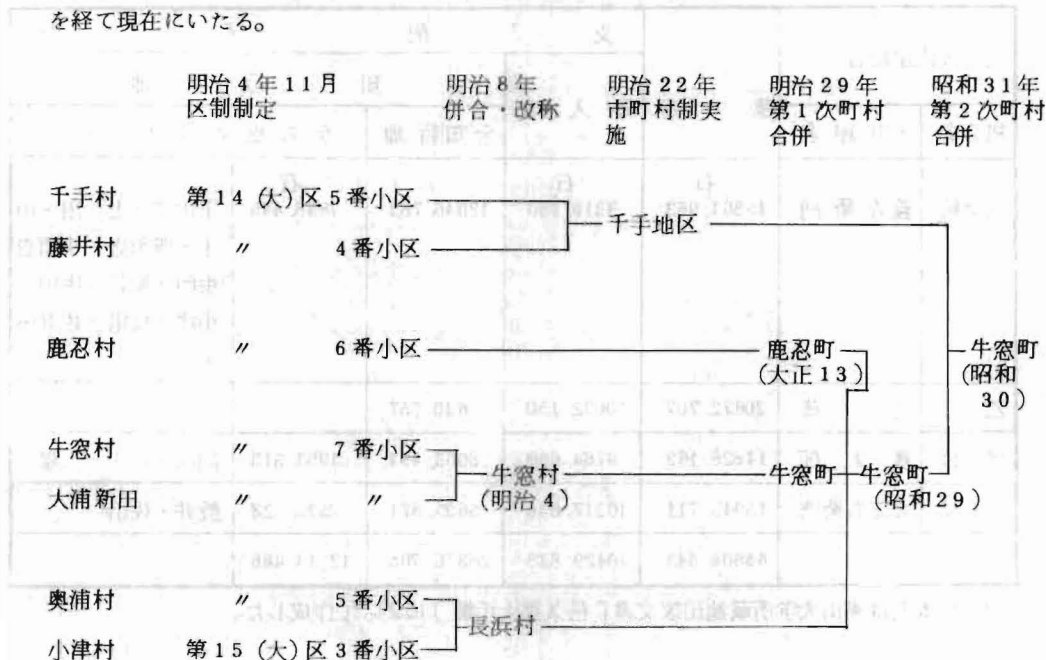


図1-2-2 牛窓町行政変遷図

(注) 「岡山県郡治誌」上巻(昭和13年発行)第7章町村廃置分合および「岡山県市町村合併誌」(昭和35年発行)によって作成

岡山藩の地方支配制度の特徴の一つは、寛永9年(1632)8月池田光政が鳥取から岡山に入封した直後に、前池田氏時代の前例を踏襲していわゆる地方知行制度を採用し、江戸時代を通じて城下に居住させ、在地性をもたない家臣団に地方知行を与えたことである。

邑久郡における蔵入地と知行地の分布状態は表1-2-1に示したとおりで、蔵入地と知行地はほぼ3:2の割合で分布している。ここで特に注目すべきは、知行地26,376,705石のうち虫明に陣屋をもつ家老伊木氏の知行地が12,314,486石で46.7%とほぼ半数近くに達していることであり、ここに家老の在所の所在する郡としての特色が明確にあらわれているといえる。

虫明伊木氏の系譜は表1-2-2に示すとおりである。伊木氏はその先を豊後守忠次といい、はじめ香川長兵衛と称し、また清兵衛と号す。天文12年尾張国清洲に生まれ、初め織田氏に、後池田信輝に仕え、濃州伊木山の城を抜きたるにより伊木氏と改める。天正18年参河田原城に、慶長6年播磨姫路城に移り、同8年37,000石を領し三木城主となった。子長門守忠繁父につ

いで三木城主となり、孫忠貞の代にいたって元和3年因幡に移ったが、寛永9年光政が備前に転封されるに及んで陣屋を邑久郡虫明の地に賜い、天城池田・周匝池田・金川日置・建部池田・佐伯土倉とともに、近世を通じて岡山藩の家老職を世襲したのであった。

表1-2-1 邑久郡における蔵入地と知行地 (1)

大 大庄屋組合		残 高	支 蔵 入 地	配 区 分		
組合名	大庄屋名			知 行 地		
		全知行地	うち虫明伊木知行地			
大ヶ嶋	義左衛門	石 15361,963	石 3315,180	石 12046,783	石 7838,445	下山田・上山田・山手・西須恵・東須恵 虫明・福谷・庄田・小津・横尾・佐井田 大佐
乙子	文 蔵	20672,707	20032,150	640,557		
尾張	嘉 太 郎	14828,162	6764,668	8063,494	1953,313	向山・百田・大窪
下笠加	太郎右衛門	15943,711	10317,840	5625,871	2522,728	飯井・佐山
計		66806,543	40429,838	26376,705	12314,486	

(注) 本表は岡山大学所蔵池田家文書「邑久郡大手鑑」によって作成した。

表1-2-2 虫明伊木氏の系譜

家 老 在 任 期 間	知 行 高	
勝入様御代～慶長8卯11月	33,000石	伊木豊後
慶長8卯11月～元和2辰8月	〃	伊木長門
元和2辰～寛文12子閏6月	〃	伊木長門
寛文12子9月～元禄14巳12月	〃	伊木清兵衛
元禄14巳12月～享保5子8月	30,000	伊木將監
享保5子9月～延享4卯7月	〃	伊木長九郎
延享4卯7月～安永4未10月18日	〃	伊木豊後
安永4未12月8日～寛政9巳7月28日	〃	伊木美織
寛政9巳7月28日～文化4卯7月	〃	伊木長門
文化4卯9月～同5辰正月	〃	伊木長門
文化5辰2月～同12亥6月27日	〃	伊木庸之介
文化12亥8月～文政3辰5月	〃	伊木橘藏
文政3辰7月～天保3辰12月	〃	伊木善之介
天保4巳3月～明治2巳8月	〃	伊木助作
万延元申12月～明治2巳正月	〃	伊木右京助

(注) 本表は岡山大学所蔵池田家文書「諸職交代」によって作成

村名	残高直	高直	支入			配			区			分			備			考			
			残高	直高	地高	知行高(残高)	知行高(直高)	知行高	給	高	人	給	高	人	給	高	人		名	主	五人組頭
円張	291,040	391,821	291,040	391,821	391,821	-	-	-	100,000	100,000	100,000	500	野権六郎	野権六郎	野権六郎	500	馬之介	喜右衛門			
下山田	831,251	1159,813	-	-	-	831,251	1159,813	1159,813	50,000	50,000	50,000	400	山脇重之助	山脇重之助	山脇重之助	400	利太郎	幸次郎			
上山田	442,269	664,394	-	-	-	442,269	664,394	664,394	50,000	50,000	20,000	350	竹村半三郎	竹村半三郎	竹片三郎	350	富三郎	俊藏			
山手	1074,929	1442,505	-	-	-	1074,929	1442,505	1442,505	50,000	50,000	50,000	250	雀部六左衛門	雀部六左衛門	雀部六左衛門	250	徳太郎	勘兵衛			
山田庄	1621,196	2548,042	394,723	620,388	620,388	1226,473	1442,505	1442,505	70,000	70,000	70,000	150	右田新兵衛	右田新兵衛	右田新兵衛	150	清太郎	勘兵衛			
									70,000	70,000	117,654	300	能勢勝右衛門	能勢勝右衛門	能勢勝右衛門	300	圭治	米太郎			
									117,654	117,654	100,000	200	春田半次右衛門	春田半次右衛門	春田半次右衛門	200	福元	虎吾			
									100,000	100,000	20,000	300	篠岡久太郎	篠岡久太郎	篠岡久太郎	300					
									20,000	20,000	100,000	200	津川亦六郎	津川亦六郎	津川亦六郎	200					
									100,000	100,000	150,000		藤岡七三介	藤岡七三介	藤岡七三介						
									150,000	150,000	150,000		安藤幾之介	安藤幾之介	安藤幾之介						
									150,000	150,000			水野久右衛門	水野久右衛門	水野久右衛門						

福元	968,139	1243,618	968,139	1243,618	-	-	80,000	青地	東兵衛	兵八郎	250	{ 武虎	衛兵三郎	
豆田	1157,436	1812,807	-	-	1157,436	1812,807	100,000	稻川	藤左衛門	藤八郎	550	{ 宿藏	久左衛門	
北池	406,098	480,816	-	-	-	-	50,000	寺沢	田貢	田兵衛	1,000	{ 梅吉	赤右衛門	
西須惠	980,794	1448,244	-	-	980,794	1448,244	250,000	池野	瀬清	清三郎	500	{ 山田庄	左衛門	
東須惠	799,980	1322,939	-	-	799,980	1322,939	100,000	浅野	山瀬	山瀬部	200	{ 東須惠	清八次	
虫明	242,616	460,328	-	-	242,616	460,328	90,000	中野	野太	野太郎	350	{ 弥平	弘吉	
福谷	623,604	993,358	-	-	623,604	993,358	130,000	菅口	儀兵衛	兵衛	150	{ 福元	三治藏	
間口	166,668	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	{ 理兵衛	藏吉

村名	残高直	高直	支 入 地				配 区				分			備			考	
			藏	高直	高	知(残高)	知行高(直高)	知行高(直高)	給	高	人	給知行高	人	名	主	五人		組頭
庄田	208,116	259,650	—	—	—	208,116	259,650	伊	木	長	門	勝兵衛	勝兵衛	惣介				
尻海	567,556	772,681	567,556	772,681	—	—	—	—	—	—	—	—	文右衛門 介	八五郎				
小津	610,357	867,179	—	—	—	610,357	867,179	伊	木	長	門	伊久治 勝兵衛	伊久治 勝兵衛	得藏 鹿太郎				
横尾	197,286	252,550	—	—	—	197,286	252,550	伊	木	長	門	嘉惣次	嘉惣次	那平次				
佐井田	1560,263	2233,794	—	—	—	1560,263	2233,794	伊	木	長	門	元三郎 嘉惣次	元三郎 嘉惣次	勇藏 幸次郎				
大佐	266,944	306,500	—	—	—	266,944	306,500	伊	木	長	門	嘉三郎	嘉三郎	虎右衛門				
寄	15361,963	22030,667	3315,180	5175,121	—	12046,783	—	—	—	—	—	—	—	—				

乙子	409, 899	201, 503	409, 899	201, 503	-	-	-	-	-	仲治 仲善左衛門	{	曾次郎 鹿藏
神崎	1052, 776	1152, 915	1052, 776	1152, 915	-	-	-	-	-	勝藏 新五郎	{	誠之介 俊右衛門
邑久郷	1330, 208	1314, 757	1330, 208	1314, 757	-	-	-	-	-	新五郎	{	与兵衛 助三郎
宿毛	672, 058	878, 226	672, 058	878, 226	-	-	-	-	-	上阿知	{	神崎寅之介
西片岡	883, 856	704, 921	883, 856	704, 921	-	-	-	-	-	上阿知	{	那太郎
正儀	460, 779	289, 473	460, 779	289, 473	-	-	-	-	-	西幸西	{	吉三郎 鹿藏
久々井	123, 088	142, 740	123, 088	142, 740	-	-	-	-	-	西片岡 西幸西	{	吉三郎 鹿藏
犬嶋	1252, 197	1179, 926	1252, 197	1179, 926	-	-	-	-	-	藤井	{	基次郎 平作
東片岡	543, 124	663, 071	32, 732	39, 961	510, 392	200, 000	170, 000	50, 000	52, 340	基次郎 平作	{	文三郎
藤井	543, 124	663, 071	32, 732	39, 961	510, 392	200, 000	170, 000	50, 000	52, 340	市郎治 良三郎	{	文三郎
										平作 吉	{	定右衛門 太
										平作 吉	{	浅治
下阿知	442, 385	807, 955	442, 385	807, 955	-	-	-	-	-	市郎治	{	佐太郎

村名	残高	高直	支入地				配区			分			備考				
			残高	藏高	高直	知行高(残高)	知行高(直高)	知行高	給	高	人	給知行高	人	名	主	五人	頭
上阿知	440,697	654,155	440,697	654,155	-	-	-	-	-	-	-	駒太郎	駒太郎	金次郎			
千手	202,610	342,444	72,445	122,444	130,165	70,000	20,000	50,000	50,000	30,000	100	内藤源左衛門	浅五郎	寅藏			
鹿忍	1248,297	1535,102	1248,297	1535,102	-	-	-	-	-	-	400	山口吉之進	治部右衛門 清太郎	徳太郎			
牛窓	1151,389	1369,010	1151,389	1369,010	-	-	-	-	-	-	180	長谷川俊三郎	助三郎 平兵衛	興次郎 八郎左衛門 五郎左衛門			
大浦		8,691										薄田長兵衛					
奥浦	370,781	578,800	370,781	578,800	-	-	-	-	-	-		田中貞庵	清太郎	豊藏			
東幸崎	1502,129											手村	弁之介 吉	猪左衛門			
西幸崎	1778,245		1778,245									西幸西	栄藏 喜太郎	仲三右衛門			

南幸田	1521, 868	1521, 868	-	-	-	-	-	-	松 藏
北幸田	1639, 236	1639, 236	-	-	-	-	-	-	佐太郎 善左衛門 弥次介 定兵衛 恒太郎
東幸西	1835, 885	1835, 885	-	-	-	-	-	-	武左衛門 寿三郎
西幸西	1800, 507	1800, 507	-	-	-	-	-	-	熊五郎
寄	20672, 707	11814, 548	20032, 150	10971, 438	640, 557	10971, 438	640, 557	11814, 548	20672, 707

村名	残高直	高直	配区				分			備		考		
			支入地		知行		知行高 (残高)	知行高 (直高)	給行人	給行人高	名		主	五人組頭
			残高直	高	知行高 (残高)	知行高 (直高)								
新	740,829	1125,830	—	—	740,829	560,260 565,570	池田二郎 伊木李	1,200	多喜次	庄松				
五明	635,041	913,739	177,055	254,759	457,986	200,000 249,730 50,000 59,250 50,000 20,000 30,000	宮木式部 安藤八右衛門 成瀬九右衛門 安藤清太郎 玉井平作 児嶋俊三郎 石川彦左衛門	300 200 250 120 150	尚太郎	黒右衛門				
浜	992,570	1514,573	992,570	1514,573	—	—	—	—	{ 福山 修右衛門 良右衛門	{ 藤之介 善右衛門				
川口	633,873	978,097	633,873	978,097	—	—	—	—	信右衛門	林吉				
新地	698,746	1022,628	698,746	1022,628	—	—	—	—	{ 浜 新	良右衛門 喜弥太	与平次			
射越	318,966	526,950	318,966	526,950	—	—	—	—	量平	状左衛門				
上寺	189,998	288,223	189,998	288,223	—	—	—	—	{ 福山 五明	修右衛門 尚太郎	栄三郎			

門前	866,028	1296,346	—	—	866,028	1296,346	池田兵庫	5,000	{ 大富 福山	角右衛門
北地	959,939	1204,192	264,472	210,828	749,111	46,000	馬場定之丞 石田清之丞 野間準衛門 尾関源左衛門 青地東兵衛 山本庄兵衛 玉井平作 林吉左衛門 梶川甚太夫 南仲之丞 林村真叔 中村真衛門 奥田○左衛門 竹冢禰三郎 服部灌之進	150	{ 向山村 廣三郎	{ 作藏 文三郎
向山	858,858	1277,984	189,848	185,712	673,146	519,734	伊木長門 水野主計 鈴木新兵衛 須加吉左衛門	1,000 350 200	{ 文三郎 惠三郎	甚四郎
大富	1301,243	2111,147	2111,147	1301,243	—	—	—	—	{ 林藏 猪三治	千代吉
福山	622,036	891,587	231,587	161,572	460,464	200,000	岸織部 平賀善左衛門	1,500	{ 修右衛門 嘉兵衛	文右衛門

百田	530,203	840,584	—	—	530,203	840,584	伊木長門	滝川弥右衛門	50,000	300	久志良村	栄藏	{ 多吉 寅次郎
大窪	749,964	1157,331	—	—	749,964	1157,331	伊木長門	水主加五郎	20,000	150	常左衛門	良藏	{ 良藏
尾張	2478,273	3566,126	799,973	1151,126	1678,300	200,000	福家源之丞	水原新左衛門	50,000	100	田中	幾左衛門	{ 良藏 喜右衛門
						65,000	浅野今之介	梶川加右衛門	60,000		中村	惣三郎	桂藏
						80,000	丹波直三郎	滝川覚左衛門	60,000			湯藏	
						80,000	四月野次	伊木長門	80,000				
						60,000	波多幸之丞	伊木長門	60,000				
						50,000	平賀十藏	伊木長門	50,000				
						500,000	池田萬造	水原新左衛門	500,000	2,000			
						50,000	原之丞	梶川加右衛門	50,000	200			
						70,000	田中左衛門	滝川覚左衛門	70,000	150			
						20,000	市浦六衛門	伊木長門	20,000				
						70,000	楠原定六	伊木長門	70,000	130			
						100,000	佐谷嘉大	伊木長門	100,000	400			
						70,000	近藤七	伊木長門	70,000	180			
						70,000	鈴木寛之丞	伊木長門	70,000	150			
						70,000	河原喜久	伊木長門	70,000				
						70,000	石津甚之助	伊木長門	70,000				

村名	殘高直	高直	配區支				備考				
			支入地		知行高(殘高)	知行高(直高)	知行高	給人	名	主	五人組頭
			殘高直	高直							
包松	958,415	1315,208	475,983	653,179	482,432	352,029	池田卯守	4,000	中村陽藏	貞左衛門	佐左衛門
寄	14828,162	21957,696	6764,668	9943,094	8063,494	100,000	森本与惣兵衛	700	大窪	熊右衛門	
						100,000	岩田梅之丞	250			
						70,000	丸尾權之進	180			
						250,000	山田市郎左衛門				
						80,000	滝弥五兵衛	200			
						30,000	山瀬治部左衛門	500			
						50,000	佐々市左衛門	200			
						50,000	草谷八郎兵衛				
						30,000	弱田延相				
						352,029	池田卯守				
						100,000	森本与惣兵衛				
						50,000	青地藤右衛門				
						60,000	前田安左衛門				
						50,000	杉山羽左衛門				
						50,000	大内武夫				

下笠加	729, 935	976, 247	184, 118	246, 247	545, 817	200, 000 200, 000 200, 000 80, 000 50, 000	河合源大 武藤平右衛門 水野主計 高崎五郎兵衛 滝波運平	夫門計衛平	300 1,000	{ 上笠加 福岡	百之治 惣左衛門	豐吉
上笠加	441, 694	644, 002	211, 931	309, 002	229, 763	135, 000 70, 000 100, 000 30, 000	松原覺之助 熊沢武市 土方勝兵衛 門田右大	之助市衛夫	500 270 600 130	係左衛門 孫左衛門	常左衛門	
南谷	61, 197	78, 510	61, 197	78, 510	—	—	池田造酒 大村武左衛門 寺沢左衛門 香取儀右衛門 孝弥右衛門 安本四郎大 村上藤助	酒門門門門門助	500 130 280	{ 福永	熊藏 和太郎	平吉
福永	375, 764	523, 223	—	—	375, 764	523, 223	池田兵庫	庫	—	{ 熊藏 理左衛門	加三郎 六右衛門 貞吉	
福岡	1478, 266	1346, 223	1478, 266	1346, 223	—	—	—	—	—	{ 談太郎 与一兵衛	—	

村名	殘高	高直	高	支入地			配			區			分			備		考		
				殘	高直	高	知行(殘高)	知行(直高)	知行(直高)	給	地	人	給	知行高	名	主	五人		組	頭
八日市	601,791	746,500	295,454	366,500	306,337	150,000 80,000 30,000 50,000 20,000 50,000	須加吉左衛門 富田勇之進 一森彦 古沢藤左衛門 大内武夫 河崎萬吉	200 280 180 200	一郎左衛門 夫次郎	鹿之介										
長船	716,065	877,721	716,065	877,721	-	-	-	-	-	-	-	-	吉兵衛 權八郎	庄太郎						
服部	2352,920	3362,531	1975,057	2822,531	377,863	50,000 200,000 60,000 30,000 70,000 130,000	伊藤佐五右衛門 水野主計 柏尾六郎左衛門 神屋米二郎 山根惣右衛門 古倉四郎左衛門	1,000 350 180 300	善右衛門 甚吉 孝右衛門 夫次郎	丸山 八日市	主左衛門 源右衛門 新四郎 定之介									
土師	1906,040	2838,114	1906,040	2838,114	-	-	-	-	-	-	-	-	曹多藏 藤右衛門 六兵衛 芳右衛門	庄次兵衛 仲次郎						

牛文	335,446	473,821	335,446	473,821	-	-	-	-	-	-	久三郎 久蔵	圭介
福里	2136,785	2115,889	2136,785	2115,889	-	-	-	-	-	-	彦左衛門 半左衛門	{ 新右衛門 半左衛門
磯上	1083,196	1606,860	401,882	596,169	681,314	507,191	池田 守田 三宅 馬場 今井 三上 門田 宇津 山脇 森治部	羽出 興五郎 与左衛門 定次 左衛門 親三郎 右大 半太 重之助 左衛門	30,000 150 150 150 450	{ }	沢吉 小伝次	{ 五文次 房五郎
飯井	1445,610	2109,842	-	-	1445,610	2109,842	伊木 長門	伊木 長門	180 400	{ }	久五郎 貞左衛門 理太郎 安右衛門	藤兵衛 喜惣太 源兵衛
佐山	1077,118	1827,368	-	-	1077,118	1827,368	伊木 長門	伊木 長門	-	{ }	久五郎 右衛門 栄蔵	勝次郎 平
尻海	522,435	725,321	522,435	725,321	-	-	-	-	-	-	久兵衛 左衛門	{ 勤七 指三治
寄	15943,711	22264,882	10317,840	13934,908	5625,871	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1) 本表は岡山大学所蔵 池田家文書「邑久郡大手鑑」によって作成した。
2) 給人の知行高は岡山大学所蔵 池田家文書 嘉永2~3年「土帳」によった。

邑久郡内の虫明伊木氏の知行地は、陣屋のあった虫明を含む大庄屋大ケ嶋村義左衛門組合（22ヶ村）に12ヶ村、大庄屋尾張村嘉太郎組合（19ヶ村）に3ヶ村、大庄屋下笠加村太郎右衛門組合（16ヶ村）に2ヶ村と合計17ヶ村にわたって分布しており、特に邑久郡内でも虫明を中心とした地域に知行地が集中しているといえる。

一方、邑久郡諸村に知行地を与えられていた給人は、表1-2-3に示すように、虫明伊木氏を除くと知行高300石以下のものが大半を占めているが、これはまた知行高にかかわらず各給人ともそれぞれの知行高のうちの一部をこれらの村において所有するという形態を示している。このように、岡山藩でも諸藩によくみられるような知行地分村制が採用され、万石以上の家老知行地はそれぞれ在所のある郡内に知行高の過半に達する知行高があってやや集中性を認め得るが、全体的には分散度は高かったといえる。また村別にみると、ある村は全村蔵入地か一給人の知行地となる場合もあったが、多くは数人の相給地であるか、数人の相給地と蔵入地の混在するものかであったことは、表1-2-3をみれば容易に理解される。このような知行地の分散制は、給人の知行権の分割と貢租の均衡をはかったものと考えられるが、岡山藩では原則として知行地の割り替えは行なわれず、同一の知行地をその子孫が継承したようである。

なお給人の知行高は直高で表示されており、残高で表示された知行高とは一致しない。岡山藩の直高は一種の架空の高であり、元和3年光政は播磨520,000石から因伯両国320,000石へ転封になったが、その転封による朱印高の激減に対処するための便法として直高の設定という方法が講ぜられたのである。すなわち、朱印高32万石の物成183,054石余は免5ツ7分強に当たるが、この物成を50万石に対する物成とすれば、免3ツ7分弱となり、したがって移封減高になった後の家臣は、知行高は不変であっても下される知行物成は、3ツ7分位に低減されたこととなる。このようにして、32万石の朱印高のほかに延ばされて作成された約50万石の直高によって、家臣の知行高が播磨時代と同額に維持されたが、家臣の実質的な取得は約6割余に切り下げされたことになったのである⁽²⁾。

ところで、多くの諸藩における知行制度は、一般的に近世初頭には地方知行制度が採用され、それがやがて年代に遅速の差はあるにしても、擬制化されて実質的には俸祿制度と大差なきものに変質するか、或いは俸祿制度そのものに転化するようである。岡山藩の場合も決してその例外ではなかった。

寛永9年岡山に移封した光政の家臣団は、それまで前封地である因伯において、ほとんど城下に集住したまま、すなわち在地性をもたないまま給地を与えられるという、土地から遊離した給人の地方知行が実施されていたと思われ、岡山に移住した後でも、光政はほとんど全家臣を城下に集住せしめながら、それぞれの石高に応ずる知行所を家臣（給人）に分割給付するという、いわゆる地方知行制度を踏襲している。さらに知行割は極秘に行なわれ、給地の善悪についての訴訟は禁ぜられ、また替地は絶対になかったようである。知行所の分布状態・所有状態には複雑な分村制・相給制がとられ、これは陪臣の知行地においてもほぼ同様であり、給人の知行権の地域的分散と収納の均衡を計ったためであろう。

このような岡山藩の地方知行制度は承応3年まで存続するが、同年夏の大洪水・大飢饉を契機

として根本的に変質するにいたった。当時光政は給人の知行所に対する考え方に甚だ不満の意をいだいており、承応3年10月6日「老中・組頭・物頭悉御城へ被召、直二被仰付条々」に

一天地の気も、陽之春夏は賑に、陰の秋冬は寂敷、鳥等も雄は有飾で雌は無飾候、今此国、面は逼塞にして内証は豊候よし、人により知行は女の化粧田と成敷と存候、亡国之左右にて候条、此段急度誓紙を以申付候事⁽³⁾

とある如く、地方知行制度下において給人達が各自の知行所を妻女の化粧田の如くに考えて私物化していたことを光政は強く憤激していた。かかる時に地方知行の根本的な変質の契機となった承応3年の大災害がおこったのである。この大洪水の直後、光政は、知行権のうちで最も重要な意味をもつ給人の徴税権をうばい、これを藩権力に吸収するという改革を断行した。すなわち給人に給地を配分しても徴税権については藩がこれを掌握し、免・斗代は全面的に郡奉行が決定し、給人は毎年藩当局の決定した知行物成を下されることになったのである。こうして、給人の知行権の中で最も重要な徴税権がほとんど骨抜きとなって藩権力に吸収されたのであるから、実質的には給所取上げと同様で、たとえ明治2年まで地方知行制度が名目的に存続したといっても、この点からも俸祿米制度と大差のないものに変質したといえる。

2 支配組織と領民統制

(1) 地方組織の支配と機構

岡山藩の地方支配の機構は、図1-2-3に示されているように、郡方支配の頂点を郡代が占め、郡代一郡奉行一郡目付一代官を基軸とする郡方支配役人がおかれていた。一方、各村々には名主・五人組頭・判頭などのいわゆる村方三役を以て各村々を治めさせると同時に、これらを管轄せしめるために大庄屋制度を設けたのであった。ところで、大庄屋の中には、「徒格」の待遇を受けて郡代以下の家中郡方役人と郡村を巧みに結びつける媒介となった在下方役人にとりたてられるものがあり、領民支配の上で重要な役割を果たしたといえる。

なお、邑久郡関係諸村を担当した郡代・郡奉行の歴任状況は、表1-2-4、表1-2-5に示すとおりである。

(1) 郡方役人

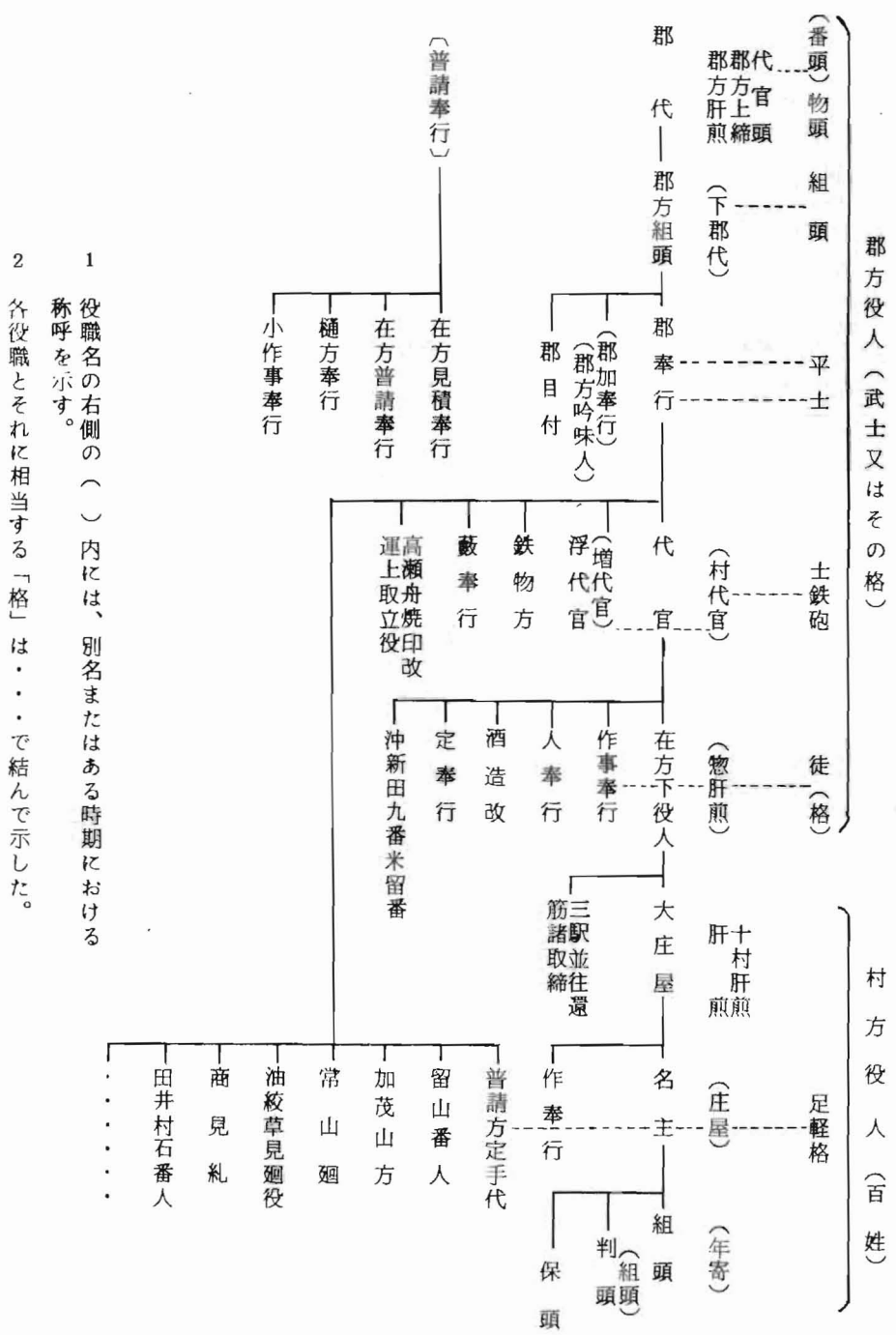
(a) 郡代

郡代は、郡方支配の最高役職で1~2人をあて、主として物頭格の者が任ぜられた。その職掌については「岡山藩政史の研究」の中で述べられている如く⁽⁴⁾、

- ①郡奉行から頼むか相談する時はともかく、平常は百姓支配に干渉せぬこと
- ②代官は平時は郡奉行の指図をうけて勤めるが、代官頭(郡代)が年中に一兩度廻郡して代官を監督すること
- ③公事がある時には郡奉行に加わって相談すること

であった。

このような郡代の本格的な発足は、郡方支配上極めて重要な年である天和2年正月に服部与三右衛門・津田重二郎の両名が郡代に任ぜられてからである。このとき両名が郡代に任命された意図は、津田重二郎奉行書によれば、「御国へ従公方様御預之事=候得者、民之御仕置肝要=被思召候」「国々在々御手遠成事=候得へ、民之有付思御心元被思召候」「何とそ在々え御仕置宜様



1 役職名の右側の () 内には、別名またはある時期における
 称呼を示す。
 2 各役職とそれに相当する「格」は・・・で結んで示した。

図 1-2-3 郡方支配組織図

(注) 谷口澄夫著「岡山藩政史の研究」P 259 より転載

表 1-2-4 郡 代

在任期間	西	曆	郡	代	知行高	前	任	備	考
寛永8未～ 同9申	1631～	1632	熊谷	十左衛門	400				
寛文3卯正月～ 同12子9月	1663～	1672	川村	平太兵衛	300				
延宝元丑11月	1663～	1673	西村	源五郎	300				
同12子9月	1663～	1672	都志	源右衛門	200				
天和2戌正月～ 元祿16未12月	1682～	1703	津田	佐藤太	500				
同4未6月	1682～		服部	円書	500				
元祿16未12～ 正徳5未10	1703～	1715	藤岡	勘右衛門	300		大目付	死	
同宝永2酉11	1703～	1705	水野	作右衛門	1000			番合	
宝永2酉11～ 享保8卯5	1705～	1723	小堀	彦左衛門	500		弓頭	寄合	
享保元申11～ 同6丑6	1716～	1721	八木	惣兵衛	500		鉄砲頭	寄合	
享保6丑6～ 同14酉11	1721～	1729	加世	八兵衛	400		町奉行	寄合	
享保13申5～ 同16亥2	1728～	1731	長谷川	九郎大夫	350		寺社奉行	死	
享保15戌4～ 同16亥9	1730～	1731	森川	助左衛門	500		普請奉行	隠居	
同17子12	1730～	1732	西村	小四兵衛	300		普請奉行	死	

在任期間	西曆	曆	郡	代	知行高		前	任	備	考
享保16亥9～ 同18丑9	1731～	1733	船戸	久左衛門	400		大	付	寄	合
" 18丑9～ 元文3午4	1733～	1738	小堀	彦左衛門	800	番頭格	寄	合	隱	居
元文3午4～ 寛延元辰12	1738～	1748	下	方 善兵衛	1000	元立4未2～享保元酉8 享保元酉8～	寄	合	隱	居
" 4未2～ 寛保元酉6	1739～	1741	船戸	久左衛門	500		寄	合	作廻方兼帶	隱居
延享2丑9～ 宝曆6子2	1745～	1756	小堀	彦左衛門	750	宝曆4戌3番頭格 他廻方兼帶 同5亥6小仕置格 寛保2戌2 鉄砲頭	大	付	御	免
宝曆6子4～ 同13未8朔	1756～	1763	生形	半右衛門	400	百石宝曆9卯6月 加百石同12午正月	大	目	普請奉行兼帶	大小姓頭
" 13未8朔～ 明和酉6.3	1763～	1765	森	本 惣兵衛	700		大	目	御	免
明和2酉7～ 安永7戌10.9	1765～	1778	服	部 頼 母	1300	番頭格明和7寅正月番頭小仕置	町	奉	行	御免
安永7戌10.9～ 天明2寅2.19	1778～	1782	広	沢 喜之介	550		町	奉	行	御免
天明2寅2.19～ 同8申正11	1782～	1788	下	方 平 馬	1000		大	目	寄	合
" 5己2～ 同7未12	1785～	1787	津田	源右衛門	600	御側見小姓格	大	目	寄	合
" 8申正11～ 寛政7卯6.14	1789～	1795	小川	九市兵衛	550		側	見小姓頭	江	戸判形
寛政7卯6.14～ 同12申7.23	1795～	1800	津田	源右衛門	600		普	請奉行	隱	居
" 12申7.23 ～文化10酉8	1800～	1813	高	木 右衛門 (後右門)	500	百石 加又二百石 都合八百石	作廻方組頭	小	姓頭	番頭
文化9申6～ 文政元寅2	1812～	1818	高葉	忠右衛門	300		小	姓頭	番頭	文化12亥7月次見小姓頭次席

文化10酉 文政元寅9.9	1813 ~ 1818	水野助大夫	450	加百石文政八丑八月	寄合 大小姓頭次席形	隱居
文政元寅9.9 天保3辰正月	1818 ~ 1832	広内権右衛門	500		判大 目付	添役次兒小姓頭格 御上ヶ地預所役兼帯
" 3辰8月 天保8酉6月	1820 ~ 1837	薄田長兵衛	350	加五捨石文政十一子正月	判大 目付	御上ヶ地預所役兼帯
天保8酉6月 弘化元辰9月	1837 ~ 1844	石黒岐藤兵衛	400		判大 目付	"
弘化元辰11月 同4未3月	1844 ~ 1847	上嶋彦兵衛	400		判大 小姓頭	大小姓頭次席 御上ヶ地預所役 兼帯 嘉永6丑7月 大小姓頭次 度郡代其傍作廻方
" 4未6月 安政2卯7月	1847 ~ 1855	杉山五左衛門	500	改百石安政元寅正月	判大 目付	御上ヶ地預所役兼帯
安政2卯8月 同5年2月	1855 ~ 1858	梶浦勘助	500		作廻 方付	"
" 5年2月 同年9月	1858 ~ 1858	山内権左衛門	600		判大 目付	"
" 未正月 文久元酉3月	1859 ~ 1861	小川九郎兵衛	550		判大 目付	"
文久元酉4月 同3亥7月	1861 ~ 1863	高葉忠右衛門	350		与江戸判形	"
" 3亥8月 慶応元丑3月	1863 ~ 1865	広内権右衛門	600		判大 小姓頭	"
慶応元丑2月 明治元辰11月	1865 ~ 1868	日置十左衛門	1000		二ノ丸詰 大小姓頭	"
" 3月 " 6月	1865 ~ 1868	牧野権六郎	500		判形 添役	判形格添役
明治元辰11月 同2己9月	1868 ~ 1869	山根惣右衛門	350		判大 小姓頭	"
" 2己3月	1869 ~	村井伝右衛門	350		判大 小姓頭	(民政主事)

注) 本表は岡山大学所蔵 池田家文書「諸職交代」によって作成した。

ニと被思召候」とある如く、綱政は郡方支配の重要性を説き、かかる重要な役職には「器量」のある「兩人ヲのけ外ニ可被仰付と被思召候者無之」きものというところにあったと思われる。かくして綱政は兩人に500石ずつ足知して貫禄をつけて就任させたのである。これは、この機会に「郡方之仕置思々ニて一同不成」状態を打破し、郡方仕置を統一して改革せんとしたものであり、服部・津田兩人を郡方支配の「上しまり」とし、4人の郡奉行に対して兩人の指図をうけて勤めるよう命じたのである。⁽⁵⁾かくて、この年に創設された郡会所を本拠として、郡代一郡奉行以下の諸役人による領民支配の機構が確立したといえる。

(b) 郡奉行

服部与三右衛門は元禄4年に、津田重二郎は同16年に郡代を免ぜられ、その頃から郡方支配の中核は郡奉行に移っていく。郡奉行は、はじめ城下に居住し郡々に用事があれば在出していたが、明暦元年3月(一説に承応3年11月)から担当の郡に居住して、領民支配の第一線の責任者として直接農民に接することとなった。それ以後郡奉行は、一年間に3度寄り合っていたが、延宝6年より5度となった。この措置は、地方知行制度の変革に対して領民支配体制の強化をはかったものである。

なお、郡奉行の構所割は郡単位で随時編成替えが行なわれていたようであり、元治二年丑正月千手村の「諸御用留帳」には次のように記されている。

御郡奉行様御構所別

児嶋郡	金光伝右衛門
磐梨郡	加藤伝兵衛
御野郡・備中	森下
上道郡・沖新田	片山七左衛門
邑久郡	香川英五郎
和気郡	井上豊五郎
赤坂郡	長田八左衛門
津高郡	三木文八郎

これによって、郡奉行の構所割がほぼ郡単位で行なわれていたことは容易に理解されよう。

このような郡奉行の主要な職掌は、免・斗代を決定し、廻在して農民を監督して農事を奨励し、風俗の改善をはかり、村役人を監督して正路な者を任命し、その他宗門改め・諸法度の伝達等であった。

(c) 郡目付

天和2年、はじめて4人置かれた郡目付は「郡方吟味人」で、その人数は一定しなかったが、だいたい5人前後であった。寛政元年以前は構所を定めていたが、以後は構所を固定せずに一統で郡中の吟味にあたったようである。

その職掌は、「在方締向之儀并風俗情相等、随分心を付諸事筋宜敷正道ニ取向候儀⁽⁶⁾」を専一にすべきもので、そのためしばしば廻村して細かく監督することであった。

在任期間	西曆	郡奉行	知行高	前任	邑久郡担当期間
享保8卯9～ 延享2丑5	1723～1745	西村 久五兵衛	100		享保11～同12 元文3～寛保3
" 12未12～ 同20卯6	1727～1735	神屋 久次郎	200		勘定頭
" 16亥10～ 元文4未2	1731～1739	安藤 多左衛門	200		作廻方郡方組頭
" 17子12～ 元文5申3	1732～1740	岡木 庄兵衛	130		但元文2己閏11 郡方組頭隠居
元文2巳閏11～ 寛延2巳8	1737～1749	松嶋 兵大夫	100		死
延享2丑7～ 宝曆7丑7	1745～1757	井上 佐平太	150		死
宝曆元未8～ 明和元申9	1751～1764	軽部 与次兵衛	100	郡目 付	宝曆2～同4
" 7丑8～ 安永3午9	1757～1774	藤井 与次兵衛 (後 喜右衛門)	130	見積奉行	宝曆3～同6
" "6～ 同13未8.7	1757～1763	田代 勝右衛門 (後 元右衛門)	100	郡目 付	宝曆7～同11
明和元申10～ 安永6酉5.16	1764～1777	万代 国右衛門	130		宝曆12～安永2
安永2巳閏3.5～ 天明8申正	1773～1788	村田 善右衛門	100	大 組	安永3
安永3午12.24～ 天明4辰1.1	1774～1784	河瀬 吉大夫	100	郡目 付	安永6
" 6酉7.2～ 天明2寅4.2.8	1777～1782	大橋 彦兵衛	150	見積奉行	安永4～同5
天明2寅6.2.8～ 同6午8	1782～1786	多賀 文右衛門	150	大 組	安永7～天明元
" 5巳5～ 寛政元酉4	1785～1789	深井 忠五郎	130	中興頭	天明2～同4 天明5～同8

天明8申6.5～ 寛政11未1.2	1796～1799	渡辺 利右衛門	200	百式十石寛政元酉十二月新加	大目付	享保元酉12.13 勘定頭	寛政5～同7
寛政元酉5.1.9～ 同5丑5	1789～1793	植村 孫之丞	無足		郡目付	御免	寛政元～同4
〃 7卯1.2.2～ 文化2丑5	1795～1805	香川 七太夫	130	加三十石享和二戌正月	大組	御免	寛政11～享和3
〃 8辰2～ 享和元酉5.2.8	1796～1801	丹波 七大夫 (後 助太夫)	100		見積奉行	御免	寛政8～同10
享和元酉8.5～ 文化5辰6月	1801～1808	水野 文介	130				文化元～同4
文化5辰6～ 同6巳3	1808～1809	鶴飼 権平	100				文化5
〃 6巳5～ 同10酉8月	1809～1813	}加 藤 伝兵衛	150	加三十石天保五年六月	大組		文化6～同9
文政8酉2～ 天保6未1.2	1825～1835				大納戸		
文化10酉9～ 文政2卯6月	1813～1819	蜂谷 猪兵衛	130		大納戸奉行		文化10～同14
〃 14丑1.0～ 文政5巳正月	1817～1822	片山 勘助	150		郡目付		文政元～同4
文政5午3月～ 同6未3月	1822～1823	木崎 九右衛門	150		大組		文政5
〃 6未3月～ 天保9戌4月	1823～1838	大口 助七郎	100	加三十石天保五年六月	郡目付		文政6～天保6
天保6未1.2～ 安政元寅1.1	1835～1854	谷 藤右衛門 (与三右衛門)	100	加三十石弘化三年正月	郡目付		天保7～嘉永元
嘉永2酉正月～ 慶応元丑2月	1849～1865	見戸 文左衛門	120	加三十石万延元申正月	郡目付		嘉永2～元治元
慶応元丑3月～ 明治2巳正月	1865～1869	香川 英五郎	150				慶応元～明治元
〃 元丑1.0～	1865～	三木 文八郎	無足				明治2～

(注) 1) 本表は岡山大学所蔵 池田家文書「諸職交替」によって作成した。 2) 邑久郡担当期間は牛窓町民俗資料館所蔵 牛窓町「免状」による。

このことからわかるように、郡目付によって、上は郡奉行以下の郡方役人から、下は大庄屋以下の村役人から百姓にいたるまで万端にわたって目付の網が張りめぐらされていたのであった。

(d) 代官

代官は、主として士鉄砲格の者が任ぜられ、郡奉行と同様に承応3年郡別に構所をもち、在中へ引越し、地方知行制度の変革直後の郡方支配に広範多岐にわたって重要な役割を課せられた。その職掌については、「光政日記」の承応3年12月22日条に、

一代官共=申聞候事、飢人牛銀・種米なとかし候事、郡奉行ハ事多候条、いき
たらさる事可在之候間、成程心ヲつくし、郡奉行まかせ=不仕、せんさく遂、
郡奉行=申談、らち明可申候、ゆたん仕ましき事、

とある如く、郡奉行との職掌の区別が判然とせず、時には郡奉行の役をも勤めて代官の方が重立つようにみられることもあったといわれている。しかし、天和2年正月23日、

一先年少将様被仰付候御趣意を取違、奉行之勤候事をも間には勤る様=成来よ
し聞及候、此段不可然候、向後は吉利支丹宗門改・納方之外一切指出申間敷
候、(以下略)⁽⁷⁾

と代官に命じ、天和2年以後の代官の役儀は宗門改めと年貢取り立てに限定された。さらに、寛政3年12月の代官への「口達覚書」⁽⁸⁾によれば、農村への商品貨幣経済の浸透に伴って、農民の商人化・農業奉行人の不自由化・手作放棄などの現象が進展し、その結果、散田手余地の増大と村方作人の減少を招くという封建農村の変質過程に直面し、それに対処して立て直しを期する上から代官の職掌は一段と重視され、拡張されたのであり、今後は郡奉行の指図の下で、

一御構々村役人共、様子=寄下方銘々耕作油断致シ、惣て村方之情相奢候行成
敷、又取ヅリ候敷、善悪平生之様子村々被附御心、又は散田手餘之場所仕法
御心配御打はまり、悪敷筋ハ行成取直候様可被致世話事、何事ニよらず御郡
奉行え御談、御郡奉行指図御請下方為不悪敷様致帰服相勵、銘々貧者共まで
作方骨折も減年々行直候様致度事、

一御郡々御林御藝所ヅリ向、一々御打廻り御吟味司被致世話、(附略)

一荒所発地等之事被附御心可然事、

一何事ニよらず御郡奉行御熟談有之、平生御構々村方行成萬事被附御心事、
(以下略)⁽⁹⁾

の4ヶ条を「勤向」きにすべきであるとした。

(e) 在方下役人

在方下役人の前役は大庄屋であって、在職中は「徒格」待遇をうけて百姓身分でなくなるが、退職後は再び百姓身分にかえるという特異なもので、郡方役人の末端下にあたる。すなわち、郡代以下の家中郡方役人と郡村とはこの在方下役人によって巧みに結びつけられ、郡方役人の欠陥は地方練達の在方下役人によって補足され、時代とともに逼迫する財政から減員を余儀なくされた郡方役人に備えるものとして、さらには横道専権に傾き易かった大庄屋・名主等に対する監督・抑圧の任を果たすものとして在方下役人は領民支配の上で巧みな存在であった。一方、在方下

役人は、先祖が中世的士豪・小領主という由緒ある旧族が多いことから、かかる経歴をもつものを農民としては破格の地位に登用して利用したことは、一面では彼等の旧族意識を満足させたであろうし、他面ではそれだけ地方支配を強化したといえる。

ところで、その職掌をみると、領内各郡地所関係の事務を負担する一方、大庄屋・名主・五人組頭等の勤情を検察し、奇特人を取り調べ、最も勸農に心を配り、その他高掛割賦方を調査して不当の賦課をなくし、一般争訟の事に関し郡代の指揮をうけ百事を勘査することである。これらの事柄をさらに詳細に列挙すると、地所関係の事務としては郡々の地形見分・用水見分・畝改・用水溝替の地改め・御普請所の検分・御林御敷の取り締まり・高掛割賦方の調査、年貢関係の事務としては加損改・立毛根付見分・新田の免斗代の見積・毛見の際の郡奉行の添役・散田手余地の吟味、その他宗門改めの勸役・大庄屋以下の高役足役の吟味・御巡見衆の通行時の諸入用割符の吟味・日用米麦渡し方や育麦貸付けの監督などを取り扱い、村方万端が正路に行なわれるよう吟味監督した。また、数郡にまたがる水論・山論などを取り扱うのも在方下役人である。このようにして、大庄屋を前歴とする地方功者である在方下役人によって、領民支配は円滑に強化されていったのである。

(f) 村役人

一般に村役人は、藩の地方支配の末端機関として、農民でありながら一般農民をいわゆる上から支配する性格をもつと同時に、他面では農民の一員として支配され、村内に非違があれば責任をとらされるという二重の性格をもつものであった。しかし、彼等が藩より付与された権限・特権と、農民社会においてしばしば有する特異な地位、すなわち一般農民と対立的な地主的・富商的・高利貸的な存在形態とによって、村役人の基本的性格は支配者的であったといえる。このような村役人に負わされた職責は、享和3年正月村役人に対して「銘々役前精＝入一村を自分家内と存、打はまり無間断心を配り、難波飢寒え者をいたわり念頃＝世話致し、村中和順＝遂儉約候様相勤可申候、一村任置候役人＝候得は、役人之取向次第にて、村方盛衰ハ有之事＝候条、奉対御国恩不精無之様心魂を砕相勤可申事⁽¹⁰⁾」と命ぜられた如きものであった。

(a) 大庄屋制度

承応3年の地方知行制度の大変革によって、家臣たちは実質的には俸禄をうける官僚と化したといっても過言ではなく、給人による農民支配は大幅に名目化し、藩主の全領民に対する直接支配は著しく進展するとともに、藩財政の臨機的操作も可能となった。しかしその反面、藩主の領民支配を強化する方策が講ぜられねばならなかった。既述の承応3年から始まった郡奉行の在出、代官の増員と在出などは支配機構の上に要請された変革であるが、承応3年11月の村役人としての大庄屋の廃止及び十村肝煎の設置もその変革の一環といえよう。

大庄屋は古来一郡に2～3人であったが、当時の大庄屋は、「光政日記」承応3年11月8日条に、「只今ノ大庄や大かたハ悪習にて、小百姓之手前其外万事横道なる事数多在之由聞候、是以郡奉行仕様悪故と存候、万事打はまり末々の義まで自身承申付候ハ、加様ニハ有ましきを、上下遠シテ大庄やまかせニ仕候儀多故、横道おごりを此方より教候と存候事、」と記されているように、横道・驕奢な振舞が多く、また、「何方ニても大高作候者を庄屋ニ仕とみへ申候⁽¹¹⁾」事

がとかく行なわれがちで、そこには多くの問題点があったと思われる。そこで光政は、郡奉行に対して、承応元年9月5日

郡中無油断細＝見分可仕事、萬事大庄屋任＝不仕、小庄屋も事＝寄召寄直＝穿鑿可仕候、成程念入可申候、(以下略)⁽¹²⁾

と訓戒をあたえて、大庄屋に依存しないで郡奉行の自主的支配を要望し、さらに代官に対しても、「只今之大庄屋・小庄屋共、正路不正路なる者能見聞仕可置事⁽¹³⁾」、「小作之者にても正路成ものを見立庄屋＝仕、代官・郡奉行念頃＝仕候ハ、成可申候哉之事⁽¹⁴⁾」と命じている。

さらに承応3年11月8日、光政は郡奉行に対して、「然上ハ大庄やなし＝仕、五ヶ村七ヶ村＝ても組合候て、用之義在之ハ其庄屋へ申遣候ハ、調可申候事、亦出入など仕候共、右之村組中としてあつかい可申候、不成時ハ郡奉行へ可申候、但大庄やなくて不成子細在之ハ可申候事、只今の郡奉行心得＝てハ、大庄屋なくてハ成ましきと存も可在之候、心得ヲ仕かへ候ハ、可成儀と存候事、只今ノ大庄や共、正路なるもの又は横道なる者書付上へき事⁽¹⁵⁾」と大庄屋には弊害があるからこれを廃止してそれに代るべき構の小さいものを設ける意向を示し、これに対して郡奉行も、「大庄や正路＝御用ヲ達申候へハ一段御調法＝奉存候、自身随分と奉存内＝村数之義＝御座候付而、細不存義ハ、正路成者＝御さ候へハ尋候て細＝しれ可申と存候得共、正路之段しかと見付不申候＝付、今度之被仰出至極＝奉存候⁽¹⁶⁾」と大庄屋は正路な者であれば調法であるが、その見分けが的確にはできにくいので藩主の意向はもっともである由を上申している。

かくて承応3年11月、「村組之頭之名、只今より十村肝煎と可申候⁽¹⁷⁾」とある如く、大庄屋にかわって「村組之頭」として十村肝煎を設置し、郡奉行から村々への指令のみを傳達させることを課し、村々より郡奉行・代官への上申には介入させぬこととしてその権限の縮小をはかった。

岡山大学所蔵池田家文庫寛文7年(1667)閏2月改「郡々十村肝煎庄屋頭百姓名歳改帳」によると、寛文7年における邑久郡の十村肝煎・庄屋・脇百姓は表1-2-6に示すとおりである。

しかし、この十村肝煎は天和2年に廃止され、かわって肝煎(一郡に2～3人)・下肝煎(肝煎1人に2人ずつ付けられた)が設置された。ついで宝永4年12月には、在中の肝煎・下肝煎の役名を大庄屋と改め、63人の大庄屋を設置し、ここに大庄屋制は復活したのであった。

ところで、邑久郡内の80ヶ村は表1-2-7に示したように、22・23・19・16とほぼ20ヶ村を単位に4つの大庄屋組合に分割編成されており、図1-2-4をみればわかるように、地域的關係から分割されており、明治の大小区制による地域区分も大庄屋組合の行政支配区域と密接に関係しているといえる。

大庄屋の職掌については、「岡山藩制史の研究」に引用されているように、「旧岡山藩村町役人配置方其他取調書」には「部内各村名主以下ノ事務ヲ監督シ、一般人民ニ礼節ヲ教へ、善ヲ勸メ悪ヲ懲シ遊惰ヲ戒メ専農事ヲ励シ、若犯罪ノ者アレハ之ヲ官ニ稟告シ、最貧民ニ注意シテ節儉法ヲ指示シ、平素育麦等ヲ調査シテ凶荒ニ備へ、其他散田荒地ノ点検山林竹木ノ取締ニ心ヲ用ヒ、普請所川浚等ノ事ヲ督シ、郡村高掛リ及人馬帳ノ異動ヲ勘査シ、凡テ所轄部内ノ諸締ニ於テ干渉

表 1-2-6 邑久郡における十村肝煎

村名	支配区		十村肝煎	庄	屋	頭	百	姓	村名	富	人
	支	配									
長船	○	知行地	長船兵三郎 (42)	砂見忠左衛門 (54)					岡三郎大夫	三郎大夫	門
福土	○		佐藤平ヱ門 (45)	太田三郎兵衛 (30)					宗百郎	兵衛	門
大尾	○	伊木七衛門	鷹取勘ヱ門 (51)	森三郎ヱ門 (51)					富子	左衛門	門
潤喜	○		森多左衛門 (42)						乙窓	左衛門	門
邑久	○		富松源左衛門 (33)						牛窓	五郎大夫	門
末片	〃		片岡五郎ヱ門 (53)							惣三郎	兵衛
鹿忍	○		出井仁左衛門 (52)							仁	大
牛窓	〃			那須三平 (28)						惣	大
奥浦	〃									出井	長左衛門 (67)
伊井	〃	伊木七衛門	高揚惣兵衛 (38)							末原	安左衛門 (60)
上里	○	小堀彦左衛門	鷹取二郎ヱ門 (50)							那須	助三郎 (43)
磯山	○		兒嶋又ヱ門 (58)							小村	惣左衛門 (57)
福海	○		森与ヱ門 (44)	与兵衛						(60以後庄屋御免)	
尻			10	6 (5)	5					計	11

(注) 1) 本表は岡山大学所蔵「池田家文庫 寛文7年閏2月改「郡々十村肝煎庄屋頭百姓名歳改帳」によって作成した。
 2) ()の中の数字は年令を示したものである。

表1-2-7 邑久郡大庄屋組合

	大庄屋組合	村数	村名	明治4年11月 区制制定時
1	大庄屋大ケ嶋村 義左衛門組合	22	大ケ嶋村・長沼村・閔徳村・円張村 下山田村・上山田村・山手村・山田庄村 福元村・豆田村・北池村・西須恵村 東須恵村・虫明村・福谷村・間口村 庄田村・尻海村・小津村・横尾村 佐井田村・大佐村	第15(大)区 1~6番小区
2	大庄屋乙子村 文蔵組合	23	乙子村・神崎村・邑久郷村・宿毛村 西片岡村・正儀村・久々井村・犬嶋村 東片岡村・藤井村・下阿知村・上阿知村 千手村・鹿忍村・牛窓村・大浦村 奥浦村・東幸崎村・西幸崎村・南幸田村 北幸田村・東幸西村・西幸西村	第14(大)区 1~7番小区
3	大庄屋尾張村 嘉太郎組合	19	新村・五明村・浜村・川口村 新地村・射越村・上寺村・門前村 北地村・向山村・大富村・福山村 久志良村・大山村・宗三村・百田村 大窪村・尾張村・包松村	第13(大)区 1~3番小区
4	大庄屋下笠加村 太郎右衛門組合	16	下笠加村・上笠加村・南谷村・箕輪村 福永村・福岡村・八日市村・長船村 眼部村・土師村・牛文村・福里村 磯上村・飯井村・佐山村・鶴海村	第16(大)区 1~4番小区

セサルハナシ。」と要約されている。

(b) 村方三役

岡山藩では、最初、村方三役は庄屋・年寄・五人組頭と称したが、元禄2年10月、「肝煎・下肝煎・作奉行は唯今迄之通、村庄屋を名主と唱、年寄を五人組と唱、五人組頭を判頭と唱可申候⁽⁴⁾」とある如く、名主・五人組(五人組頭)・判頭と改称した。これら諸役の任免については、大庄屋が郡代より窺によって藩主の任免するところであったのに対して、名主は郡奉行から窺って評定所で決定されたと思われる、五人組頭は郡奉行聞届、判頭は大庄屋聞届でそれぞれ任命され

表1-2-8 牛窓在番

西	曆			前	任	解	任	理	由
寛永19年	同20未	1642	向井十蔵	無		足			
承応2巳	承応2巳3	1653	福尾才兵衛	〃					
元禄11寅6	天和3亥8	1683	福尾右兵衛	〃					
宝永元申6	同12卯12.15	1699	吉田文六郎	〃					
〃	同7寅2	1704	石田孫一郎	〃					下津井在番
享保2酉7	享保2酉7	1710	生駒喜左衛門	〃					京留方居
〃	同6丑6	1717	吉田弥太六郎	〃					大坂留方居
〃	元文3午1.1	1728	青代惣介	〃					勘定目付
元文3午1.1	延享3寅4	1738	服部勘平	130	郡目付				
延享3寅6	寛延元辰9	1746	河崎九一郎	無	郡目付				
寛延元辰9	同3午2	1748	赤尾十郎兵衛	〃	大湊在番				
〃	3午3	1750	尾関九郎兵衛	〃					
明和7寅2	明和7寅2	1770	河瀬吉太夫	〃					御免
安永元辰7	安永元辰6	1772	河郡藤左衛門	〃	大湊在番				郡目付
〃	同7戌9	1778	河崎右衛門七	〃					御免
〃	7戌1.1	1796	石黒赤右衛門	〃					死
寛政8辰2	寛政8辰2	1796	柴岡助左衛門	〃	弓組				死
文化7午1.1	文化7午9	1810	中嶋三季之助	〃	大組				
〃	同10酉1.1	1813	木梨庄之介	〃	大組				
文政3辰12月	文政3辰9月	1820	梶田惣右衛門	100	見積奉行				
弘化2巳6月	弘化2巳4月	1820	松村源太左衛門	無	大組				
嘉永4寅11月	嘉永4寅9月	1845	森半左衛門	〃	大湊在番				御免
文久2戌9月	文久2戌9月	1851		100					
文久2戌9月	同	1862		無					
文久2戌9月	同	1862		無					

(注) 本表は岡山大学所蔵「池田家文書「諸職交替」」によって作成

使を歓迎する場所でもあった。

牛窓在藩が設けられたのは寛永19(1642)年で、表1-2-8に示されているように、取高無足~200石のものが1人駐屯せしめられた。その職掌は、

御城米船繫之節、同所在番士相改申候、番所一ヶ所往来之船を改申義は無御座候、陸手より自然に他所者乗船并船より揚陸路へ通り候者共、男女人数宗門等相改申候、自他国商人職人等参逗留仕候義は、其宿より請合手形指出、逗留之義は日数究り無之、其者用事有之内勝手次第逗留仕らせ候²⁰⁾

と記されており、いわば岡山藩と他の藩とを結ぶ、つまり海と陸を結ぶ重要な関所ともいうべきものであった。

(2) 領民統制

(イ) 池田利隆・忠雄時代の領民統制

池田利隆は慶長8年3月7日「掟」

一諸式申事を仕、手を出候方、理非によらず可成敗、たとひ縁者親類たりといふ共、方人を仕輩、本人よりも可為曲事

一野山之儀如前々たるへし、但、先規より無之儀たりといふ共、其所によって及迷惑族在之ハ、見計可申付事

一百姓之入廉入国已後、いつれの在所へ相越候共、可召返事

一当国初入之砌、知行わりなき已前かへ置侍下人等、已後給人違乱したり共、無異儀可召仕、但、当分あつけ置手長所之百姓其代官よひ出し召仕候共、給人相付上は如前々百姓たるへし、併其已前より奉行仕来者ハ、後給人之違乱にをよふへからざる事

一先代之奉行人前々より家来之旗申理といふ共、一切不可及沙汰事

一井水前々のことくたるへし、但、他領たりといふとも、ため池新溝をもほり可然所ハ可申付、損領ハ其在所より可相立事

一井川堤普請、是又如前々たるへし、然共無人之在所、莫太之普請つとめかたきニをひてハ、見さけずミ可令割符事

一代官所・知行所之外、他郷之者を被官に持候儀、堅可為停止、勿論領主をさし置餘人をたのむにをひてハ、町人百姓ニよらず可為罪科事

一地主私徳を取候儀一切停止たるへし、出置小作もくせ事たるへき事²¹⁾

において、逃散百姓の還任すなわち百姓の土地緊縛政策をとると同時に、地主私徳を停止し、地主・小作関係を否定するという政策をうちだし、名主的・農奴主的地主が隷屬的下層農民から取得していた私徳(小作料)を一切禁じ、またその所持田畠を小作に出すことも否定した。この政策は慶長9年の検地施行によって実現されたといえる。その際利隆が領内に施行した検地の条令は次の如く同年後8月28日に公布された。

一今度検地奉行人馬扶持方此方より申付候、但、ぬか・わら・薪・さうしハ其地下中として可出、其外非分之儀於申懸は可申上事

一奉行以下礼銭礼物を取、又はえんしゃ親類知音にたのまれ田畠ゆるしをくやから在之内ハ、

つけしらすへし、ほうひととして其者之ひかへ置田畠可遺候事
一前々よりひかへ来田畠たりといふとも、当毛の小作名うけ可仕候事
一郡村々境目之儀、入くミあしき所をハ、奉行見計次第新儀にはうしを可相立事
一庄屋地主より外、余の百姓帳付さほうちのそはへ一切よるへからさる事
右条々於相背は、くせ事たるへき者也²²⁾

この法令により、「当毛の小作」者である検地当時の現実耕作者を検地帳の名請人とし、「入くミあしき」郡村境界を検地奉行の見計らいで新規に確定し、近世的な行政郡・村の境界設定をうちだしたのである。このような慶長検地によって、体制的には地主・小作関係は否定せられ、領主対農民の支配関係は進んで直接的なものとなり、事実上の耕作者である隷属的零細農民はある程度解放され、その自立化が促進されたといえるが、いわゆる自立的小農民に一躍転化するほどの独立性をもったとは考えられず、以後の農民支配政策に零細農民の自立化促進・維持の保護政策が繰り返される必要があった。

忠雄時代に及んでも、利隆同様逃散百姓の還住政策はくり返され、「草臥」百姓の撫育・他国出奉行人の禁止・五人組制度の実施などの政策により、小農民の自立化促進、領内農民の一定数の確保・維持がはかられた。

(四) 池田岡山藩の領民統制

以上のような利隆・忠雄時代の政策を基盤にして光政は種々の農民政策をとっていく。当時の零細農は、

飢人ハ過半田地すくなく口数多類にて候由、生れつき田地少き飢人ハまれなるよし、多分田地をうり悪田計故、其年貢返弁口すき難成たくい多候よしの事。扱ハ仁愛明白のきんミを知、むさとせつかん仕、納所ヲせつき候故可仕様無之、達者なる者ハ皆奉行ニ出跡ニ老人幼少女計算い候故、其一家皆飢人となるのミならず、其田地ハ能年とても荒同前たるよし²³⁾

という状態であった。これに対して藩当局は、この零細農の自立化をあくまで保護せんとする政策的立場をとり、あらゆる弥縫策を講じた。まず、承応3年10月、「田畑売買之事、代官に断申、吟味之上ニて致売買候様可仕事²³⁾」とし、田地売買は代官へ断わり吟味の上で行なわせるという、いわゆる代官許可制をとり、田地売買に関して最初の制限を加えた。更に明暦元年には、

一入国已後借物方ニ取候田畑、買主久々作り候て元利共に徳取返シ候義ニ候間、売主え只返し可申候事、但郡奉行吟味之上を以爾方迷惑不致様可申付事

一唯今より田地売買三年切に可仕候、三年に受返し候義不成流し候ハ、又三年買主作り可申候²⁴⁾

とある如く、寛永9年以後買物として売買した田畑は郡奉行吟味の上売主へ無償で返還させ、今後の田地売買は3年限りと限定し、その時受け返しができなければ更に3年買主が耕作し、その上は買主としては「元利倍々取返」したことになるから売主へ無償返還せしめることとして田畑売買による零細農の没落を阻止し、地主的土地所有の集中化を制限することによって、一定数の貢担農民を維持せんとしたのである。その後、天和2年3月、「田畠山林売買之事、相对次第郡奉行承届吟味之上為売可申事²⁵⁾」とし、郡奉行許可制となったが、その翌年12月、「田畠拔売

遂吟味売せ可申候、但永代売へ無用ニ可申付事²⁶⁾が定められ、抜け売りの統制が行なわれるとともに始めて永代売りが禁止された。しかし、これによって永代売りは禁止されたがそのほかは郡奉行の吟味によって許可されるというもので、田畑売買は相当行なわれ、零細農の没落を阻止することはできなかつたといえる。

以上の如き、田地売買に関する政策がとられる一方では、零細農の没落を阻止する対策として、別の側面から、すなわち別家による零細農の析出を制限する政策をとると同時に、農民に対して撫育・救恤が行なわれた。

当時農民の間では、「親子兄弟一家ニのみ申ヲいやニ存、畝高之つもりふまへなく、何ぞニ付少之仕合ヲ見付別家ニ付、高ヲ分、両ともニすへの不統草臥申類御さ候²⁶⁾」が如き状況であった。したがって、この状況を打破するために明暦2年8月別家禁止令²⁷⁾が出されたのであって、これにより、今後未進を行なわず救米・延米などを願いせず、年貢完納を誓約する「髓成者」は郡奉行・代官の寄合吟味で分家を許可されるとしたが、原則的には別家は禁止されたといえる。

一方光政は、承応3年の飢饉に際して「国中かつゑ人」「流浪仕かつゑ人」「たおれ候百姓」の吟味を命じ、徹底的な救恤を施して潰百姓・飢人の防止に努めている²⁸⁾。当時は地方知行制の変革前であるから、給所百姓の救恤は給人の義務であった。しかし、同年8月以降は、「百姓を救、此御方ニも御損無之様ニト、必加減能様ニト仕候ハ、漏るゝ所有之候間、御損ハ参候共、百姓飢不申候ニト仕尤ニ候²⁹⁾」という考えの下に、藩当局が全領民の救恤にあたることになったのである。

以上のように、光政の農民政策は、一貫して小農民自立化・保護政策を基底としている。このような貢租負担者としての小農民を確保・維持し、零細農の没落を阻止するための政策は、封建的貢租の確保および増徴のための大前提であったといえるのである。

(平松三枝子)

注(1) 備前軍記

- (2) 谷口澄夫著 「岡山藩政史の研究」 P 3 2 3
- (3) 法例集 卷7 (「藩法集1」上 P 3 4 3)
- (4) 前掲 「岡山藩政史の研究」 P 2 6 0
- (5) 法例集 卷5 天和二戌正月廿六日
(「藩法集1」上 P 2 7 0)
- (6) 法例集 卷5 (「藩法集1」上)
- (7) 法例集 卷5 (" P 2 7 0)
- (8) " " (" P 2 8 2)
- (9) " " (" ")
- (10) " " (" P 2 8 4)
- (11) " " (" P 2 6 1)
- (12) " " (" P 2 6 0)

- (13) 法例集 卷5 (「藩法集1」上 P262)
- (14) " " (" P261)
- (15) 光政日記
- (16) " 承応三年十一月十日
- (17) 法例集 卷5 (「藩法集1」上 P263)
- (18) " " (")
- (19) " " (")
- (20) 法例集拾遺 卷之三 (「藩法集1」下 P124)
- (21) 武州様法令 (「藩法集1」下 P931)
- (22) " (" " ")
- (23) 光政日記 承応3 11月8日
- (24) 法例集 卷1 (「藩法集1」下)
- (25) " " (" " P9)
- (26) 光政日記 承応3 11月10日
- (27) 法例集 卷11 (「藩法集1」上)
- (28) 光政日記 承応3 3月19日条

3. 村高と年貢徴収

牛窓村の年貢徴収の実態を把握するにあたっては「免状」を中心史料としていく。

表1-2-9は明暦元(1655)年から享和3(1803)年までの「免状」の「高」,「残高」以下10項目の記載をとり上げたものである。

次に掲げる図1-2-5は慶安3(1650)年から元禄13(1700)年までの「残高」「物成」の高と,「物成」を「残高」で割った比率,つまり領主が農民から搾取しようとした部分の割合を示した。

この図1-2-5から理解できるように,万治から寛文年間には年貢率が三ツ六分から三ツ八分の低率で安定するが,延宝5(1677)年に田に対する年貢率を四ツ二分から五ツ七分,畑の場合三ツ六分から四ツ六分へと大幅に引き上げたため,全体としても三ツ九分から五ツへと急激に上昇しており,以後この高率を維持したままとっている。

実際に年貢として徴収する分は「物成」分から「毛見下り」,「加損米」,「救米」,「庄屋給」,「樋守給」等を差し引いた「残物成」であり,「物成」よりも数パーセント少ないのであるが,この「残物成」に対して付加税である「夫米」,「口米」,「糖糞代」などが上のせされて徴収される。

この「免状」にも「毛見下り」がしばしば記載されているが,この「毛見下り」分が最も多いのは享保2年,3年の94石5斗9升5合であり,これは両年の「物成」全体の約17パーセントにも相当している。邑久地方は遠い昔より洪水,干ばつ,暴風,地震,疫病などの災害をくり返してきた。「日本書紀」にもしばしば「備前国飢饉」の文字が現われているが⁽¹⁾,一たび凶作

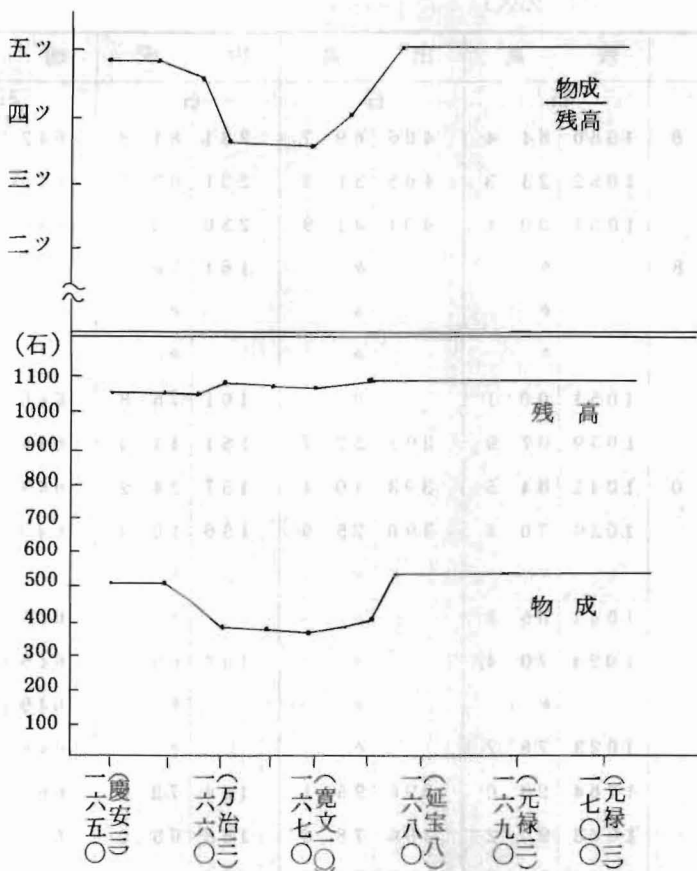


図1-2-5 残高・物成・年貢率の推移
(牛窓村「免状」により作成)

になると農民は役人に対して毛見を願い出なければならなかったのである。

岡山藩初期の徴租法の基本は「土免」である。「土免」はその前の年の出来を勘案して春にその年の年貢を決定する徴租法である。⁽²⁾ 延宝元(1673)年以前の千手山村「免状」の出された日付で春(3月下旬から6月上旬)になっているものは約半数しかなく、残り半数と延宝元年以降はすべて9月から11月の秋の日付となっている(元禄元年以後明治4年までは10月28日に定着している)。

つまり、これらの年には「土免」でなく「秋免」が行なわれていたことになる。「秋免」は百姓が「土免」を請けない場合(高免のため、あるいは不熟などの甲乙がある場合などが考えられる)に行なわれる⁽³⁾とされている。

しかし、表1-2-10に示したとおり寛文11年の「秋免」による免率は前年(10年)に「土免」で定めた免率と同様のものであり、翌12年の「土免」による免率とも同じものである。この例からもわかるとおり、基本的には「秋免」は「土免」より「物成」が低くなるべきものであるが、「土免」と同じ免率に甘んじなければならない場合もあったわけである。

表 1 - 2 - 9 牛窓村「免状」

年	高		残 高		田 高		物 成		畑 高	
	石		石		石		石		石	
明曆元	1145	29 8	1050	84 4	406	69 7	231	81 8	643	14 7
2		〃	1052	23 3	405	31 5	231	03 0	646	91 8
3		〃	1051	00 1	404	41 9	230	51 9	646	58 2
万治元	1149	19 8		〃		〃	161	76 8		〃
2		〃		〃		〃		〃		〃
3		〃		〃		〃		〃		〃
寛文元		〃	1051	00 1		〃	101	76 8	646	58 2
2		〃	1039	07 9	393	52 7	151	41 3	645	55 2
3	1153	31 0	1042	84 5	393	10 4	157	24 2	649	74 3
4		〃	1039	70 4	390	25 9	156	10 4	649	44 5
5		〃		〃		〃		〃		〃
6		〃	1041	05 3		〃		〃	665	79 4
7		〃	1024	70 4		〃	157	60 9	649	44 1
8		〃		〃		〃		〃	649	44 5
9		〃	1023	78 7		〃		〃	648	52 8
10		〃	1064	20 0	396	95 1	166	72 0	667	24 9
11		〃	1063	90 2	396	78 6	166	65 0	667	11 6
12		〃	1064	86 2	397	74 6	167	05 4		〃
13		〃		〃		〃		〃		〃
延宝 2		〃	1068	82 5	398	52 8	167	38 2	670	29 7
3		〃		〃		〃		〃		〃
4		〃	1080	59 2	403	24 5	169	36 3	677	34 7
5	1155	88 2	1085	11 7	412	12 4	234	91 1	672	99 3
6		〃		〃		〃		〃	672	57 7
7		〃		〃		〃		〃	672	99 3
8		〃		〃		〃		〃		〃
天和元		〃		〃		〃		〃		〃
2		〃		〃		〃		〃		〃
3		〃		〃		〃		〃		〃
貞享元		〃		〃		〃		〃		〃
2	1158	43 8	1087	67 3		〃		〃	675	54 9
3		〃		〃		〃		〃		〃
4		〃		〃		〃		〃	675	36 9

物 成	毛見下り	残 物 成	定 米 合	残 定 米
石	石	石	石	石
237 96 5		308 00 4	356 48 5	
239 36 0		457 71 2	515 17 6	
239 23 6		329 69 6	379 43 5	350 63 5
"		369 10 6		
"		"		
"		"	417 01 4	
219 83 4		329 15 1	421 30 0	392 50 0
219 48 8		358 39 9	409 90 3	381 10 3
220 91 2		336 09 0	386 25 6	357 45 6
220 81 1		354 89 0	406 19 0	377 39 0
220 81 2		348 46 6	399 37 5	370 57 5
226 37 0		335 06 3	355 10 5	326 40 5
230 55 3		365 25 4	387 16 9	356 98 7
"		341 25 4	361 72 9	331 54 7
230 22 8		389 68 6	413 06 8	382 88 6
236 87 4		347 58 0	410 83 5	380 55 3
236 82 6		384 77 9	407 86 6	377 68 4
"		385 28 0	408 39 7	378 21 5
"		376 91 2	399 52 8	369 34 6
241 30 7		394 78 9	418 27 7	388 29 5
"		228 11 0	241 79 6	211 61 4
243 84 5		383 34 1	406 34 2	302 31 4
309 57 7		537 74 1	570 00 6	539 82 4
"		515 58 8	546 52 4	516 34 2
"		451 44 2	478 52 9	448 34 7
"		462 14 5	489 87 4	429 69 2
"		461 36 4	489 04 6	428 86 4
"		530 37 4	562 29 7	532 00 5
"		433 61 0	512 62 6	482 44 4
"		532 62 7	564 58 5	534 43 0
310 75 3		531 42 8	563 35 6	533 17 4
"	2 94 0	528 52 8	560 24 0	530 05 8
310 67 0		523 58 2	554 99 7	403 64 0

年	高	残 高	田 高	物 成	畑 高
	石	石	石	石	石
元禄元	1158 04 8	1087 49 3	412 12 4	234 91 1	675 36 9
2	"	"	"	"	"
3	"	"	"	"	"
4	"	"	"	"	"
5	"	"	"	"	"
6	"	"	"	"	"
7	"	"	"	"	"
8	"	"	"	"	"
9	"	1085 65 8	"	"	673 53 4
10	"	"	"	"	"
11	"	"	"	"	"
12	"	"	"	"	"
13	"	"	"	"	"
14	"	"	"	"	"
15	"	"	"	"	"
16	"	"	"	"	"
宝永元	"	"	"	"	"
2	"	"	"	"	"
3	"	"	"	"	"
4	"	1099 78 2	"	"	"
5	1159 09 5	1102 45 3	411 73 0	234 68 6	676 59 9
6	"	1102 44 8	"	"	690 71 8
7	1159 09 6	1102 80 6	"	"	691 07 6
正徳元	"	"	"	"	"
2	"	1101 88 4	411 38 0	234 48 7	690 56 4
3	1159 68 6	1102 06 4	"	"	690 68 4
4	"	"	"	"	"
5	"	"	"	"	"
享保元	"	"	"	"	"
2	"	"	"	"	"
3	"	"	"	"	"
4	"	"	"	"	"
5	"	"	"	"	"
6	"	"	"	"	"

物 成	毛 見 下 り	残 物 成	定 米 合	残 定 米
石	石	石	石	石
310 67 0		523 49 4	544 90 4	402 17 0
"		523 99 7	555 43 7	410 52 6
"	21 20 2	501 71 4	537 81 8	370 11 7
"	5 01 7	518 47 7	549 58 6	390 85 2
"	0 89 1	522 69 1	554 05 3	402 69 6
"	57 47 3	465 83 7	493 78 8	338 20 4
"		531 38 5	563 26 8	533 08 6
"		525 91 2	557 46 8	527 28 6
309 82 6	57 52 2	473 09 1	501 40 2	471 22 0
"		530 54 1	562 37 4	532 19 2
"		530 54 1	562 37 4	532 19 2
"		422 54 1	447 89 4	417 71 2
"		"	"	"
"		"	"	"
"		"	447 89 1	"
"		422 34 2	447 68 3	417 50 1
"		422 26 7	447 60 3	417 42 1
"		530 26 5	562 08 2	531 90 0
"		530 25 3	562 60 8	531 88 6
"	26 51 9	508 41 2	538 91 6	508 73 4
311 23 6		535 96 3	568 12 0	537 93 8
317 73 0		536 66 1	568 86 1	538 67 9
317 89 5	60 12 4	476 58 0	505 17 5	474 99 3
"	47 34 2	385 87 4	409 02 6	378 84 4
317 63 2		463 21 3	491 00 6	460 84 2
317 71 5		462 86 5	490 63 7	460 45 5
"		537 11 4	569 34 1	539 15 9
"		"	"	"
"		535 43 8	567 56 5	537 38 3
"	94 59 5	529 19 1	560 99 3	530 76 1
"	"	441 81 2	468 32 1	438 13 9
"	6 64 1	459 77 3	487 36 0	457 17 8
"	23 95 3	442 50 3	469 05 3	438 87 1
"		466 20 4	494 17 6	463 99 4

年	高	残 高	田 高	物 成	畑 高
享保 7	石 1159 68 6	石 1102 00 4	石 411 38 0	石 234 48 7	石 690 68 4
8	〃	〃	〃	〃	〃
9	〃	〃	〃	〃	〃
10	〃	〃	〃	〃	〃
11	〃	〃	〃	〃	〃
12	〃	〃	〃	〃	〃
13	〃	〃	〃	〃	〃
14	〃	〃	〃	〃	〃
15	〃	〃	〃	〃	〃
16	〃	〃	〃	〃	〃
17	〃	〃	〃	〃	〃
18	〃	〃	〃	〃	〃
19	〃	〃	〃	〃	〃
20	〃	〃	〃	〃	〃
天文元	〃	〃	〃	234 16 3	〃
2	〃	〃	〃	〃	〃
3	〃	〃	〃	〃	〃
4	〃	〃	〃	〃	〃
5	〃	〃	〃	〃	〃
寛保元	〃	〃	〃	〃	〃
2	〃	〃	〃	〃	〃
3	〃	〃	〃	〃	〃
寛延元	〃	〃	〃	〃	〃
2	〃	〃	〃	〃	〃
3	〃	〃	〃	〃	〃
4	〃	〃	〃	〃	〃
宝曆 2	〃	〃	〃	〃	〃
3	〃	〃	〃	〃	〃
4	〃	〃	〃	〃	〃
5	〃	〃	〃	〃	〃
6	〃	1097 71 3	406 23 2	231 45 3	689 90 3
7	〃	〃	〃	〃	〃
8	〃	〃	〃	〃	〃
9	〃	〃	〃	〃	〃
10	〃	〃	〃	〃	〃
11	〃	〃	〃	〃	〃
12	〃	〃	〃	〃	〃
13	〃	〃	〃	〃	〃
明和元	〃	〃	406 73 2	231 57 8	690 98 1
2	〃	〃	〃	〃	〃

物 成	毛見下り	残 物 成	定 米 合	残 定 米
石	石	石	石	石
317 71 5	3 22 2	532 81 9	564 78 8	534 60 6
		536 98 3	569 20 2	539 02 0
	15 31 9	521 85 4	553 16 5	522 88 3
	30 18 6	506 99 6	537 41 6	507 23 4
	11 70 7	525 46 6	556 99 4	526 81 2
		537 18 2	569 41 3	539 23 1
	3 53 3	〃	〃	〃
	〃	533 69 4	565 66 8	535 48 6
		537 18 2	569 41 3	539 23 1
		536 50 2	568 69 2	538 51 0
		536 82 0	569 03 0	538 84 8
		〃	〃	〃
		536 62 9	568 82 7	538 64 5
		536 61 2	568 80 9	538 62 7
		534 46 8	566 53 6	536 35 4
		534 79 4	566 88 2	536 70 0
		534 65 3	566 73 2	536 55 0
		534 42 1	565 48 6	536 34 0
		530 70 7	562 54 9	532 36 7
		531 08 1	562 94 6	532 76 4
		531 59 5	563 49 1	533 30 9
		532 81 3	564 78 2	534 60 0
		456 62 2	481 01 9	453 83 7
		〃	〃	〃
		528 04 7	559 73 0	529 54 8
		528 86 6	560 59 8	530 41 6
		478 10 8	506 79 4	476 61 2
		478 40 9	507 11 3	476 93 1
		478 43 0	507 13 6	476 95 4
		478 63 0	507 34 9	477 16 7
		483 98 9	513 02 9	482 84 7
		〃	〃	482 84 7
		483 99 3	513 03 3	482 85 4
		483 99 6	513 03 6	〃
		〃	〃	〃
317 35 5		467 68 0	495 74 1	465 55 9
〃		474 57 8	503 05 3	472 87 1
〃	16 68 8	484 32 7	513 38 2	483 20 0
〃		483 99 5	513 35 0	482 85 3
317 62 5		483 87 7	512 91 0	482 72 8
〃				

年	高	残 高	田 高	物 成	畑 高
	石	石	石	石	石
明和 3	1159:68 6	1097:71 3	406:73 2	231:57 8	690:98 1
4	〃	〃	〃	〃	〃
5	〃	〃	〃	〃	〃
6	〃	〃	〃	〃	〃
7	〃	〃	〃	〃	〃
8	〃	〃	〃	〃	〃
9	〃	〃	〃	〃	〃
安永 2	1160:94 6	1098:97 3	〃	〃	〃
3	〃	〃	〃	〃	〃
4	〃	〃	〃	〃	〃
5	〃	〃	〃	〃	〃
6	〃	〃	〃	〃	〃
7	〃	〃	〃	〃	〃
8	〃	〃	〃	〃	〃
9	〃	〃	〃	〃	〃
天明元	〃	〃	〃	〃	〃
2	〃	〃	〃	〃	〃
3	〃	〃	〃	〃	〃
4	〃	〃	〃	〃	〃
5	〃	〃	〃	〃	〃
6	〃	〃	〃	〃	〃
7	〃	〃	〃	〃	〃
8	〃	〃	〃	〃	〃
寛政元	〃	〃	〃	〃	〃
2	〃	〃	〃	〃	〃
3	〃	〃	〃	〃	〃
4	〃	〃	〃	〃	〃
5	〃	〃	〃	〃	〃
6	〃	〃	〃	〃	〃
7	〃	1103:77 9	407:03 3	231:74 9	696:48 5
8	〃	〃	〃	〃	〃
9	〃	〃	〃	〃	〃
10	〃	〃	〃	〃	〃
11	〃	〃	〃	〃	〃
12	〃	〃	〃	〃	〃
享和元	〃	〃	〃	〃	〃
2	〃	〃	〃	〃	〃
3	〃	〃	〃	〃	〃

物 成	毛見下り	残 物 成	定 米 合	残 定 米
石	石	石	石	石
317 62 5		483 87 1	512 90 3	482 72 1
"		483 83 4	512 86 5	482 68 3
"		483 87 1	512 90 4	482 72 2
"		"	"	"
"	64 33 5	419 53 6	446 79 0	414 52 7
"	26 37 8	281 98 7	298 90 7	268 72 5
"		483 37 2	512 37 4	482 19 2
"		483 29 0	512 28 8	482 10 6
"		"	"	"
"		483 32 4	512 32 3	482 14 6
"		483 68 4	512 70 5	482 52 3
"		483 69 3	512 71 5	482 53 3
"		483 83 6	512 86 7	482 68 5
"		483 95 6	512 99 3	482 81 1
"		484 20 6	513 25 8	483 07 6
"		"	"	"
"		"	512 73 8	"
"		"	"	491 55 6
"		"	"	"
"		"	"	"
"		"	"	"
"		491 94 2	521 45 9	491 23 7
"		491 96 3	521 48 1	491 29 9
"		491 97 2	521 49 0	491 30 8
"		405 77 7	430 12 4	399 94 2
"		409 02 2	523 66 4	493 48 2
"	12 74 6	393 26 3	416 85 9	386 67 7
"		494 00 0	523 64 0	493 45 8
"		432 26 2	458 19 8	428 01 6
319 96 5		496 59 7	526 39 3	496 21 1
"	5 24 5	491 45 6	520 94 3	490 76 1
"		464 69 8	492 58 0	462 39 8
"		496 84 1	526 65 2	496 47 0
"		437 44 7	463 69 4	433 51 2
"		496 85 3	526 66 4	496 48 2
"		"	"	"
"		496 85 9	526 67 0	496 48 8
"		486 54 8	515 74 1	485 55 9

免状の記載を詳しくみると、田畑それぞれの免率がいくつかに分けられているものがある。これが「段免」である。牛窓村における「段免」は元文元(1736)年に田高に対する「物成」を五ツ七分と三ツの二つに分けたのに始まり、明和元(1764)年に新たに二ツ五分の免率を加えている。また同年には畑に対する免率を四ツ六分と二ツ五分とし、享和元(1801)年に免率二ツの畑を加えている。この段階に入って、もはや従来の徴租法では百姓側が満足せず、田品通りにはいかななくなっていたことを示すものであり、領主側も「段免」を行なわざるを得ない状況になっていたことを意味している。

(小島勝臣)

表 1-2-10 土免と秋免の免率

	寛文10	寛文11	寛文12
高(石,斗,升)	325.05.3	325.05.3	325.05.3
残高(〃)	208.37.9	208.37.9	208.37.9
物成合(〃)	116.69.5	116.69.5	116.69.5
残物成(〃)	116.57.5	109.82.2	108.69.8
免率 田	0.585	0.585	0.585
畑	0.5	0.5	0.5
麦成	0.26	0.26	0.26
日付	6.4	10.26	5.30

(千手山村免状より作成)

表 1-2-11 段免の推移(牛窓村免状より)

年	田 高	畑 高
享保 20	0.57	0.46
元文元 (1736年)	0.57 0.40	0.46
明和元 (1764年)	0.57 0.4 0.25	0.46 0.25
享和元 (1801年)	0.57 0.40 0.25	0.46 0.25 0.20

注) (1) 『呂久町史』206ページ

(2) 『岡山藩の徴租法の研究』(田中誠二)より

(3) 同上の論文より

4. 農業生産と農民生活

現在の牛窓町を構成していた近世村落は、牛窓村、鹿忍村、千手村の一部、小津村、奥浦村であった。そして立地条件は、備陽記によれば、牛窓村は「海辺湊山寄セ加子浦」、鹿忍村は「海辺山寄セ」、千手村は「山之上也」、小津村は「海辺過半山之上也」、奥浦村は「海辺山寄セ也」となっている。

また、享保6(1721)年の五カ村の村高⁽¹⁾をみると、1000石を越える村はなく、500石~1000石は、牛窓村(628石)、鹿忍村(793石)の二カ村で、あとの三カ村は、500石以下で、千手村が262石、小津村が462石、奥浦村が249石であった。

表1-2-12 牛窓町関係諸村の耕地構成(邑久郡大手鑑 嘉永年間(5年以降))

村名	田方				畑方			
	面積	斗代平均	田高	免平均	面積	斗代平均	畑高	免平均
	町反畝歩	石	石	ツ	町反畝歩	石	石	ツ
牛窓	35.5.9.7半	1.141	406.134	5.69	98.0.4.11	0.710	656.596	4.586
鹿忍	63.8.8.3	1.174	753.400	7.09	60.7.7.21半	0.657	399.932	4.585
千手	12.9.4.20半	1.605	137.612	5.866	11.0.7.26	0.599	64.998	4.891
小津	24.2.5.1半	1.193	288.903	6.683	44.0.6.28	0.735	319.335	5.386
奥浦	15.7.8.20	1.415	223.505	7.2	24.6.9.2		147.276	6.084

村名	塩浜				物成	開方			物成 残高	加損米
	面積	斗代平均	残高	免平均		面積	高	物成		
	町反畝歩	石	石	ツ	石	町反畝歩	石	石		石
牛窓	4.4.9.22	1.081	88.659	5.144	575.830	3.5.3.18半	23.868	11.223	0.499	39.593
鹿忍	7.3.8.18半	1.277	94.965	6.33	777.815	14.9.4.20	70.227	27.718	0.611	17.640
千手	—	—	—	—	112.534	1.4.4.10	4.608	2.265	0.554	—
小津	0.9.6.7半	0.220	2.118	5.85	357.647	10.9.4.19	108.634	41.704	0.555	—
奥浦	—	—	—	—	260.534	3.2.6.17半	32.391	10.404	0.672	—

これら五カ村の近世後期における村内耕地の状況を見ると、表1-2-12のごとく、村合計耕地面積は、438町1反4歩である。その内の開方34町1反3畝25歩は、内訳されていないので、それを除くと403町9反6畝9歩となり、その内訳は、田方152町4反5畝22歩半、畑方238町6反5畝28歩半、塩方12町8反4畝18歩で、鹿忍村、千手村の二ヶ村はわずかながら田勝ちであるが、全体的には畑勝ちの地域といえる。

耕地生産力を「斗代」によって概観すると、田方平均斗代においては、千手村が1石6斗、奥浦村が1石4斗、あとの三カ村は1石1斗~1石2斗の間で、すべて1石以上という比較的高い斗代を示している。畑方平均斗代においては、1石以上のものはなく、5斗~7斗である。こうしてみると、田方においては比較的土地生産性の高さがうかがわれるが、表1-2-12で見ると、牛窓・鹿忍両村では、加損米を受けている。さらに、牛窓村においては、表1-2-13のごとく、元禄年間には、108石の加損米を受けており、寛延元(1748)年以降は、寛延元年~同4年は4~5石、宝暦2年~同5年は55石、同6年~天明2(1782)年は50石、天明3年~寛政1(1789)年は42石、寛政2年~享和3(1803)年は40石と、毎年加損米を受けるようになっていく。また、万治1(1658)年から、天和2(1682)年までは約1石3斗~70石4斗の範囲の救米を受けている。田中誠二氏によれば⁽²⁾、岡山藩においては、救米は、個々の「草臥百姓」に遭わされるより細かな救荒措置であり、加損米においても、通常は土免原則貫徹のための調整機能であるが、中期以降、その規定は統一されていき、狭義の救荒措置としての性格が濃くなって、救米と変わらないものになっていくとされている。牛窓においても、これらは、ほぼ同じ意味をもつものと考えられる。

(牛窓村の免状により作成)

表1-2-1-3 牛窓村における救荒措置

年 代	残 高	物			成			引	備 考
		当 荒	加 損	米 検見(毛見下り)	救	米	風旱損無毛地		
寛永10	石 1076.323	石	石	石	石	石	石	石	
明暦 1	1050.844		32.170	155.450				187.620	
3	1051.001			132.599				132.599	
万治 1	1051.001				5.000			5.000	
2	1051.001				14.000			14.000	
3	1051.001				9.000			9.000	
寛文 1	1051.001				9.000			9.000	
2	1039.079				10.000			10.000	
3	1042.845				33.564			33.564	
4	1039.704				13.520			13.520	
5	1039.704				19.950			19.950	
6	1041.053				32.971			32.971	
7	1024.704				14.000			14.000	
8	1024.704				38.000			38.000	
10	1064.200				2.114			2.114	
11	1063.902				5.200			5.200	
12	1044.862				4.700			4.700	
13	1044.862				13.068			13.068	
延宝 4	1080.592				2.000			2.000	
5	1085.117				5.000			5.000	
6	1085.117				15.000			15.000	
7	1085.117				40.000			40.000	
8	1085.117				55.410			55.410	

天和	1	1085.117			70.400	70.400	
	2	1085.117		1.390	1.390	1.390	
貞享	3	1087.673		2.940	2.940	2.940	
元禄	3	1087.493		21.202	21.202	21.202	
	4	1087.493		5.017	5.017	5.017	
	5	1087.493		0.891	0.891	0.891	
	6	1087.493		57.473	57.473	57.473	
	9	1085.658		57.522	57.522	57.522	
	12	1085.658		108.000	108.000	108.000	
	13	1085.658		108.000	108.000	108.000	
	14	1085.658		108.000	108.000	108.000	
	15	1085.658		108.000	108.000	108.000	
	16	1085.658	0.195		0.195	0.195	
宝永	1	1085.658	0.199		108.274	108.274	
	2	1085.658	※ 0.075		0.275	0.275	
	3	1085.658	0.275		0.013	0.275	
	4	1099.782	0.682		0.013	27.201	
	5	1102.453	0.754	26.519	0.013	0.754	
	6	1102.448	0.739		0.013	0.739	
	7	1102.806	1.495	60.124	0.013	61.711	
正徳	1	1102.806	※ 2.454	47.342	0.013	49.796	
	2	1101.884	1.995		0.013	1.995	
	3	1102.064	2.426		0.013	2.426	
	4	1102.064	0.631		0.013	0.631	
	5	1102.064	0.631		0.013	0.631	
享保	1	1102.064	2.307		0.013	2.307	
	2	1102.064	※ 8.554	94.595	0.013	103.149	

2斗免4つ6分
石
嗽下畑高0.092(9年初)

年 代	残 高	物 成					引		備 考
		当 荒	加 損	米 検見(毛見下り)	救	米	風旱損無毛地	麦 蔵 舗	
	石	石	石	石	石	石	石	石	
享保 3	1102.064	1.338		94.595		0.013	0.013	95.933	鎌下畑高0.092
4	1102.064	※ 0.868		6.641		0.013	0.013	7.509	
5	1102.064	0.825		23.953		0.013	0.013	24.778	
6	1102.064	※ 1.078				0.013	0.013	1.078	
7	1102.064	1.786		3.222		0.013	0.013	5.008	
8	1102.064	※ 0.854				0.013	0.013	0.854	
9	1102.064	0.664		15.319		0.013	0.013	15.983	
10	1102.064	※ 0.655		30.186		0.013	0.013	30.941	
11	1102.064	※ 0.664		11.707		0.013	0.013	12.371	
12	1102.064	0.655		3.533		0.013	0.013	4.188	
13	1102.064	0.655		3.533		0.013	0.013	4.188	
14	1102.064	0.655				0.013	0.013	0.655	
15	1102.064	0.655				0.013	0.013	0.655	
16	1102.064	1.288				0.013	0.013	1.288	
17	1102.064	※ 0.957				0.013	0.013	0.957	
18	1102.064	0.957				0.013	0.013	0.957	
19	1102.064	0.907				0.013	0.013	0.907	
20	1102.064	0.924				0.013	0.013	0.924	
元文 1	1102.064	※ 2.906				0.013	0.013	2.906	石
2	1102.064	※ 1.144				0.013	0.013	1.144	鎌下畑高1.112
3	1102.064	※ 1.285				0.013	0.013	1.285	1.112
4	1102.064	※ 1.517				0.013	0.013	1.517	1.112
5	1102.064	※ 5.829				0.013	0.013	5.829	0.507
寛保 1	1102.064	4.299				0.013	0.013	4.299	1.327(2年切)

2	1102.064	3.785				0.013	3.785	1.327
3	1102.064	3.815				0.013	3.815	0.415 (3年に おける)
寛延 1	1102.064	※ 4.475	5.000			0.013	9.475	
2	1102.064	4.475	5.000			0.013	9.475	
3	1102.064	3.996	5.000			0.013	8.996	
4	1102.064	4.177	4.000			0.013	8.117	
宝暦 2	1102.064	※ 3.935	55.000			0.013	58.935	
3	1102.064	3.634	55.000			0.013	58.634	
4	1102.064	3.613	55.000			0.013	58.613	
5	1102.064	3.412	55.000			0.013	58.412	
6	1097.713	0.379	50.000			0.013	50.379	
7	1097.713		50.000			0.013	50.000	銀下田高0.379
8	1097.713		50.000			0.013	50.000	0.375
9	1097.713		50.000			0.013	50.000	0.372
10	1097.713		50.000			0.013	50.000	0.372
11	1097.713		50.000			0.013	50.000	
12	1097.713	※ 0.046	50.000			0.013	50.046	
13	1097.713	0.046	50.000			0.013	50.046	
明和 1	1097.713	0.373	50.000			0.013	50.373	
2	1097.713	0.491	50.000			0.013	50.491	
3	1097.713	0.497	50.000			0.013	50.497	
4	1097.713	5.034	50.000			0.013	55.034	
5	1097.713	0.497	50.000			0.013	50.497	
6	1097.713	0.497	50.000			0.013	50.497	
7	1097.713	0.497	50.000	64.335		0.013	114.832	
8	1097.713	0.497	50.000	26.378		0.013	76.875	
9	1097.713	0.996	50.000			0.013	50.996	

年	代	残	高	物				成				引	備	考	
				当	荒	加	損	米	検見(見下り)	救	米				風旱損無毛地
安永	2	石	1098.973	石	0.522	石	50.000	石	0.013	石	0.013	石	50.522	石	鎌下畑高0.871
	3	石	1098.973	石	0.522	石	50.000	石	0.013	石	0.013	石	50.522	石	0.871
	4	石	1098.973	石	0.522	石	50.000	石	0.013	石	0.013	石	50.522	石	0.873
	5	石	1098.973	石	0.477	石	50.000	石	0.013	石	0.013	石	50.477	石	0.522
	6	石	1098.973	石	0.477	石	50.000	石	0.013	石	0.013	石	50.477	石	0.513
	7	石	1098.973	石	0.477	石	50.000	石	0.013	石	0.013	石	50.477	石	0.370
	8	石	1098.973	石	0.477	石	50.000	石	0.013	石	0.013	石	50.477	石	0.250
	9	石	1098.973	石	0.477	石	50.000	石	0.013	石	0.013	石	50.477	石	
天明	1	石	1098.973	石	0.477	石	50.000	石	0.013	石	0.013	石	50.477	石	
	2	石	1098.973	石	0.477	石	50.000	石	0.013	石	0.013	石	50.477	石	
	3	石	1098.973	石	0.477	石	42.000	石	0.013	石	0.013	石	42.477	石	
	4	石	1098.973	石	0.477	石	42.000	石	0.013	石	0.013	石	42.477	石	
	5	石	1098.973	石	0.477	石	42.000	石	0.013	石	0.013	石	42.477	石	
	6	石	1098.973	石	0.477	石	42.000	石	0.013	石	0.013	石	42.477	石	
	7	石	1098.973	石	0.741	石	42.000	石	0.013	石	0.013	石	42.741	石	
	8	石	1098.973	石	0.720	石	42.000	石	0.013	石	0.013	石	42.720	石	
寛政	1	石	1098.973	石	0.711	石	42.000	石	0.013	石	0.013	石	42.711	石	
	2	石	1098.973	石	0.676	石	40.000	石	0.013	畑方64.000 田方24.230	0.013	石	128.906	石	
	3	石	1098.973	石	0.661	石	40.000	石	0.013	畑方87.013	0.013	石	40.661	石	
	4	石	1098.973	石	0.661	石	40.000	石	0.013	畑方87.013	0.013	石	140.420	石	

5	1098.929	0.636	40.000			烟方33.904	0.013	40.636	銀下烟高0.027
6	1098.929	※ 1.606	40.000			田方12.010	0.013	103.184	0.027
7	1103.779		40.000			田方根付 不城城居 15.664	0.013	40.000	0.027
8	1103.779		40.000	5.245			0.013	45.245	0.158
9	1103.779		40.000			烟方32.003	0.013	72.003	0.158
10	1103.779		40.000				0.013	40.000	0.018
11	1103.779	※ 0.568	40.000			烟方58.833	0.013	99.401	0.018
12	1103.779		40.000				0.013	40.000	0.006
享和 1	1103.779		40.000				0.013	40.000	0.006
2	1103.779		40.000				0.013	40.000	
3	1103.779		40.000				0.013	40.000	

さらに、元禄16(1703)年以降、宝暦7(1757)年~同11年を除いて、寛政6(1794)年までは、毎年「当荒」が見られる。この表1-2-13では、面積が示されていないため、耕地面積の内どのくらいの割合のものが「当荒」となっているかは分からないが、物成引として示した。その高は、宝暦2(1752)年に改められたものを見ると、「当荒田高三石九斗八升六合、免五ツ七分、田高三斗貳升、免四ツ、畑高貳石四斗六升七合、免四ツ六分」となっている。

また、耕地の土質は、田地は小津村・奥浦村は「埴土」であるが、牛窓村・鹿忍村においては「砂質埴土」に属し、畑地は、牛窓村・鹿忍村が「壤質砂土」、小津村・奥浦村が「礫質埴土」であり⁽³⁾、農作物に適したとは言えない。これらのことより、牛窓村においては、一概に土地生産性の高さを論ずることはできないように思われ、小津、奥浦、鹿忍の他三カ村においても、同様であろう。また、千手村においては田方斗代が最も高かったのであるが、田地の土質も「壤質砂土」であり、この限りでは、田地における土地生産性が高かったといえるだろう。畑地においては、「壤質砂土」である。

尚、牛窓村・千手村については、耕地の内訳は、次の表1-2-14、表1-2-15のようになっている。

表1-2-14 牛窓村(明暦3年)の耕地の内訳

種類	面積	斗代	分米
	町反畝歩	石	石
上田	7.5.2.14半	1.800	135.447
中田	6.8.4.10半	1.600	109.496
下田	11.2.4.0半	1.100	123.642
下下田	6.6.7.23	0.800	53.421
小下田	2.3.5.10	0.600	14.122
開下々田	0.0.6.29	0.600	0.410
開下下田	0.0.1.10	1.100	0.146
下々田	0.0.2.4半	0.600	0.129
合計	34.7.4.12半		436.821
上畠	13.0.1.2	1.600	208.169
中畠	14.4.8.26半	1.000	144.888
下畠	25.2.3.8半	0.600	151.396
下々畠	27.1.1.9	0.400	108.772
小下々畠	7.3.2.16半	0.200	14.647
屋敷	4.6.8.25半	1.600	75.016
下々	0.0.4.19	0.200	0.903
屋敷合	0.3.5.4半	1.600	5.624
〃	0.0.0.23半		0.125
下々畠合	0.1.3.17		0.546
開下々畠合	1.5.5.9半		3.106
合計	94.0.3.5半		713.189

(牛窓村免状による)

表1-2-15 千手村(寛永6年)の耕地の内訳

種類	面積	斗代	分米
	町反畝歩	石	石
上田	4.0.4.11	1.900	76.830
中田	2.5.6.25半	1.700	43.665
下田	5.5.3.05半	1.300	71.914
下々田	3.6.9.05半	1.000	36.918
下々田給	0.7.2.09半	0.600	4.339
合計	16.5.5.27		233.666
上畠	1.5.0.26半	1.500	22.632
中畠	1.4.2.13	1.200	14.092
下畠	1.7.4.26	0.800	13.989
下畠	3.4.1.23	0.500	17.072
下畠給	2.1.0.06	0.300	6.306
屋敷	0.7.8.03	1.500	11.715
合計	10.9.8.02半		88.806

(千手山村免状による)

このような条件下で農業生産はどのように行なわれていたのだろうか。

史料上の制約によって牛窓町関係村の近世における農業生産の様子を把握することはできない。そこで邑久郡全体を見るならば、藩政時代の作物は、五穀を主としており、それに次ぐものとして、大根、胡蘿蔔、牛蒡、胡瓜、白瓜、南瓜、西瓜、扁蒲等の蔬菜、柿、桃、梨、梅、杏、李、枇杷、棗等の果樹、胡麻、綿花、葉藍、菜種、煙草、甘藷、蕎麥等があげられ、末期においては綿花、葉藍、菜種等が盛んになって綿屋、紺屋を営むものも多かった⁽⁴⁾。明治初期の農業生産をみると、表1-2-16のごとく、米・麦(裸麦)中心の農業生産が展開されていたと思われる

表1-2-16 明治10年邑久郡農業生産構成

農産物	播種地段別	数量	単価	価格	
	石	石	円	円	
普通農産物	米	4581.1629	50918.24	4.925	約254590
	糯米	199.5905	2863.72	5.007	〃 14315
	大麦	223.23	1913.9	1.878	〃 1913
	小麦	257.7915	2036.85	3.667	〃 8148
	裸麦	1966.9313	18149.52	2.869	〃 54450
	粟	57.4503	417.59	2.6	〃 1254
	黍(きび)	7.77	61.396	1.945	〃 122
	大豆	158.25	843.96	4.237	〃 3376
	蕎麥	51.55	268.43	2.303	〃 536
	蜀黍	1.8	5	2.4	〃 10
	甘藷	13.87	70860斤	0.05	354.3
	馬鈴藷	102.67	1756148斤	0.04	7024.592

特 有 農 産 物	実綿	263130斤	088	23155.440
	藍葉	29553斤	043	1270.779
	製茶	480斤	081	38.880
	甘蔗	696100斤	007	4872.700
	葉烟草	398斤	05	19.90
	菜種(石)	423705	6.016	約25422
	食塩(ク)	55324	612	〃55324
	乾海老(斤)	20590斤	1	2059
乾魚(ク)	30000斤	05	1500	

(『明治前期産業発達史資料』別冊2により作成)

が、明治44年ではあるが、その収穫高は、牛窓町では小麦が、鹿忍村・長浜村(旧小津村・奥浦村)では裸麦がそれぞれ米を上回っているの、邑久郡全体の米一麦に対して、牛窓町関係村では、平均して麦一米の順であったと思われる。また、特有農産物においては、邑久郡全体からすれば、実綿と菜種が主なるものであるが、それらに食塩、乾海老、乾魚を加えてみた場合、実綿・菜種を加えた価格よりも、食塩のみの価格のほうが上回っている。牛窓町関係村は、前述のように、海辺に位置していることから、実綿・菜種よりも、食塩・乾海老・乾魚等の比重のほうが、数段大きかったと思われる。

戸口の推移を見ると、表1-2-17のように、享保6(1721)年から嘉永年間(嘉永5“1852”年以降と推測される)までの間に、すべての村で人口が減少している。この原因は、天明・天保の全国的な大飢饉もその1つに考えられる。しかし、こう考えた場合、戸数の減少、それがなければ、平衡状態が見られるのが普通だと思われるが、これら五カ村の場合、牛窓村以外

表1-2-17 牛窓町関係諸村の戸口構成 (邑久郡大手鑑 嘉永5年以降期)

村名	戸数		人数					
	享保6年	嘉永年間	享保6年	一戸当	嘉永年間	男	女	一戸当
牛窓軒	883	760	4,241	4.8	2,967	1,657	1,310	3.9
鹿忍	360	553	2,400	6.7	2,380	1,255	1,125	4.3
千手	69	70	361	5.2	313	178	135	4.5
小津	229	316	1,329	5.8	1,305	696	609	4.1
奥浦	142	185	876	6.2	782	443	339	4.2

村名	牛数		猟師		鉄砲		船数	
	享保6年	嘉永年間	享保6年	嘉永年間	享保6年	嘉永年間	享保6年	嘉永年間
牛窓	—	正	—	—	—	—	165	184
鹿忍	—	88	—	—	1	—	59	66
千手	—	27	—	—	—	—	—	—
小津	—	84	—	—	2	—	8	42
奥浦	—	74	—	—	—	—	—	—

表1-2-18 千手村農民階層構成 (嘉永5年 千手村田方畝高名寄帳による)

持高	戸数	戸数比率	持高	持高比率
10石以上				
9 - 10	1 (1)	} 4.8%	9石557	} 16.7%
8 - 9	0			
7 - 8	1			
6 - 7	0			
5 - 6	4 (1)	} 32.8	21.716	} 55.4
4 - 5	7 (1)			
3 - 4	13 (5)	} 62.4	44.796	} 27.9
2 - 3	21 (8)			
1 - 2	30 (11)			
1石未満	48 (18)		21.494	
無高	不明			
合計	125	100.0	233.850	100.0
最高持高(石)	9,557			
他村入作	46	36.8	51.410	22.0

表1-2-19 長浜村農民階層構成 (長浜村地価取調帳 明治8年による)

持高	米				麦			
	戸数	戸数比率	持高	持高比率	戸数	戸数比率	持高	持高比率
10石以上			石					
9 - 10	1	} 2.5	9.940	} 17.1				
8 - 9	3							
7 - 8	0							
6 - 7	1							
5 - 6	2	} 15.8	11.424	} 41.4				
4 - 5	5							
3 - 4	10	} 48.6	33.990	} 41.5				
2 - 3	30							
1 - 2	50							
1石未満	88		50.042		167	6.20	31.416	88.8
無高	94	33.1			106	37.3		
合計	284	100.0	310.495	100.0	284	100.0	45.791	100.0

(注) ここでの無高は田をもっていないものと思われる。

麦だけ、田(米)だけを示している。

はすべて戸数が増加している。この点矛盾があるように思われ、一概にその原因を飢饉に求めきれない。

また、一戸平均家族数が享保においては5~6人であったのから、嘉永においては約4人と減

少している。このことは、労働力についてどんなことを意味するのだろうか。「村明細帳」等がないためはっきりしたことは分からないが、表1-2-18の千手村の嘉永5年の村別階層構成において持高が全般的に少なく、10石を越えるものがないこと（入作等の問題は残るが）を考慮に入れるならば、それと家族構成とかかわりがあるのではないだろうか。また、畜力の牛馬数においては、馬は全くみられず、牛のみであり、奥浦村においては2.5軒に1頭、千手村においては2.6軒に1頭、小津村3.7軒に1頭の割合であるが、鹿忍村においては6.3軒に1頭、ことに牛窓村においては1.4軒に1頭とその割合は非常に小さい。

さて、農民階層であるが、ここで知り得るのは、千手村と長浜村（小津村・奥浦村）のみである。両村ともに10石以上の持主はおらず、2石未満が大半である。山崎隆三氏の区分によれば、貧農層がほとんどである。しかし、千手村の場合、他村の入作も多く、従って千手村農民の他村への入作の可能性も考慮しなければならないだろう。また、長浜村においても、農業に関してのみ見れば貧農の部類に入るかもしれないが、海辺に位置していることから、漁業・塩業の比重が大きい人々の存在も考慮しなければならないだろう。

ところで、牛窓村の免状（表1-2-13参照）には宝永3（1706）年より、物成引の中に、「一升三合、宝永三改六月麦蔵舗式升八合、免四ツ六分」という項目が設けられている。

これは、承応3（1654）年の夏に早ばつ、豪雨による旭川氾濫と災害が続く、損害が激しく、多くの農民が疲弊したことを教訓とした池田光政が、明暦3（1657）年に提案した備荒救恤法の畝麦法である。畝麦法は、育麦法又は二升麦ともいい、救荒費蓄積上、庄屋の支配範囲を一区画として組み合わせ田地一反歩より麦二升の割合で供出させたものを、庄屋の所に保管して、通常は貸付けをし、凶荒の際は救済に充てるというものであり⁽⁵⁾、農民の負担による救荒の制度であった⁽⁶⁾。

そして、邑久郡においても、育麦蔵が設けられた。

撮要録によれば、

諸御郡育麦、先年ハ惣高凡十萬俵余迄も御座候処、近年村々貧者多ニ罷成、育麦拝借仕候而新麦返上難相成極貧者之分ハ村弁ニ仕候付、中品已上之御百姓共迷惑仕候、極貧者ともへは何程貸申候而も飽足り申儀無御座、其上借込申を手柄之様に相心得、村弁に逢候義を少しも気毒に杯不申、却而情相ヲ取乱し申様ニ成行、正麦相増候得者大庄屋名主頭百姓とももの難義に相成申ニ付、余計ニ相見へ申分ハ売払代銀札新開方へ預ケ置候様ニ成来申候節之為には曾而相成申間敷候、右に付向後中品已上之者共へも貸付余計無之様に取向、此分は利なしに取立新麦に詰替貯置候はゞ、追々俵数相増凶年之節之為に相成可申哉と奉存候

但廿八九年已前凶年之節四國之内に而ハ金銀所持仕候者も飢人有之候よし、其節隨成風聞承申候、正米正麦御貯被成候御取向可然様に奉存候

とあり、貧者の増加に伴う村内百姓等の負担の増加、それによる疲弊が窺える。

（山崎尚子）

（註）(1) 『備陽記』（享保6年）(2) 田中誠二氏「岡山藩徴租法の研究」 50～51頁

(3) 『邑久郡誌』(4) 同上 下巻 471頁 (5) 同上 下巻 187頁

(6) 田中誠二氏前掲論文 51頁

5 商工業

近世の牛窓は、児島の下津井と共に備前の代表的な港であった。また、俗に「千家の邑」として船舶・商家が密集して交易が繁昌し、街の東部の浜手には船大口が多かった。

(1) 商業

(イ) 近世の牛窓港

岡山城下町から六里余の官道（「牛窓往来」）が牛窓まで設けられ、その他の間道も多く集ま

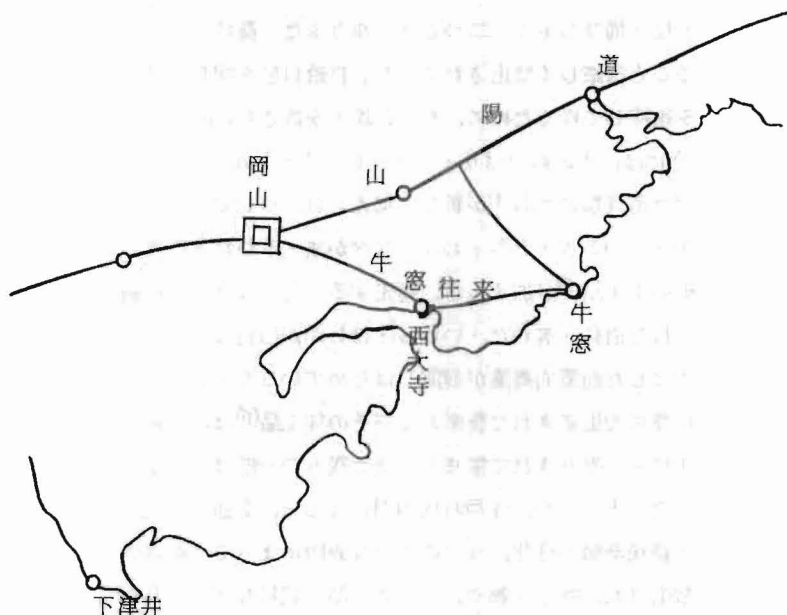


図1-2-6 牛窓付近の主な道路

っていた。また、海上交通をみると、物資の全国的流通が沿岸航路によって進められるにいたって、牛窓港もその寄港地となって発展していった。これと同時に港の施設も自然港から人工を加えたものになった。すなわち、岡山藩により元禄7年（1694）牛窓港に波止場が築かれた。港に出入する船には他国船もあったが、地船も活躍した。地船の数は年代で異なるが、宝永7年（1710）の「備前国岡山町井浦々大船之事」⁽¹⁾によると、鹿忍村には950石積の船が12艘、牛窓村には950～500石積の船が13艘あり、輸送業に従事していた。これらの船が出入した牛窓港には2つの役割があった。すなわち、下津井とともに、朝鮮信使一行や幕府役人および参勤交代の大名などが、船で往来する時の寄港地として、同時に、物資の出し入れが盛んであった港として栄えていた。ただ、この港は後背地が狭かったので、岡山・西大寺のような物資の集散には適さなかったが、材木・備前焼・塩・魚・鉄・綿などが集散された。殊に木材の中の造船材については、日向・土佐・伊予方面から買入れて、地元の造船に消費するとともに瀬戸内海東半の各地へ売り出した。

(ロ) 流通過程

牛窓は、岡山藩の領内で、下津井・片上・虫明・和気・金川・周匝・建部・天城・西大寺・福

岡・鴨方(のちには佐伯)・八浜とともに、13か所の在町⁽²⁾とよばれた。在町とは、商人や職人の集まった場所には、城下町のほか陣屋や代官所の所在地、および海陸交通上の要地に藩が町立の制をしいてつくったものである。それらの土地では居商(常設の店舗)や酒造業などがとくに許可されていた。つまり、牛窓は地方的な商業取引きの中心地となっていたし、さらに他国との取引きの中心地ともなっていた。なお、当時は常に店を構えた常設店舗商が主であるが、ざるふり商人などの行商のほか露店商も少しみられた。ざるふり商人について岡山藩の場合をみると、寛文8年(1668)にざるふり商人が商売することを認められた品物は、あみ・ぎこ・塩・あらめ・茶・油・明し松・桶ひしゃく・二つこぎ・ゆりぶた・農具の11品目⁽³⁾に限られ、それ以外の商品を販売することは厳しく禁止されていた。自給自足を押しつけられた農民が、絶えず自分の生産なり生活を維持してゆくために、やっとな購入を許された品物がこの11品であった。天和3年(1683)には、ものぬいばり・しゃくし・とうしん・付け木・かごゆかき・菅笠・竹の子笠・とおし・はた道具類の9品⁽⁴⁾が新しく加えられ、ついで宝永2年(1705)にはさらに、いわし・ほしか・三つこぎ・下ちゃわん・なべかま・木わた・こぎそ・うわじき・しぶうちわ・あぶらかす・紙の11品⁽⁵⁾が加えられ、商売することを公認された品物は31品となり、以後このまま続いた。はた道具・木わた・いわし・ほしかが品目につけ加えられていることは、次第に売ることを目的にした商業的農業が展開しはじめていることを示している。

江戸時代初期には、主に農村で生産された農産およびその加工品⁽⁶⁾は、そのほとんど大部分は一応城下町の間屋商人の手に卸し売りされて集まり、また残りの一部は領内に直ちに売り出されたり他国へ売り出されていた。ところが、江戸時代中期になると、交通の発達・農業生産力の増大・商業的な農業の発展・農民階層の分化、などの色々な要因によって、在方商人とか在郷商人とよばれる商人たちが多数生まれ、換金作物や、その加工品、肥料などを取り扱った。これらの商人は瀬戸内海沿岸の在町・港町でよくみられたというから、牛窓でも他国船の入港の数が増加し、繁栄していったであろう。幕末になると、藩当局は専売制をもって販売統制を加えるようになった。これに対して、商人たちは絶えず反対運動を起していった。

(ウ) 藩札

商業取引きの際、商品交換の手段として重要な役割を果たしたものに、藩内で通用した藩札があった。岡山藩では幕府の許可を得て、延宝7年(1679)に総年寄淀屋三郎右衛門・高知屋庄左衛門の両人が札元となり、版木屋惣左衛門が京都より下って始められ同年5月に出来上がつて九月には領内札両替場11か所が定められた。すなわち、『池田家履歴略記』巻14によれば、札場および役人は次の如くである。

岡	西	下	鴨	金	小	明石九郎右衛門	今井甚助	阿部平右衛門	宍戸十郎右衛門	石垣加右衛門	青木清六	牛窓	金子五郎左衛門
	阿	津	方	川	串							片上	白井次郎兵衛
		井										建部	渡辺半七
												西大寺	三宅忠助
												岡山町札場	寺崎助市

11か所の札場のほとんどは在町である。ところで、藩札は宝永4年(1707)10月幕命で諸国一統に停止されたが、再び享保15年(1730)、岡山藩は再発行の許可を得ている。すなわち、『撮要録』巻十八の二十六、「在札場」によると、

享保十五戊十月

下津井・牛窓・片上・西大寺・周匝・建部・西阿知右七ヶ所に札場被仰付

とある。ところが、享保18年(1733)になると、

御領内損毛飢人多札場元銀御取欠被成候に付銀札專引替難成依之在札場下津井・牛窓・片上三ヶ所にて一ヶ所一日七百目宛引替被仰付其外の在々札場は相止

とあるように、札潰れがあった。

天明8年(1788)4月に

新銀札出来銀並通用被仰付候付牛窓・西大寺・吹上に札場被仰付

とある。しかし、これも同年12月に

金銀通用御免兩替屋勝手次第申付に付在場止

とあり、札潰れがあったことを示している。

札場役人については、

- 一 元方一人江三十俵宛毎歳御年貢立にて被下
- 一 見届家御借家宿賃受取切手を指出三木彦兵衛より受取
- 一 札場並見届家繕入用大庄屋見届奥判にて御郡奉行奥書切手指出

と、規定されている。享保15年の元方は、牛窓については、亀屋権四郎が、天明8年には、吉兵衛になっている。

また、

覚

- 一 在々札場金銀札銀受取候儀札場之者切手見届奥書にて石丸平七郎裏判取其上にて請取可申候尤其所々の札座之者見届と相対にて出し入可仕事
- 一 請取候欠数は一ヶ月程之入用考両度程にも受取渡し仕二ヶ月切可致勘定事
但日々出入残元共見届相改可申事
- 一 惣而札場にて金銀札銀箱入封付にて請取渡し堅無用度々内を改請取渡いたすへき事
但札場朝五ツより初晩は七ツ切に仕廻可申事
勿論昼夜火用心堅可申付事

享保十五年戊十月

と、定められている。もちろん、同年同月に「役人心得之条々」・「札場法」が出されている。

(二) 店・問屋

近世の牛窓にどのような店があったのか、くわしいことはわからないが、史料上にみえるものだけを拾ってみると、伊部焼物店・他国米商・繰綿問屋・塩薪問屋⁽⁷⁾があった。

繰綿問屋については、『撮要録』後編工商之部に

牛窓村繰綿問屋

弘化三年午

一 邑久郡牛窓村基作抱田畑三町四畝二拾七步半家内人数三人内男二人女一人右家主基作義先年綿壳買仕馴も御座候付此度諸国繰綿問屋職被為仰付候様奉願上候右に付何卒御札場御銀札御振替拜借被為仰付候ハ、右繰綿代金請取次第金子にて払上申度奉存候尤右拜借返上并金子御両替等之義諸事備中西原村友太郎児島郡浦田村周次郎同様に被為仰付候様申上度奉存候願上之通被為仰付候ハ、難有奉存為御国恩金子上納方之儀出精仕度奉存候以上

弘化三年午六月

牛窓村

基作 印

右之通吟味仕相違無御座候願上之通被為仰付候ハ、難有可奉存候素御締向堅相守候様可申付候以上

牛窓村名主

三郎右エ門 印

同

助三郎 印

右之通遂吟味相違無御座候願上之通可被仰付候裁奉伺候以上

大庄屋大ケ島村

中山常次郎 印

谷典三右エ門様

右之通申出候ニ付御作廻方へ談し候上七月廿二日願書に願之趣兼届候事と付紙いたし御郡奉行へ下る

弘化五申三月廿五日積出し繰綿巻本に付銀巻歩ツ、冥加銀払上度段申出承届新開方納に申付新田方へ差紙遣す新開方へも移

また、

富岡
牛窓 繰綿問屋

弘化三年丙午

一 邑久郡服部村之内富岡武左エ門同郡牛窓村治右エ門兼て菜種子綿実改問屋被仰付難有奉存候然ル処近来綿実自然と無數之処今年は格別不自由之趣に御座候右に付此度繰粉篠巻仕度奉存候諸国引合繰粉篠巻問屋御免被仰付候様奉願上度奉存候被為仰付候ハ、為御国恩繰粉巻俵ニ壹分篠巻俵ニ五厘ツ、御運上奉指上度奉存候尤繰粉篠巻は御他領江壳捌綿実も追年弥増可申と奉存候何卒願上之通被為仰付候ハ、御仁恵之程冥加至極重々難有可奉存候以上

弘化三年午十二月

富岡 武左エ門 印

牛窓村 治右エ門 印

右之通吟味仕相違無御座候願上之通被為仰付候ハ、難有可奉存候素御締向堅相守せ可申候以上

富岡名主 惣平次 印

牛窓村名主 三郎右エ門 印

右之通遂吟味相違無御座候願之通可被仰付候裁奉伺候以上

大庄屋大塚

安右エ門 印

同大ヶ島村

又次郎 印

谷典三右エ門様

右十一月晦日願之趣承届候事と付紙いたし願書

とある。

また、伊部焼物店については、『撮要録』巻二十の一、「伊部焼物」によると、

竈元願書

元禄四年

邑久郡牛窓村にて伊部焼物見世売仕候儀先年は見世数多く売買仕候付伊部村より売申焼物大分にて御座候処西村源五郎様邑久郡御奉行被為成候時分三人に被仰付見世三軒より外御売せ不被成候付其時分より次第に焼物売し申義おとり申候先年見世多売申時分は北国廻りの舟牛窓にて焼物大分買申候其外他国船に大分商仕候処右三軒にては諸事不自由に御座候付他国船寄不申焼物売買とり伊部村釜焼之者迷惑仕申候先年之通大勢勝手次第に御売せ被下候へは牛窓村にも他国を引受大分商仕両村共に勝手能御座候尤牛窓焼物売買仕度と申者大勢御座候間願上之通被仰付被為下候ハ、難有奉存候以上

元禄四年正月廿八日

和気郡伊部村釜焼

二十五人連判

奥書

同村役人

同

肝煎

石丸平七郎様

牛窓村株三軒願書

私共牛窓之伊部屋平右エ門同八左エ門同清兵衛世粹留右エ門と申者只今迄少将様の被為仰付候御意の申にて伊部道具商仕候其趣意は先年西国御大名衆何レ様裁覽此表御通被為遊候節伊部物御用之由にて御船江清兵衛伊部物持参仕候処に商仕様正直に仕寄特成者と被仰候て名を御尋被成候故伊部屋清兵衛と申上候右之御大名様於江戸少将様江御物語被為遊候由にて其節之御郡奉行西村源五郎様に被為仰付候牛窓之伊部物西国御大名衆御重宝に思召候間向後は伊部物商清兵衛に一両人相添二三軒に売せ申様にと被為仰付候由西村源五郎様御詮議之上を以平右エ門八左エ門清兵衛三軒に被仰付只今迄三軒として売申候其時分被為仰付候残ル者共の伊部物売し不申迷惑可仕候間三軒として買取三人之者は弥正直を立売可申様にと被仰付則御銀二貫八百月三人之者共に拜借被為仰付連々に払上可申様にと被仰付候牛窓中の伊部道具不残買取拜借御銀も連々払上ヶ相済申事に御座候伊部屋清兵衛儀少将様牛窓御通りの時分思

召の奇特成者と御意被為遊清兵衛世倅一門共ともに難有奉存候依其に寛文六年七月十二日に右之清兵衛に従少将様為御褒美鳥目二百匹被為下難有奉存候其後又御巡見様此表御通之節伊部焼物御用之由にて御船江持参仕右三人之伊部屋売上ケ申候は殊外御機嫌に入正直に商売仕候由の御美言にて御酒与と被為下候比節承候へは伊部村釜焼中間より牛窓伊部見世棚数多被為仰付被下候様にと奉願之由左様にも被為仰付ルへは私共航命に及申候間御慈悲と思召先年之御趣意之通三人に被為仰付被為下候ハ難有可奉存候以上

元禄三年二月十七日

邑久郡牛窓村伊部屋
平右エ門印判
同八左エ門伊部見世ノ跡
九兵衛印判
同伊部屋清兵衛子
留右エ門印判

牛窓村商人十五軒願書

伊部村焼物釜屋より焼物棚之義先規之通に被為仰付被為下候様にと願上之通奉承知申候御事
元焼物棚之義西村源五郎様御郡奉行被為成候時如何様之御趣意は不奉存候へ共向後三軒に被為仰付候間右三軒之外焼物売買止申様と被為仰付候て及迷惑居申候へ共恐多く唯今迄延引に罷成居申候御事

前廉焼物売買棚数にて仕候時は旅人并北国廻り之舟与とも大分に買申候へ共其以後三軒に罷成申候以来焼物棚座の様に罷成高直に有之と申候て買不申様相見へ申候御事

今時分は商も無御座商人共迷惑仕居申候間釜屋より願上候通に被為仰付被為下候ハバ町並も賑れ処商人共第一渡世の助に罷成申義に御座候間先規之通に双方商人中江被為仰付被為下
元禄三年午二月十五日

牛窓村商人

清八	孫市
十三郎	七右エ門
曾右エ門	長左エ門
文左エ門	甚七
市郎左エ門	清三郎
彦右エ門	善蔵
善介	六右エ門
吉三郎	

午五月十八日

願之通

とある。つまり、最初は(年代不明、寛文6年以前)、平右衛門、八左衛門、清兵衛の3人に限り伊部焼物商が許されている。後、元禄3年(1690)2月15日の日付をもって、15軒が

加わっている。同年同月17日には、最初の3軒が後の15軒に対抗していることがわかる。元禄4年(1691)には和氣郡伊部村釜焼仲間25人が連判をもって、牛窓へ伊部見世棚をふやすようと願ひ出ている。

他国米商については、『撮要録』巻二十の廿六、「牛窓、下津井、吹上他国米商 起冥加銀」によると

明和三戌十一月(1766)

邑久郡牛窓村先年は大船持并九州表江木山仕入仕候者大分御座候処近来困窮仕右等之商売仕候者無御座依之末々船加子木山日雇働仕候迷惑仕候右ニ付御敷申上御加損頂戴被為仰付一等有奉存候

一 諸商内板材木油槽肥干加其外塩肴売買仕申間屋職仕渡世仕居申候然処油槽肥干加類過半九州北国表より積登せ申候右船積合せ荷物之内に多米御座候他所米之儀は兼て御法渡之事に御座候へは米積合居申候ては牛窓村相応之商内物積合居申候ても一向得掛合不申候自ら商内も不自由に御座候恐多奉存候へ米請引之儀御赦免被為仰付候ハバ村方一等指競難有奉存候

一 米入所納屋敷賃

一 問屋口銭

一 為替銀之利銀

一 跡荷物仕入之指

一 積合荷物之商内中持賃飛脚賃類

右之通村方上下共相応に御赦に罷成申候

右他所米請引之儀御赦免被為仰付候ハバ村方一統大に差競難有可奉存候御めり之儀は嚴重に仕決て外村江出し候儀仕申間敷候牛窓村ハ外村と透御高少く家数人数等も格別多御座候ニ付外之指寄無御座候ては必至と難儀仕候三月より七月迄他所米売買御免被為仰付候ハバ重々難有可奉存候已上

とある。これも、牛窓は港町であったためであろう。

(2) 工業

牛窓においては、酒造・造船業が主なものである。

酒造は許可制で、城下町と13か所の「在町」で許されていたから、牛窓でも造られていたと思われる。寛永19年(1642)10月6日の法令で、「國中酒造所相定、其外者可為禁制(後略)」とし、その後、承応3年(1654)11月にも酒造地の限定を踏襲している。

造船は古代からの伝統的な産業であった。江戸時代初期から奈良屋を中心に隆盛を誇った材木業とを背景として、造船は宮脇氏の大船棟梁を筆頭に多くの造船棟梁・船大工によって、藩内の藩船・民船はもとより他国からの注文で、大は千石船から小は漁船にいたるまでを造って移出した。そのため、牛窓の造船は全国的に有名であった。

註

(1) 『備陽記』巻之一

- (2) 寛永19年(1642)10月6日の法令
- (3) 『藩法集』1-岡山藩下
 法例集拾遺 卷之四 工商
 298 「十一色の商物」
- (4) 同上 岡山藩上
 法例集 卷之八 工商
 1209 「在」
- (5) 同上
 1220 「村」
- (6) 『岡山県の歴史』(昭和37年,岡山県)によると,元禄9年(1696)ごろの農村の状態として,「米・麦・大豆・小豆・粟・稗・蕎麦・菜種・菜種油・芥子・胡麻・胡麻油・茄子・ささげ・瓜・そら大豆・きび」(第4章-第7節「交通と商業」)があげられている。牛窓もこれに近い状態であったらうと考えられる。
- (7) 『撮要録』卷十一,「邑久郡塩田之部」によれば,寛政10年(1798),牛窓村の大判頭,清兵衛・平五郎が新たに申し付けられている。

参考文献

- 『岡山県の歴史』(昭和37年,岡山県)
- 藤井駿「中世の牛窓港」(関西大学編「魚澄先生古稀記念論文集」所載)
- 『邑久郡誌』第二編(名著出版)
- 谷口澄夫『岡山藩政史の研究』

6 塩業・漁業

(1) 塩業

(イ) 塩田

『撮要録』卷十一,「邑久郡塩田之部」によれば,

宝永六丑年下役人改

塩浜畝数七町四反三畝十八歩半 鹿忍村

塩浜畝数四畝 牛窓村

とあり,鹿忍村の方が有名であったらう。

江戸時代は産業開発の盛んな時であったので,塩田の開発も行なわれている。「牛窓村免状」をみると,塩浜高は表1-2-20の通りになっていて,「新開」であることがわかる。

表1-2-20 牛窓における塩浜高(文化~明治)

	塩 浜 高	物 成 55%	塩 浜 高	物 成 45%
	石斗升合			
文化 元年	(新聞にて去増)		(〃)	
2	31. 38. 7	17. 26. 3	17. 27. 2	7. 77. 2
3	31. 38. 7	17. 26. 3	17. 27. 2	7. 77. 2
4	31. 38. 7	17. 26. 3	17. 27. 2	7. 77. 2
5	31. 38. 7	17. 26. 3	17. 27. 2	7. 77. 2
6	31. 38. 7	17. 26. 3	17. 27. 2	7. 77. 2
7	31. 38. 7	17. 26. 3	17. 27. 2	7. 77. 2
8	31. 38. 7	17. 26. 3	17. 27. 2	7. 77. 2
9	31. 38. 7	17. 26. 3	17. 27. 2	7. 77. 2
10	31. 38. 7	17. 26. 3	17. 27. 2	7. 77. 2
11	31. 38. 7	17. 26. 3	17. 27. 2	7. 77. 2
12	31. 38. 7	17. 26. 3	17. 27. 2	7. 77. 2
13	31. 38. 7	17. 26. 3	17. 27. 2	7. 77. 2
14	31. 38. 7	17. 26. 3	17. 27. 2	7. 77. 2
文政 元年	31. 38. 7	17. 26. 3	17. 27. 2	7. 77. 2
2	31. 38. 7	17. 26. 3	17. 27. 2	7. 77. 2
3	31. 38. 7	17. 26. 3	17. 27. 2	7. 77. 2
4	31. 38. 7	17. 26. 3	17. 27. 2	7. 77. 2
5	31. 38. 7	17. 26. 3	17. 27. 2	7. 77. 2
6	31. 38. 7	17. 26. 3	17. 27. 2	7. 77. 2
7	31. 38. 7	17. 26. 3	17. 27. 2	7. 77. 2
8	31. 38. 5	17. 26. 3	17. 27. 2	7. 77. 2
9	31. 38. 7	17. 26. 3	17. 27. 2	7. 77. 2
10	31. 38. 7	17. 26. 3	17. 27. 2	7. 77. 2
11	31. 38. 7	17. 26. 3	17. 27. 2	7. 77. 2
12	31. 38. 7	17. 26. 3	17. 27. 2	7. 77. 2
13	31. 38. 7	17. 26. 3	17. 27. 2	7. 77. 2
天保 2年	31. 38. 7	17. 26. 3		
3	31. 38. 7	17. 26. 3		
4	31. 38. 7	17. 26. 3		
5	31. 38. 7	17. 26. 3		
6	31. 38. 7	17. 26. 3		

	塩 浜 高	物 成 5 5 %	塩 浜 高	物 成 4 5 %
	石 斗 升 合			
文化 7年	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3		
8	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3		
9	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3		
1 0	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3		
1 1	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3		
1 2	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3		
1 3	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3		
1 4	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3		
1 5	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3		
弘化 2年	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3	1 7. 2 7. 2	7. 7 7. 2
3				
4	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3	1 7. 2 7. 2	7. 7 7. 2
嘉永 元年	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3	1 7. 2 7. 2	7. 7 7. 2
2	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3	1 7. 2 7. 2	7. 7 7. 2
3	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3	1 7. 2 7. 2	7. 7 7. 2
4	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3	1 7. 2 7. 2	7. 7 7. 2
5	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3	1 7. 2 7. 2	7. 7 7. 2
6				
7	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3	1 7. 2 7. 2	7. 7 7. 2
安政 2年	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3	1 7. 2 7. 2	7. 7 7. 2
3	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3	1 7. 2 7. 2	7. 7 7. 2
4	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3	1 7. 2 7. 2	7. 7 7. 2
5	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3	1 7. 2 7. 2	7. 7 7. 2
6	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3	1 7. 2 7. 2	7. 7 7. 2
万延 元年	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3	1 7. 2 7. 2	7. 7 7. 2
文久 元年	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3	1 7. 2 7. 2	7. 7 7. 2
2	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3	1 7. 2 7. 2	7. 7 7. 2
3	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3	1 7. 2 7. 2	7. 7 7. 2
元治 元年	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3	1 7. 2 7. 2	7. 7 7. 2
慶応 元年	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3	1 7. 2 7. 2	7. 7 7. 2
2	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3	1 7. 2 7. 2	7. 7 7. 2
3	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3	1 7. 2 7. 2	7. 7 7. 2
明治 元年	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3	1 7. 2 7. 2	7. 7 7. 2
2	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3	1 7. 2 7. 2	7. 7 7. 2
3	3 1. 3 8. 7	1 7. 2 6. 3	1 7. 2 7. 2	7. 7 7. 2
4	5 6 7. 5 7. 3	3 貫 5 2 7 文		

邑久郡鹿忍村の塩は、にがりを入れなくて、こまかいので、名物として江戸にも移出されていた。⁽¹⁾

塩田経営は地主・小作および浜労働者である浜子層に分けられる。そして地主は、自分の手作地以外を小作に出すのが普通であった。また地主・自作・小作とも、自家労働の不足は浜労働者の雇傭によって補うのが常であった。しかし、牛窓については具体的なことはわからない。

塩の販売のようすと、**「沖売り」と「おか売り」**の二種類に分けられる。「沖売り」は製塩地に入る他国の船に塩を売る方法で、販売先は大阪・江戸・九州・北陸方面であった。「おか売り」は備前・備中・美作の奥地へ売る方法をいい、多く吉井川・旭川・高梁川の高瀬舟を利用して送った。これらの塩を取り扱うのは問屋であり、牛窓にも塩問屋があったが、この問屋には塩田地主とか村役人とかが兼ねてなっているのが多かった。また塩俵を売り出すときには、厳重な俵の検査をおこなうのが普通であったが、それでも目方の不足する俵が多かったようである。

(イ) 塩税

岡山藩の塩税を類別すると、(a)「塩浜年貢」、(b)「竈屋運上」、(c)「出来塩運上」、(d)「塩問屋運上」に分けられる。

(a) 塩浜年貢は、塩田を築き検地を請け、歟下年季を経過した塩田そのものに対する年貢で、表1-2-21はこれにあたる。古浜・新浜によって課税の基準は異なっている。

表1-2-21 課税基準

	古 浜	新 浜
斗 代	1石2斗 ~ 2石	1石 ~ 1石1斗
免	大体 5つ免	大体 3つ

(b) 竈屋運上は、検地の対象から除外された竈屋敷・穴屋敷に対してかかる附加税で、史料の初見は、寛文13年(1673)8月朔日の「一、小物成運上米銀年内切。但、塩浜運上半分八月切」⁽²⁾という法令である。つまり、この年以前から「竈屋運上」は「塩浜年貢」ともに上納されていた。宝永7年(1710)頃の邑久郡内の塩竈屋敷は、100軒⁽³⁾である。しかし、その運上額は僅少⁽⁴⁾であった。

(c) 出来塩運上は、本来塩消費者に負担させる運上で、塩生産者が塩俵1俵につき銀札2分5厘の運上分を含めて問屋への売渡し値段を定め、生産=販売した塩俵数に応じて塩生産者が上納した。出来塩運上は、財政難を背景として、宝永5年(1708)に塩税改革の建白書⁽⁵⁾によるもので、「竈屋運上」を廃止し、3倍に及ぶ塩税の増徴を実現したものである。そのために「塩改之者」を設けており、鹿忍村でも名主・五人与頭⁽⁶⁾が命ぜられた。しかし、塩価の変動とそれに伴う諸問題に目をつけていなかったため、翌年12月には撤回せざるを得ない破目に追い込まれた。とはいっても、享保期の財政難にはかたず、竈屋運上と並んで出来塩運上制を施行した。これは享保3年(1718)⁽⁷⁾のことである。しかし今度も差障りを生じ、享保13年に塩税改革を行った。邑久郡はその後次第に、運上課税の対象が塩浜反別に改められるようになり、出来塩運上制は早く廃れていくのである。但し、牛窓村紺浦は「御運上両度ニ而銀札400匁内外払上居申様子」⁽⁸⁾であるが塩浜反別に課せられているのではない。しかし「出来塩ニハ引合不申様」

であり、恐らく竈屋3軒見面積5町余、穴数500に対し総体として課せられたものであろう。

弘化3年(1846)、岡山藩は未曾有の財政危機に対し塩専売制施行の方針を示し、強硬にその実現を図ったが、塩生産者側の激しい反対にあい、部分的専売制にすりかえられてしまった。塩専売を執行したのは新開方御勘定所で、対象としたのは文政10年(1827)以後の「新浜」であったから、鹿忍村・牛窓村にも塩専売仕法が触れ出されたものと考えられる。また、新たに塩会所が設立され、新浜の出来塩は1俵も残すことなく塩会所に買上げられ、塩俵の製俵方法も指定され、塩会所を通して大坂塩問屋に送られることになった。しかし、必然的に塩生産者の激しい反対にあった。

(d) 塩問屋運上は、塩問屋に対する営業税であるが、この徴収期間は極めて短かった。

(2) 漁業

近世初頭からあった漁村として牛窓をあげることができる。「牛窓漁業の起因并に沿革」に牛窓は大概漁業の利を得て生産とす、就中鰻魚の寄漁あり此因たるや、萬治二年前に起り冬期厳寒には鰻魚の深水に最寄るを認め、敷網の法を用ひて夥多の鰻魚を捕獲せり、之れを該地鰻網の嚙矢とす。留海寄せ魚漁業方法及収益金分配方に至る迄、岡山藩の許可を得、留海捕魚の権利を専有し……(略)……

とある。また、『備陽記』巻之9、「備前国備中国之内ヨリ出ル物品々名物之外ナリ」によれば、

一 イナ 邑久郡牛窓村ニテ寒ノ内ニ敷網ニテ毎歳取其魚ノトレ様ニテ運上銀指上ル子細ハ十月比ヨリイナノカタマリアリ唐網入サセズ番船ヲ付最寒中ニ牛窓ノ磯ヘヨリ候ヲ見敷網ニテ取ル立春ヨリ獺師唐網入テ不苦定法也年ニヨリ凡四五十万モ取ル風味宜シ

(略)

一 メバリ ……邑久郡牛窓ニテ七月ヨリ明ル三月迄釣漁トス

一 イカ 邑久郡…(略)…ノ獺浦ノ者三月ヨリ五月迄塩鱒ヲ串ニサシ糸ヲツケル釣ル又手グリ網ニテモ取ル

(略)

一 シクチ 右之類ハ……邑久郡ノ浦辺獺師トモ四季共ニツリ獺又ハアミニテモ取ル

一 グチ ……邑久郡牛窓村……(略)…ノ獺師共三月ヨリ五月迄釣漁ニテ沢山ニ取ル大形干グチトス子塩辛別而宜但商売ニハ無之

とあり、イナ・メバリ・イカ・シクチ・グチがとれたことがわかる。しかしこれらだけにとどまらずなお多くの漁利に富んでいたらしい。

漁艘の数は『備陽記』巻之16、「邑久郡村々之事」によると

● 牛窓村

一 小獺船ヨリ十九端帆迄船百六十五艘アリ

● 鹿忍村

一 小獺船ヨリ十九端帆迄船五十九艘アリ

とあるだけで、くわしいことはわからない。

近世中期ごろから、加子浦の漁業上の特権は事実上侵害されはじめるが、岡山藩では一応各郡ごとに、加子浦の優位を認めつつ各村に入会操業を行なわせた。しかし、それほど厳密な漁場の区分は行なわなかったようである。そのためか、漁場の入漁をめぐるしばしば紛争が起った。その例を『撮要録』後編「海河池船之部」でみてみよう。

牛窓村 漁場論
尻海村

弘化二巳年

一先年より度々及争論猶又近年相争候付下役人再三差越遂吟味及利害候へ共不居合之処追々納得いたし和該済いたし候依之書付指出時之構郡奉行與書して両村へ下ケ置候書面左之通
(略)

邑久郡 牛窓村 漁場出入争論和談済一札之事
尻海村

一牛窓尻海両村漁場之儀寛政度初発争論有之文化元子年御郡奉行水野丈介様御取嘆にて納得仕両村漁場境御取極御印木御建被為下働方等後証御書付被下置候処文化十年より申分再発小漁入相之儀申募種々御取嘆御座候共下方納得不仕当已春夏御下役人小高恵四郎様藤原深蔵様御出張場所御見分古書類御取調種々御取嘆御座候へハ共難居合双方我意申立候ニ付御吟味詰被仰付両村共口書印形仕指上既に御裁許可被仰付御様子にて恐入相慎居申候然る処従来之御利害篤と相考候へは畢竟銘々産業之得勝手に付不顧大造之後介隣浦相争ひ人倫之本意を失ひ候段重々恐多奉存候此度両村漁夫共和談内熟奉願上先達て御下役人中様御取嘆之御差別に基き後年規定左之通に御座候

一両村漁場境之儀は文化元子年御建被為下候御印木御文言之通たるへき事勿論之儀に御座候
一尻海村漁場江牛窓村之内師楽之者共小漁船二十一艘限入相可申事

但以後増船不相成事

一右同所江牛窓村より小漁船三艘限入相可申事

但以後増船不相成事

一御印木より尻島北端江見通し是より北牛窓村漁場江尻海村より小漁入相可申事

一御印木より尻島北端江見通し是より南牛窓村漁場へ尻海村より入漁致間敷事

一牛窓村鰯網敷場是迄之通

(略)

弘化二年巳十一月

牛窓村漁師惣代

嘉兵衛 五郎一

松太郎 源吉

豊吉 村吉

初吉 善太郎

六右 工門

(後略)

他にも、牛窓村と鹿忍村，児島郡と邑久郡との漁場論⁽⁹⁾もあった。

(末本三枝子)

註

- (1) 『備陽記』巻之9，「備前国ヨリキル名物之事」

一 鹿忍塩

邑久郡鹿忍村ニテ焼塩也外ノ所ニテ焼塩ハニガリヲサス鹿忍ノ磯ニテ焼塩ニハニガリ
を不入別而塩コマカニテ名物トス

- (2) 『藩法集』1岡山藩下 197頁

- (3) 『岡山市史』 3159頁

- (4) 『藩法集』1岡山藩上 432頁

- (5) 同上

- (6) 同 岡山藩下 201頁

- (7) 同 岡山藩上 213～4頁

- (8) 柴田「岡山藩における塩税改革の一考察—出来塩運上制の成立と展開—」
(『日本塩業の研究』第七集)

- (9) 『邑久郡誌』第二編

参考文献

○『邑久郡誌』第二編

○『岡山県の歴史』(昭和37年，岡山県)

○谷口澄夫『岡山藩政史の研究』

第八章 商品生産と流通過程

○柴田「岡山藩における塩税改革の一考察—出来塩運上制の成立と展開—」(『日本塩業の
研究』第七集)

○柴田「近世における塩専売の研究—岡山藩の塩専売政策と児島浜人層の動向—」(『日本
塩業の研究』第 集)

7 朝鮮通信使

- (1) 港町としての牛窓

牛窓は中世以来西国航路の風待ち，あるいは潮待ちのための港として発達した港町である。さら
に江戸時代になっては下津井とともに岡山藩の海の玄関として，なお一層の賑わいを呈してい
たのである。18世紀後半の牛窓の様子は，家数883軒・人口4,241人・船165艘という
数字に明らかなように，「都会にて國中第一の繁栄」⁽¹⁾ぶりであった。

また，『備陽記』には

備前国之内湊之事

一，邑久郡牛窓村前湊也近年船掛リノ為ニ石波戸出来大風ニモ此波戸之内ニテハ船破損スルコト
ナシ牛窓へハ岡山城下ヨリ在番ノ侍出ル御茶屋番所アリ東ノ迫門口ニ燈楼堂アリ

とあるが、⁽²⁾下津井・大漂(大多府)と並んで牛窓にも防波堤があり、港の整備などの面では重要視されていたようである。また、岡山藩は、ここには在番の武士を駐留させておく番所を設置したり、賓客の接待や藩主の休息のための御茶屋を設置したりするなど特別の取計いをしていたのである。それではなぜ牛窓がそれほどまでに重要視されたのであろうか。牛窓が、胸上・尻海・浦伊部・邑久郷・日比・日生と同様に大坂への廻米に参加し、大坂登し米を輸送していること⁽³⁾岡山藩の物資たとえば木材・備前焼・塩・魚・鉄・綿などの集散港であり、物資輸送の中心的存在であったこと⁽⁴⁾などから、藩にとっての大動脈であり重要視せざるをえなかったのは当然のことと思われる。⁽⁵⁾しかしそればかりでなく寛永13年(1636)以降、牛窓が国家的使節である朝鮮通信使の碇泊港となり、御馳走するための場所となったことが、何といっても大きな理由ではなかったのだろうか。江戸時代を通じて、「海辺湊山寄せ加子浦」⁽⁶⁾であり、岡山藩の領内で13の在町の一つに数えあげられていた牛窓は、朝鮮通信使の来朝に伴ってなお一層の繁栄をみせたのである。海上交通の衰退に伴って、現在でこそ閑疎な港町ではあるが、かつての繁栄ぶりを想像するとき、岡山藩に於ける牛窓港の位置づけと同じ様に、牛窓に於ける朝鮮通信使のもたらした意義は重要であり、その影響は大きなものがあったと考えられる。

(2) 朝鮮通信使の性格

江戸時代を通じて12回を数える朝鮮通信使の来聘は、徳川幕府という一応安定な幕藩体制の下でどのように展開され、それが日本と朝鮮さらには東アジアに於ける外交上の駆引きの上でどのような意味をもつものであったのだろうか。ここでは主として鎖国体制の成立する寛永年代前後についてみていこうと思う。なぜなら、寛永期が幕藩体制史の上に大きなメルクマールをなしていること、即と武家諸法度寛永令の制定、参勤交代制の確立、鎖国体制の強化といった諸政策が幕藩体制の確立を物語るものだからである。この時期の朝鮮通信使や日朝関係については、三宅英利氏が論じられている⁽⁷⁾のでそれに従いながら検討していきたい。

まず、ここで「通信使」という称号は寛永13年(1636)の使節から使われはじめたのであって、それ以前は「回答使」といわれていたのである。それを朝鮮側から改名してきたのは、幕府の日朝交渉と制度の確立とを看取したためであろう。日本側は、秀吉侵略後の外交関係を排し、内政の安定に伴って両国による新たな外交体制の成立を背景に秘めていたといえる。また、同時に東アジアの大国である中国は、明清の交代前夜にあたる時代であるため、戦略上で日本がどのように援助しようとしているかの実情を知ること、さらには経済的なものとして、日本の軍器、及び日朝貿易よりもたらされている黄金の入手が日本交渉の意図であり、日本が朝鮮を通じて大陸の情報を入手せんと欲したのと同様な意図が窺われよう。当時の朝鮮にとっては日清両国の不和発生によって半島が戦場となることに対する懸念があり、自らも両強国の間に介在して両者の並立を利用することが最も安穩な策であることを知覚していたようである。また、日朝関係が親密であることを清に認識させることが、かえって朝鮮半島の平和のために必要であると考えていた朝鮮の外交上の判断は、東アジアの状況を的確に捉えていたといえると思う。そのことは、同時に、日本からの慶賀の要請を請け入れる下地となっているのかもしれない。

次に日朝の間を介する対馬藩のことが問題となる。朝鮮にしてみると、対馬藩のとり貿易交渉

での強圧的態度と貿易要求は、財政経済にとって負担の増大を招いたであろうし、幕府にとっても、貿易権を一手に握ろうという本来の政策と相入れないものであったので、対馬藩の態度に掣肘を加えんとする点では両者の利害は一致していたものと考えられる。それは同時に、清に対しての牽制効果をも持つ結果となっていたのである。三宅氏の指摘する如く、「日本から見れば、内政的には参勤交代をはじめとする中央集権の確立、外政的には、鎖国令や福岡、佐賀両藩による長崎警備などによる海外遮断体制の形成など、いわゆる幕藩体制の確立により、ようやく戦国体制を脱して統一国家の態勢をなさんとする時、嗣子誕生の祝賀使節が、400名をこえる華麗さで隣国から奉賀来朝することは、国内の朝廷・諸侯・民衆に対してはもとより、東アジアの国際場裡に、徳川政権の威容を公認させる最大の式典ともなった。」⁽⁸⁾といえよう。

真の目的が何であったにしろ、表面上での来朝の目的は表1-2-22に示すように将軍が襲職した場合の奉賀にあったことは、外交上での懸引を含んでいる。しかし一方的に日本への朝貢

表1-2-22 朝鮮通信使来朝表

江戸着年代		来朝の目的
慶長 12・4	(1607)	家康への謝礼と修好
元和 3・8	(1617)	大坂平定祝賀
寛永 元・12	(1624)	家光襲職の賀
〃 13・12	(1636)	太平奉賀
〃 20・7	(1643)	家綱誕生の賀
明暦 元・10	(1655)	家綱襲職の賀
天和 2・8	(1682)	綱吉襲職の賀
正徳 元・10	(1711)	家宣襲職の賀
享保 4・9	(1719)	吉宗襲職の賀
寛延 元・6	(1748)	家重襲職の賀
明和 元・2	(1764)	家治襲職の賀
文化 8・7	(1811)	家斉襲職の賀
嘉永 5・予定	(1852)	家慶襲職の賀

注)『通航一覧』巻4 8.4 9.6 4.6 5.6 7.6 8.7 1による。

嘉永5年は予定で実現せず。

小林茂氏「徳川時代における朝鮮通信使の助郷問題—溶藩の場合を中心として—」(『朝鮮学報』43輯)51頁

る。このほか日本の自然については、通航路に沿って赤間関、鎌刈、室津、兵庫、大坂、京都、浜松等の風光明媚な地方と瀬戸内海の多島美あるいは「白砂千松」の情緒には感心していたことが使者の手記などから知ることができる。⁽⁹⁾おそらく牛窓港の前に広がる海と島とのコントラストは、異国の使者一行の目に美しく映った場所の一つであったらうと想像できる。

の形式によるものとは考えられない。なぜなら、後述する牛窓での饗応の様子などから察する限り非常に鄭重な対応をし、相当な費用をかけているからである。

ところで、たびたび日本への来朝を繰り返した朝鮮通信使の目には、当時の日本がどのように映っていたのかは興味のもたれる問題である。寛永の使節派遣に関する限りは、その直前に日本で起こった島原の乱に対して不安を抱いているとともに、その後の情勢への好奇心をもっていたらしい。さらに幕府の政策については、平和政策(偃武)を指摘し、幕藩の接待が奢侈を極め、礼遇は厚く、それは中国以上と感じていると同時に、そのために「賦税亦重、農民之困悴、可想矣」という民衆の生活ぶりまで鋭く見抜いていたようである。

(3) 牛窓に於ける御馳走

以上のような性格をもった朝鮮通信使を迎えるにあたって、岡山藩では牛窓においてどのような対応をし、そこにどのような意志が働いていたのだろうか。これについて比較的まとまった史料のある享保4年(1719)について具体的にみていこうと思う。¹⁰⁾

牛窓と朝鮮通信使との結びつきについては既に述べたが、朝鮮に限らず琉球使節、甲比丹の参礼という異国船通行、あるいは参勤交代、長崎奉行通船、さらに將軍の代替りごとに出される幕府巡見使等の幕府使者、公儀役人の通船の際にもさまざまな御馳走が岡山藩によってなされたのである。岡山藩の場合も藩主池田光政の参勤交代に際して、寛永19年(1642)岡山一大坂間を内海通行して以来、寛文8年(1668)に至るまでの26年間終始一貫して藩船で海上通行が行われてきたことが明らかにされている。¹¹⁾巡見使通行の例では、特権通行の内海通行に対する御馳走港として、東に牛窓、西に下津井を設け下り通行に対しては牛窓港に、上り通行に対しては下津井港に使者を出して、身分格式と通行用務に応じて御馳走を展開したのである。¹²⁾朝鮮人接待入用の取扱い方は、『通航一覽』に見られる如く、十万石以下の大名と十万石以上の大名とで違っていた。即ち、十万石以下の大名の場合には、「御馳走方」といわれて幕府から若干補助されていたようであるが、十万石以上の大名の場合には、「御手賄」といい、藩内に高掛り銀などを徴し、それを適当に配分し、独立採算的にまかなわなければならない、さらに別に幕府から人馬などを徴せられることがあった。岡山藩の場合は、32万石といわれ、当然後者に属し、自藩でまかなわなければならない、その結果として加子浦を中心とした民衆への収奪の強化が展開されたことは、朝鮮使節も感じた通り想像に難くないであろう。

それでは、藩内でどのように役割が分担されていたのであろうか。

松平大炊頭領分海上江船出候役人覚¹³⁾

一御送使者	備後国鞆迄罷越候 池田要人
一郡代	小堀彦左衛門
一船奉行	備後国鞆迄罷越候 梶浦丈右衛門
	但漕船丈右衛門手下之役人裁判仕候
一水船裁判	大多府在番 平野十蔵
一牛窓沖江	家老 池田主殿
対馬守様	
一三使	使者三人
一漕長老	
一邑久郡奉行	小川弥七郎 富田甚之丞

一水船裁判 牛窓在番

生駒喜左衛門

一下津井江罷出居申御馳走役人

南条八郎

小崎彦大夫

一兒島郡奉行 西村小四兵衛

右者下津井表 備中水島国境迄之内罷出候

一兒島郡奉行 今枝忠左衛門

同郡日比村沖 罷出

一水船裁判 下津井在番

香取儀右衛門

対馬守様

一三使 使者三人

湛長老

一下行渡役人牛窓ハ不及申下津井ニモ差出置申候何方にて成とも御指図次第相渡申心得にて居申候尤牛窓 下行船海上も相添参申候

一此度ハ来朝帰帆共響応無之下行二而候へ共不意御用有之節御手支無之ため其手々々江附申諸役人侍共歩行其外未々之役人共下津井江も差出置申候

以上

さらにまた同じ史料中に

使者并所々江罷出候役人

一官船為迎備後鞆江船奉行物頭梶浦丈右衛門指出シ申候播州室津迄附参候様ニ申付候

一家老池田主殿御馳走為御迎犬島表江罷出候

一郡代八木惣兵衛下津井より牛窓又牛窓より領分境取揚島迄之内御用御座候節承候様ニ申付附参申候

一郡奉行西村小四兵衛領分境水島より牛窓迄海上御用御座候節承候様ニ申付附参申候

一水島表江下津井在番香取儀右衛門と申者水船召連罷出牛窓迄附参申候

一下津井江物頭南条八郎小崎彦大夫諸用又者メリ之為指越置申候右之外下津井江役人共少々指出置申候

一郡奉行今枝忠左衛門と申者御用御座候ハ承候二と申付日比村沖相江指出申候

一牛窓在番生駒喜左衛門と申者水船召連牛窓より領分境取揚島迄附参申候

一郡奉行小川弥七郎と申者御用御座候ハ承候様ニと申付牛窓より領分境取揚島迄附参申候

一大多府在番平野十蔵と申者大多府前江船水船召連罷出申候

と表現されているように、使節の船の送迎として、各郡の最高責任者である郡奉行を単位に「附参」や各種の船の調達を命じていたのであろう。備後の鞆、播磨の室津という隣藩までの送迎と御馳走の様子に関する情報を収集するために、通信使の通行する各地へ船が派遣されることもあ

った。そしていよいよ領内では「官船備中水島表御領内江入船を見申候而、先達而牛窓江罷戻り候一番注進」として藩に報告させ、次いで「官船并対馬守殿御舟共、不残水島前御領内江入船を見届候而、押抜牛窓罷戻り候二番注進」として報告させるのである。¹⁴ もう一点注目される点は「罷出候」役人の中に家老である池田主殿が含まれていることである。藩を代表する家老自らが犬島表まで出かけるということは、岡山藩にとっても、相当朝鮮通信使の意義が大きいものであったことを意味し、藩をあげて礼を尽くした御馳走をせざるをえなかった背景を見ることが出来る。

御馳走といえば、宿所となる牛窓での対応がその中心となるが、朝鮮通信使を迎えるにあたっては、町の整備までが幕府からの通達に従ってなされた。享保4年の場合の「宗対馬守殿御家来江於御茶屋小堀彦左衛門指出候帳写」では次のようにいっている。¹⁵

松平大炊頭領内并所々御馳走手当覚

一三官使并上々官上官中官下官宿付其外新規小屋掛建継等申付之趣左之通

一三官使休息所茶屋之内少々住居取繕畳表替等申付候

一上々官右同断并通路之廊下横式間長三間半此度新規ニ申付候

一上判事学土良医此度者町宿申付候

一上官次官中官先年之通町家夫々ニ申付候

一下官宿町家隣家九軒内住居取離シ一冊ニ仕候

ところがこれだけではなく、通路筋では並木の植え替え、家屋の整備、道路・橋梁の補修とか、とくに山道や坂においては小竹を敷き砂をまき、断崖には垣を結び、渡場には船橋を設け、舟を備え、人足には身繕いをさせたという。¹⁶ 又非常事態の発生に対して「滞留中無滞相渡」ことができるように

一失火暴風高潮等之変事有之節何も土地拜不案内之儀ニ候得者手引役人中付高所山内ニ寺御座候此所江退中心得ニ御座候若又地震等之節ハ先茶屋表面前江被出見合候様ニ案内申付置候

一上々官之内若当病之儀など有之歩行難成節之為駕籠乗物用意仕置候¹⁷

というふうに事細かく万全を期している様子がよくわかる。

このようなあらゆる面における鄭重な送迎を行なったのは、岡山藩の意志というよりも、寧ろ幕府側からの強制という背景があったのにちがいないだろう。幕府としては朝鮮との交流を維持せんがため最大限のもてなしをしたいと考え、それを諸藩に有無を言わず割当てていくというまさに中央集権的幕藩体制の象徴であった。岡山藩としては、それに対して反感こそ抱きはするものの、拒否することはできず、却って幕府への面目を保ち御機嫌を伺うために朝鮮通信使に手厚い御馳走をしたのだと思う。日本も朝鮮もともに国内が政治的、経済的に衰退していきながらも、なお豪華な隣交を存続させていったのは、全く国際間の虚栄の誇示を保つためだけであったといえよう。

(4) 正徳度と享保度

朝鮮通信使の構成は「己亥年(享保4年のこと)信使行次座目」によると¹⁸正使・副使・従事官の三使を筆頭に上々官・上官・中官・下官に至るまで総勢475員に及んでいる。¹⁹そしてそ

れぞれに対しては「三官使乗船并引船為漕用関船数小船数案内者船迎船送船番船水木綱碇等之小船浅瀬瀬方江之見穂船共」を伴わせている。三使には各々70艘ずつ（その内訳は漕船5、用船2、裁判船1、綱碇船2、漕船20、浦船裁判船4、案内船4、番船8、綱碇船之漕船4、水船12、用船6、火消道具船2となっている。70艘のうち10艘は幕府所有の船足の速い軍船である関船が用いられ、残る60艘は一般の浦より集めた漁船があてられていた。）割り当てるとともに、他に「献上御馬御鷹通船之節指出船」なども含めてこの年は惣船数合わせて865艘であった。⁽²⁰⁾ また指し出された惣人数は2000人余りであった。⁽²¹⁾ 別の史料⁽²²⁾ では若干船数では差がみられるが、来朝に際しては943艘、帰帆に際しては815艘という数字があることから、いずれにせよ900艘前後の大船団であったことにまちがいはない。その情景を思いうかべるだけでもどんなに賑っていたかがわかるし、それだけを集めることのできた藩あるいは幕府の強大な権力を垣間見ることができそうである。

表2-1-23 朝鮮通信使の構成表

年 度	三使	上々官	上 官	中 官	下 官	計
慶長度	3	2	26	84	154	269 (江戸行き)
明暦度	3	2	44	165	274	488
天和度	3	3	44(4)	160(21)	261(87)	475(112)
正徳度	3	3	50(3)	170(26)	274(100)	500(129)
享保度	3	3	53(3)	160(16)	260(91)	479(110)
寛延度	3	3	36	163	275	480
文化度		234		169	130	533(カ)

注) 三 使……正使・副使・従事官

上々官……堂上訳官(倭学官)など

上 官……上判使・学士・製述官・読経官・判事官など

()内は、うち大坂留りの者、判明した年度のみ記載した。

『通航一覽』巻4, 8, 4, 9, 6, 4, 6, 5, 6, 7, 6, 8, 7, 1による。

小林茂氏「徳川時代における神鮮通信使の助郷問題

—淀藩の場合を中心として—」(『朝鮮学報』43輯)52頁

ところが、実はこの享保度の通信使来朝は「此度ハ饗応不致」といわれているように、正徳度ほど御馳走をしていない。即ち史料では次のように言われている。⁽²³⁾

一今度朝鮮人御馳走先格之通承合又者手前覚書等見合相勤申候此度ハ饗応不致仰付候故可成程役人も減其外事輕ク仕申候

一当秋信使為用海陸所々兼而用意仕候品々之内若無益之儀可有御座哉と御書付に随ひ吟味仕候尤此度者下行ニ付七五三五々三等之儀用意不仕候

一此度饗応之間其外平張等不仕候得共若陸江揚候義も可有御座哉と少々釣屋など仕有来之家住居直し手支不申候様ニ申付候

一天和年正徳年ニハ饗応故牛窓町筋裏家海上船々共挑燈数千六百九拾燈申候此度ハ饗応不致 仰付候ニ付凡千五百拾

右之通ニ付此度ハ凡六百四拾減可申と存候

一水船漕船 正徳年船数千百五拾六艘指出候此度者渡海用無差支程ニ積せ凡船数七百六拾七艘申付候

右之通ニ付此度凡三百八拾九艘減可申と存候

一船差先年者海上江張出しニケ所申付候得共海浅ク罷成張出し難仕ニ付此度ハ壹ヶ所減申候依之番所も一ヶ所減申候

正徳元年(1711)には、通信使の饗応として牛窓にて、三使・上々官には三汁十五菜、上判事・学士・医官・上官等には三汁十菜、中官には二汁九菜、下官には二汁六菜、さらに通詞にも二汁九菜と豪華な料理を出しているし、初献、二献、三献と相当なもてなしが行われていたことがわかる。(24)

そこでこの正徳度と享保度を比較してみると、享保度にはいささか処遇が簡素化したことが窺える。しかしその原因として、新井白石の行った改革による影響と考えてよいだろうか。否、それに対しては小林茂氏は淀藩の助郷をめぐる論稿(25)の中で「白石の意図は必ずしも実現されず、天和度から正徳度にかけてはむしろ厚遇になった」点を指摘しておられる。岡山藩の正徳期から享保期にかけての場合、減少したものの依然として900艘前後の船を出している点からも、必ずしも本質的軽減になったとは言えないように思う。もしも、幕府の通信使に対する処遇の簡素化が本質的なものであるとするならば、朝鮮に対して、使節の大幅な削減を求めてもよさそうなものだが、表1-2-23の構成をみる限りでは大幅な減少がみられない。そこには外交関係に対する配慮と同時に、過去から続いて来た「先例」とか「先格」を覆すことの困難さが存在したのではないかと思う。

(5) 収奪される加子浦

御馳走としての船数が1000艘を越える場合もあることは既にみてきた通りであるが、それらはどのようにして集められたのであろうか。たとえば正徳元年の惣船数千百五拾六艘の内、百四拾艘が関船で残りの千拾六艘は浦船であり、いかに浦船に多くを依存しているかがわかる。この二つの船については既に述べたように、藩としては海上交通の補助機関として設定した加子浦にその船を依存しているのである。『岡山市史』には「岡山藩の加子浦は寛文6年の追加で32か浦となり、その後享保3年の改組まで変更されることがなかった」ことが明らかにされている。(26)その一つであった牛窓については、『備陽記』では「小狹船ヨリ十九端帆迄船百六十五艘アリ」と記され(27)、邑久郡内では「船数合大小六百廿六艘、狹船、高瀬舟、渡シ船、三端帆ヨリ廿端帆迄船」となっている。(28)そして牛窓を含めたすべての加子浦は、藩主の参勤交代往来、朝鮮通信使をはじめとする代国使臣の航行、幕府巡見使等公儀役人の航行など、藩の運命を左右しかねない重要な航行送迎に対して浦船、浦加子の出役が義務づけられていたのである。

出役に用いられた船は既に出てきた様に多種多用であった。藤沢晋氏が述べておられるように(29)たとえば風向や潮流の状態で上使乗船の船足が遅い時にはこれを曳くための漕船とか、浅瀬

に乗り上げないようにするための番船とか、水を供給するための水船などがあつた。また加子浦役については表1-2-24に示した通りであるが、その出役の仕方をめぐつての問題もあつた。

表1-2-24 加子浦役（明暦3年）

郡	村	加子浦役	備考	郡	村	加子浦役	備考
御野	浜野	25.0	※	児島	八浜	25.9	26ヶ浦
	青江	10.0			郡	20.8	
津高	今保	9.0		北浦	27.4		
	上道	平井			30.6	阿津	
久	中川			19.2	宮浦	3.5	
	久	金岡		22.7	小串	14.2	
久		西大寺		10.0	胸上	6.5	
	久	片岡		8.0	日比	5.0	
久		宿毛		3.1	合計	381.7	
	久	久郷		6.3	下井之内	長浜	
久		鹿忍		14.3	田之浦	4.7	
	久	牛窓		35.3	吹上	2.1	
久		尻海		5.7	大島	4.2	
	久	鶴海	6.7	邑久	虫明	5.5	
和気		日生	16.4	合計	25.9		
	和気	難田	8.0	岡山	山	10.0	
和気		片上	30.0	総計	417.6		
	和気	浦伊部	2.1			32ヶ浦	

注・池田家文庫『加子浦役之目安覚』（N-2.100）により作製。

・※欄（牛窓）は35人3歩であるが、内1人は「同村船大工頭平兵衛江被下候」とあり実際は34人3歩となる。故に総計も実際は416人6歩である。

たとえば『藩法集』岡山藩上の巻四579の史料では、下りの際には多数の村が組合って勤めているのに対し、上りの際にはわずか5ヶ浦だけで勤め、上下とも同じ御馳走をするのだから上りの方が負担が重く迷惑していることを願ひ上げた例がある。そこで、上下とも加子浦全体がまとまって各浦の船の石高数の割合によって加子役が徴収されるようになった。(30)

ところでこの加子浦から出役の船賃はいかなものだったのだろうか。『岡山市史』の藤沢晋氏の記述によると、「天和三年の定めでは船の大小による区別が大まかで、三端帆（2人乗）・四端帆（2人乗）は一日2升、五端帆（2人乗）・六端帆（3人乗）・七端帆（4人乗）・八端帆（5人乗）は一日3升と規定されていたが、元禄5年には大小による区別を合理化したものになり、帆一端につき一日5合とした。」とある。しかし、朝鮮通信使等の外国使臣や幕府役人及び西国諸侯の海上通行に当って動員された浦船が、岡山藩からの御馳走であるために通行者は無

賃使用できたことを考えると、これらの支給は藩からの最低限の補償でしかなかったように思う。しかも出役のために浦の住民は拘束を強いられていたにちがいない。とにかく藩にとってはもちろんのこと、その領民にとっても経済的には全くの無益な通信使の来朝で、貢租と労力の賦課とで困窮度をさらに増大させる結果となったといえよう。既にみてきた豪奢な御馳走、牛窓に於ける饗応は藩財政でまかなっていたとはいうものの、その財源はやはり民衆からの取奪によるものであり、特に牛窓の場合のように、加子浦という運命の下に置かれた住民の上には自己の生活をも圧迫しかねないほどまでの重い負担となって乗しかかっていたにちがいなからう。幕府の方針としては、処遇の簡素化を唱えてはきたが、却って藩の方ではこの処遇を利用した領民統制あるいは領民取奪への強化がなされたのではないだろうか。(上林栄一)

〈註〉

- (1) 岡山藩の地誌である『吉備温故』による。また『備陽記』巻第十六にもある。
- (2) 『備陽記』巻第九のこの記載は、本書の完成が享保6年(1721)ということから考えて17世紀後半から18世紀初めごろのものと思われる。
- (3) 『岡山市史』産業経済編・第二編第五章第三節(藤沢晋氏執筆)
- (4) 藤井駿氏「中世の牛窓港」(関西大学編『魚澄先生古稀記念論文集』所載)
- (5) 『備陽記』巻第一「備前国岡山町井浦々大船之事」によると牛窓は宝永7年(1710)に500石以上950石積の船を13艘所有していた。
- (6) 『備陽記』巻第十六 牛窓村
- (7) 三宅英利氏「鎖国直後の朝鮮通信使」(『北九州大学文学部紀要』B系列一五)
三宅英利氏「寛永十三年朝鮮信使考」(『北九州大学文学部紀要』B系列一六)
- (8) 註(7)前者論文
- (9) 朝鮮より大坂までの海上は、正徳元年の場合次の通りである。(『通航一覧』巻五十一)
「朝鮮より東萊江廿日路、東萊より釜山海江三里、釜山海より槇島江一里、槇島より鰐浦江四十八里、釜島より坂江五里、坂より鴨瀬浦江六里、鴨瀬浦より対馬府江五里、府中より壹岐国松浦壹岐守殿御領分勝本江四十八里、勝本より筑前国松平右衛門佐殿御領地藍島江四十八里、日和能候得者名護屋江不寄、直に藍島江参候よし、藍島より長門領下の関江二十二里下の関より上の関江三十五里、上関より蒲刈へ二十里、蒲刈より鞆江二十里、鞆より牛窓江二十里、牛窓より室津江十里、室津より明石江十里、明石より兵庫江十里、兵庫より大坂江十里、凡朝鮮の都より東萊江廿日路、東萊より府中江八十六里、府中より大坂江二百五十四里、」
- (10) 主として使った史料は岡山大学附属図書館所蔵池田家文庫『朝鮮人御用留朝』(C-7, 252~268)である。(以下史料の番号は池田文庫目録による。)
- (11) 藤沢晋氏『近世封建交通史の構造的な研究』第二編第一章第二節三
- (12) 同上著書 343頁
- (13) 注(10)の史料(C-7, 264)

(14) 註(10)の史料(C-7, 265)

(15) 註(10)の史料(C-7, 264)

(16) 『通航一覧』卷第三十九の享保4年6月覚によると

「一道橋修復之儀、近年之内に兎も角作直し候ては不吐程の所は、此節仕直し可申候、左程に無之朝鮮人來朝見懸け取繕可申と存候程之儀は、可為無用事、
一道筋并家々各別見苦所者、取繕せ可申候、簡様之当分之儀者、当日二日三日出来候様に可然候、
一掃除は一日前に可致候、前広には、堅可為無用事、
一泊の宿にも、家並に挑灯出し申儀、堅無用の事、
担、朝鮮人之宿所は格別之事、
一川々其外切所、并橋などに挑灯出させ候儀、是又随分可為減少事、
一家々手桶差出置候儀可為無用候、番代或は朝鮮人の宿所など、為用意少々差出置可申候、
但、宿中朝鮮人通候節、水うち候儀は有合之手桶を用、仕舞候は、家之内へ入置可申事、
一盛砂者、三使旅宿の外一切可為無用事、
一宿中足輕中間固等に指出候儀、并掃除之為郷人足集置候儀、用事足候程を考可申候、
其外見分之為、無益之人数差出候儀、堅無用之事、以上、六月
右之通、摂津兵庫御馳走人より品川御馳走人まで、於井上河内候宅書付相渡之候」
というような詳細点まで規定されているのが窺える。

(17) 註(10)の史料(C-7, 264)

(18) 註(10)の史料(C-7, 268)

(19) 享保度の総計が、小林茂氏による表2-1-②の数字と異なっているのは上官がここでは49となっていることによる。

(20) 註(10)の史料(C-7, 264)

(21) 註(10)の史料(C-7, 268)

(22) 註(10)の史料(C-7, 258)

(23) 註(10)の史料(C-7, 264)

(24) 池田家文庫『朝鮮信使帰国之節於備前国牛窓饗応次第』(C-7, 187)

(25) 小林茂氏「徳川時代における朝鮮通信使の助郷問題 - 淀藩の場合を中心として -」
(『朝鮮学報』43輯)

(26) 註(3)と同書

(27) 註(6)と同所

(28) 『備陽記』卷第十六 邑久郡惣寄せ

(29) 註(11)著書 356頁など参照

(30) 註(3)と同書で藤沢晋氏が述べておられるし、岡山大学教育学部社会科学教室内地域研究会編『地域研究』第9輯(『加工浦の工業化 - 岡山県日生町の場合 -』)の中で長島智恵子氏がこの点について触れておられる。

第 2 章 人口と集落

第 1 節 人口構成—老齡化と兼業化

昭和 50 年の国勢調査によれば、牛窓町の人口は 9,469 人であるが、これは大正 9 年の同調査による人口 9,634 人と比べた場合 165 人少ないだけである。しかし女性 100 人に対する男性の割合が大正 9 年 86.7 人に対して、昭和 50 年は 104.3 人となっている。また世帯数については、大正 9 年 1,938 世帯が昭和 50 年 2,614 世帯と大幅に増加している。この様に人口の総数に大差は少なくとも、その質は大きく変わっているといえる。これはどのような変遷によるものであろうか。

大正 9 年の総人口を 100 とした指数をとったものが表 2-1-1 である。大正 9 年から昭和 15

表 2-1-1 牛窓の人口及び世帯数の変遷

(昭和 50 年 国勢調査報告)

	総人口		男性		女性		世帯数	
	人口	指数	人口	指数	人口	指数	人口	指数
大正 9	9,634	100	4,919	100	4,715	100	1,938	100
14	9,409	98	4,811	98	4,598	98	2,083	107
昭和 5	9,591	100	4,860	99	4,731	100	2,097	108
10	9,589	100	4,822	98	4,767	101	2,073	107
15	9,657	100	4,870	99	4,787	102	2,059	106
22	12,596	131	6,067	123	6,529	138	-	-
25	12,618	131	6,128	125	6,490	138	2,672	138
30	12,328	128	5,997	122	6,331	134	2,610	135
35	11,528	120	5,591	114	5,937	126	2,638	136
40	10,332	107	4,865	99	5,467	116	2,635	136
45	9,640	100	4,530	92	5,110	108	2,592	134
50	9,469	98	4,398	89	5,071	108	2,614	135

年にかけて総人口については、ほとんど変化が見られない。大正 14 年に指数 98 の減少が見られるが、この時期は第一次世界大戦によりヨーロッパの生産力が低下し、その影響により日本への軍需品、一般消費物の注文が増大した時であり、資本主義経済の進展に伴い、農村から工業地域への人口流出もあったと考えられるため、一時的減少はこの影響と思われる。大正 9 年から昭和 15 年にかけての男女別指数変化を見ると、女性は大正 15 年に 98 と減少しているもののそれ以後は増加している。男性については変化があまり見られず、相対的に多少減少しているようである。これは重工業の労働力として及び軍人としての流出による減少ではないだろうか。

このような昭和 15 年までの総人口の停滞の後、第 2 次世界大戦後の昭和 22 年の仮の国勢調査によれば、総人口 12,596 人、うち男性 6,047 人、女性 6,529 人となっており昭和 15 年からの増加率はそれぞれ 30.4%、24.6%、36.4% とその激しさを示している。これは食料事情

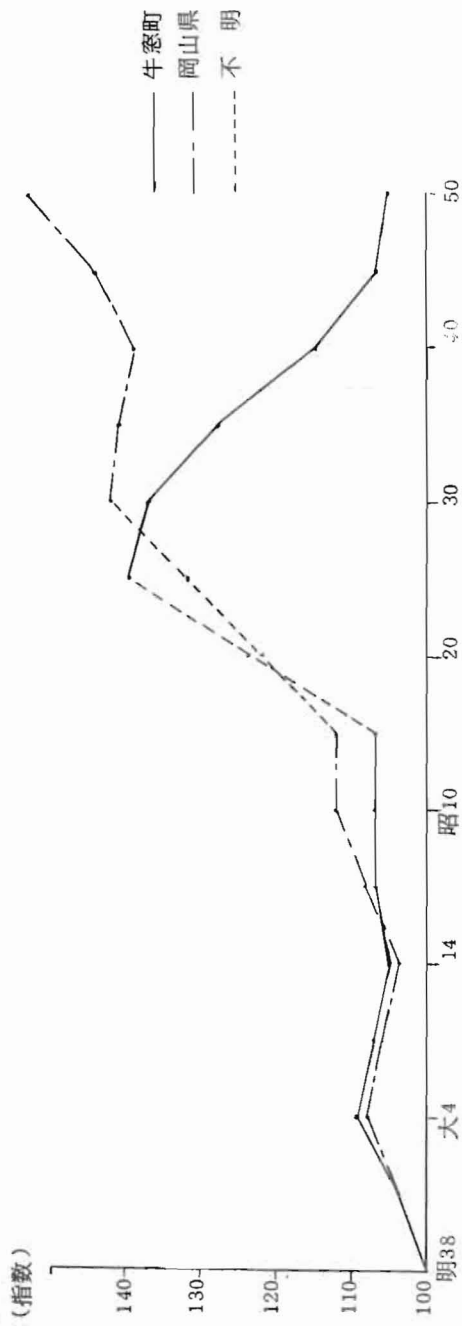


図 2 - 1 - 1 岡山県及び牛窓町の人口の変化

(昭和50年国勢調査報告より作成)

のよかった農村地域においては、ほぼ全国的に見ることのできる現象であり、戦災による疎開、終戦に伴う引揚者たちの流入・復員兵による増加である。この増加は昭和35年の総人口の指数131を最高としている。それから後は昭和50年の指数98となるまでに減少していくのである。

昭和30年代における人口減少は激しかったようである。昭和30年代に始まる我国の経済復興、高度経済成長は、都市の復興と重工業を先頭とした諸産業の発展によるものであるが、そのための労働力は農村地域からの流入によるものであった。図2-1-1は岡山県と牛窓町の人口変化を比べたものである。昭和30年までその推移は以ているのであるが、その後県が横ばい状態、さらに昭和40年以降は増加しているのに対して牛窓は、減少が続いている。このことの原因としては、町内及び近隣地域に高度経済成長に伴う、多くの労働力を吸収する産業が存在しなかったことが挙げられる。図2-1-2は昭和30年から昭和50年までの5年毎の人口ピラミッドである。この図より減少した階層をみる。昭和30年は、5～14歳の階層が極端に多いものの、0～4歳の階層はバランスがとれており、戦後のベビーブームが下火になった頃である。全体として見ると、5～14歳の階層を除いては安定しているといえる。昭和35年には、昭和30年10～14歳の階層が15～19歳になるので、当然この階層が増えると思われるのであるがそうはなっていない。15～19歳は、中学・高校卒業の者が含まれており、これら若年労働力が就職のために流出したものである。全体としても20～40歳台の人口が減少している。昭和40年も、昭和35年同様に増えるべき15～19歳の階層が減少している。それとともに20歳台前後、幼年層が少なくアンバランスな感じを与える。昭和45年はさらに30歳台、10歳台の階層が減少したため、全体としては釣鐘状を示し、安定した人口構成のように見える。しかし、昭和50年に、10歳台、20歳台前半の人口が減少し、それが人口減少の一過程に過ぎなかったことがわかる。若年層の流出ということは表2-1-1の世帯数の変化からもうかがうことができる総人口同様に世帯数も昭和25年に急増するのであるが、それ以降はほとんど変化していない。その結果一世帯当たり人員は昭和25年4.72人であったものが、昭和50年には3.65人となっている。これは人口変化の少ない40歳台以上の階層が「家」に残ったため世帯数が減少せず、人口減少は若年層によるものであると考えられる。こうして牛窓においては、他の農村地域同様に高年齢層の構成比が相対的に大きくなり、高齢化が進んでいるといえる。

次に産業分類別、15歳以上就業者の変化を見ると表2-1-2のようになっている。昭和25年の段階では農業の構成比が49.4%となっており、農業に立脚した町であることを示している。製造業の構成比が17.6%となっているが、これは県全体(図2-1-3)のそれよりもやや高いようである。農業は昭和30年に構成比が52.1%と上昇するがそれ以降は減少を続け、昭和50年には26.6%と構成比では半減している。それに対して上昇してきたのは、製造業、卸・小売業、サービス業である。製造業の上昇は、牛窓町へのヤンマー造船所、協和カーボン岡山工場、さらには極東ノート等の進出に伴うものが大きく影響しているのであろう。総就業人口を見ると、昭和50年のそれは、昭和30年の83%程となっている。以上のことより、牛窓は農業が主体の町であったが、高度経済成長による他産業の賃金の上昇に見合うだけの収入が農業からは得られず、また、町内に幾つかの企業が進出したものの町内の労働力を吸収しきれなかったため、若年労働者を中心に人口の流出が起き、農業人口が減少しているといえるのではないか。

（昭和30年）

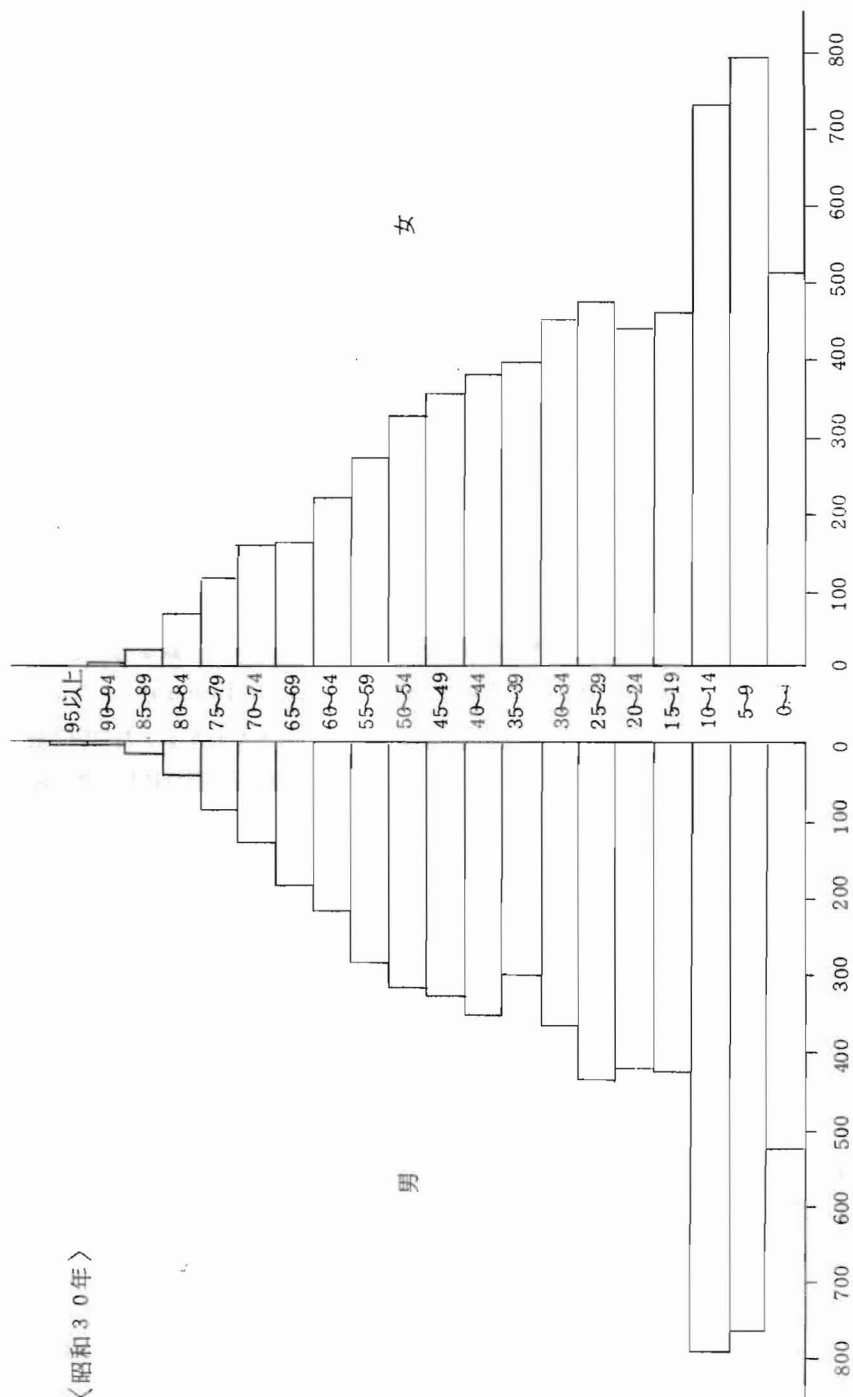
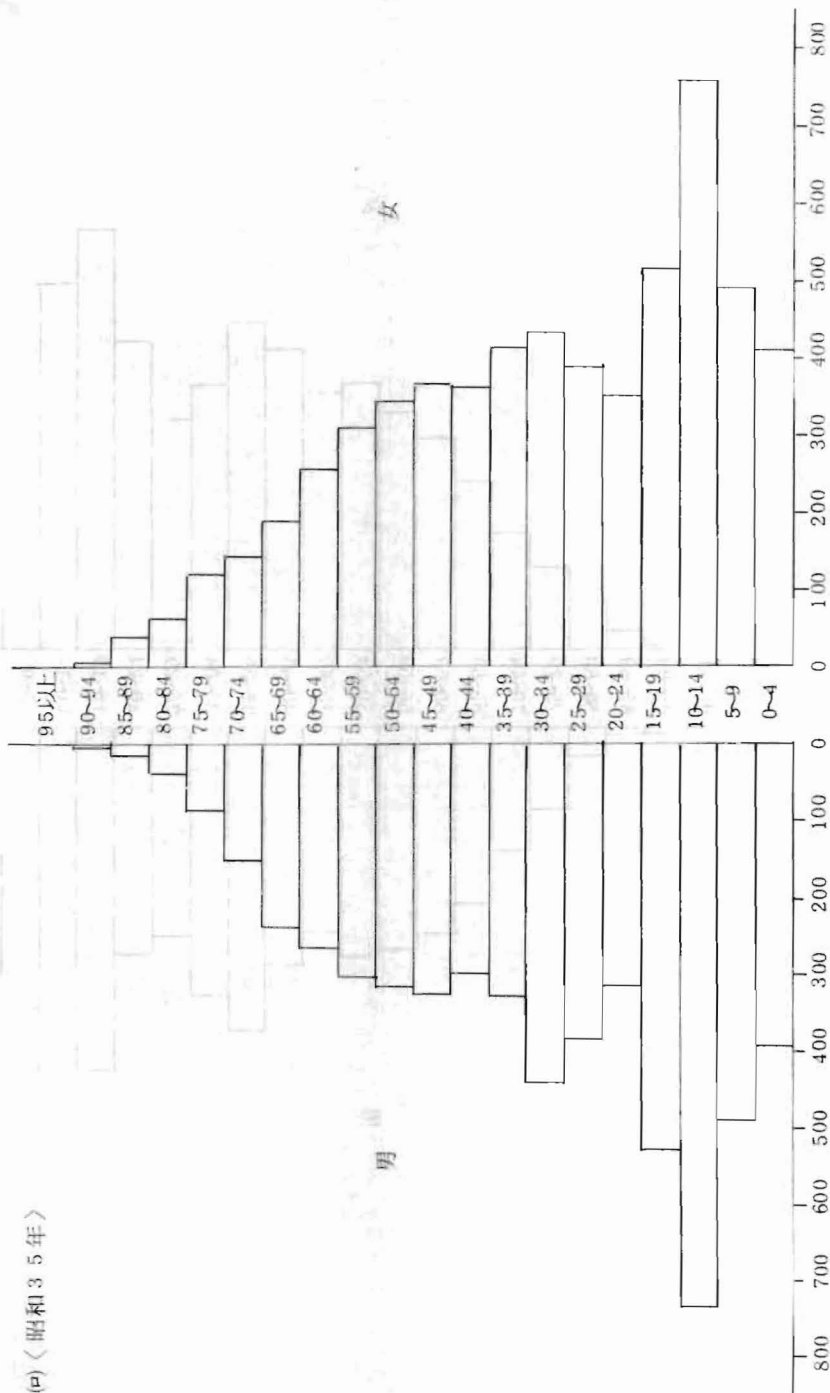
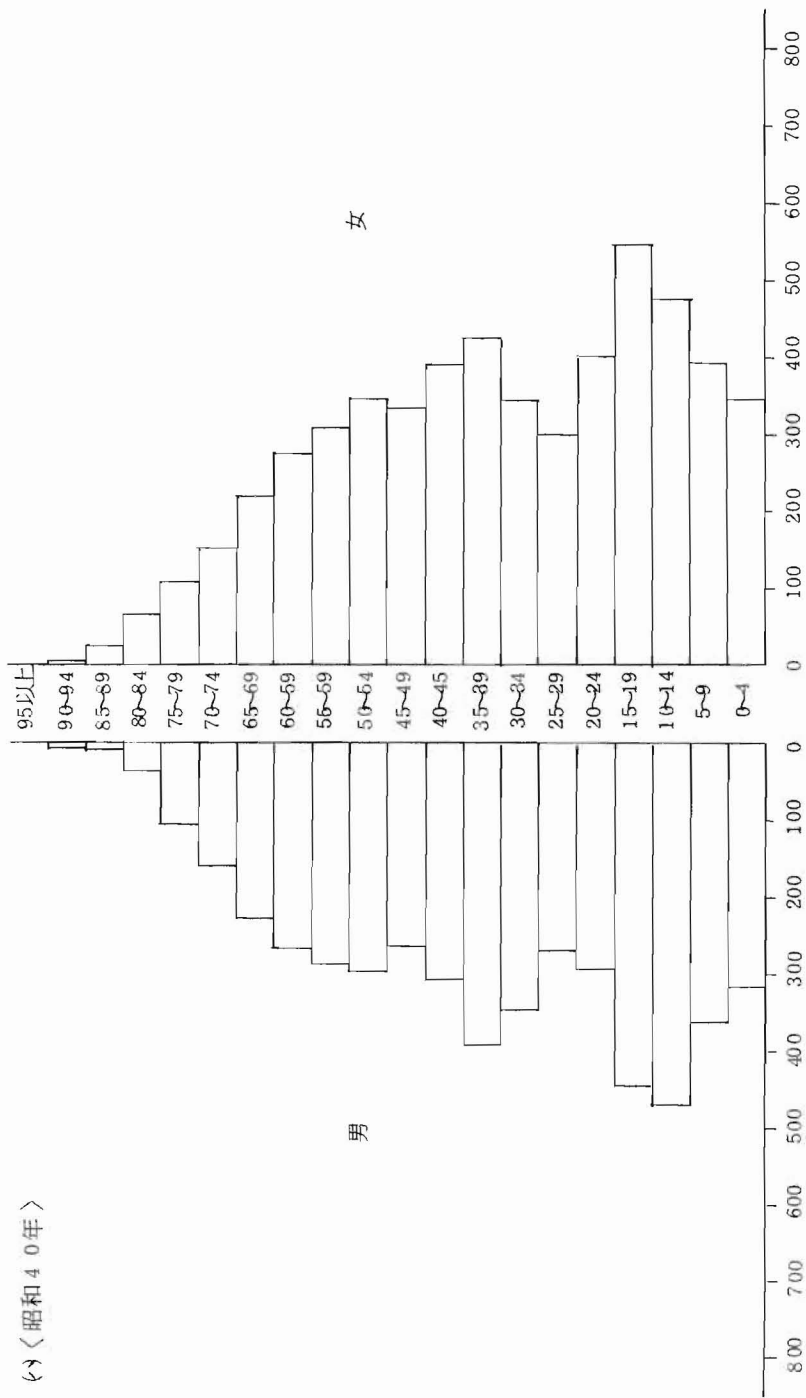


図2-1-2 新潟市の年齢別男女別人口構成の変遷
(国勢調査報告より作成)

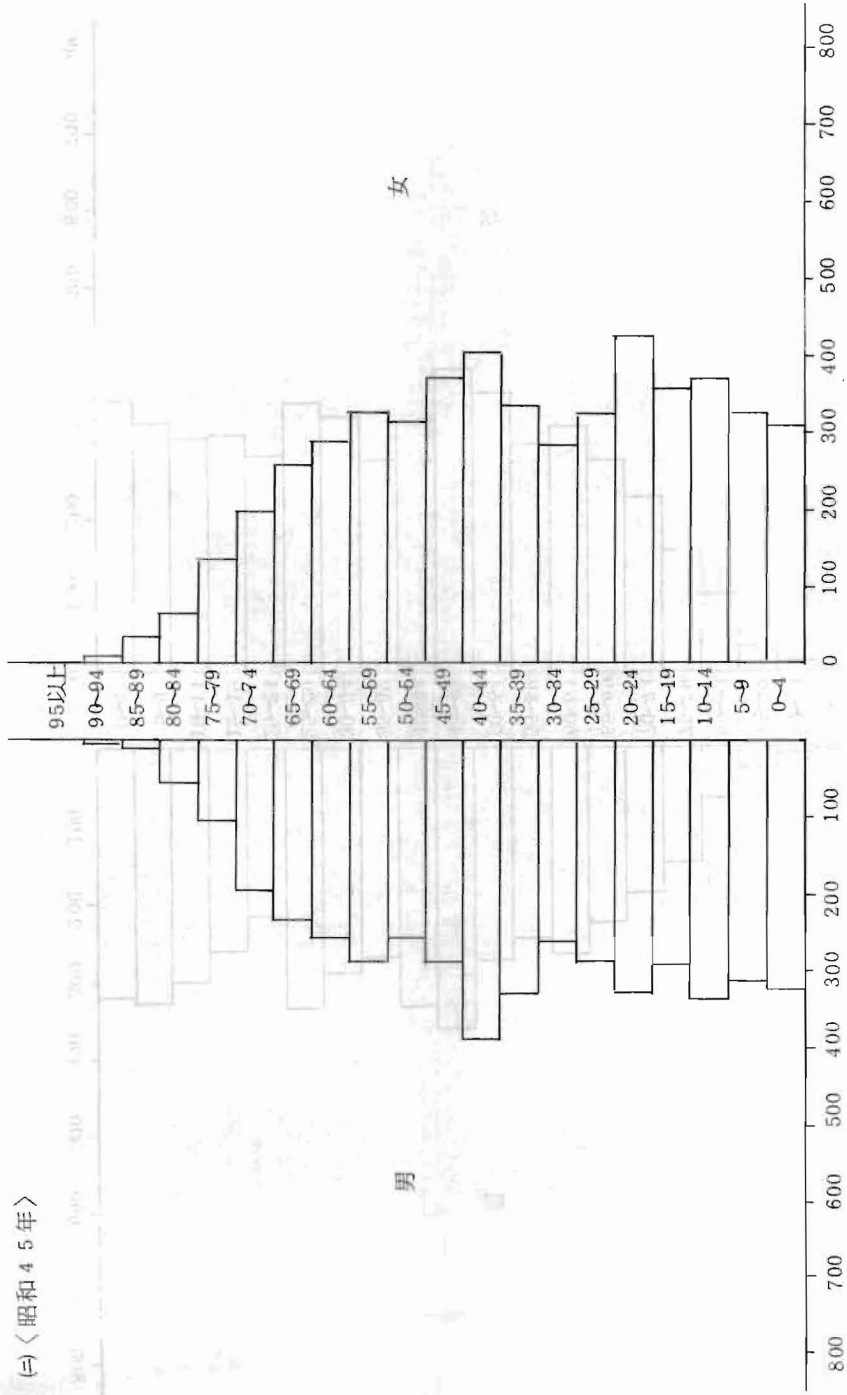
(甲) 昭和35年



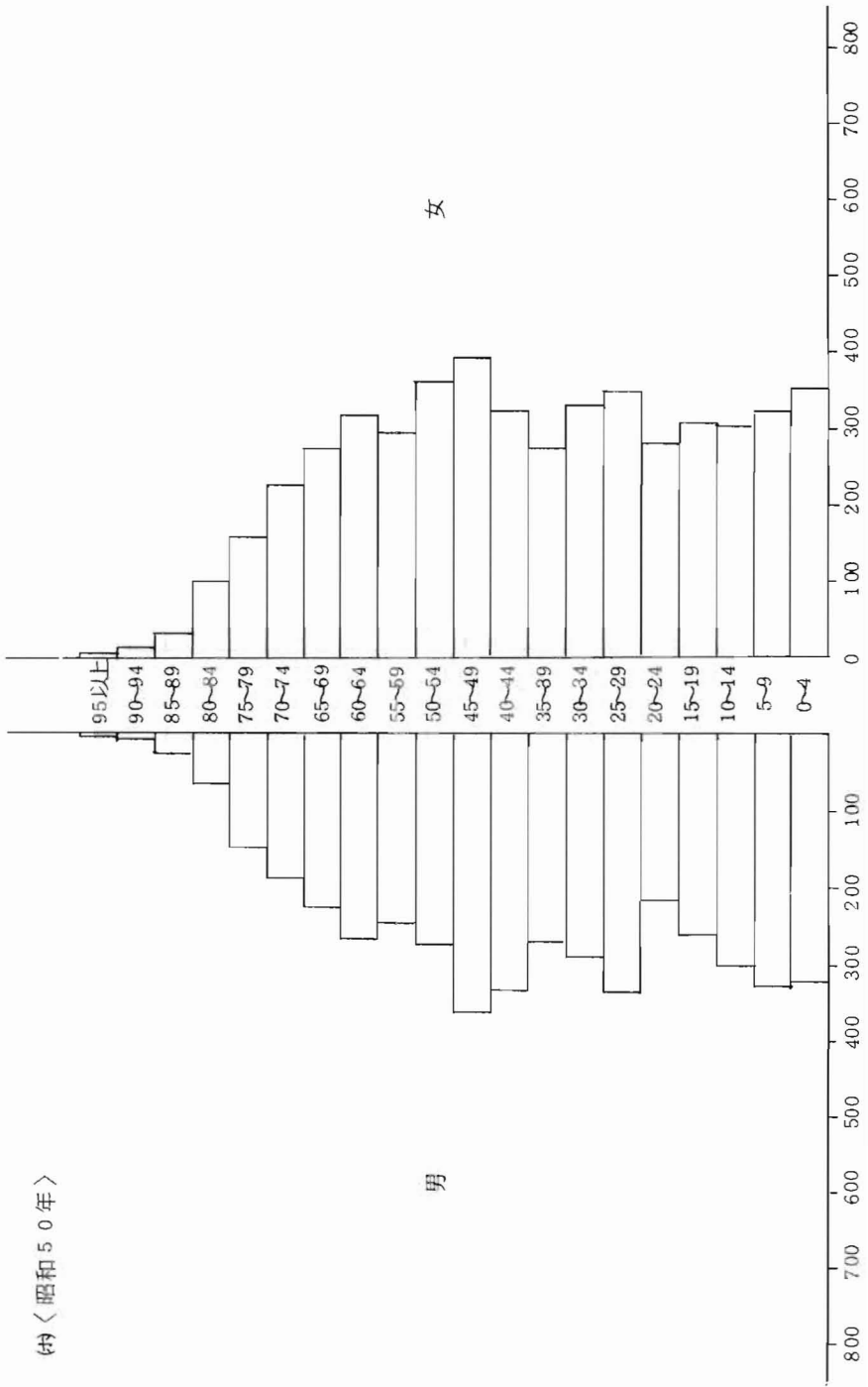
昭和40年



(二) <昭和45年>



〈昭和50年〉



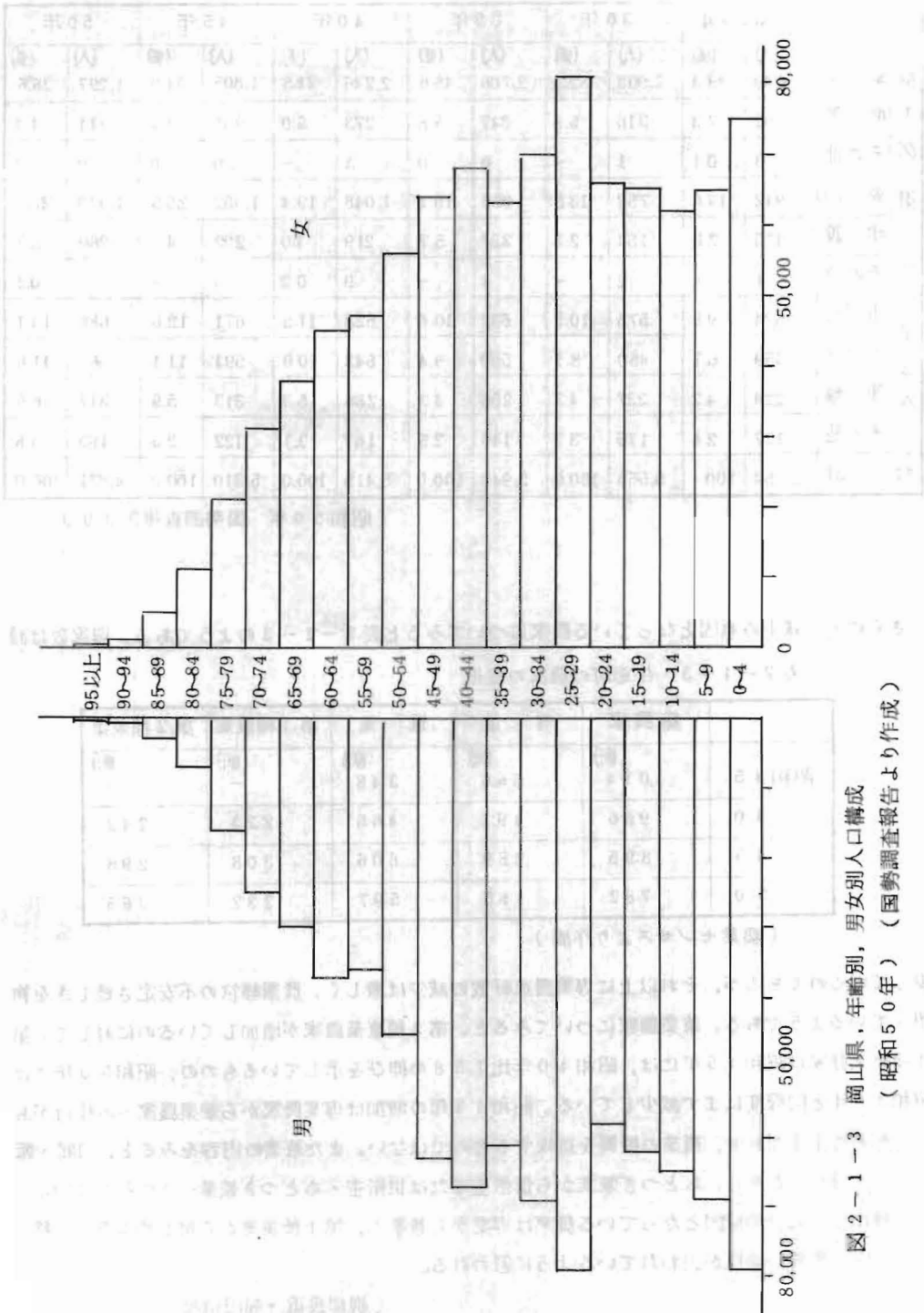


図 2-1-3 岡山県，年齢別，男女別人口構成
 (昭和50年) (国勢調査報告より作成)

表 2-1-2 牛窓の産業別・就業者数の変遷

		昭和 25 年		30 年		35 年		40 年		45 年		50 年	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
第 1 次	農 業	2,649	49.4	2,902	52.1	2,706	45.6	2,246	41.5	1,805	34.0	1,297	26.6
	漁 業	392	7.3	316	5.8	347	5.8	273	5.0	231	4.4	211	4.3
	その他	3	0.1	1	-	0	0	1	-	0	0	0	0
第 2 次	製 造	942	17.6	752	13.5	956	16.1	1,048	19.4	1,352	25.5	1,343	27.7
	建 設	135	2.5	154	2.7	337	5.7	219	4.0	222	4.2	260	5.3
	その他	1	-	2	-	1	-	9	0.2	3	-	7	0.1
第 3 次	卸・小売	524	9.8	575	10.3	632	10.6	623	11.5	671	12.6	686	14.1
	サービス	359	6.7	450	8.1	559	9.4	543	10.0	591	11.1	567	11.6
	運 輸	224	4.2	237	4.3	256	4.3	286	5.3	313	5.9	317	6.5
	その他	127	2.4	176	3.2	146	2.5	167	3.1	122	2.3	183	3.8
合 計		5,354	100	5,565	100.0	5,940	100.0	5,415	100.0	5,310	100.0	4,871	100.0

(昭和 50 年 国勢調査報告より)

さらに人口減少の原因となっている農家についてみると表 2-1-3 のようである。農家数は減

表 2-1-3 牛窓町の農家の変化

	総農家	専 業	兼 業	第 1 種兼業	第 2 種兼業
	(軒)	(軒)	(軒)	(軒)	(軒)
昭和 35	1,014	666	348	-	-
40	956	491	465	223	242
45	895	289	606	308	298
50	782	185	597	232	365

(農業センサスより作成)

少しているのであるが、それ以上に専業農家軒数の減少は激しく、農業経営の不安定さ難しさを物語っているようである。兼業農家についてみると、第 2 種兼業農家が増加しているのに対して、第 1 種兼業農家は昭和 45 年には、昭和 40 年比 138 の伸びを示しているものの、昭和 50 年には昭和 40 年と同程度にまで減少している。昭和 45 年の増加は専業農家から兼業農家への移行があったためのものであり、農業の振興を意味するものではない。また兼業の内容をみると、日雇・臨時雇から恒常的勤務へ、あとつぎ兼業から世帯主または世帯主・あとつぎ兼業へと移行している。この様に人口減少の原因となっている農家は専業から兼業へ、第 1 種兼業から第 2 種兼業へと移行しており、離農の過程が表われているように思われる。

(根岸良重・福田積萬・虫上美千子)

第2節 人口異動と過疎化

現在、農漁村における過疎化の問題は、ひじょうに深刻である。

戦前においては、農家の次・三男が労働力として都市に働きに出ていた。そして、後継ぎである長男は農村に残り、農村人口はほぼ一定していた。戦争中及び戦争直後は一たん都市に出ていた人達も食べ物を確保するために、農村に帰ってくるようになり、一時、農村人口は増大した。しかし、昭和25年頃からのわが国の経済復興と昭和30年以降の高度経済成長によって、大都市、工業地帯は多くの労働力を必要とするようになった。そのため、農山村の次男、三男は、もちろんのこと長男までもが農業をやめて都市に働き口を求めて出て行くようになり、挙家離村にまで進んでいったのである。

このようにして過疎化が起こってきたのであるが、その発生は全国一様ではない。過疎の発生地域は中国、四国瀬戸内海、北九州であるが、近年の傾向としては、これらの先発地域においては、過疎化傾向は鈍化してきたのに対し、北海道、南九州、東北地方では過疎化の広がり方が急速になっていることから、過疎化の波は、まず大都市に近くて、割合に都市の影響を受けやすい西日本から、徐々に周辺の地へ波及していったと考えられる。

このような農漁村における過疎化に対して、都市では過密という問題が起こっている。過疎と過密という問題は、別々に考えるのではなく、人口異動という一つの現象を表と裏の両面から見たものと考えべきであろう。ここで、過疎ということは、一体どのような状態のことをいっているのであろうか。大ざっぱに言えば、人口減少が著しいことである。しかし、それだけでなく、人口減少によって集落全体が、今までの生活水準と生活機能を維持していくことが困難になってくるといふ状態である。

以上のようなことをふまえた上で、以下では瀬戸内海に面してはいるが、既に漁村的性格を失いつつある牛窓町における最近の人口異動の特徴について述べていきたいと思う。しかし、あいにく資料に乏しく、住民異動届受付集計表を中心に、統計台帳などによって考察した。

(1) 自然動態

表2-2-1は、牛窓における昭和38年～51年度の出生及び死亡の状況を男女別人数、性比、自然的増減からみたものであり、図2-2-1は男女別出生数の推移、図2-2-2は男女別死亡数の推移、図2-2-3は出生・死亡総数の推移をそれぞれグラフで表わしたものである。

これらの表や図からみて、一口にいて牛窓町の自然動態は自然増加の傾向にあるといえる。出生、死亡、自然増減についてくわしく考察すると次のようである。

まず、出生数、死亡数についてみると、男女の性比は「女100人に対する男の割合」で示したが、出生・死亡ともに女子より男子の方が多い年がほとんどで、昭和40～47年度の出生において女子の方が男子より多くなっているのみである。このような傾向は、出生については日本人が一般に男子をほしがるといふ傾向があること、死亡については全国的傾向として、女子の平均寿命が男子の平均寿命より長いということと関連があるのではないかとと思われる。年度別出生数の推移をみると、男女ともに年による増減が著しく、総数では昭和38年度-183人、39年度-152人、40年度-174人、41年度-119人となっており、1年おきに増減を繰り返している。しかし、

表 2-2-1 年度別出生・死亡数

△減少

年 度	出 生				死 亡				自然的増減		
	総数	男	女	女 100 人 に対する 男の割合	総数	男	女	女 100 人 に対する 男の割合	総数	男	女
昭和 3 8	183	93	90	103.3	111	53	58	91.4	72	40	32
3 9	152	78	74	105.4	96	54	42	128.6	56	24	32
4 0	174	83	91	91.2	117	58	59	98.3	57	25	32
4 1	119	62	57	108.8	95	52	43	120.9	24	10	14
4 2	149	78	71	109.9	117	70	47	148.9	32	8	24
4 3	142	77	65	118.5	96	51	45	113.3	46	26	20
4 4	141	73	68	107.4	97	52	45	115.6	44	21	23
4 5	127	67	60	111.7	91	54	37	145.9	36	13	23
4 6	172	86	86	100	86	43	43	100	86	43	43
4 7	131	60	71	84.5	100	63	37	170.3	31	△ 3	34
4 8	133	67	66	101.5	87	46	41	112.2	46	21	25
4 9	128	75	53	141.5	96	51	45	113.3	32	24	8
5 0	103	53	50	106	86	51	35	145.7	17	2	13
5 1	100	54	46	117.4	87	46	41	112.2	13	8	5

市町村統計台帳（人口動態統計，保健所資料）

全体的には右さがりのグラフとなっており、出生数の減少傾向を示している。数値的にみると、昭和 38 年度の 183 人に対して 51 年度には 100 人と半減している。40 年代においては、昭和 22～24 年のベビーブーム期に生まれた女子人口が再生産年齢に達したため、第二次ベビーブーム期ともいえる時期にあたっているため、増減を繰り返しながらもある程度の数は保たれている。例外として 41 年度には特に減少が激しいが、これは 41 年度がヒノエウマの年にあたっているため、迷信に左右された結果であろう。このような 40 年代の傾向に対して、50 年代は減少もしくは横ばい状態が続くのではないかと予想される。というのは、家族計画が全国的に普及したこと、また出生制限などの影響が考えられる。

年度別死亡数の推移をみると、これも年度により増減を繰り返している。しかし、全体的にみると死亡数の動向は、ほぼ横ばい状態が続いているといえるだろう。この傾向は、平均寿命が延長し、「人生 70 年」の時代を迎えた今後とも続いていくのではないかと予想される。

次に、自然的増減をみることにする。これは、表 2-2-1 でみられるように、47 年度の男子がわずかに自然減少を示しているので、後はすべて自然増加である。38 年度～51 年度の合計をみると、出生数は 1,954 人、死亡数は 1,592 人で、自然増加数は 592 人である。ところが、全体的傾向をみると、自然増加数は徐々に低下している。というのは、前述のように出生数が減少傾向を示しているのに対して、死亡数は横ばい状態を示しているからである。具体的数値では、46

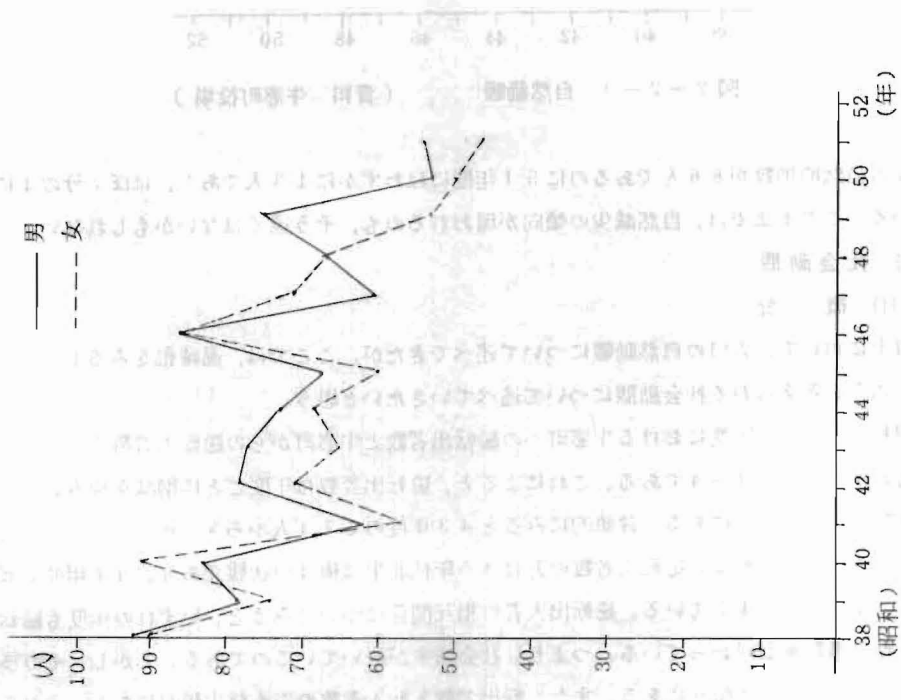


図 2-2-1 男・女別出生数 (資料 牛窓町役場)

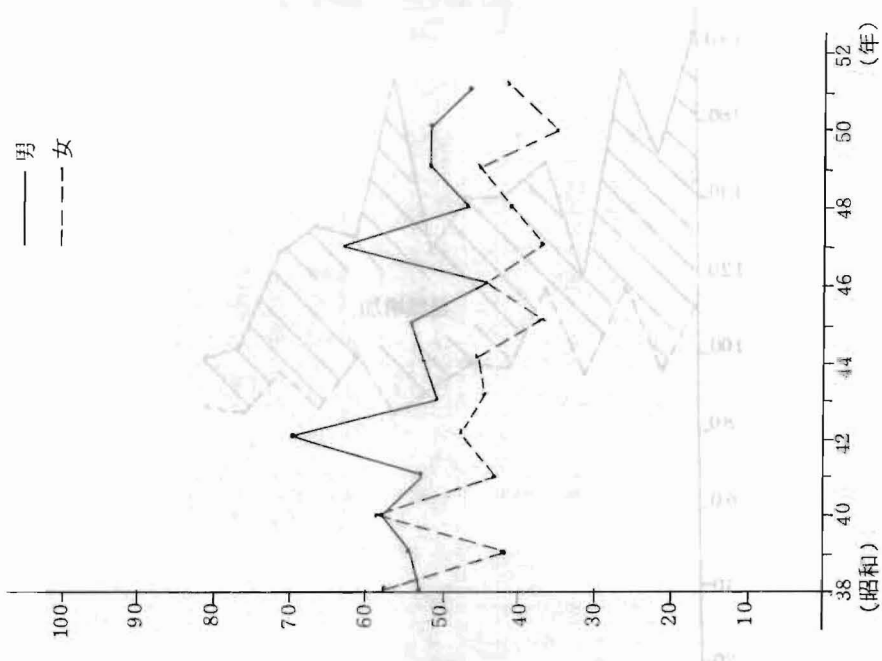


図 2-2-2 男・女別死亡数 (資料 牛窓町役場)

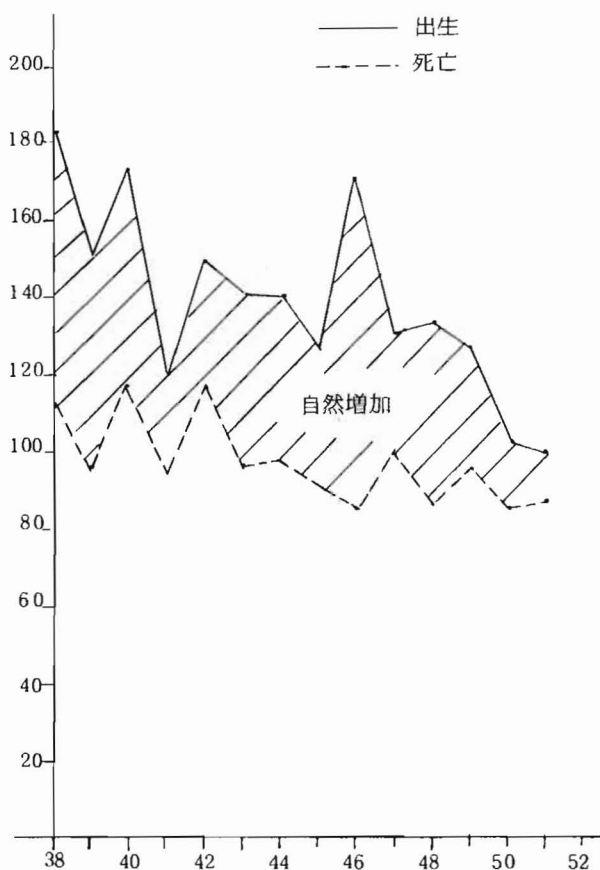


図 2-2-3 自然動態 (資料 牛窓町役場)

年度の自然増加数が86人であるのに51年度にはわずかに13人であり、ほぼ7分の1に減少している。このままでは、自然減少の傾向が現われるのも、そう遠くはないかもしれない。

(2) 社会動態

(イ) 概況

以上において、人口の自然動態について述べてきたが、ここでは、過疎化をみる上で、より必要であろうと考えられる社会動態について述べていきたいと思う。

昭和43～52年度における牛窓町への総転出者数と牛窓町からの総転入者数をグラフに表わしたものが、図2-2-4である。これによると、総転出者数は年度ごとに増減を繰り返しながらも、全体的には減少傾向にある。数値的にみると43年度の574人から52年には371人となり、203人の減少である。総転入者数の方は40年代前半は横ばい状態であり、47年度をピークとして、その後は減少している。総転入者の相互関係についてみると、いずれの年度も総転出者数が総転入者数を上回っている。つまり、社会減少が続いているのである。しかし、その移動者数を概観すれば、減少傾向にある。また、転出者数と転入者数の差も減少傾向にあり、これらのこと

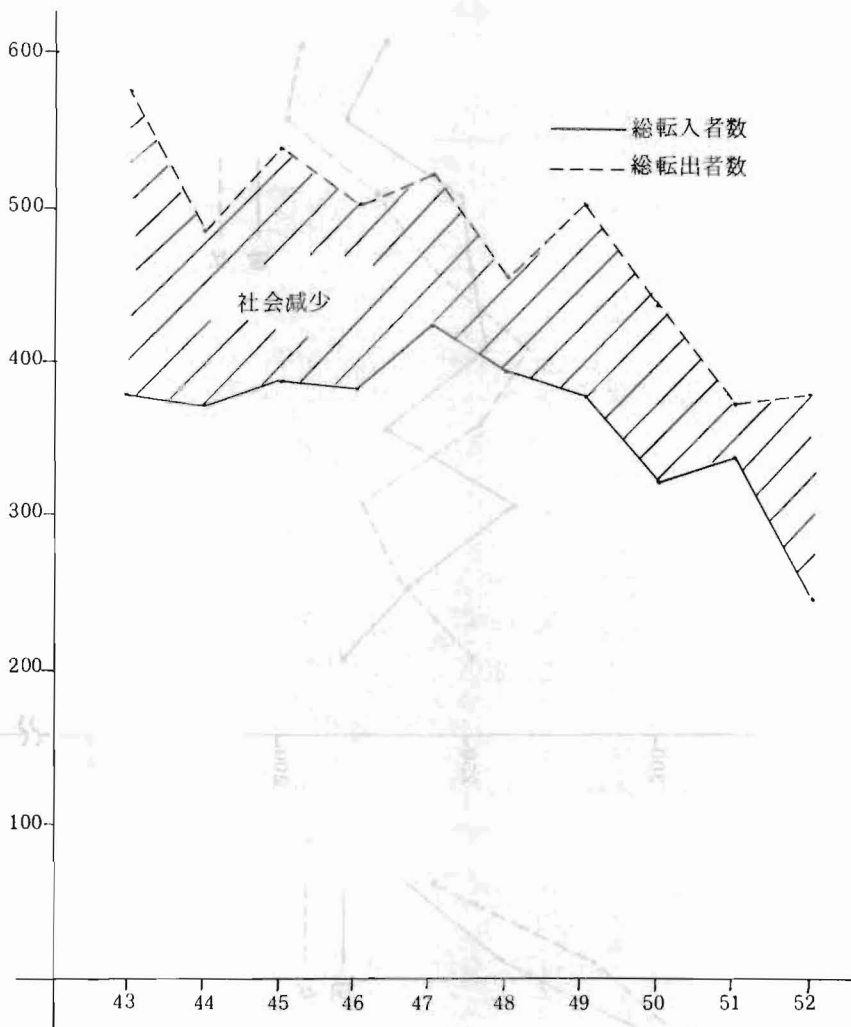


図 2-2-4 社会移動(市町村統計台帳 住民基本台帳, 流動人口調査による社会移動)

は、社会減少率が低くなったことを示している。この傾向は、主に、40年代から徐々に進行してきた転出者数の減少によるものであろう。これは、オイルショックなどによる経済不況のため、転出して職を探すことが困難な状況にあり、転出を控えた者が増えた結果と思われる。

次に、転出入状況を男女別にみると、転出については図2-2-5、転入については図2-2-6のようである。これによると転出者の場合は、男女とも同じように増減を繰り返しながらも全体的には減少傾向を示している。43年度と51年度を比べるとほぼ半減している。転入者の場合は、転出の場合と異なり、増減はあるが約160人～210人の間を上下しており、50人の幅を持って横ばい状態を続けている。転出入者の男女の特徴は、転出の場合はいずれの年度も女子の方が多く、転入の場合は43年度が女子、44・45年度は男子、46・47年度が女子、その後は男子の転入者の方が多くなっているという点である。

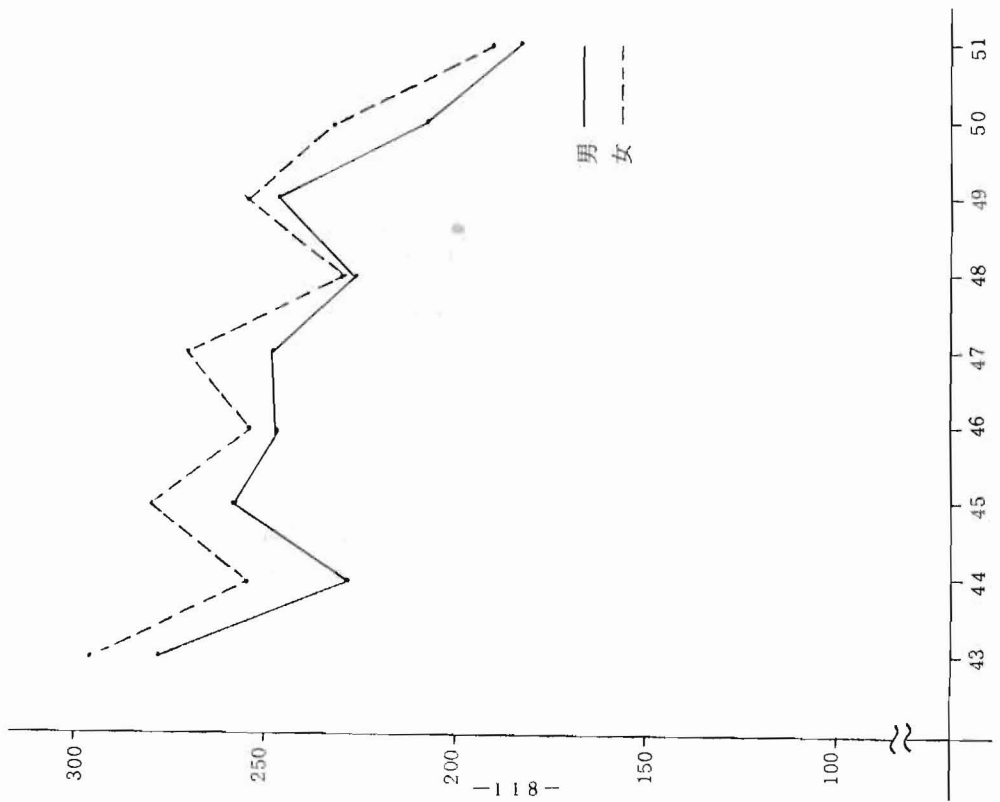


図 2-2-5 男女別転出

(資料 牛窓町役場)

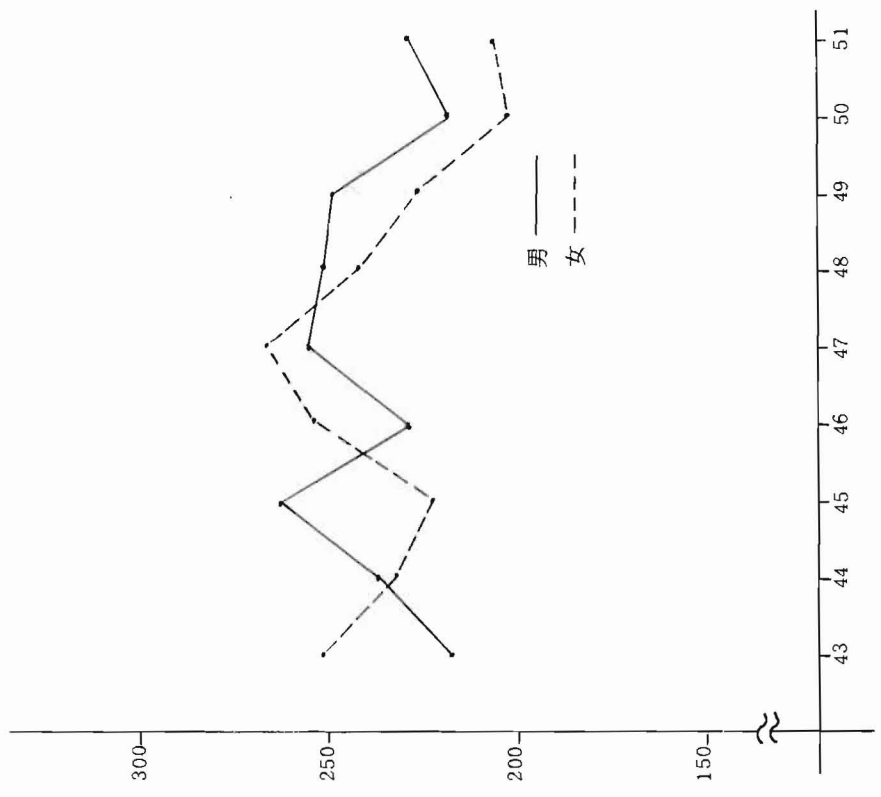


図 2-2-6 男女別転入

(資料 牛窓町役場)

このような転出入の理由については明らかにすることはできないが、転出の理由としては、女子の場合は就職と結婚の2つが考えられるのに対し、男子の場合は就職がほとんどであると考えられる。転入の理由としては、女子の場合は結婚前の一時的就職を終えての帰郷と当町への嫁入りのため、男子の場合は学卒者の帰郷と都会で職を失った者の帰郷などが考えられる。そのため、特に男子の場合に都市の景気・不景気が転出入の増減に大きく影響してくる。48年度より男子の転入者が女子よりも多くなったのは、不景気のため都会から帰郷する者が増えたためと考えられよう。

以上のように、転出入を総数・男女別でみてきたが、昭和43～51年度を総計すると牛窓町では、男子2,118人、女子2,258人、計4,376人が転出し、男子1,198人、女子1,666人、計3,364人が転入している。由に、男子420人、女子592人、計1,012人のかなり大きな社会減少をしたことになる。

この社会減少と先に見た自然増加とを合わせて人口の増減状態をみると図2-2-7のようである。これによると、自然的には人口は増加しているが、社会的には減少しており、その数は社会減

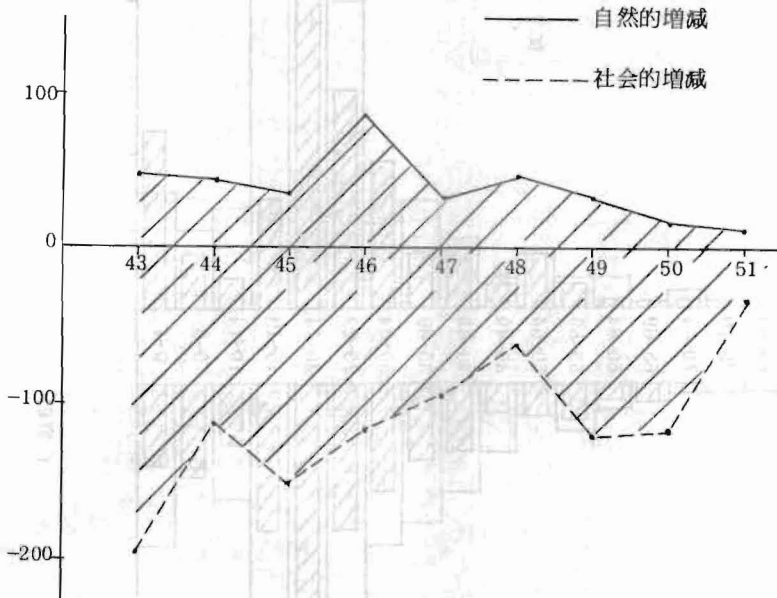
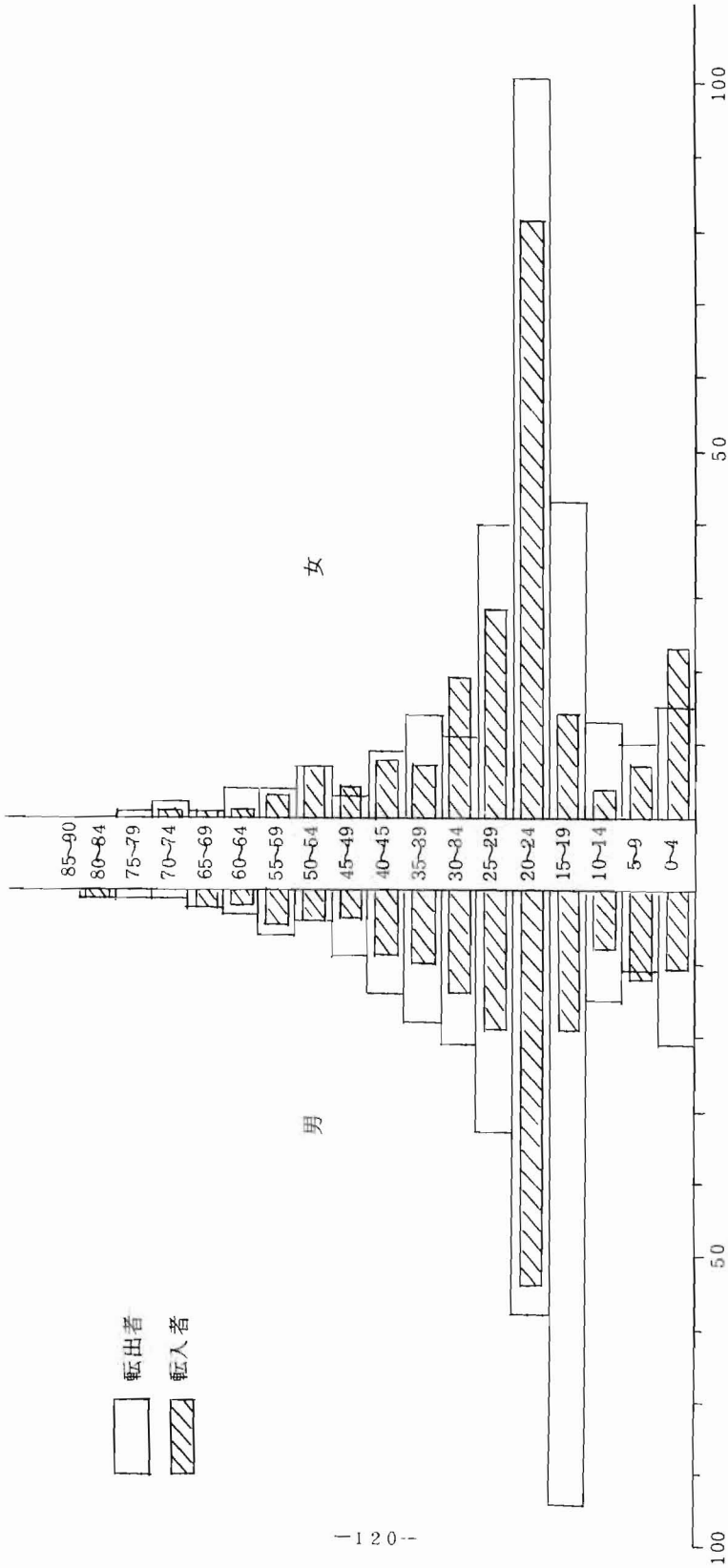


図2-2-7 人口動態

(資料 牛窓町役場)

少の方が大きいので、結局、毎年牛窓町の人口は減少していることになる。その数は43～51年度までに男子2,677人、女子3,966人、計6,655人となっている。ところが、51年度には人口減少は22人となり、最も大きな人口減少をした43年度の1,499人に比べると約7分の1にとどまっている。つまり、人口減少傾向は緩和しつつあると考えられる。この傾向は、高度経済成長による都市への労働力流出がもはや飽和状態となり、むしろ都市からのUターン現象さえみられるためであろう。これらのことから、牛窓町における過疎化傾向は、人口異動という観点からみると、鈍化してきているのではないと思われる。

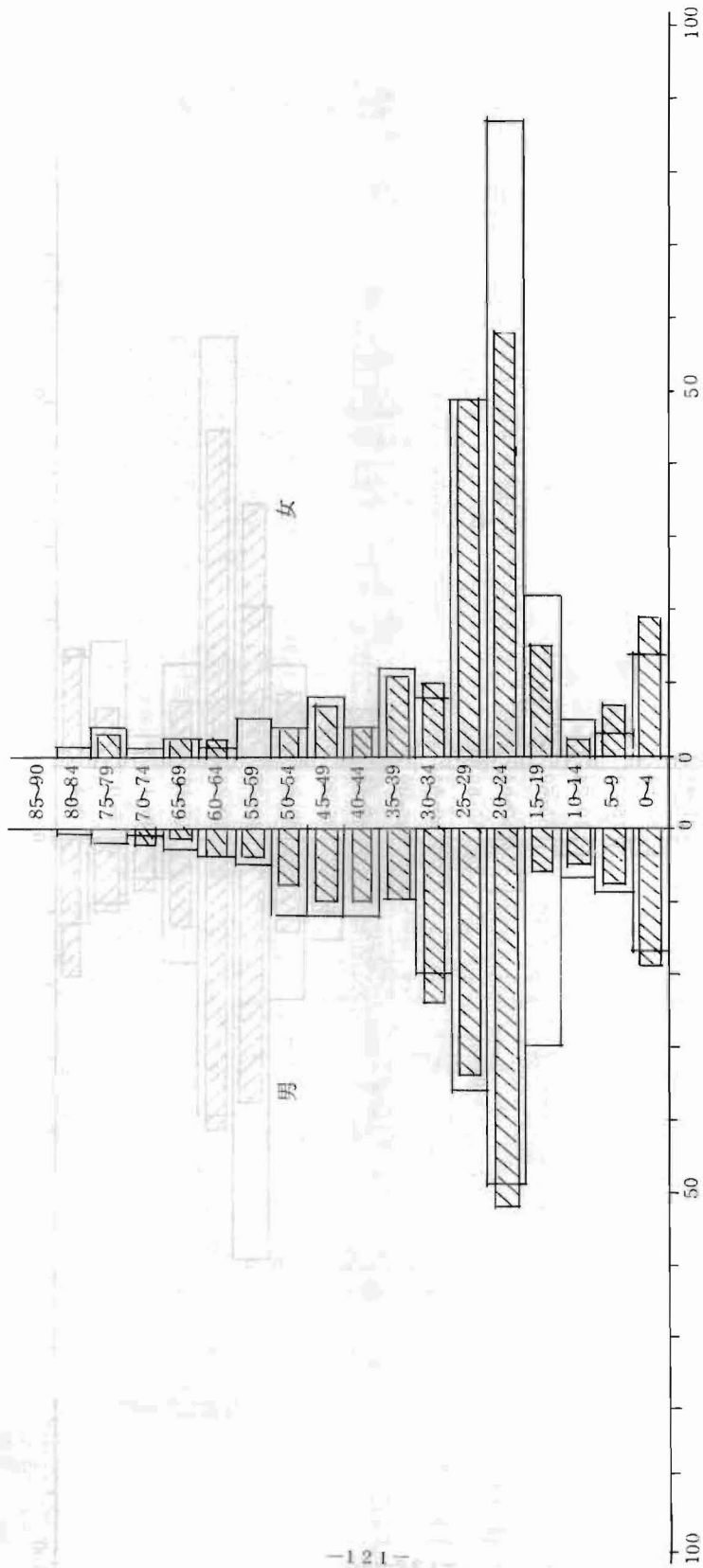
(イ) <昭和46年度>



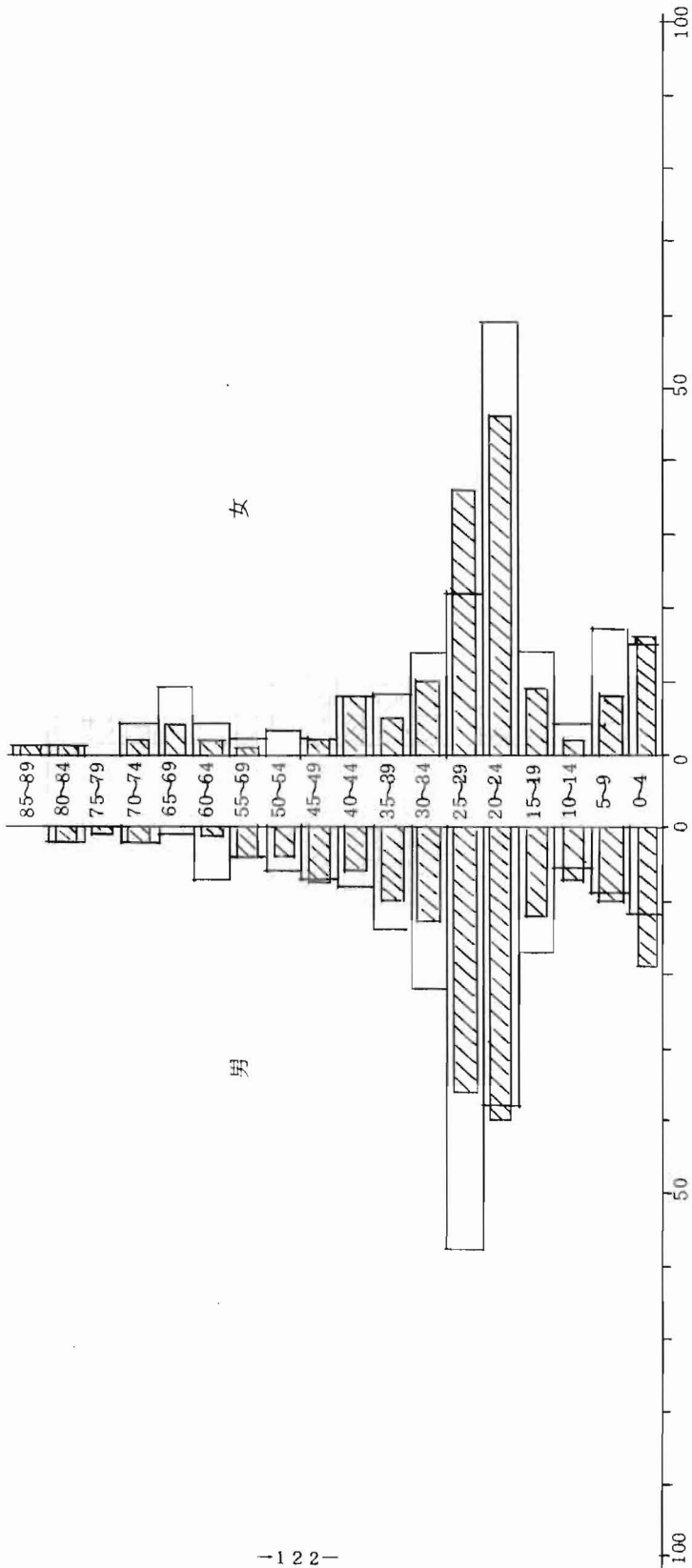
(資料 牛窓町役場)

図2-2-8 年齢別転出入者数

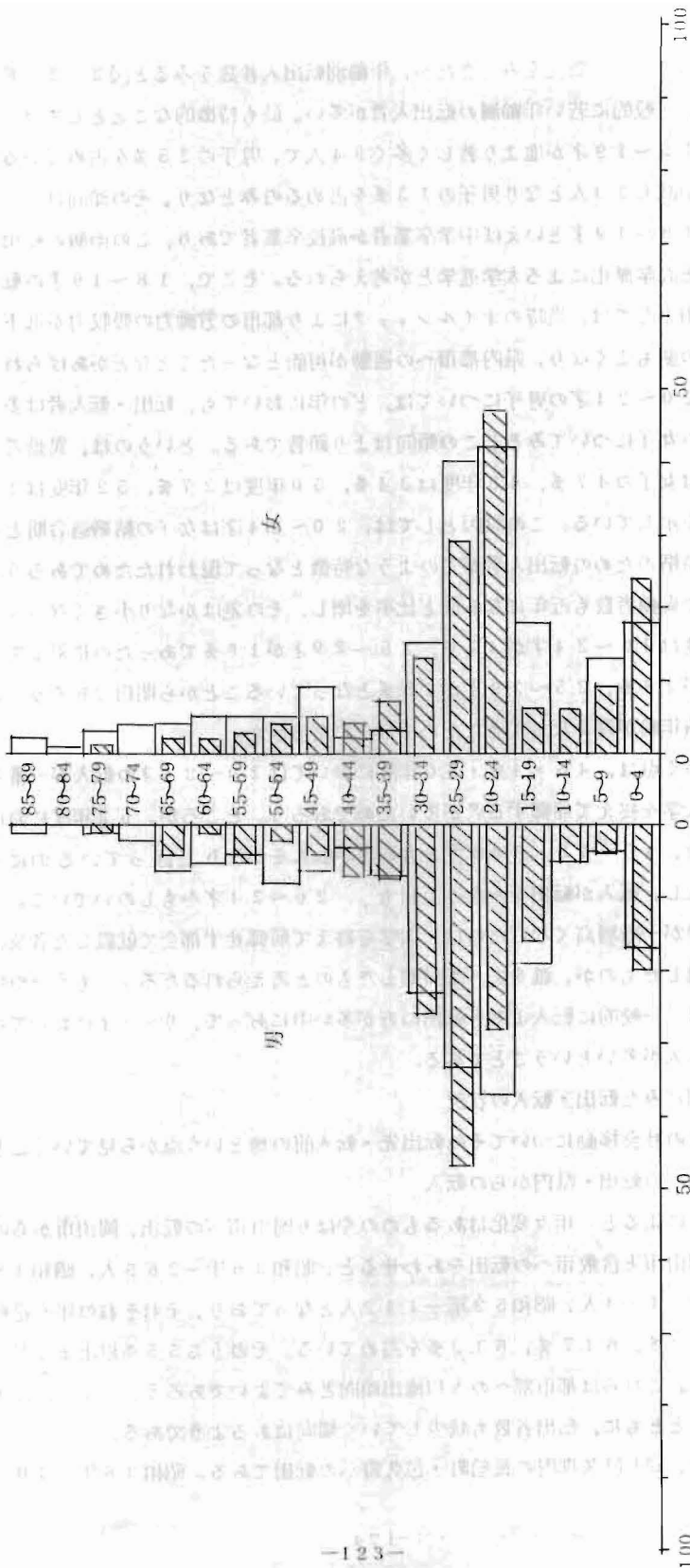
(甲) <昭和48年度>



(イ) <昭和50年度>



(一) <昭和52年度>



(四) 年齢別にみた転出・転入状況

今まで転出入について概況をみてきたが、年齢別転出入者数をみると図2-2-8のようである。これによると、一般的に若い年齢層の転出入者が多い。最も特徴的なこととしては、46年度の転出においては15～19才が他より著しく多く84人で、男子の28%を占めているのに対して、48年度には急減し30人となり男子の13%を占めるのみとなり、その傾向は50・52年度も同様である。18～19才といえれば中学卒業者か高校卒業者であり、この階層の転出理由としては、都市への就職と高学歴化による大学進学とが考えられる。そこで、18～19才の転出が48年度に急減した理由としては、当時のオイルショックにより都市の労働力の吸収力が低下したこと、また近年は交通の便もよくなり、県内都市への通勤が可能となったことなどがあげられる。

ところで、20～24才の男子については、どの年においても、転出・転入者は多くなっている。20～24才の女子についてみるとこの傾向はより顕著である。というのは、異動者の比率をみると、46年度は女子の47%、48年度は34%、50年度は27%、52年度は28%と、いずれも高い比率を示している。この原因としては、20～24才は女子の結婚適令期と考えられていることから、結婚のための転入者がこのような特徴となって現われたためであろう。ところが、25～29才の異動者数も近年になるほど比率を増し、その差はかなり小さくなっている。というのは、46年度は20～24才が47%、25～29才が18%であったのに対して、52年度は20～24才が28%、25～29才が25%となっていることから明白であろう。この傾向は、近年女子の結婚年齢が高くなってきたためではないだろうか。

その他に気づく点は、46・48・50年度においては20～24才の転入が一番多くなっている。これは、大学を終えて帰郷する者が多いためであろう。ところが、52年度における25～29才の男子の場合、46・48・50年度とも転出が転入をかなり上回っているのに52年度にはその傾向が逆転し、転入が転出をかなり上回り、20～24才をもしのいでいる。このように、男子の転入年齢が一階層高くなったのは、大学を終えて帰郷せず都会で就職した者及び高校を卒業して都会に就職したものが、職を失って帰郷したものと考えられるだろう。もう一つ特徴として上げられることは、一般的に転入よりも転出の方が多く中において、0～4才においてのみは、ほとんど転出より転入が多いということである。

(五) 地域別にみた転出・転入の状況

次に、牛窓町の社会移動についてその転出先・転入前の地という点から見ていくことにする。

(1) 県内への転出・県内からの転入

表2-2-2によると、年々変化はあるもののやはり岡山市への転出、岡山市からの転入が1番多い。また、岡山市と倉敷市への転出をあわせると、昭和46年—265人、昭和48年—203人、昭和50年—174人、昭和52年—142人となっており、それぞれの年の総転出者数の74.6%、65.3%、61.7%、61.2%を占めている。そのうち55%以上までが岡山市へ向けての流出である。これらは都市部への人口流出傾向とみてよいであろう。しかし、都市部が飽和状態になってくるとともに、転出者数も減少していく傾向にあるようである。

次に多いのは、同じ邑久郡内の長船町・邑久町への転出である。昭和46年—30人、昭和48

表2-2-2 県内における転出入者数

(資料 牛窓町役場)

(単位:人)

転出後の地	46年	48年	50年	52年	転入前の地	46年	48年	50年	52年
岡山市	220	179	155	132	岡山市	108	136	88	124
倉敷市	45	24	19	10	倉敷市	27	19	23	15
津山市	6	0	0	8	津山市	3	3	3	3
玉野市	3	2	2	0	玉野市	2	12	1	8
笠岡市	2	1	0	1	笠岡市	3	0	0	0
総社市	1	5	0	0	総社市	0	5	0	0
高梁市	2	0	1	1	高梁市	0	4	0	1
新見市	1	6	0	0	新見市	0	0	1	0
備前市	16	16	7	6	備前市	7	4	5	7
御津郡	0	6	1	2	井原市	4	1	0	1
赤磐郡	12	3	6	4	御津郡	1	16	0	1
和気郡	2	1	1	2	赤磐郡	3	15	1	7
邑久郡	30	58	78	56	和気郡	12	0	1	4
都窪郡	1			2	邑久郡	34	24	33	26
浅口郡	3	2	3	1	都窪郡	0	0	0	0
小田郡	2	1			浅口郡	3	0	0	0
上房郡		1		1	上房郡	1	1	0	1
真庭郡	6			2	真庭郡	0	7	0	1
苫田郡	2	3	3		苫田郡	0	4	1	0
英田郡		1	1		英田郡	0	1	0	0
川上郡	1		1	1	久米郡	0	0	2	2
久米郡				4	勝田郡	0	1	1	3
不明		2	4	1	阿哲郡	0	1	0	0
計	355	311	282	232	児島郡	0	1	0	0
					計	208	265	160	204

年→5.8人、昭和50年→7.8人、昭和52年→5.6人となっており、それぞれその年の総転出者数の8.5%、18.6%、27.7%、24.1%を占めている。割合から見ると、郡内への転出率は高くなっている。邑久郡では、国鉄赤穂線が昭和37年に相生から東岡山駅まで全線開通したことにより、長船町・邑久町を赤穂線が通り、岡山への時間的短縮がなされ、岡山へ出やすくなった。このような交通機関の整備による通勤圏の拡大などから住居を郊外で便利な両町へ求める人もでてきたためではないかと思われる。これに対して、牛窓町は、バスしか通っておらず、岡山へ出るためには時間がかかり不便である。

その他では、隣接地である備前市があげられる。しかし、表からもわかるように、昭和46年、48年→16人、昭和50年→7人、昭和52年→6人と少ない。また、その他の地域への転出はごく少数であり、個人的理由のためで、特に社会的な影響によるものはないであろうと思われる。

世帯ごと転出したものについての表が表2-2-3である。これによると、世帯ごと転出したものもやはり岡山市・邑久郡が多い。昭和52年には全体で65世帯の転出がみられたが、そのうち

表 2-2-3 県内における世帯ごとの転出入

(資料 牛窓町役場) (単位:世帯)

転出後の地	46年	48年	50年	52年	転入前の地	46年	48年	50年	52年
岡山市	33	27	15	16	岡山市	21	24	11	27
倉敷市	9	6	5	3	倉敷市	5	6	6	7
津山市	0	0	0	3	津山市	0	1	0	1
新見市	1	0	0	0	備前市	1	0	0	2
備前市	1	2	0	2	玉野市	0	3	1	1
玉野市	4	0	0	0	総社市	0	1	0	0
総社市	1	1	0	0	笠岡市	1	0	0	0
笠岡市	1	0	0	0	高梁市	0	2	0	0
御津郡	0	2	0	1	御津郡	0	1	0	0
上房郡	1	0	0	1	赤磐郡	0	2	1	1
小田郡	1	0	0	0	邑久郡	5	3	6	6
真庭郡	0	1	1	0	浅口郡	0	1	0	0
邑久郡	4	10	22	10	勝田郡	0	0	0	1
計	56	49	43	36	久米郡	0	0	1	1
					真庭郡	0	2	0	0
					計	33	45	26	47

36世帯が岡山県内への転出であった。その中の16戸が岡山市への転出、10戸が牛窓町外の邑久郡への転出であり、それぞれ県内転出世帯総数44.4%、27.8%を占めている。他の年も岡山市と邑久郡で県内転出世帯総数の約70%を占めている。世帯ごとの転出地は、全体の転出地と比べて、地域がせまい。

次に県内から牛窓町への転入をみると、転出と同様に岡山市・倉敷市・邑久郡内からの転入者が多いが、その数は転出者数よりは少ない。表2-2-2によると、岡山市と倉敷市からの転入者は、両市をあわせると昭和46年-135人、昭和48年-155人、昭和50年-101人、昭和52年-139人となり、総転入者数の51.9%、58.5%、66.4%、68.1%を占めている。

次に多いのは同じ邑久郡である長船町・邑久町からの転入で、昭和46年-34人、昭和48年-24人、昭和50年-33人、昭和52年-26人で、それぞれ総転入者数の16.3%、12.8%、21.7%となっている。

県内から世帯ごと転入してきた世帯数は表2-2-3である。県内からの世帯ごとの転入は総転入世帯数昭和46年-68世帯、昭和48年-60世帯、昭和50年-56世帯、昭和52年-75世帯の約半数少々ある。しかし、それも表からわかるように岡山市・倉敷市・邑久郡からの転入世帯だけで大半を占めている。しかし、転入者総数に対して世帯ごと転入してくる人数は少ないと考えられる。

牛窓町への転入の理由としては、転勤、単独又は家族ぐるみのUターンなどが考えられそうである。

転出者・転入者を男女別にみたものが表2-2-4であるが、これをみると転出も転入も女性の

表 2-2-4 県内男女別転出転入者数（昭和52年度）（資料 牛窓町役場）

〈転出〉 〈転入〉

地名	総数 (人)	男 (人)	女 (人)	総数 (人)	男 (人)	女 (人)
岡山市	132	57	75	124	55	69
倉敷市	10	6	4	15	7	8
津山市	8	4	4	3	2	1
玉野市	0	0	0	8	3	5
備前市	6	3	3	7	2	5
笠岡市	1	1	0	0	0	0
高梁市	1	0	1	1	0	1
井原市	0	0	0	1	0	1
邑久郡	56	23	33	16	12	14
御津郡	2	0	2	1	0	1
赤磐郡	4	1	3	7	2	5
和気郡	2	0	2	4	1	3
都窪郡	2	1	1	0	0	0
浅口郡	1	1	0	0	0	0
吉備郡	1	0	1	0	0	0
上房郡	2	1	1	1	0	1
真庭郡	0	0	0	1	0	1
苫田郡	1	1	0	0	0	0
久米郡	4	0	4	2	1	1
勝田郡	0	0	0	3	2	1
不明	1	1	0	0	0	0

方が多い。女性の場合、就職・転勤の他に結婚のためということが考えられる。

(2) 県外への転出，県外からの転入

表 2-2-5 は県外への転出者・県外からの転入者数を都道府県別に表わしたものである。

転出についてみると、1番多いのは大阪府・兵庫県という近畿圏の大都市である。大阪府は昭和46年-72人，昭和48年-40人，昭和50年-47人，昭和52年-27人であり，兵庫県は昭和46年-42人，昭和48年-24人，昭和50年-25人，昭和52年-30人となっており，両県をあわせると総転出者数のそれぞれ51%，42.9%，45%，39.9%を占めている。大阪府・兵庫県は岡山県から最も近い大都市であり，両県への転出が多いのは，大都市への人口流出現象とみてよいであろう。同じ大都市でも東京への転出者は，大阪府・兵庫県への転出者ほど多くない。昭和46年-10人，昭和48年-17人，昭和50年-17人，昭和52年-11人である。東京は岡山から遠すぎ，大阪・兵庫への人口吸引力が大きいためとみられる。その他では広島県・香川県・愛媛県という近県が続く。

石川県への転出が昭和46年-9人，昭和52年-13人みられる。世帯数をみると，それぞれ2世帯，5世帯である。これは，牛窓には協和カーボンの工場があり，石川県には支社があるので，

表 2-2-5 都道府県別転出入者数

(単位:人)

転出後の地	46年	48年	50年	52年	転入前の地	46年	48年	50年	52年
北海道	0	2	4	0	北海道	0	0	0	4
岩手県	0	0	0	4	岩手県	0	0	2	0
宮城県	0	1	0	0	青森県	0	0	1	0
福島県	1	0	1	1	新潟県	0	0	0	1
茨城県	0	1	0	0	富山県	0	0	0	0
埼玉県	4	3	3	0	宮城県	1	0	1	0
千葉県	1	2	2	1	福島県	0	0	1	0
東京都	10	17	17	11	埼玉県	0	1	1	1
神奈川県	4	9	6	3	千葉県	5	0	5	7
群馬県	0	0	0	1	東京都	16	9	3	3
石川県	9	0	0	13	神奈川県	0	2	2	2
岐阜県	5	1	0	1	茨城県	2	0	0	0
静岡県	0	1	1	1	石川県	0	1	0	1
愛知県	3	7	5	4	富山県	0	1	0	0
三重県	0	2	1	2	静岡県	0	0	0	2
滋賀県	0	4	0	0	山梨県	0	0	0	1
京都府	12	6	8	5	福井県	5	0	5	1
大阪府	72	40	47	27	愛知県	3	2	3	7
兵庫県	42	24	25	30	岐阜県	0	0	1	1
奈良県	2	0	3	6	滋賀県	0	1	1	0
和歌山県	0	0	1	1	京都府	8	12	13	8
鳥取県	2	0	2	2	大阪府	59	41	47	51
島根県	1	0	2	0	兵庫県	25	36	30	22
広島県	17	8	9	9	奈良県	1	0	11	4
山口県	5	2	2	2	和歌山県	0	1	1	1
徳島県	1	0	0	1	香川県	10	6	4	4
香川県	23	3	7	8	愛媛県	5	6	2	1
愛媛県	5	7	9	5	高知県	1	2	1	2
福岡県	3	5	3	1	徳島県	0	0	0	3
熊本県	0	0	1	2	長崎県	3	0	1	0
長崎県	1	1	0	0	福岡県	0	1	0	4
鹿児島県	0	1	0	0	大分県	2	0	0	0
高知県	0	1	0	0	宮崎県	1	0	0	1
大分県	0	1	1	2	広島県	12	13	9	9
計	223	149	160	143	鳥取県	6	0	4	0
					山口県	0	2	0	4
					沖縄県	0	1	0	0
					鹿児島県	0	0	1	0
					計	165	135	149	145

(資料 牛窓町役場)

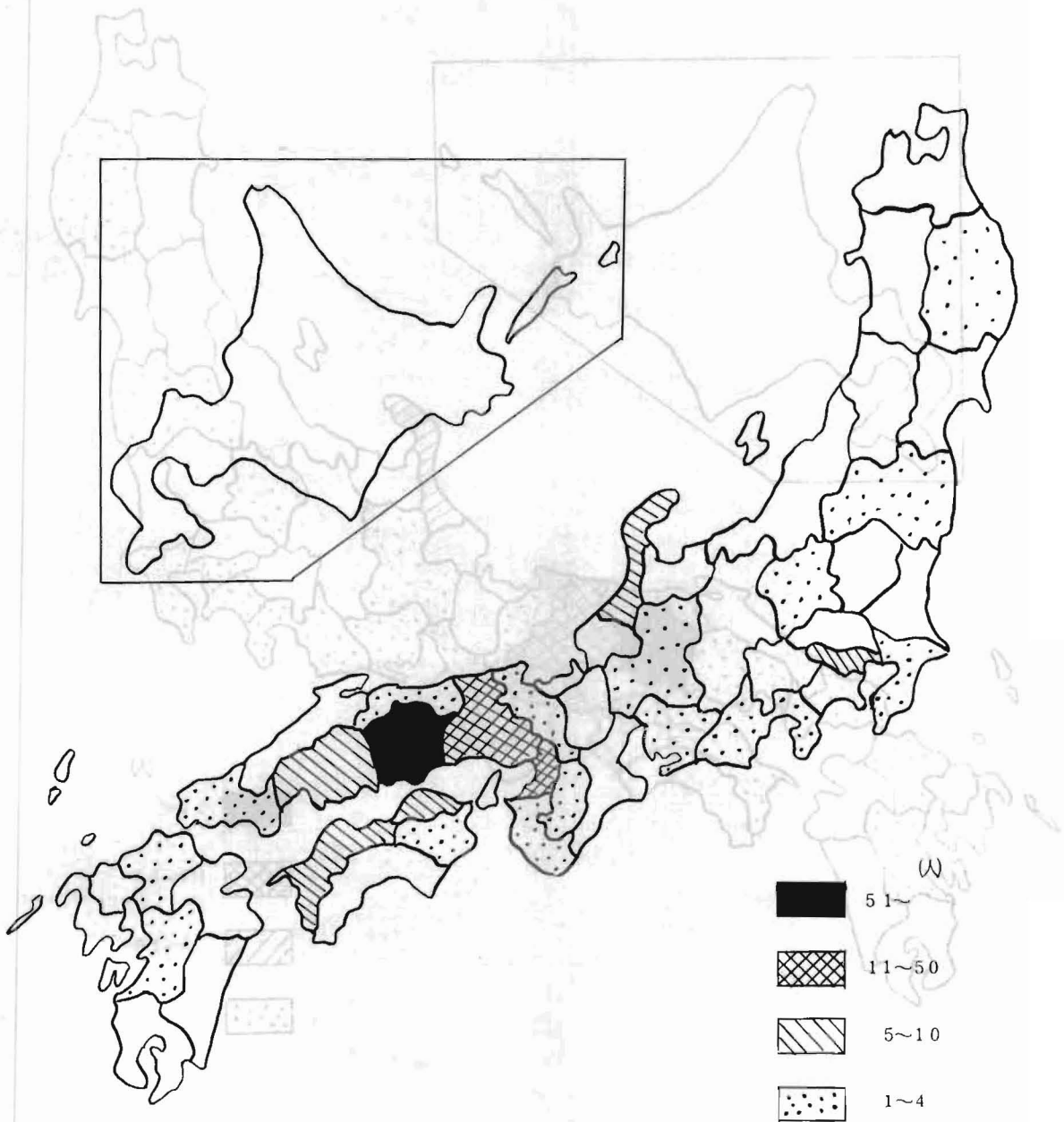


図 2-2-9

都道府県別男子転出人口（昭和 52 年）

（資料 牛窓町役場）

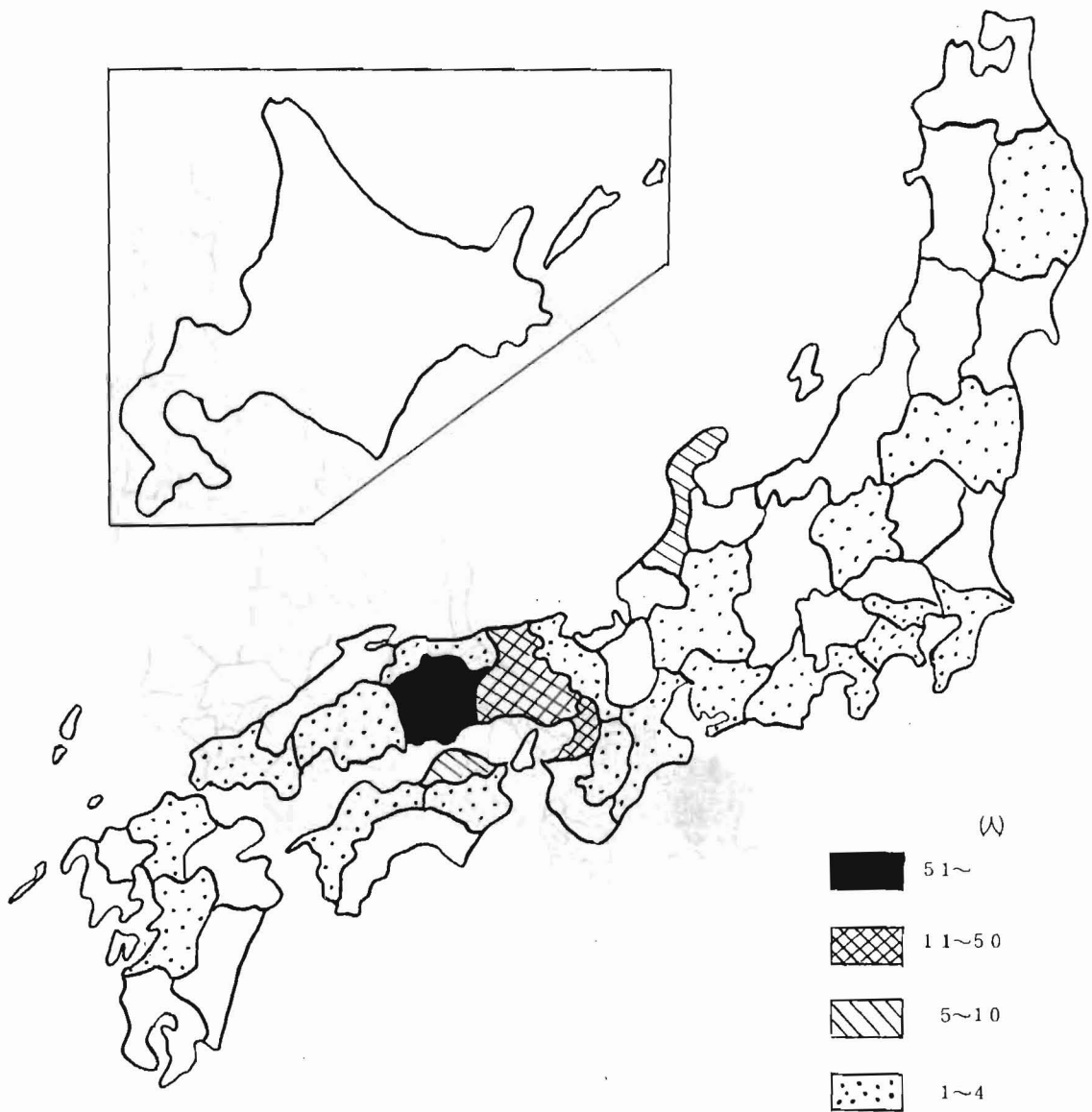


図 2-2-10

都道府県別女子転出入口(昭和52年)

(資料 牛窓町役場)

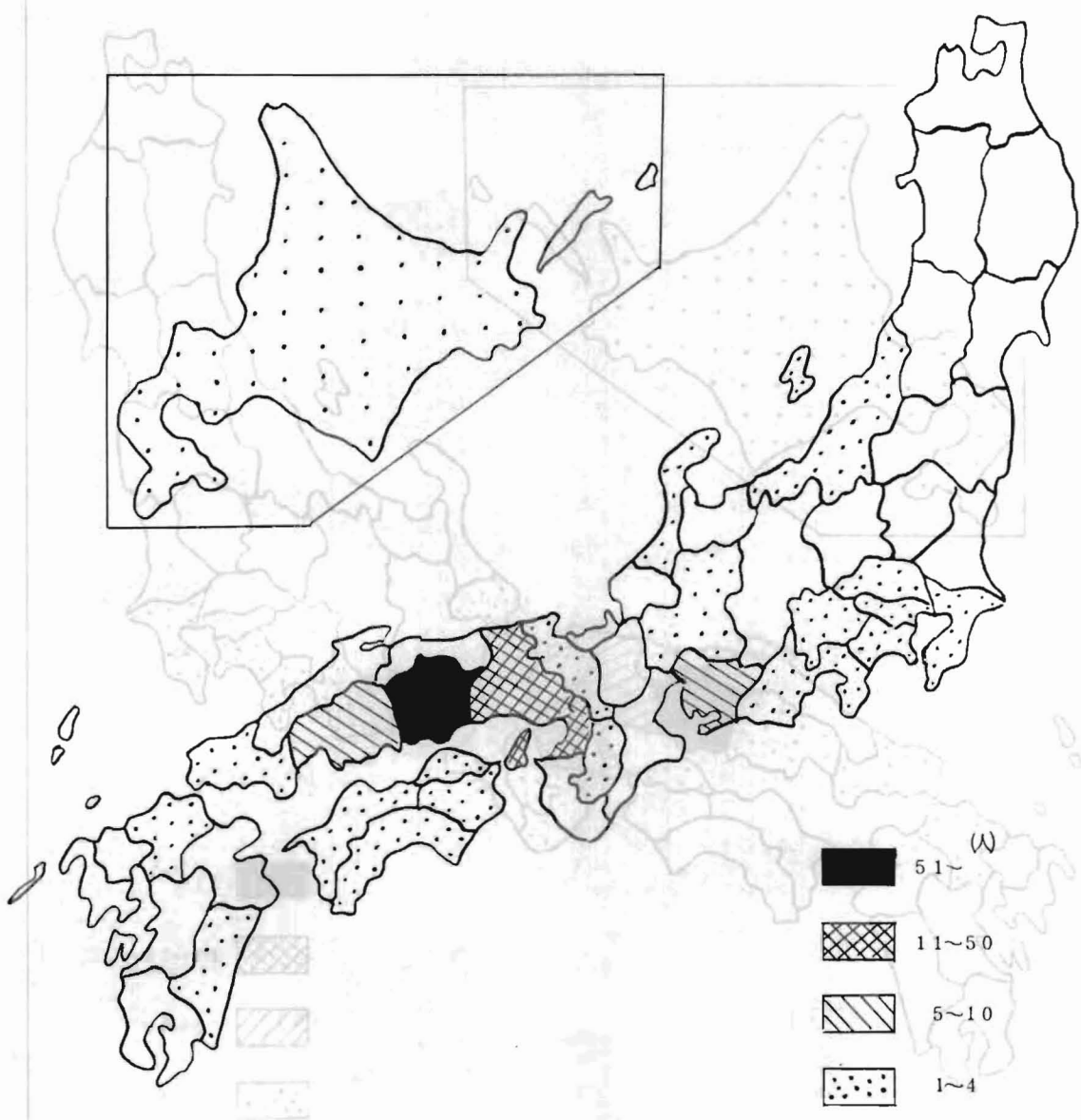


図 2-2-11

都道府県別男子転入人口(昭和52年)

(資料 牛窓町役場)

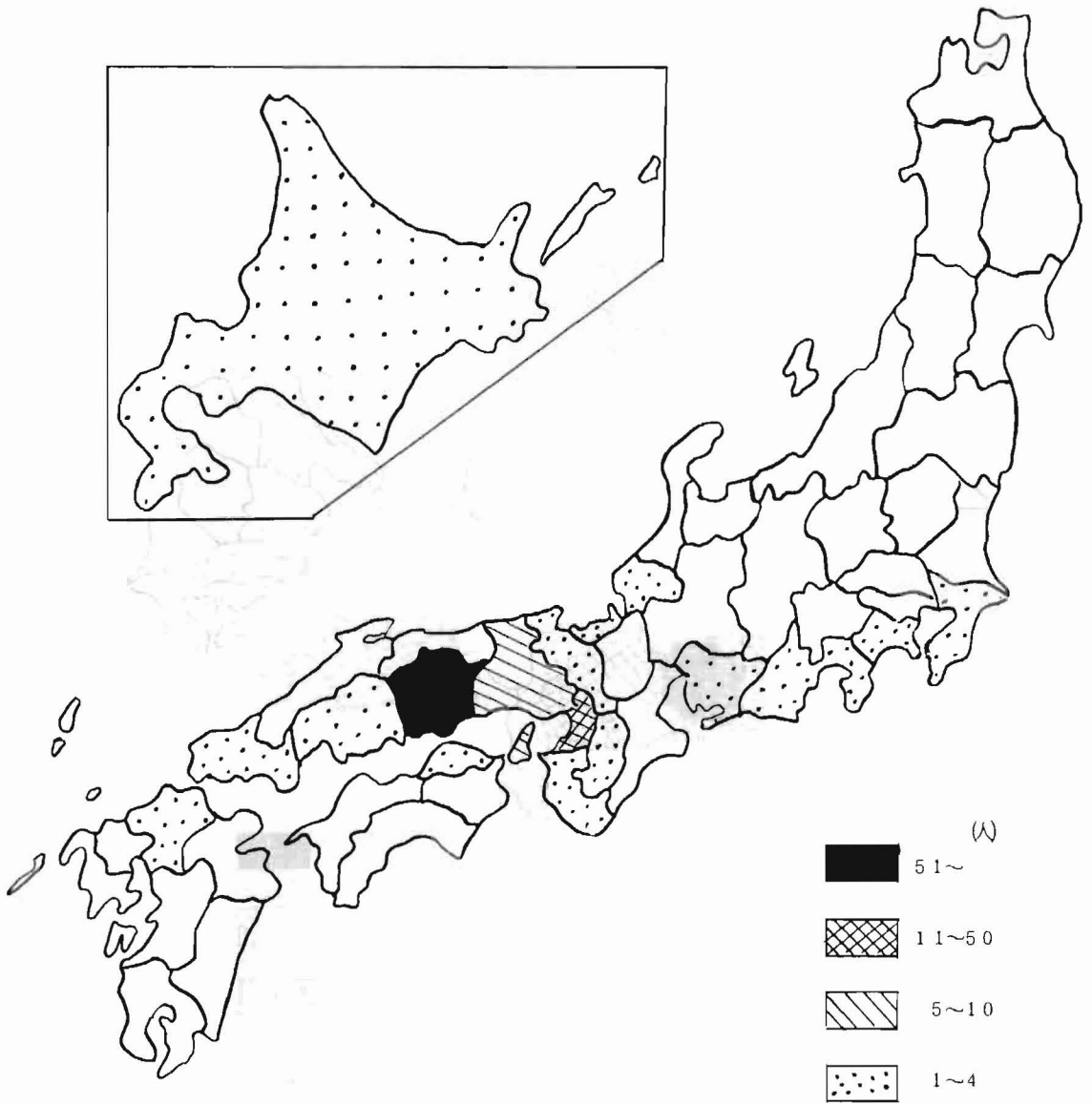


図 2-2-12

都道府県別女子転入人口（昭和52年）

（資料 牛窓町役場）

その関係の転出とみられる。

図2-2-9, 2-2-10は, 昭和52年度の転出者を男女別にみたものを図にしたものである。

県外への世帯ごとの転出は表2-2-6に示したとおりであるが, 世帯ごとの転出は少ないといえる。

次に, 県外からの転入者数をみる。これも表2-2-5に表われている。転入者も大阪府からの者が1番多い。昭和46年-59人, 昭和48年-41人, 昭和50年-47人, 昭和52年-51人で, 総転入者数のそれぞれ35.8%, 0.4%, 31.5%, 35.2%, を占めている。これは大阪の極東ノートが牛窓に進出してきたためそれによる転勤の影響が大きいと思われる。他の県では転出者の方が転入者に比べて多いが, 大阪では昭和50年には同数であり, 昭和52年には転入者数が転出者数を上回っている。その他の県では, 兵庫県の転入者数が, 転出者数とともに多い。

図2-2-11, 2-2-12は, 昭和52年度の牛窓町への転入者の転入前の地を男女別にみたものを図にしたものである。

転入前の地を世帯ごとと転入してきた分だけについてみたのが表2-2-6であるが, 世帯ごとの

表2-2-6 都道府県別世帯ごとの転出入 (単位: 世帯)

転出後の地	46年	48年	50年	52年	転入前の地	46年	48年	50年	52年
北海道	0	1	1	0	北海道	0	0	0	2
岩手県	0	0	0	1	宮城県	1	0	1	0
宮城県	0	1	0	0	福島県	0	0	1	0
福島県		0	1	0	千葉県	2	2	1	1
埼玉県	1	0	1	0	東京都	3	1	0	0
千葉県	0	1	0	0	神奈川県	0	1	0	1
東京都	0	3	1	0	岐阜県	0	0	0	3
神奈川県	0	0	1	0	愛知県	0	1	0	0
石川県	2	0	0	5	京都府	2	0	2	1
三重県	0	0	0	1	大阪府	8	2	11	9
大阪府	4	6	4	6	兵庫県	3	9	5	4
兵庫県	1	3	4	5	奈良県	0	0	3	2
奈良県	0	0	0	1	鳥取県	2	0	2	0
広島県	1	1	0	1	山口県	0	0	0	1
山口県	2	0	0	0	広島県	1	2	0	1
香川県	1	0	1	4	徳島県	0	0	0	1
愛媛県	3	2	2	2	香川県	0	0	1	0
徳島県	0	0	0	1	愛媛県	2	2	1	1
高知県	0	1	0	0	福岡県	1	0	0	0
福岡県	0	1	1	0	福井県	0	0	1	0
熊本県	0	0	1	0	大分県	1	0	0	0
計	15	20	18	27	鹿児島県	0	0	1	0
					高知県	2	0	0	1
					計	28	20	30	28

転入も大阪府・兵庫県からのものが40%～55%を占めており、その他の県からの転入はまばらである。

転入については、特別な理由というものはないが、転勤の他は以前に仕事や就学のために転出した人が帰ってきたというケースが多いのではないかと思われる。

(根岸良重・福田積萬・虫上美千子)

第3節 港町の変遷

「牛窓の浪の潮騒響みよそりし君に逢はずかもあらむ」これは万葉集にある歌であるが、「牛窓」という地名が歴史に登場した最初のものである。牛窓の集落の起源についてはさらに古いと考えられるが、ここで注目しなければならないのは、四世紀から六世紀初頭に造られた五基の前方後円墳群であろう。時代順に挙げれば、天神山古墳・鹿歩山古墳・黒島古墳・波歌山古墳・双塚古墳である。このうちでも波歌山古墳については、土取り場として利用されたため現存はしていないものの、副葬品とし鉄鍬・馬具の一部附属品と推定される金銅製品があり、埋葬された者の支配力の大きさをうかがい知ることができる。この古墳は大化改新前に定められた、海部直(あまべのあたひ・漁民の支配者)の墓と考えることも可能であり、その様に考えるならば牛窓の海港の発祥は、6世紀頃ということになるであろう。牛窓が瀬戸内交通の要衝の地であったことに間違いはなく、大和と朝廷を結ぶ航路上に位置し、潮待ち、風待ちの港として利用されたのであろう。このことは、奈良時代、難波津を出た遣唐使の船が内海を過ぎ下って来る途中、必ず牛窓の港に立ち寄り潮を待っていたということよりも明らかである。足利時代の遣明船についても同様である。古代における牛窓の生産基盤については平地の少ない山がちの地形と瀬戸内の気候から考えて漁撈と製品であったろうといわれている。

中世期にはこの地に石原但馬守という地頭が住み、牛窓港を利用して年貢米の輸送をやっていたと言われ、港町としての機能を強めていったのであろう。

近世期にまでは、豊臣秀吉が朝鮮征伐の際牛窓に着船して協力を求めるまでになっていたのである。牛窓がその最盛期を迎えたのは江戸時代においてであった。まず備前藩が港湾として重視し、本格的な施設整備を行なった。寛永9年(1632)在番所、同17年(1640)遠見番所、元禄元年(1688)瀬戸番所をそれぞれ設けたが、これらは政治的な意味のものである。今日で言う灯台であるところの灯籠堂は延宝年間(1673～80)牛窓東町渡場付近に建てられた。俗に百間波止・一文字波止場と呼ばれている波止は元禄8年(1696)につくられたもので、これにより東南の風が吹いても停泊が可能となった。この様な施設の充実は、利用船の増加によるものであるが、寛永12年(1635)に武家諸法度が制定され、参勤交代が義務づけられたことの影響は大きかった。西国の諸大名にその宿泊地として利用されるようになったのである。また牛窓は、将軍の代変わりのときに来る朝鮮使節の寄港地に指定されており、信使到着のときは、港は舟でいっぱいになったと言われている。

このような賑わいをみせた牛窓の様子を知ることのできるものとして「金毘羅参詣名所図絵」がある。この図に書かれている説明によれば、牛窓は西海往來の客船が風波を凌ぐ要港で、海辺の一

都会であり、数百間の波戸・灯台がある。そして、「人家数多建列なり船宿と云ふに及ばず、諸商賈群居して交易繁昌の地なり、東の兵手には船大工の職家多く有て数千石の渡洋船を造る……」とある。牛窓造船の歴史は古く、天平時代にはこの地で六百石積以上の兵船がつくられたとも言われ、その伝統は鎌倉・室町の中世期に受け継がれ江戸時代にまで到ったのであろう。江戸期には、千石積、千五百石積みの北海道通いの北前船も造船されていた。商的機能については、詳しい史料はないのであるが、回漕業者については、享保6年(1721)の藩の調べによれば、牛窓村の持ち船165隻、宝永7年(1710)の地船調べによると備前領内に500石以上の大船57隻あり、このうち牛窓村の持ち船は13隻(500~950石)となっている。これは、牛窓が早くから加子浦に指定され、藩の徴用に応じて船や加子(船乗り)を出していた他、年貢米の回漕に従事していた者も多かったためである。牛窓の商業的機能の強かった理由としては、牛窓が在町として商業が許されており、一般商品の取引きをする問屋や仲買人が多くいたことが挙げられよう。

明治になると、藩の保護は得られなくなるのであるが、諸国の商船の出入りがあり、やがて阪神・四国方面に定期航路をもつ汽船の寄港地となり、機帆船時代を迎え、近代港湾へと脱皮してゆく。造船の方面においても、大型の西洋帆船をつくり、機械船を手がけるのであるが、太平洋戦争中は軍用木造船の発注が多く賑わいを見せた。

表2-3-1は牛窓港への船舶入港数変化である。総数について見れば、昭和11年がとび抜けているものの全体からすれば、なだらかな変化を示し、増加傾向にあるとも減少傾向にあるとも言

表2-3-1 牛窓港船舶入港数の変化

	総 数	汽 船	機 帆 船	帆 船
昭和 5	4,928	2,264	521	2,143
6	5,834	2,305	1,224	2,305
7	5,345	2,311	1,011	2,023
8	4,725	2,305	986	1,434
9	4,783	2,350	1,074	1,359
10	4,796	2,365	1,028	1,463
11	5,804	2,102	1,700	1,514
12	4,574	2,053	1,120	1,401
13	4,903	2,049	1,453	1,401
14	4,927	2,019	1,505	1,403
15	5,771	2,637	—	—
16	5,389	2,292	1,710	1,161

い難い。汽船については、昭和11年からやや減少したものの、昭和15年には大きく伸びており、全国的な汽船増加傾向が表われているのではないだろうか。機帆船は昭和12年までは、大きな変動を見せてはいるものの、以降は確実な伸びを示している。帆船は、汽船・機帆船に押されて減少しているようである。このように戦前においては、帆船と機帆船の地位が入れかわりつつあったと言える。

戦後になると、岡山県は港内の浚渫を行ない、棧橋を設け水深4mの物揚場をつくるなど牛窓港の改良に努めた。これは、船舶の大型化にもよるものである。表2-3-2は昭和30年から昭和51年までの3年毎の入港隻数、総トン数、一隻当たり平均トン数を示したものである。総隻数に

表2-3-2 牛窓港船舶入港総数及び総トン数

	総 数	総トン数	平均トン数
昭和 30	33,399	2,191,866	66.4
33	44,324	2,189,057	49.8
36	59,852	5,811,873	96.9
39	18,939	1,702,819	89.6
42	15,468	1,122,306	72.9
45	11,079	1,548,168	140.7
48	7,302	733,321	100.4
51	4,820	563,782	117.0

については、昭和36年まで増加しており、以降、急激に減少しているのである。これは、陸上輸送機関（鉄道、トラック）の増加と交通網の整備と併わせ考えなければならないようである。一隻当たりの平均トン数について見ると、昭和45年には140.7トンと昭和30年の66.4トンを大きく上回っており、船舶の大型化、小型船の減少がその原因として考えられる。

こうして現在においては帆船は姿を消し、潮待ち・風待ちの港として栄えた牛窓は内海航行の要衝の地としての存在意義を失なったといえる。

漁港としての性格も強くないようである。昭和52年漁家数は142戸で、そのうち主なものは、小型底びき網31戸・小型定置網38戸・刺し網12戸である。FRP船を使つての沿岸漁業が主体であり、兼業漁家のうち漁業を従としているものの廃業が目立ってきている。近年においては観光用の一本釣りが増えてきている程で、瀬戸内の漁業全体同様に今後の漁業の振興はあまり望めず、漁港としての牛窓の機能もさらに衰退してゆくのではないだろうか。

表2-3-3及び図2-3-1は、牛窓町の事業所統計調査より作成したものである。これらよ

表2-3-3 牛窓の地区別事業所分布

	6	7	8	9	10	11	12	13	14	計
造 船	13	-	2	-	1	1	-	1	-	18
造 船 関 係	2	1	2	-	1	2	1	-	1	10
船 舶 関 係	-	2	3	-	-	-	1	-	-	6
漁 業 関 係	-	1	2	1	1	-	-	-	3	8
宿 泊	1	2	1	-	1	1	1	-	-	7
飲 食	1	-	4	-	3	2	2	3	-	15
その他の商業的 機能有するもの	10	27	31	17	19	14	19	27	17	184
そ の 他	2	9	7	9	9	1	7	9	11	64
計	29	42	52	29	35	21	31	40	32	312

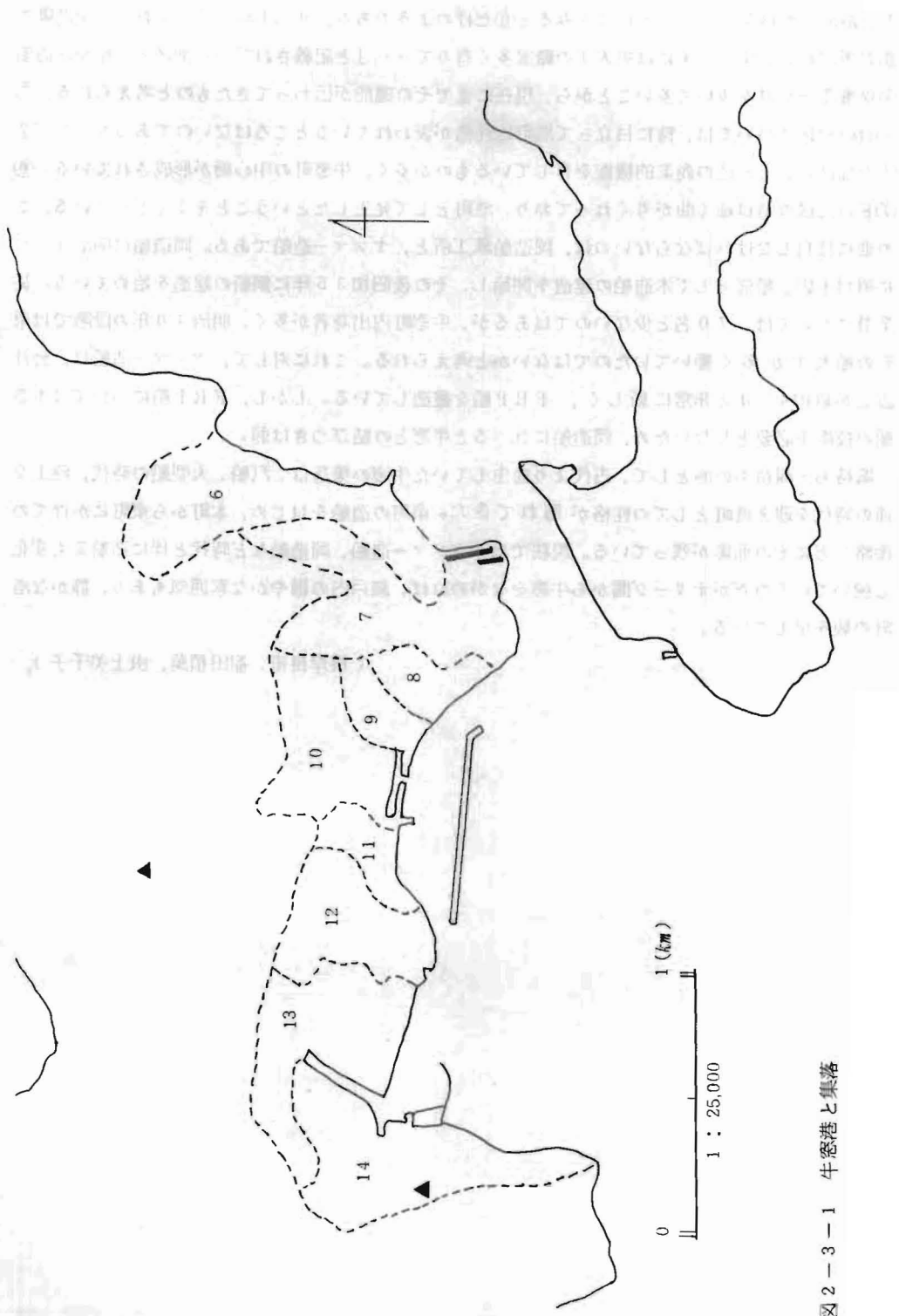


図 2 - 3 - 1 牛窓港と集落

り、港町的性格を示している地区をみると⑥だけのようである。⑥は東町を含んでおり、金毘羅参詣名所図絵に「東の兵手には船大工の職家多く有りて…」と記載されていた地区で造船及び造船関係事業所が群を抜いて多いことから、現在にまでその機能が伝わってきたものと考えられる。⑦～⑭の地区については、特に目立って港町性格が表われているところはないのであるが、ただ⑦⑧の地区に、その他の商業的機能を有しているものが多く、牛窓町の中心街が形成されている。⑥⑦⑧の街区の道は細く曲がりくねっており、港町として発生したということをよく示している。この他に注目しなければならないのは、岡造船鉄工所と、ヤンマー造船である。岡造船は明治40年に岡材木店造船部として木造船の建造を開始し、その後昭和35年に鋼船の建造を始めている。従業員については、70名と少ないのではあるが、牛窓町内出身者が多く、明治40年の段階では東町の船大工が多く働いていたのではないかと考えられる。これに対して、ヤンマー造船は、会社設立が昭和47年と非常に新しく、FRP船を建造している。しかし、FRP船については木造船の技術を必要としないため、岡造船に比べると牛窓との結びつきは弱い。

風待ち・潮待ちの港として、古代より発生していた牛窓の集落は、汽船、大型船の時代、陸上交通の時代を迎え港町としての性格が薄れてきた。東町の造船をはじめ、本町から東町にかけての街路などにその面影が残っている。現在では、ヤンマー造船、岡造船など時代と共に造船業も変化し続けているのだがオリーブ園から牛窓をながめれば、瀬戸内の穏やかな雰囲気もあり、静かな港町の観を呈している。

(根岸良重、福田積萬、虫上美千子)

第 3 章 交 通

第 1 節 陸上交通

1 はじめに

瀬戸内海地方は古くから大陸と畿内諸国を結ぶ位置にあり、律令制下の山陽道の設置や水運の発達など東西を結ぶ交通路として発達してきた。牛窓は、地形・位置ともに恵まれた天然の良港である牛窓港とともに発展してきた。古くは神功皇后朝鮮征伐の際に行き帰りの船がこの港に寄ったと伝えられ、中世期においても、片上、下津井、倉敷等とともに対朝鮮貿易や室町幕府の対明貿易の重要な港として栄えた。江戸時代には、陸上の人馬移動主体の山陽道に対し、海上では年貢米その他の物資輸送を受けつつ内海航路が整備された。河村端軒による「西廻り航路」の開発以後、瀬戸内海は西日本の物資輸送の大動脈と化し、牛窓は大多府・下津井等とともに、交通の要として繁栄した。明治期に入り、鉄道が出現すると交通体系に大変革が起こる。物資輸送の多くは鉄道がその主力となり、内海航路の機能は失なわれ、牛窓港はその地位を低下させていくこととなる。岡山県下においても各地に鉄道が敷設されたが、牛窓においては、港の機能との競合等から鉄道はひかれず、近代的な交通体系から取り残される形となった。

牛窓における道路交通は、牛窓港と岡山を結ぶ牛窓往来、山陽道とを結ぶ道路がその主力となってきた。牛窓に鉄道が敷設されなかった事も手伝って道路交通は、陸上交通の主力としてその地位を保ってきた。大正期よりのバス運行、昭和30年代のトラック輸送の普及、昭和40年以降の自家用車の普及等により、現在牛窓町における交通手段は、自動車による道路交通が中心となっている。近年東備西播有料道路の開通もあり、町は道路整備に力を注いでいる。

牛窓町における陸上交通は、中世、近世期を通じて、牛窓港を核とする海上交通を補うものであった。そこで本節では、明治期以後ことに昭和30年代よりのモータリゼーションの発達に伴う道路交通の発展に主眼を置き、陸上交通が牛窓町の発展に果たした役割を解明したいと考えます。

2 近世期

牛窓町における近世の交通は、道路、瀬戸内海の交通路がたがいに有機的なつながりをもって発達していた。陸上交通の路線の分布は今日の状況にかなり類似している。牛窓町における主要道路は、岡山・山陽道に至る2線である事はすでに述べたが、ことに牛窓往来は、岡山より牛窓港に至る官道であり6里28町(約27km)の距離がある。門田・円山・沖新田を経て、金岡より吉井川を船渡して渡り乙子・神崎・千手・鹿忍を通過して牛窓港に至ったのである。備陽国史に「岡山元標を発し、門田村(東照宮御宮玉井宮の下茶屋あり。これより上り坂なり。)峠茶屋・大池茶屋・円山村・倉富村(この村より堤の上を通る。沖田宮まで同断。）・倉益村・沖新田(四番沖田宮より五番川内清内橋を渡り、六番、七番)・金岡村(東大川端、都会なり、船渡にて邑久郡に入る。）・新村・乙子村・神崎村・幸田村・邑久郷村・下阿知村・上阿知村・千手村(当村より鹿忍村へ出る間山坂なり。）・鹿忍村・牛窓村の枝、紺浦・綾浦・中浦を経て牛窓港に至る。」とある。

古くは牛窓関町の中庭に元標があって、これを起点として、経過地にその里数を表示した板を掲

げたが、これは明治16年秋に撤回された。この街道は藩庁と牛窓港を結ぶ唯一の官道であったから、明暦三年よりは28石8斗、寛文7年よりは毎年、30石1斗8升2合の飛脚米を遣わされ公儀の場合には別に加えられて、通信・運輸の便をはかったため、牛窓往來は広くその名を知られたのである。「官道飛脚米、貞享元年定 米 三拾石一斗八升貳合 御免帳にて牛窓町飛脚米、米 三石三斗九升五合 立米帳にて七ヶ村飛脚米 内四斗八升五合宛 鹿忍村、上阿知村、下阿知村、邑久郷村、新村、神崎村、乙子村、米一石二升五合

鹿忍村、藤井村、東片岡村、西片岡村、飛脚米往來廿八度四ヶ村八延百十二度、但一度に付五合宛、正儀より小串へ渡海十五度、但一度に付三升宛、（撮要録）」

以上のように牛窓往來は、近世期より陸上交通の要路であったが、いま一つの主要道路は、牛窓村を起点とし、長兵、本庄、笠加、国府、行幸の各村を経て、和氣郡香登村で山陽道に接続する道路であった。備前記に虫明往來について次のような記載がある。「山陽街道行幸村福岡にて分岐し、国府、美和、鶴山各村を経て裳掛村虫明に達す。その道程三里、藩政時代は藩老伊木氏虫明に居住したるを以て岡山城府と虫明とを結ぶ要路なり。」以上からこの道路は、虫明街道と美和村あたりで合流し、山陽道の行幸村福岡もしくは、香登村に至るものであったと考えられる。また図3-1-2より、この道路が西国大名の参勤交代路として用いられたことがわかる。

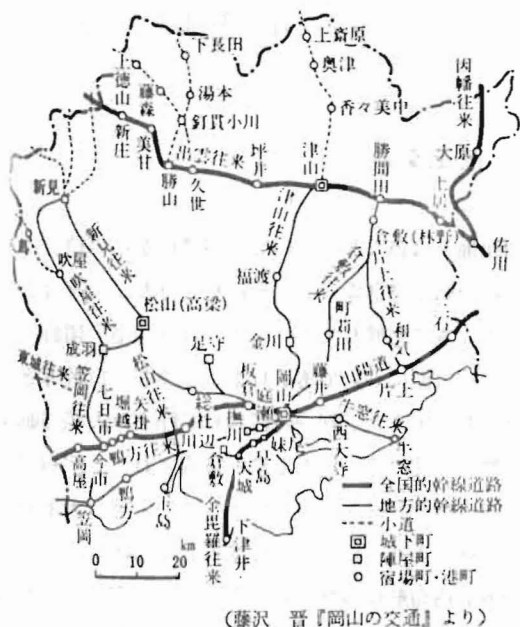


図3-1-1 近世の主要道路と宿駅

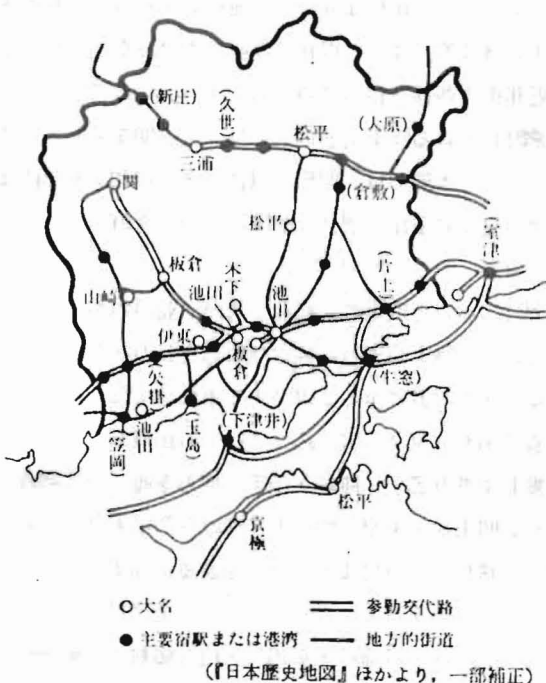


図3-1-2 近世交通路と参勤交代路

現在においても牛窓往來は、県道西大寺牛窓線（南回り）、町内紺浦から香登もしくは長船に至る道路は、県道備前牛窓線（北回り）として主要道路となっている。江戸時代には、今日の郵便にかわるものとして飛脚制度が存在したが、牛窓町における飛脚制度は、陸上のものと船飛脚とに分けられる。前者については飛脚問屋が存在し、株組織となっていた。株仲間は御用株または三度株と称し、藩庁の許可を得たものがこれをもっていた。御用株の者は主として公的な通信に従事し、三度株は一般民衆の用件を担当して定期的に岡山・西大寺・伊部・片上方向の通送に従事した。

3 明治・大正・昭和期

江戸時代には幕府によって車両の使用は一般に禁止されていた。そのため陸上の物資の輸送は、もっぱら馬にたよったものであった。しかし明治に入り車両の使用が許可されると種々の車両が用いられるようになった。馬車の使用は、明治初期においては道路・橋梁の未整備のため、もっぱら平坦地の近距離用に限られていた。しかし明治中期以降道路整備が進むにつれ、その運送速度の速さと運搬効率の良さから急速に荷馬車の使用は広まった。山陽鉄道がつき駅ができると駅からの輸送に荷馬車が活躍し、大正期には馬にかわって陸上輸送の主力となった。しかしその後トラックの普及におかれて減少していった。

人員輸送もかごにかわって、人力車が取入れられた。人力車は、かごが一人の客を運ぶのに二人の労働を要したのにくらべ、一人の車夫の労働で足りたこと、乗りごこちもかごよりよかったこと、所要時間も短縮されたことなどがその理由であろう。鹿忍町史によれば、「明治より大正、昭和の初めと人々に愛された人力車は次の人々が行なった。西浦一大藤五平、西浦一藤原銀二郎、畑一坂本源次郎、西浦一出射良三、東一楽前常吉」とある。牛窓町全体としてみればさらに多くの方が人力車の車夫として活躍したと考えられ、大正期に乗合馬車、乗合自動車導入されるまで人員輸送を一手に引受けていた。

また自転車も明治後期より普及し、大正四年刊行の南船北馬集に、「邑久郡は平坦なるも鉄道なし故に自転車の多きこと県下第一にして、或る村落の如きは戸一平均なりと聞く。」とある。自転車の使用が、人力車とともに町民の主なる交通手段であったことを示している。

大正期に乗合馬車・乗合自動車が導入されたことは先に述べたが、鹿忍町史（昭和29年刊）によれば、「陸上交通で営業としてのものは大正元年十月大宮村上阿知より現在の西大寺浜迄に至る路線を走る乗合馬車によるものが初まりである。その記録を記すると次の通り

営業者 藤原甚太郎 当時大宮村宿毛 現在大阪市在住

馬車の路線 大宮村上阿知～西大寺浜 大正元年～大正二年十月

鹿忍寺下万太魚店迄延長す 大正二年～大正三年

牛窓関光田旅館迄延長す 大正三年～大正五年

1日の営業運行回数及賃金

馬車運行回数 1日2回 運賃は大人で大体拾銭程度

世は進み、乗合馬車より乗合自動車へと

営業者 藤原甚太郎

路線 西大寺町駅前より牛窓町関

時 大正5年～大正11年

車輛番号 岡6号(T型フォード)

運賃 当初に於いては全路線7拾銭 大正11年より1円と拾銭

以上のように記されている。岡山県における乗合自動車の導入は大正初期であるから、片上町(備前市)とともに、牛窓町はその先進地域であったといえる。その理由としては、当時すでに各地に敷設されつつあった鉄道を持たなかったことがあげられる。時代の進展から大量人員輸送の必要が起こり、乗合自動車が鉄道にかわって運用されたのであろう。

岡山県において鉄道が最初に敷設されたのは、明治24年の山陽鉄道である。これ以後物資輸送は海上輸送から鉄道輸送に移り、牛窓港の地位が低下していく事は先に述べたが、当初鉄道敷設に反対であった西大寺町、邑久郡の人々も鉄道の便利さ、重要さを知るにつけ山陽鉄道に結びつく交通手段をと考えるようになった。明治45年には、西大寺一岡山間に西大寺軽便鉄道が敷設され、牛窓町と岡山市との時間的距離が短縮されることとなった。またこの時期より人員輸送も海上から陸上へとその主力を移し、牛窓町の性格も徐々に変化していく。

牛窓町が最も敷設を望んだのが赤穂線であった。赤穂線は昭和13年着工され、戦争をはさんで昭和37年に全線が開通した。赤穂線は牛窓町内を通ることは無かったが、最寄りの駅である邑久駅までは10kmの距離となり、長年の念願が達成されることとなった。

4 道路網の整備

モータリゼーションの普及とともに、昭和30年代より、自家用車、バス、トラックによる交通がその中心となり、牛窓町も道路整備を急いできた。現在の町の道路は、町道宮山線の50%を除いて全線舗装路であり、改良率も県道では、44.5%と改良が進んでいる。

主要道路は、西大寺、岡山へ至る県道西大寺牛窓線と、赤穂線邑久駅、国道2号線香登、ブルーハイウェイ邑久インターチェンジに至る備前牛窓線である。県道について言えば道路整備は従来よりの路線の改良、舗装が主なものであった。町道の場合は、これに加えて新道の建設が進められた。牛窓観光一弓線、前島環状線、農業構造改善事業による諸農道がこれである。国立公園としての牛窓の発展、野菜生産を中心とする農業の振興が大きな原因として上げられよう。

昭和41年8月の「岡山バイパスの岡山以東の施行を早急に進められたい要望決議」、昭和44

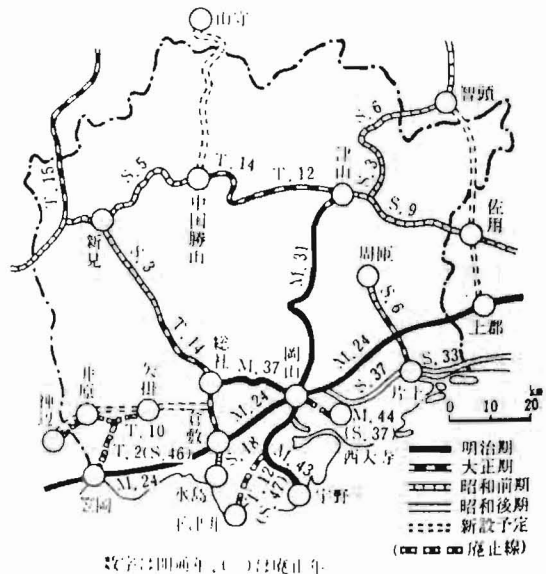


図3-1-3 鉄道の開業開設

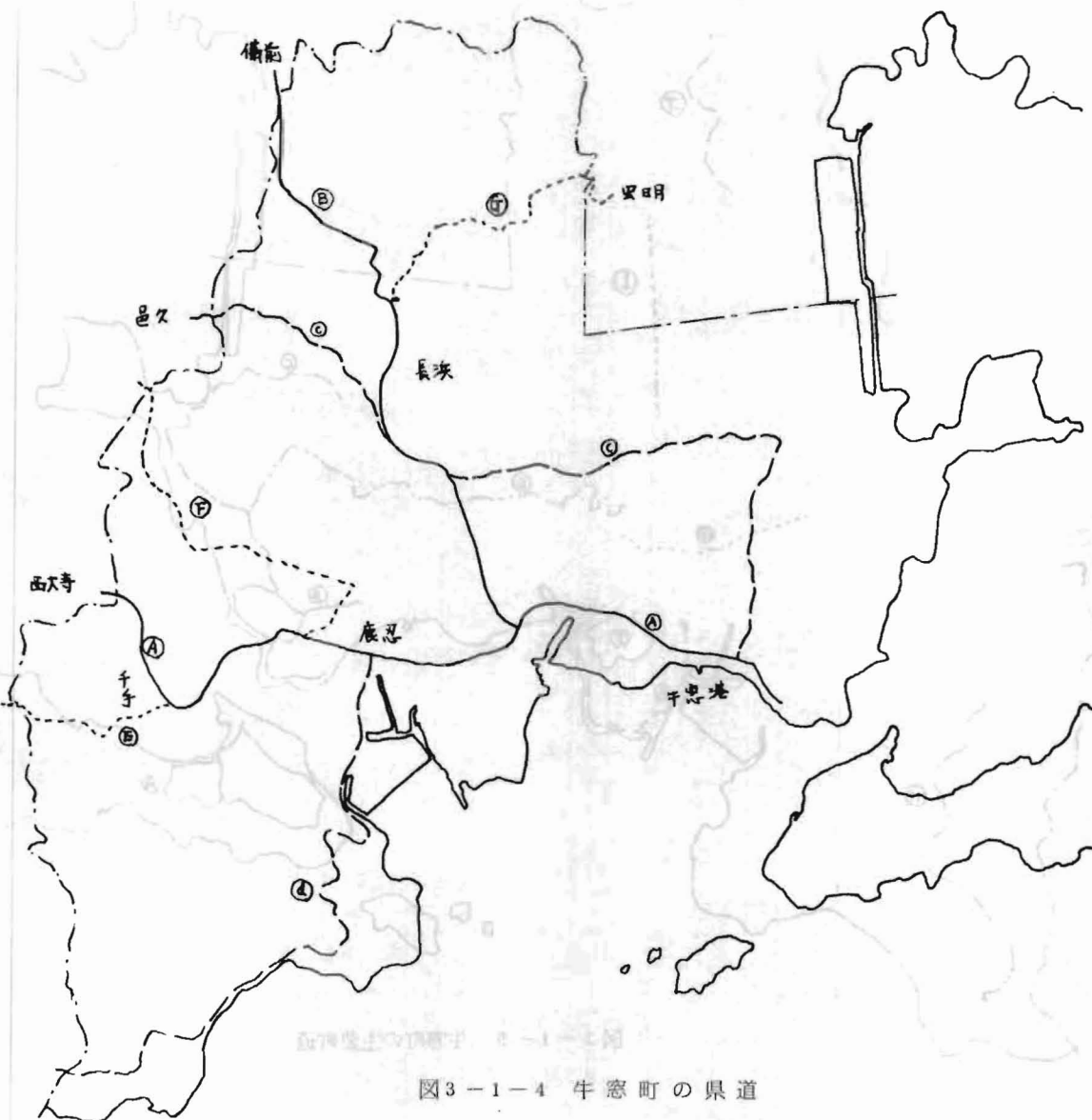


図3-1-4 牛窓町の県道

路線名	距離	幅引	改良率		距離	幅引	改良率
① 西大寺・牛窓線	6.22 km	6.5 m	100%	⑤ 橋詰千手線	1.3 km	3~6 m	23.1%
② 備前・牛窓線	5.25 km	6 m	92.4%	⑥ 上山田・鹿忍線	2.9 km	3 m	12.1%
③ 牛窓・邑久・西大寺線	6.88 km	3~6 m	10.2%	⑦ 虫上・長浜線	2.15 km	4~6 m	27.9%
④ 鹿忍・片岡・神崎線	5.71 km	4~6 m	8.8%				

資料：牛窓町建設課

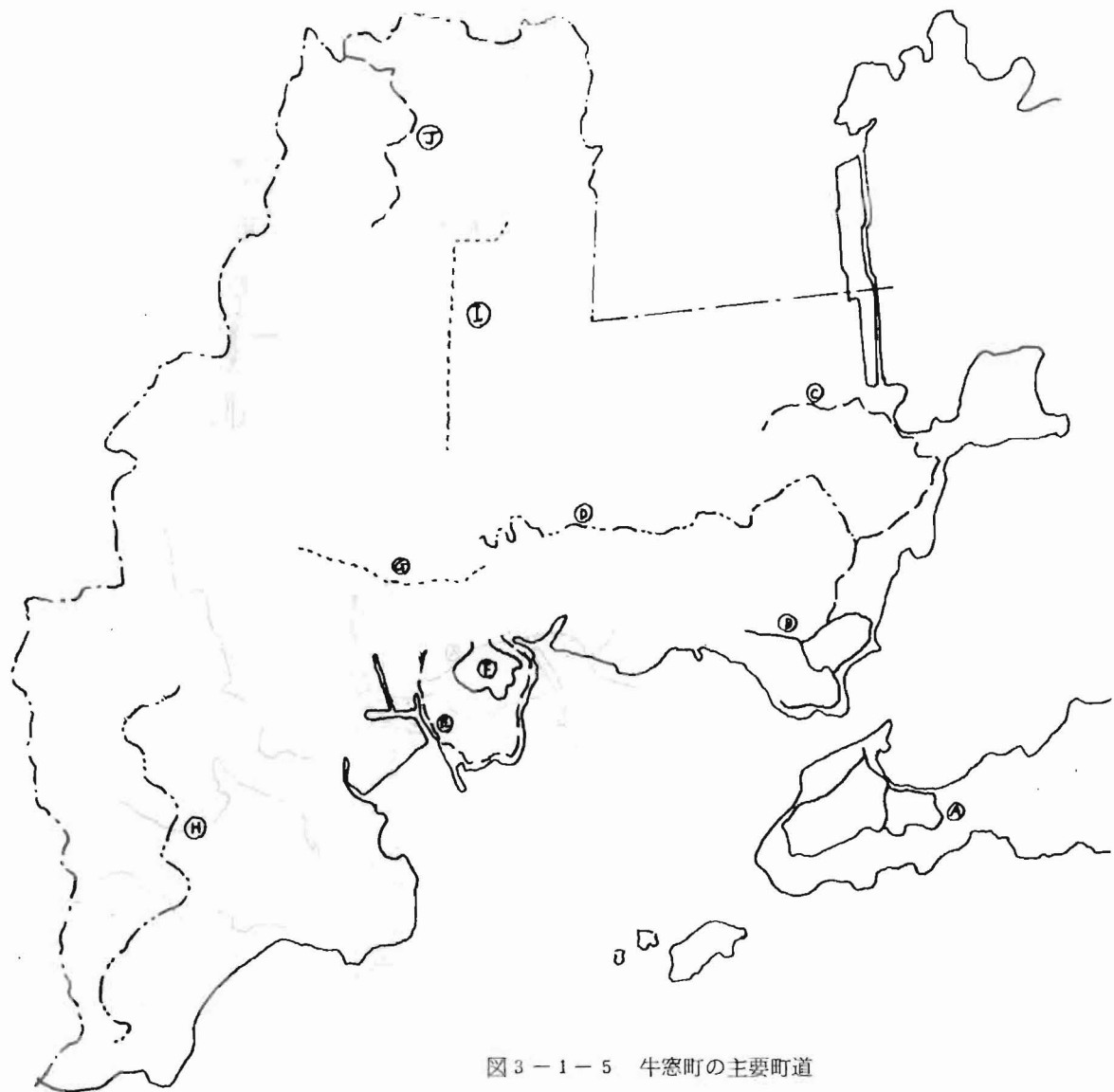


図 3-1-5 牛窓町の主要町道

路線名	距離	幅員	路線名	距離	幅員
① 前島環状線	1.8 km	3 ~ 4 m	⑥ 宮山線	1.6 km	3 m
② 関町東町環状線	2.3 km	3 ~ 5 m	⑦ 後谷線	1.6 km	5 m
③ 莚江線	2.6 km	3 ~ 6 m	⑧ 上山幹線	3.5 km	6 m
④ 牛窓観光一号線	4.4 km	3 ~ 5 m	⑨ 干拓一号線	2 km	4 ~ 6 m
⑤ 馬立線	3 km	3 ~ 6 m	⑩ 市村線	2.7 km	3 m

資料 牛窓町建設課

昭31. 5	町道子父雁線改良工事竣工	44. 3	町道雁坂隧道改良工事完成(トンネル除去) 邑久郡縦貫道期成会
35. 10	県道西脇線改良工事完成		
36.	関町以東町道舗装工事 鹿忍地区県道舗装工事 鹿忍小学校正面道路舗装工事	45. 3	前島農道整備事業完成 前島林道新設工事着手 幹線町道改良工事
37	町内一般町道工事 オリブ園観光道路舗装工事	46. 1	岡山県道路公社設立 東備西播有料道路建設に着手
38	県道西大寺牛窓線舗装工事 関町海岸舗装工事	3	天神山遊歩道完成
39	牛窓観光1号線認定(オリブ園まで)	47. 3	県道備前牛窓線長谷地区改良工事完成
40. 10	県道西大寺牛窓線全線改良完成	48.	岡山県南広域市町村圏振興計画, 東備西播有料道路S49年開通を要請
41. 3	牛窓観光道路1号線改良工事完成 オリブ園へバス開通	3	後谷農道整備事業完成
42. 4	中浦師楽町道 県道に編入と改良工事 幹線農道の舗装に着手	9	粟利郷農道舗装工事完成
43. 3	農業構造改善事業農道完成 関町環状線改良工事 県道改良舗装工事	49. 1	観光道路1号線舗装工事着手
		52. 7	東備西播有料道路開通

表 3-1-1 牛窓町の道路整備事業

資料・牛窓町役場

年3月邑久郡縦貫道期成会の結成, 昭和48年岡山県南広域市町村圏振興計画での東備西播開発有料道路の早期開通の要請などにみられるように, 牛窓町は, 岡山市および2号線に接続する自動車道の建設を熱望してきた。これは昭和52年の東備西播開発有料道路の開通により達成され, 県道西大寺牛窓線, 県道備前牛窓線の機能を補足することとなった。

牛窓町においては従来, 町道・県道の改良舗装を重点施策として取り上げてきたことは先に述べたが, 現在2~3の県道については未改良部分が残っていること, 牛窓東部街路の交通緩和策としての海岸道路の整備が強く要望されていること, 錦海塩田跡地の総合開発関連道路などいくつかの問題点があげられる。昭和53年度の牛窓町振興計画によれば, これらに対する施策として以下のように示されている。

「施策

(A) 当面の対策

1. 一般県道のうち鹿忍片岡神崎線および上山田鹿忍線について早急に改良をすすめる。
2. 東備西播開発有料道路の取付道路の拡幅改修および長浜地内県道改良を早急に完成す

ること。

3. 東町の造船所を造船団地に移転することを前提として、東町～本町間町道の整備を行う。
4. 牛窓東部幹線道として中浦→幡→師楽農免道の整備をする。
5. 長谷→寒風→粟利郷に幹線道を設ける。
6. その他町道整備についても、積極的に改良・補修等をすすめ、生活道路の確保、整備に努める。

〔B〕中・長期的な対策

1. 錦海塩田跡地の総合開発に関連する道路網の整備
 - ア) 師楽→北浦間県道の拡幅
 - イ) 牛窓南北地区をつなぐトンネル道路の新設
 - ウ) 県道長浜虫明線(粟利郷バイパス)の整備
2. 主要地方道西大寺牛窓線バイパスの建設
3. 牛窓東部街路の整備、海岸道路の検討
4. 自然遊歩道の新設
5. 前島循環道路の新設
6. 後谷線～白茅～長谷農免道の建設
7. 主要地方道西大寺牛窓線の拡幅改修ならびに平井神崎線の改良促進
8. 前島大橋架橋の検討

図3-1-6は昭和49年度建設省のOD調査集計表に基づく県内各市町村間の自動車類の出発地・目的地別の流動量合計値を図化したものである。この数値はおのおの2つの市町村間の車両の流れを示すもので、路面交通の絶対量を示すものではないが、県道西大寺牛窓線が県道備前牛窓線より重点が置かれていることがわかる。昭和52年の東備西播有料道路の開通にともない北回り線の利用が高まっていることが予想されるが、現在通行が無料化されていないこともあって、通勤者の利用は限られている。

物資の輸送についてみれば、農産物は、農協の手で出荷されるが、運送会社に委託し、主に岡山方面へ輸送される。4t～4t半のトラックが1日最盛期30台、平均14～15台運用されている。使用道路は、西大寺牛窓線であり、大阪、東京方面へは備前牛窓線が利用される。東備西播有料道路は、料金の関係から使用されておらず、船による輸送も現在はみられない。西脇千手農免道をはじめとする農道整備が進められ農産物の輸送の便がはかられている。海産物は、漁協から2tトラックで県漁連に向け出荷される事が多いが、農産物と同様の道路を用いている。昭和30年以前は海上輸送にたよっていたが、現在ではみられない。工業製品も、岡山方面へは南回り阪神方面へは北回りが利用されている。

4 バス・タクシー

牛窓町におけるバスの運行は大正期の藤原甚太郎氏までさかのぼる。これは後に邑久自動車にとってかわられ、木炭車による運行が続いた。昭和初期には西大寺鉄道株式会社がこれにかわり、ガソリンエンジン車が導入された。昭和30年頃には、両備バス株式会社に合併され車両もジーゼル

エンジン車となって現在に至っている。両備バス牛窓営業所は昭和38年3月西大寺営業所牛窓出張所として発足し、昭和47年営業所に昇格した。発足当時西大寺営業所に所属していた11台の車両と11人の運転手、7人の車掌が配属された。路線は開業時から幹線の牛窓-岡山間を結ぶ牛窓南、北線と牛窓-子父雁を結ぶローカル線の西脇線、牛窓-津行を運行する師楽線であった。昭和30年代には、ボンネット式三方シートの70人乗りが走っていたが、百名近くの乗客があったこともある。正月・海水浴の時期には臨時便も出るほどだったが、昭和40

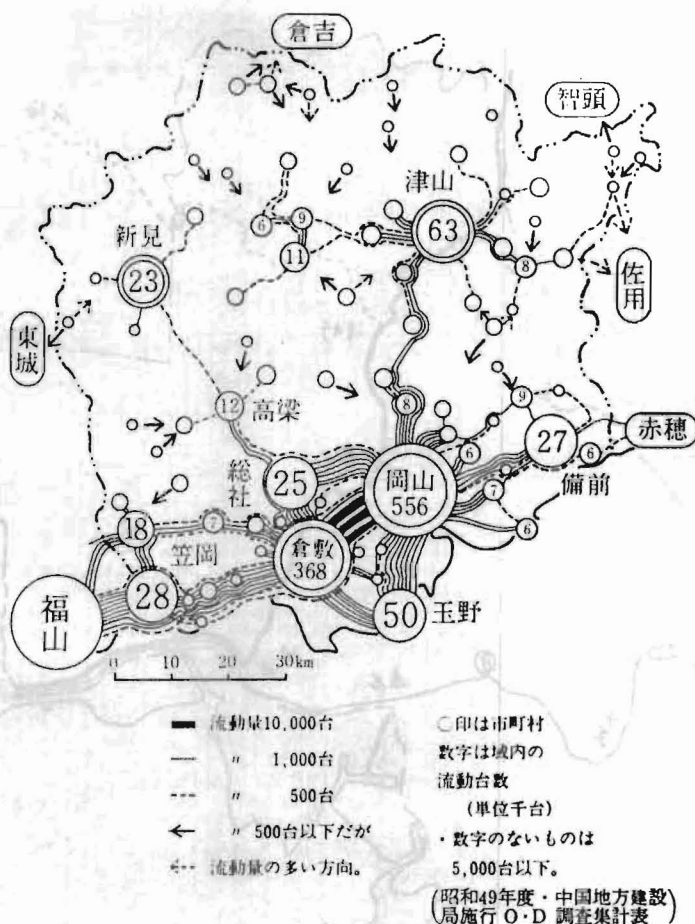


図 3-1-6 市町村別・起終点自動車類流動量

年以降のマイカーブームとともに減少傾向にある。オリーブ園への運行は昭和41年4月に始まったが、利用客の減少から昭和52年9月に廃止されている。乗降客は、牛窓南回りが牛窓北回りより多い。これは南回りの方が2Kmばかり走行距離が短く、短時間で岡山牛窓を往復できるかららしい。北回りの場合尾張、邑久駅入口、西大寺、天満屋まで、南回りの場合西大寺、天満屋までの利用客が多い。西脇線は平日、小学生の利用が多いが、夏の海水浴シーズンには、7月22日より8月6日まで、西大寺、天満屋から西脇海水浴場に臨時バスが運行している。牛窓南線は1日28往復の運行のうち、西大寺行が4、天満屋行が15、岡山駅行が9、牛窓北線は1日19往復の運行のうち西大寺行4、天満屋行10、岡山駅行5である。料金の点では、北回りで邑久駅入口まで230円、西大寺までは北回り南回りとも350円、西脇線で西脇まで180円、敷井・師楽線で尻海まで160円である。

昭和53年度牛窓町振興計画には、バス交通について次のような施策が示されている。

- ① バス運行回数維持ないし、拡大をはかり、町民交通手段を確保する。
- ② 西脇線を宝伝～西大寺線に直結させることと、岡山駅への乗入れ本数の増加および赤穂線

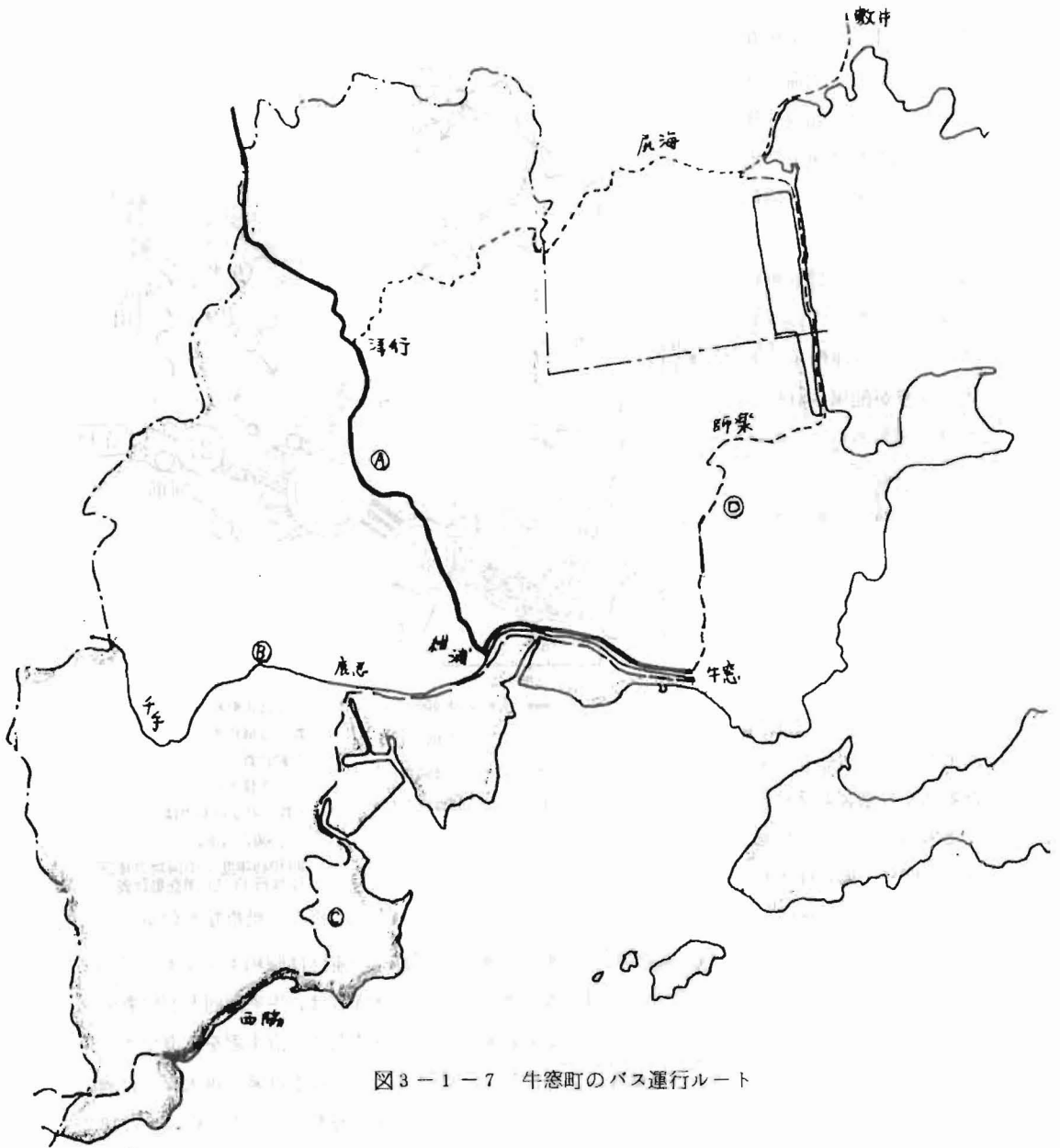


図3-1-7 牛窓町のバス運行ルート

運 行 ル ー ト

延 長

運行回数

	運 行 ル ー ト	延 長	運行回数
①	牛窓北線	牛窓—鹿忍中—神崎—西大寺—岡山	2.9 km 2.8往復
②	牛窓南線	牛窓—小津—尾張—大富—西大寺—岡山	2.9.4 km 1.9往復
③	西脇線	牛窓—鹿忍中—西脇—子久雁入口	8 km 平日 6往復 日祭 4往復
④	敷井・師葉線	牛窓—師葉—敷井—尻海—粟利郷—津行	1.2 km 3往復

資料 両備バス牛窓営業所

邑久駅への乗入れ，連絡時間の調整について関係機関に善処を要望する。

(3) 長期的には牛窓⇄岡山，牛窓⇄邑久駅にバス専用路線を設けるよう道路の整備をすすめる。」

牛窓町におけるタクシーは，大同タクシーと周徳タクシーがその業務を行っている。大同タクシーは，乗務員7名(うちアルバイト2名)，中型車5台であり，昭和44～45年にタクシー2台で営業

を開始している。周徳タクシーは，現在乗務員9名，中型車6台であるが，昭和26年にタクシー1台で開業したものである。利用は，一時よりピークをすぎているが，赤穂線邑久駅，岡山，西大寺までが多い。また観光客の利用も多いが，ブルーハイウエーの開通による変化はあまり見られないようである。

5 自家用車

図3-1-8は，岡山県における自動車登録台数の推移を示したものである。ことに昭和40年以降の台数の増加が目され，モータリゼーションの普及を物語っている。モータリゼーションの普及は，バス・トラックが普及した第1次期とマイカーが普及した昭和40年以降の第2次期に分けることができる。岡山県においても，昭和30年代バスが中距離の人員輸送の主力となったが昭和42年をピークとして漸減している。図3-1-9は邑久郡の自動車保有台数を示したものであるが，ことに乗用車台数の大幅な増加がみられ，人員輸送の主力がバスからマイカ

牛窓北線	牛窓始発 6:12	天満屋発最終 21:15
牛窓南線	牛窓始発 6:30	〃 21:45
西脇線	牛窓始発 6:50	西脇発最終 平日18:35 日祭17:30
敷井・師楽線	牛窓始発 7:25	津行発最終 16:50

表3-1-2 バス運行時間

資料・両備バス牛窓営業所

10万台

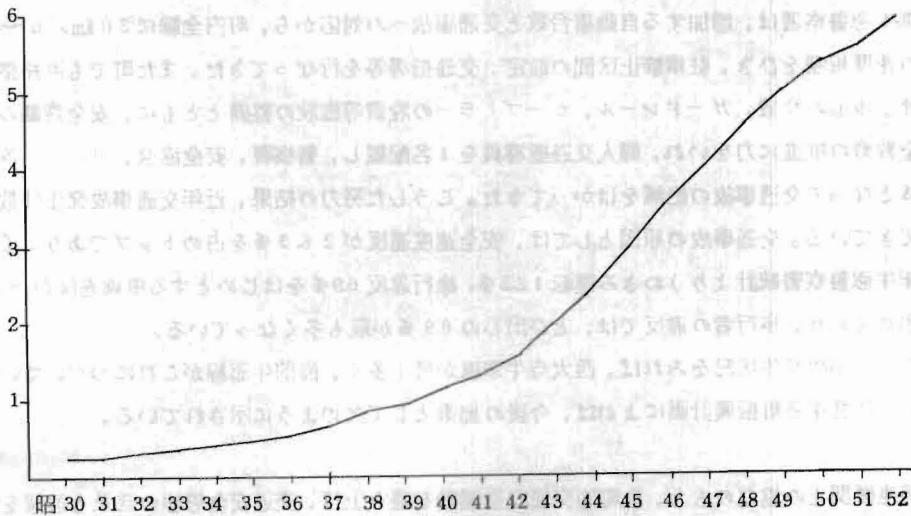


図3-1-8 岡山県自動車登録台数

資料・陸運事務所

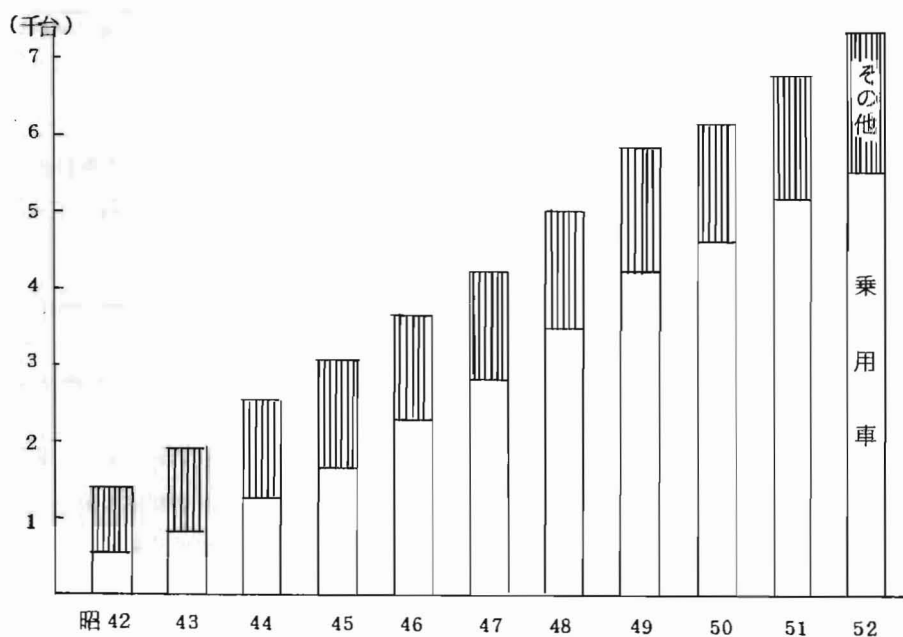


図 3-1-9 呂久郡自動車保有台数

資料・陸運事務所

一に移ったことを示している。また昭和52年の牛窓町の100戸あたり自動車台数は、107台であり、一戸に1台の普及をみせており、岡山県平均をわずかに上回っている。マイカーの普及により牛窓町の交通機能は一層発展し、他市町村との時間的距離が短縮された事は言うまでもないが、交通渋滞、交通事故等の問題も顕在化してきた。町は、道路整備、交通指導等の対応に努力してきたが、今なおその根本的な解決に至っておらず今後の積極的な施策の実現が期待される。

6. 交通事故発生状況

呂久郡牛窓警察署は、増加する自動車台数と交通事故への対応から、町内全線に30Km/h~40Km/hの速度規制をひき、駐車禁止区間の設定、交通指導等を行ってきた。また町でも道路整備とあわせ、歩道の設置、ガードレール、カーブミラーの設置等施設の整備とともに、安全意識の高揚と安全教育の推進に力をいれ、婦人交通指導員を1名配置し、警察署、安全協会、母の会、各学校と一体となって交通事故の絶滅をはかってきた。こうした努力の結果、近年交通事故発生件数は減少してきている。交通事故の原因としては、安全速度違反が26.3%を占めトップであり、(昭和52年牛窓警察署統計より)わきみ運転12.5%、徐行違反6.9%をはじめとする車両違反が87.5%をも占めており、歩行者の違反では、とび出しの6.9%が最も多くなっている。

道路別交通事故発生状況をみれば、西大寺牛窓線が最も多く、備前牛窓線がこれにつづいている。

昭和53年度牛窓町振興計画によれば、今後の施策として次のように示されている。

「施策

- (1) 関連機関との協力のもと、全町的交通安全運動を盛り上げ、交通安全思想の普及と啓蒙をすすめる、交通事故の撲滅をはかる。

- (2) 通学路の危険箇所安全施設を整備するとともに、主要道全線に歩道を設置するよう努める。
- (3) 歩道、自転車道等の整備を推進し、街路灯を新設する。
- (4) 主要道路の駐車禁止に伴い駐車場の確保整備をすすめる。
- (5) 町民交通傷害保険への全町民加入をすすめる。

(横山 文朗)

参考文献

- | | |
|--------------|-----------|
| 岡山の交通 | 藤沢 晋著 |
| 岡山県の地理 | 石井 寛編 |
| 鹿忍町史 | |
| 邑久郡史 | |
| 牛窓風土記 | |
| 牛窓風土記続編 | |
| 岡山県統計年報 | 昭和30～昭和52 |
| 昭和53年牛窓町振興計画 | 牛窓町役場 |

第2節 海上交通

牛窓港は北に山地を背おい、南に端ノ子島、中ノ子島、黒島、前島、黄島、青島が横たわって風浪を防ぎ、港域は東西1,300メートル、南北750メートルで、しかも水深は干潮時にも12メートルという天然の良港である。そのため古来から内海航路の船が碇泊し、奈良時代には難波津を出た遣唐使の船が、また足利時代には遣明船が立寄り、潮を待ち風を待った。近世になると牛窓は下津井とともに内海を航行する特権通行の船に対し、備前藩が設定した碇泊兼接待港となった。これによって牛窓には、朝鮮使節、幕府役人および参勤交代の大名などが船で寄港するようになり、御茶屋、燈籠堂、一文字波戸などの諸施設、牛窓在番所、瀬戸番所、加干番所、切支丹番の諸役所が設けられたのである。海港の発達には商業を盛んにし、大阪方面は勿論、四国、九州から遠くは江戸、北国方面にまで船足をのぼした千石船が、各種各様の物資を山積して寄港し、諸国の商人も又往来するようになった。こうして近世の牛窓は、児島の下津井港とともに備前藩の代表的な政治的経済的重要港湾となり、備前藩としては牛窓が内海方面への表玄関であり海上の第一ステーションであったのである。ここでは牛窓が最も隆盛を極めた近世期をとりあげることとする。

1. 朝鮮使節

朝鮮使節は、善隣和好の使節、政治的表敬の使者であって、日本の泰平を賀し、あるいは将軍世子の誕生、将軍の襲転を慶賀して、慶長12(1607)年から文化8(1811)年まで12回来朝している。朝鮮使節の迎撃所は駿河国興津の清見津と牛窓が選ばれたが、牛窓は航路沿線の唯一の接待宿泊所として、寛永13(1636)年から明和元年(1764)年に至る128

年間8回にわたり利用されたのである。これら牛窓で接待された朝鮮使節をあげたものが表3-2-1である。来朝の道筋は、まず朝鮮を出帆して対島に寄港し、対島の宗氏による先導で下関に着岸し、沿岸を伝い島を縫うて安芸の浦刈から備後の鞆を経て牛窓に着岸止宿し、次いで播磨の室津、兵庫をすぎて大阪に上陸し、京都を経て東海道を江戸に向かった。内海航行にあたっては、内海沿いの大藩は、領国地先海上の案内と接待とを幕府から命じられていたので、備前藩としては、来朝の節は、直ちに接待の役職員が任命され、藩船の修理、加千ノ浦からの船や水主の徴発準備、接待所や沿道町筋の家の修繕、あるいは馳走の献立が協議され、来朝1ヶ月位前から係員は牛窓に詰めて、各々準備に忙殺した。使節の一行が備後鞆に到着の報が伝えられると、船奉行は迎船を率いて下津井で出迎え、牛窓一泊ののち播州室津で別れて帰った。帰朝の際は、播備国境海上で出迎え、牛窓に一泊した後、備前備後国境海上で別れて帰ったのである。

この儀礼的な交渉は、次第に大規模となり、使者の一行も多い時は、500人を越えるようになった。使節への接待は、幕府の権勢を内外に誇示する手段でもあったため、多額の経費を要し、備前藩の負担も大きかった。八代将軍吉宗の就任を賀するために享保4(1719)年来日した朝鮮使節の例でみると、一行は476人で、備前藩は、一行が備前沖を通る間に、総計で865艘の船を動員して送迎した。ちなみにその中には、民船740艘が含まれていた。また将軍家宣の就任を賀するために正徳元(1711)年来日した朝鮮使節の送迎には、大小1,156艘もの船が動員されている。明暦元年までは、使節は本蓮寺で迎接され、天和以後はもっぱら御茶屋が迎接の公館として使用された。牛窓港に寄港したときには、港は大船小船で埋まり、船と家々に掲げた歓迎のちょうちんが波にゆれた。正使、副使、従事官の三使は、本蓮寺、御茶屋で、また他は本陣や町筋の一般民家で接待され、港町総戸数の6割がそれに当てられたから、港は異国情緒に満ちた。これらの民船や民家には、藩当局から手当米が支給されたが、十分ではなかったので、民船側から追加支給を要求している。全く藩当局も、領民も負担に苦しむ有様であった。

表3-2-1 朝鮮使節の来訪

宿泊年月日	将軍	朝鮮使節			接待人員(人)
		正使	副使	従事官	
寛永13(1636)年11月	家光	任統	金世濂	丘広象	278
寛永20(1643)年6月1日	家光	尹順之	趙 訥	申 濡	480
明暦元(1655)年8月25日	家綱	趙 珩	俞 鳴	南龍翼	474
天和2(1682)年7月21日	綱吉	尹址完	李彦綱	朴慶俊	507
正徳元(1711)年9月12日	家宣	趙泰億	仁守幹	季邦彦	460
享保4(1719)年9月1日	吉宗	洪致中	黄 璿	季彦明	476
寛延元(1748)年4月12日	家重	洪啓禧	泰 耆	曹命棠	477
明和元(1764)年1月13日	家治	趙 瞰	季仁培	金相翊	400

牛窓に8回にわたり訪れた朝鮮使節であるが、明和元年以後、文化8(1811)年の来朝の時は、対島で引見し、その後はとだえてしまった。

2. 特権通行

寛永12(1635)年、将軍家光が武家諸法度を確立して、参勤交代の制度が行なわれて以来、幕藩体制前半期において、大坂-西国間通行の特権通行のほとんどは海路瀬戸内海を通行した。これは、参勤交代等の通行に当たって、大坂-西国間を陸路で往くのは、内海を藩船で航行するに比すれば、財政面では失費が多かった上に、供立家中の徒歩による長旅の苦痛を付加するものであったからだと考えられる。備前藩では幕府御用に限らず、特権通行内海通行に対する御馳走港として、東に牛窓、西に下津井をもち、下り通行に対しては牛窓港に、上り通行に対しては下津井港に使者を出して、通行者の身分格式と通行用務に応じて御馳走を展開した。そのため、牛窓には巡見使、上使、その他幕府御用使者や参勤交代の御座船が寄航したのである。

備前藩主池田光政も寛永19年から寛文8年までの26年間、参勤交代通行の大坂-岡山間は終始一貫して藩船で海上を通行している。光政の大坂-岡山間内海通行の状態を具体的事例で示すと、たとえば、明暦3年参勤の際でみるならば、

九月八日、岡山を船出し給ふ、諸士例のこたく浜野まで御見送に出、家老は皆船にて伺公す、(中略)、高島の沖にて家老をはじめ皆御暇申て帰りぬ、此日風潮あしく、牛窓に夜泊し給ひ、同九日こくを出給ひて大坂に至り、陸地を経て同廿五日江戸に着給ふ

と「池田家履歴略記」に記されている。城下を北から南に貫流している旭川に架かる京橋地点から川舟を連れて児島湾に出て、そこに浮かぶ高島の沖で内海航行用の藩船に移乗して大坂に向かったのである。見送りの一般諸士は京橋下から下流浜野村までの河岸に並んでこれを見送り、家老たちは高島沖の船までお供して別れの盃を交わして別れたのである。この日、風潮の状態が悪く、牛窓で一泊している。岡山からの参勤交代通行所要日数は、この事例が示すように、特別のことがない限り、江戸-大坂間15日、大坂-岡山間2日であった。このように光政は藩主として参勤交代するに当たっては、大坂-岡山間は常に藩船によって海路を通行し、牛窓は何度も寄港地としての役割を果たしたのである。この状態は次の綱政の代になっても元禄の末年までは続いた。

備前藩が内海を通行した幕府御用に対し、なんらかの御馳走を提供したものを、池田家文庫の「留帳」に所収の海上通船御馳走関係記録によって、元禄4年から同6年までみたものが表3-2-2である。この表によれば、幕府御用で内海通行したものは、元禄4年に8通行、同5年に4通行、同6年に7通行あって、3ヶ年平均でみれば年6通行あったことになる。このうち牛窓が関わったものが、7通行ある。

巡見使通行の例として、元禄4年3月西国巡見の正木藤右衛門、西与一左衛門の一行がある。この時は次のように牛窓港に使者を出している。すなわち、元禄4年「留帳」に、

三月十九日

一、西国御巡見 正木藤右衛門殿 牛窓表御渡海ニ付、御使者ニ参
西与一左衛門殿

藤右衛門殿へ御使者 桜井夫右衛門
与一左衛門殿へ御使者 武藤弥五兵衛

同廿七日ニ仕廻罷帰ル

表 3-2-2 幕府御用 瀬戸内海通行量 (元禄 4 ~ 6 年)

年月日	通行用務	通行者	上下別	岡山藩御馳走	
				場所	内容
元禄 4. 3. 1 9	西国巡見使	{ 正木 藤右衛門 西 与一左衛門	下	牛窓表 通船	使者挨拶
5. 3	上使, 筑後柳川より	杉 野 久 助	上	下津井表 〃	〃 〃
5. 1 4	宇治御茶御用				〃 〃
(5. 1 9)	上使, 肥前唐津へ	戸川 平右衛門	下	下津井 船繋	実舟 2 艘
(6. 1 7)	上使, 肥前唐津より	〃	上	牛 窓 〃	使者挨拶
1 0. 2 1	長崎より御荷物		〃	下津井表通船	〃 船継
〃	長崎奉行	山岡 十兵衛	〃	〃 〃	〃 挨拶
1 0. 2 2	長崎より御荷物		〃	〃 〃	〃 船継
元禄 5. 7. 2	上 使	藤 懸 采 女		〃 〃	〃 賄方
1 0. 1 2	長崎奉行	山岡 对馬守		牛窓表 〃	〃 挨拶
1 1. 9	〃	{ 細野 五郎兵衛 熊谷 武右衛門		室津表 〃	〃 賄方
〃	長崎より御荷物		上	下津井表 〃	〃 挨拶
元禄 6. 6. 4	上使, 長崎へ	{ 設楽 勘左衛門 佐久間小左衛門	下	牛窓表 〃	〃 賄方
〃	長崎より御荷物		上	〃 〃	〃 挨拶
7. 1 5	上使, 長崎より	{ 設楽 勘左衛門 佐久間小左衛門	〃	下津井表 〃	〃 賄方
9. 2	長崎奉行	宮城 越前守	〃	牛窓表 〃	〃 挨拶
9. 2 4	上使, 長崎へ	〃	下	〃 〃	〃 〃
1 1. 2	長崎より御荷物		上	下津井表 〃	〃 〃
1 1. 4	〃		〃	〃 〃	〃 〃

- 注 1. 日付で〔 〕印のものは、岡山藩の使者が挨拶の口上を述べ進物等を贈った日であるが、その他は、そのような日が判明しないので、御馳走役人が城下岡山を出発した日を示した。
2. 「御馳走内容」の欄で、「実舟」は出役舟の実数を示している。また「使者挨拶」とのみ記入したものも、水舟・漕舟を御馳走したと思われるが、とくにその旨記されていず、ただ「使者口上」「使者口上進物」「使者相勤罷帰」とのみ記されているものは、すべて「使者挨拶」とした。

(藤沢 晋著「近世封建交通史の構造的研究」)

とある。この場合の御馳走内容は使者を出したのみしか記されていない。

巡見使は、寛永以後には將軍の代替りごとに派遣するのを常例とし、江戸幕府が諸国に派遣して地方政治の良否を視察させた役人であった。このため藩庁としても、相当緊張してこれを迎接したのである。寛文7年8月、浦辺巡見使として、向井八郎兵衛、高林又兵衛の両人が、牛窓に宿泊した時の地方巡察の様子をみると、郡内の庄屋、年寄、組頭などを牛窓に召集して、治政の状況、御集船数、加子数、実数は勿論、年貢の取立工合、吉利支丹取締の状況、江戸や大阪への運賃等、細大もらさず各個人に聞きただし、藩政に対する不平不満をも述べさせているから、藩庁としても、中々油断ができなかったのである。巡見使が牛窓視察で、接待された記録を元禄4年の他に拾ってみると、

- 一、寛永十八年四月 石川八左衛門・小浜弥十郎の三浦辺巡見使
- 一、同 十九年四月 向井右衛門・小笠原安芸守の二浦辺巡見使
- 一、明暦 七年八月 高林又兵衛・向井八郎右衛門の二浦辺巡見使
- 一、寛文 七年八月 向井八郎兵衛・高林又兵衛の両使者
- 一、天和 元年九月 高木忠右衛門・服部久右衛門・佐橋甚兵衛の三使者
- 一、延享 三年七月 小幡又十郎・与杉橋民部・伊奈兵庫の三使者
- 一、宝暦十一年八月 阿部内記・杉原七十郎・弓気源七の三使者
- 一、明和二年十二月 中坊左近・渡辺久蔵の二使者
- 一、寛政 元年七月 石尾七兵衛・花房仙五郎・小浜平大夫の三使者

等である。

朝鮮使節に対する接待経費が莫大なものになったのに対し、これら幕府の役人や、参勤交代の大名の場合は、送迎用の施設である藩の御茶屋が使われ、海上送迎用に動員する民船も少なかったことや諸侯が参勤交代通行で備前藩に関係することが少なかったため、大きな負担にならなかった。

3. 港湾施設

(1) 御茶屋

御茶屋は、藩主の保養を目的として建築されたが、海上往來の幕使、又は西国諸侯や重役衆の接待・休憩所にも当てられ、ある時は、茶道における喫茶所や、宿館ともなって、多方面に利用されたのである。そして朝鮮施設が来訪した時には、これを接待する迎賓の公館ともなったから、藩主の威厳を示すためにも、往來が便利でかつ風光の佳良な場所が選ばれて、建物は豪荘華麗を極めたのである。この御茶屋が建築されたのはいつの頃かわからないが、牛窓旧日記に、

寛永七年九月二十六日、牛窓御茶屋作事有之に付、大宮村千手山遍明院へ地鎮仰付らる。と見え、池田家文書には、寛永年中藩主が江戸参勤中に作事が完成した由を伝えている。その後天和二年、宝永七年に大修理を行ない、幕使や貴賢諸侯の宿泊や、朝鮮使節来朝の折にも、段々と作事を行っている。そして御茶屋は、国主の公邸別館であるから、これが火災防止や風潮害などには、特別に番人を当て、見廻りも厳重であった。

(2) 一文字波戸

牛窓西港の前海に横たわる一文字波戸は、元禄8年に藩主池田綱政公が、津田永忠に命じて築造

せしめたもので、実測長さ678メートル(記録三百七十三間)、馬頭2.7メートル(一間半)である。津田永忠は、普請奉行として諸役の人選、人足の徴用、採石場の指定や工場計画を立案して工事に着手し、元禄8年11月末日に予定の工事を完成するとともに、関町より綾浦に至る護岸の破損箇所をも修理したのである。築石はすべて大島石を用い、労務者や運搬船は徴用によってこれを補った。この一文字波戸の築設により、牛窓港に出入る船舶はその頻繁の度を加えたのである。

(イ) 燈籠堂

燈籠堂は、夜間に海上を航行する船舶の安全を保つために、備前藩によって延宝元(1673)年に瀬戸口に築設されたものである。同時に下津井の西崎にも燈籠堂が、少し遅れて大府島にも設けられた。牛窓の燈籠堂が廃止されたのが明治初年であるから、二百余年の間、海上交通の指針として、果たしたその役割は実に絶大であった。高さは10メートルで、赤色の光明は海上3里を照らしたから、船人達は安心して暗夜に航行することができた。

4. 商港としての牛窓

牛窓は中世においては、播磨の室津や備後の尾道、瀬と競合する重要な港で、対朝鮮貿易や室町幕府の対明貿易でも活況を呈した。その結果、福岡、西大寺、片上、郡には有力な商人が育ち、戦国大名宇喜多氏の岡山城下町建設に際して、大いにその経済力を発揮している。県内各地の生産品は地元領主の需要に応じるだけでなく、重要な特産商品として牛窓から中央へも送られた。

寛政の鎖国によって貿易が制限された頃から東廻り、西廻り海運がひらけ、全国的な各藩の産業開発とも相まって沿岸航路は活発となり、物資の全国的流通がこれによって進められるにいたって、瀬戸内海は九州および酒田以南の裏日本と大阪とを結ぶ交通路となり牛窓をはじめとする県下の主要港は、その寄港地となって、内陸生産物と消費物とを出し入れする窓として発展していった。牛窓には各種各様の物資を山積した千石船が寄港し、諸国の商人も往来して、その売買取引は盛んに行なわれた。取引物資の種類は、米、綿、綿布、材木、木炭、油槽、肥料、焼物、塩等千差万様であった。

牛窓は、朝鮮使節、幕府御用役人の通行等人の往来でも特色があったが、物資の出入り港としても他と異なるところがあった。すなわちこの港は後背地が狭かったので、他の岡山、玉島、笠岡といった港のような物資の集散には適さないが、古代からの伝統的な産業である造船と江戸時代初期から奈良屋を中心に隆盛を誇った材木業とを背景とした港として栄えたのである。日向、土佐、伊予方面から造船材を買い入れて、地元の造船に消費するとともに、瀬戸内海東半の各地へ売り出していた。造船は藩内の藩船、民船はもとより他国からの注文で、大は千石船から小は漁船にいたるまで造って移出していた。

また牛窓は、はやくから加子浦に指定され、藩の徴用に応じて船や加子を出す他、年貢米の回漕に従事する船持ちが多かった。享保6(1721)年の藩の調べた、牛窓村の持ち船165艘、また宝永7(1710)年の地船調べによると備前領内に500石以上の大船57艘あり、このうち牛窓村の持ち船は13艘(500~950石)で、いずれも藩米回漕に従事していた。このように牛窓は政治的重要港であったばかりでなく、近世期において県下有数の商港として栄えたのである。

参考文献

- 藤沢 晋 「近世封建交通史の構造的研究」
刈屋栄昌 「牛窓風土物語」
「岡山の交通」 岡山文庫
「岡山の港」 岡山文庫
「岡山県の歴史」

(福田 真司)

第4章 経済構造

第1節 農業

1 耕地の推移と土地利用の変遷

(1) 農業的土地利用の背影

その地域の農業は地形・天候・歴史などのさまざまな条件に左右されやすいものであり、特に牛窓町ではこれらの条件のもとにかなり特徴的な農業が営まれている。

牛窓町は東南部を瀬戸内海と接しており陸地一帯は標高166.9mの阿みだ山を最高とする数多くの小丘陵によって複雑に覆われている。山地が海岸にせまっているために平地はわずかしかなかく、長浜や塩田跡地などの埋立地にわずかの平地があるのみである。そのため牛窓町の農村影観は、水田が極めて少なく、小丘陵の上にまで段々畑が開けているという具合である。又、河川が小さく、農業用水はため池に依存している。

気候は温暖で降水量は少なく、牛窓町の年平均気温は16.6℃で最暖月は8月(28.7℃)、最寒月は1月(5.7℃)、また年較差は23.0℃である。岡山市の年平均気温は14.4℃であり、最暖月は8月(27.7℃)、最寒月は1月(1.8℃)、年較差は25.9℃であるから、これと比較してみると、位置的には岡山と違わなくても、牛窓町は温暖だと思える。又、年間降水量は1,041mmで、岡山市の1,274mmよりも少ない。牛窓町では、この天候を利用して丘陵上の段々畑で野菜が盛んに栽培されている。

牛窓は古くから港町として栄えており、長浜は塩田として栄えていた所なので、地域開発は古くから進み土地も細かく利用されている。そのため近年土地利用の大きな変化は見られない。牛窓町は江戸時代から埋立・干拓がおこなわれており、現在、宅地・工場等の敷地は農地転用というよりも干拓・埋立によるものがほとんどである。

(2) 農地利用の概況

牛窓町の総面積は27.60km²であり、うち宅地は120.8ha、耕地は798.4ha(田201.0ha・畑597.4ha)である。耕地率が28.9%にまでなり、まさに「山の上にまで畑が広がる」といった状態である。

牛窓町の耕地面積の変遷を年をおって見て行くと、表4-1-1のようになる。戦前までは開墾や埋立によって耕地面積は年々増加する傾向にあった。特に明治40年に着工し、昭和37年に完成した長浜湾開墾は有名である。戦争中に労働力の不足などから耕地面積は一時減少したが、その後食糧不足・不況のため耕地面積は増加していった。しかし、昭和30年頃をピークとして耕地は減少していった。これは経済発達に伴って農業従事者が他産業に流れたために、耕作を放棄した所が目だつようになったためであろう。又、長浜では昭和37年に長浜湾開墾で多くの耕地を人々は手にしたため、今までの山あいの段々畑を放棄してしまった。

表4-1-2は最近の耕地利用の変遷を表わしたものであるが、田の面積は昭和35年に236.42aあったものが、昭和50年には17,905aと $\frac{2}{3}$ に減少している。同じように畑の面積も51,006a

表 4-1-1 耕地面積の変遷

(単位：a)

	牛 窓	鹿 忍	長 浜	大 宮
明治 41年	2 0,470			
大正 11年	2 1,600			
15		2 2,038		
昭和 5年	2 3,340	2 7,800	2 0,400	
11	2 3,900	2 7,630	2 0,930	
16	2 3,900	2 7,540	2 0,420	
24	2 5,490	2 8,440	2 0,400	
35	2 2,868	2 2,044	2 5,357	5,549
40	2 1,871	2 0,721	2 4,939	5,759
45	2 0,681	1 9,261	2 4,288	6,076
50	1 8,477	1 5,484	1 7,924	4,923

注：農業センサス・岡山県統計年報

表 4-1-2 耕地面積の内わけ

(単位：a)

	経営耕地総面積	田	畑	樹園地
昭和 50年	5 6,808	1 7,905	3 7,865	1,038
45	7 0,306	2 3,023	4 6,385	898
40	7 4,115	2 4,459	4 9,128	528
35	7 5,001	2 3,642	5 1,006	353

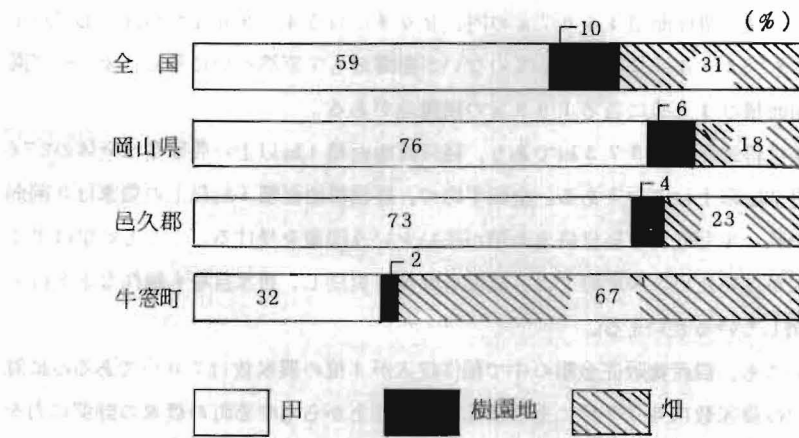
注：農業センサス

から37,865 aに減少している中で、わずかではあるが樹園地面積は昭和35年に353 aであったものが昭和50年には3倍の1,038 aに増加している。これは全国的な傾向であるが、政府の果樹奨励に伴って、牛窓町でも山の傾面を利用したみかんを中心とする樹園地が発達して来たためである。中でも牛窓のオリーブ園や鹿忍のみかん狩り園は最近注目されている観光農園として都市の人の人気を集めている。

前にも述べたように、牛窓町は地形的に平地が少なく水の便も悪いことから、耕地の多くは畑地として利用されている。総耕地面積に対する畑地の割合を全国と比較してみたのが図4-1-1である。総耕地面積に対する畑地面積の割合は、全国平均で30.0%、岡山県平均は17.5%であるのと比べて、牛窓町では66.2%とかなり高いことがわかる。日本の農村は一般に稲作中心形であるのに対して牛窓町では古くから野菜中心の農業が営まれているのである。

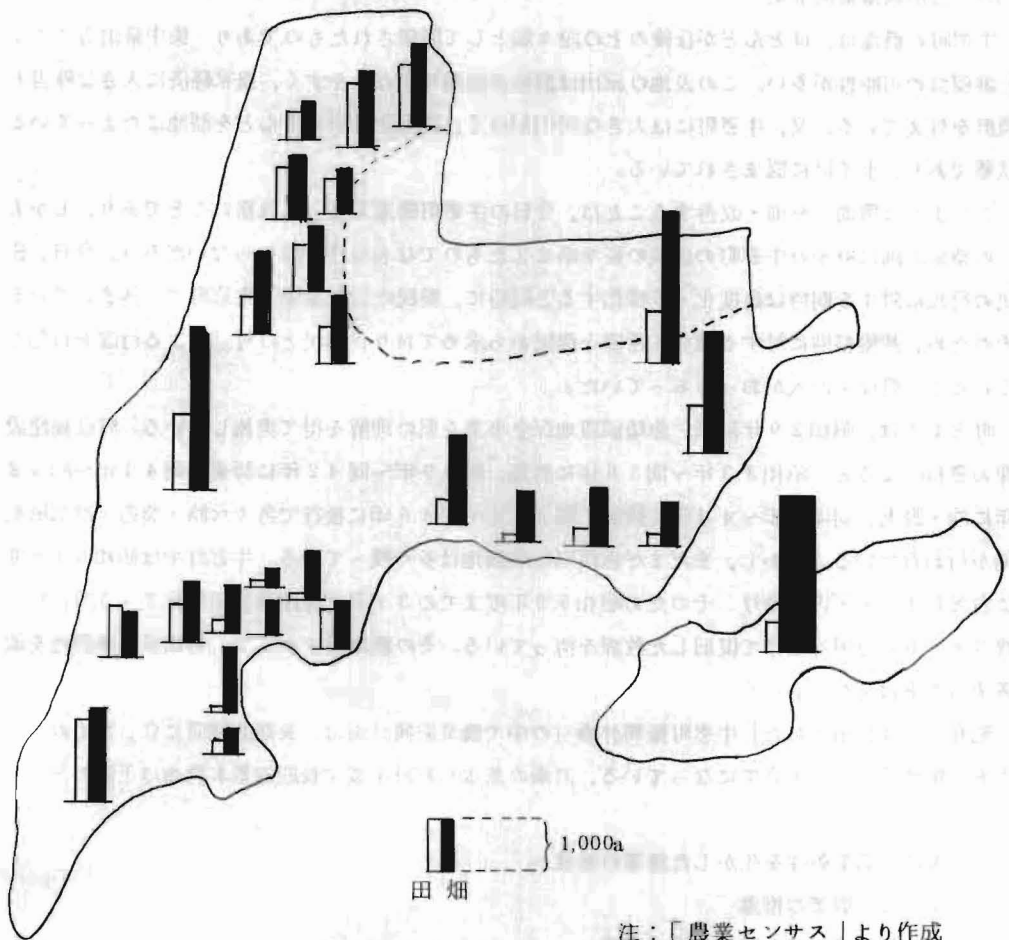
牛窓町の畑地の分布を集落ごとに見ていくと、図4-1-2のように幾分の地域差が認められる。長浜では水田面積が畑地面積にかなり接近していることがわかる。しかし長浜では古くからの平地は水田として利用されているものの、長浜湾開墾地はそのほとんどが野菜栽培に理用されており、ここではビニールハウスを利用した促成栽培も盛んである。

牛窓湾に面した地域では、背後の山腹に畑が広がっており、露地栽培を中心とした集約的農業が



注：「1975年農業センサス」より作成

図 4-1-1 耕種別利用の割合



注：「農業センサス」より作成

図 4-1-2 地区別田畑面積

発達している。前島では経営耕地面積4,807aの内、90%に当る4,296aが畑地として利用されている。その他にも図4-1-2には記していないが樹園地も牛窓湾ぞいに多く、オリーブ園のある綾浦では耕地総面積の16%に当る199aの樹園地がある。

農家一戸当りの平均経営耕地面積は0.73haであり、経営耕地面積1ha以上の農家数は全体の27.6%に当る216戸(内2ha以上は9戸)ある。全国平均で、経営耕地面積1ha以上の農家は3割弱なので、農家依存度の高い牛窓町では経営耕地面積が狭いという印象を受ける。しかし野菜は米よりも単位面積当りの収入が高いため、牛窓町では各農協も野菜を奨励し、農家自身も輪作などを行って、集約的農業を目指しているといえる。

農家収入の面についても、農産物販売金額の中で稲作収入が1位の農家数は70戸であるのに対して、野菜収入が1位の農家数は337戸にもものぼる。このことから牛窓町の農家の野菜に力を入れていることがわかっていく。

牛窓町では岡山市近郊にあって、限られた農地を細かく最大限に利用した集約的郊外農業が営まれている。そして近年では出荷先は岡山から京阪神にと広がっている。

(3) 農地基盤整備事業

牛窓町の農地は、ほとんどが丘陵の上の段々畑として開墾されたものであり、集中豪雨等による土壌侵食の可能性が多い。この表地の流出は農地の崩壊をまねきやすく、農家経済に大きな障害と負担を与えている。又、牛窓町には大きな河川がなく、農業用水のほとんどを溜池にたよっている状態であり、水不足に悩まされている。

このような農地を整備・改善することは、今日の牛窓町農業にとって急務のことであり、しかもこの整備計画は将来の牛窓町の農業の姿を踏まえたものでなければならぬだろう。今日、住民の行政に対する期待は高度化・多様化すると同時に、農民の行政参加が牛窓町でも望まれている。そのため、基盤整備に対する意見・希望を農民から求めており、農民との対話による行政を目指していると、町役場の人がおっしゃっていた。

町としては、昭和29年以来、急傾斜農地保全事業を県の理解を得て実施している。町役場建設課の資料によると、昭和33年～同36年に前島、同39年～同42年に師楽、同41年～同42年に沖・野上、同43年～44年に綾浦、同44年～同46年に後谷で各々水路・農道・砂溜槽整備が行われている。しかし、まだまだ急傾斜危険農地は多く残っている。牛窓町では昭和51年度に台風による大災害を受け、そのため昭和53年度までの3ケ年に農地農業用施設345戸を総工費34,800万円をかけて復旧した教訓を持っている。その教訓を生かして、急傾斜危険農地を改善することは急務であろう。

昭和53年に出された「牛窓町振興計画」の中で農業振興計画は、長期的展望に立ったものと、当面の振興策との二本立てになっている。計画の基本的方針を成す長期的基本構造は下記の三つの項から成っている。

- ① 地域の農業条件を生かした農業の推進
- ② 手づくり農業の推進
- ③ 観光農業の推進と農村環境の整備

この基本計画に基づいて、当面の農業振興施策は、土地基盤整備の推進、農業生産振興・生産価格の安定、畜産振興と畜産ふん尿処理システムの形成、農村生活環境の整備、農業振興組織の形成などと、多方面にわたっている。この中で土地基盤整備についての内容は次の通りである。

(a) 基盤整備と灌水施設整備

段々畑の多い畑や山間の棚田の基盤整備が著しく遅れているので、関係者の合意のもとに国県の補助を積極的に受け入れ、圃場整備・農業用排水路等の各種土地改良事業を行なう。

また、「吉井川下流域総合開発事業」による大規模畑地灌水施設整備が計画されており牛窓町も含まれている。この計画によると、吉井川下流域から農業用水路を引き、岡山市南部・邑久郡一帯を灌水しようとするものであり、現在邑久まで水路が完成している。

計画では邑久から牛窓まで水路トンネルを使用して水を引き、これが完成すると牛窓町（一部邑久町を含む）500haの農地に水を送ることが可能である。（図4-1-3参照）これに伴って、

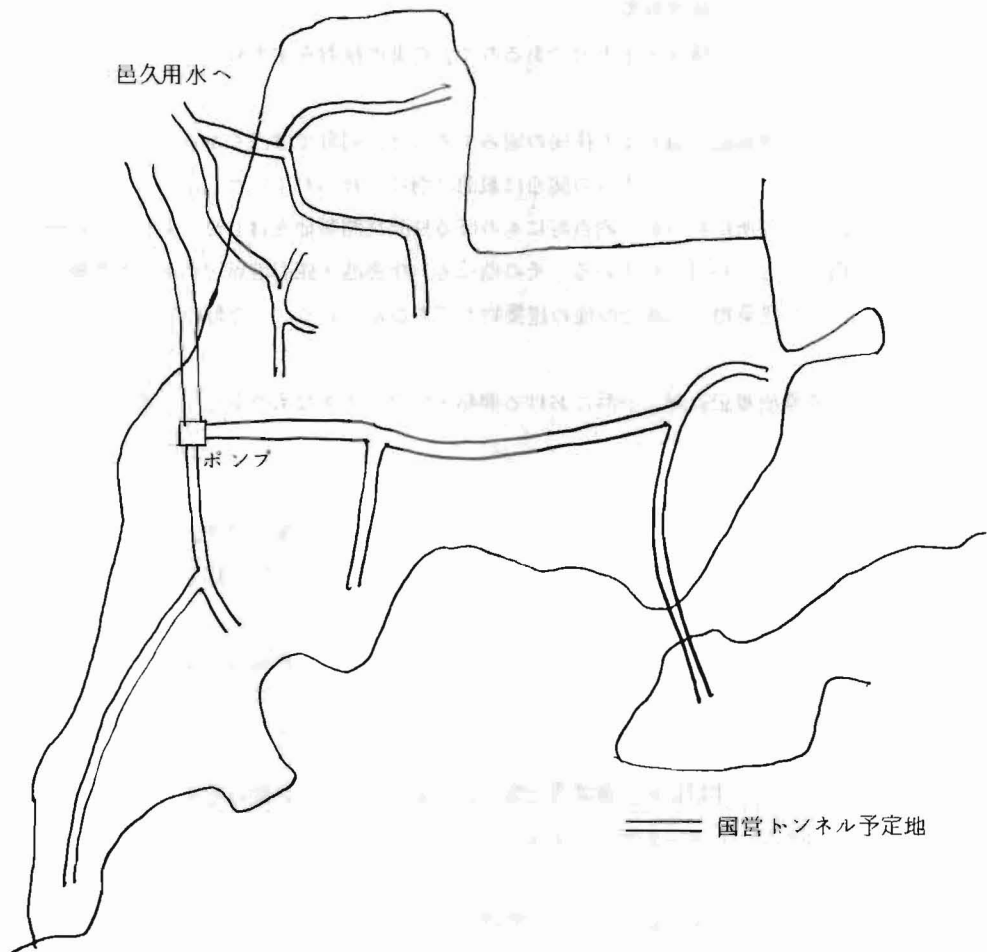


図4-1-3 吉井川下流域総合開発事業

区画整備 80 ha、畑かん 420 ha を予定している。工事は昭和 55 年から 77 年計画によって完成される予定である。

今まで農業用水を溜池のみに頼って、水不足に悩んでいた牛窓町では、この計画が完成すれば今まで作付けの難しかったホウレン草などの軟弱野菜などの作付けも可能となり、今後作物品種を増し市場に対応することができるようになる。

(b) 農道・農業用排水路の整備

農道は傾斜地畑地を中心に拡幅整備をはかって、農地の生産性を高める。同時に排水路整備も進める。

(c) 谷用水路の整備と老朽溜池の整備

谷用水路は水蝕、荒廃がひどく、防災治水面からの改善整備をはかる。又同町には溜池が多いが、老朽化が進行しているため、各種事業を導入して整備に努めるとともに、地域での管理体制を整える。

(d) 干拓地等化地帯の排水対策

干拓地をはじめ、低地の排水が不十分であるので、対策の検討をすすめる。

(4) 干拓埋立

牛窓町においては耕地拡大は昔より住民の望みであった。同町では古くから開発が進み山の上まで土地利用が成されていたので、人々の関心は眼前の海に向けられていた。

埋立地は牛窓町の各所に見られ、約百町にもものぼる長浜湾開墾地をはじめ、室谷新田跡埋立地などの埋立地が農地として利用されている。その他にも、牛窓港・鹿忍港周辺にある港湾整備に伴った埋立地には、公共建築物・工場その他の建築物が立ち並んでいる。牛窓町の発達は埋立によるものとも言える。

「長浜村史」の桑滄雜記には、長浜における開墾・埋立の大きなものを記してある。その中から主なものを要訳してみる。

(イ) 長浜湾開墾

明治 40 年 4 月岡山の人杉山岩三郎其節の許可を得て長浜湾の開墾に着手、大正 6 年東京保善社が杉山氏より権利を譲り受け大正 12 年に略成したり。開墾反別約百町（詳しくは後述する）

(ロ) 新浜開墾

新浜は字栗利郷天神山の南善蔵湾の西北にあり、元善蔵湾と一帯の海面であったが、埋立てられ、今は畑となっている。

(ハ) 中浜新田

中浜は字栗利郷の東玉津村にあり善蔵湾一帯の海であったが、「長浜古老開書」に「仲浜新田延徳二年御願の上出来有之云々」と記してある。

(ニ) 津行

西浦下のあたりで昔は遠浅であったが長浜湾開墾に伴って開発される。

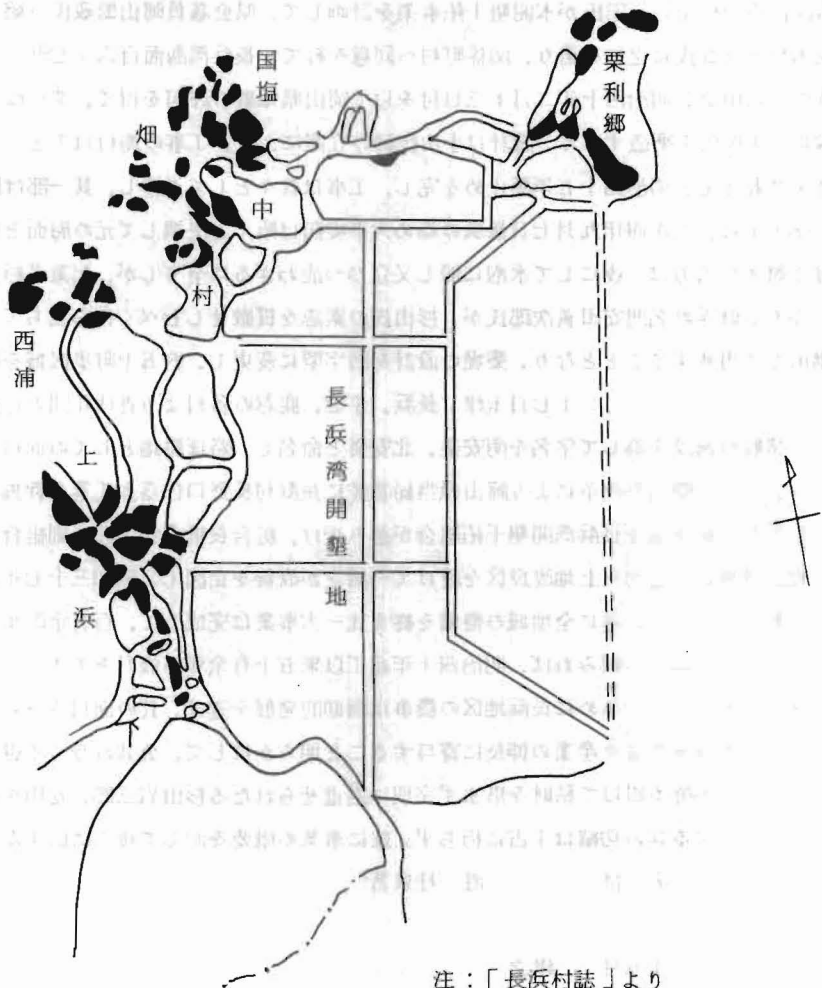
(ホ) 室谷塩田跡地

万治年間に善九郎という人が人堤防を築いて造成したもので、以後塩田として栄える。「小津村

定免相」に「塩釜屋運上銀一六二匁八分 元禄元年十月二十八日郡奉行石丸平七郎」と記している。その後明治九年の長浜村地籍調査によると、塩田一町八反三畝六歩・製塩場一反一畝一五歩と記されている。しかし杉山氏による長浜湾開墾に伴って、地主赤松武平次氏は明治45年にその筋の許可を得た後に耕地整理法によって田畑に変換工事を行った。

この他にも各地で大小の埋立地が見られるが、最大規模のものは前述した長浜湾開墾であろう。長浜湾開墾地の位置は図4-1-4に示す通りである。

長浜湾開墾は明治14年に徴力社によって提唱されたが実行には至らなかった。その後明治36年に杉山岩三郎氏が長浜湾開墾を計画し、海面167町8反歩の干拓を岡山県知事に申請し、明治40年2月12日付をもって岡山県知事寺田祐之によって、「海面埋立命令書」が下された。杉山氏は、備前西郷とも呼ばれ、二十二銀行重役、中国鉄道株式会社社長などを兼任した人であり、地方開発に功のあった人である。



注：「長浜村誌」より

図4-1-4 長浜湾開墾地

その後、大正6年10月30日付で開墾権利は合名会社保善社に移転する。その後大正末には長浜村分90町・牛窓町分5町が完成された。その間に出された工事延期願書その他の文章は「長浜村史」に集録されている。

そして昭和23年3月2日には、農地改革によって農地は耕作者に農地外は干拓地耕作組合に所有権が売渡されて今日に至っている。長浜湾開墾については長浜湾開墾干拓之碑に詳しく業績を刻んであるので、以下に碑文を紹介する。

○長浜湾開墾干拓之碑

元長浜村は、東方は長浜湾を擁して海に面し、西、南、北の三方は山を負い、地勢既ね丘陵にして農耕に便ならず。しかも地域狹隘にして耕地に乏しく耕地の拡張を図らんとせば、長浜湾を開墾干拓するの外なく、村民挙って之れが実現を待望すること久しかりしも時運来らず、只手を拱ぬいて、徒らに海面を傍観するのみなりしが、明治三十六年一月実業界の重鎮にして、資性剛毅、胆大なる岡山市の杉山岩三郎氏が本開墾干拓事業を計画して、県会議員岡山繁蔵氏の紹介により、長浜村長木村善八郎氏に之れを諮り、関係町村へ同意を経て、長浜湾海面百六十七町八段里歩埋立の件を其の筋に申請し明治四十年二月十三日付を以て岡山県知事の許可を得て、栗利郷より金ヶ崎へ一直線に大手堤防を築造すべく、設計は小山技師の立案により、工事の施行は主として藤原組の担任によりて起工し、明治四十五年潮止めを完し、工事は着々として進捗し、其一部は既に耕作を為しつつありしに、大正四年九月七日暴風の為め大手堤防は殆んど決潰して元の海面と成り、莫大なる工費と幾多の苦労は一夜にして水泡に帰し又立つつ能わざるに至りしが、起業者杉山氏と元より親交厚かりし財界の名門安田善次郎氏が、杉山氏の素志を貫徹せしむべく自ら立ちて本開墾干拓事業を継承して再興することとなり、築堤の設計を凹字型に変更し、約五十町歩区域を縮少して工事に着手し、大正八年十二月二十七日玉津、長浜、牛窓、鹿忍の各村より青壮年団の応援の下に潮止を行い、諸般の施設を為して字名を南安楽、北安楽と命名し、略ぼ耕地としての面目を整えしが、昭和二十三年三月農地の改革により岡山県当局者並に長浜村長野口佐嘉太氏等の幹施にて安田保善社より本開墾干拓全部を長浜湾開墾干拓組合が譲り受け、組合長祇園鹿太氏、副組合長原野儀三郎氏等が鋭意開発に努む傍ら土地改良区を設けて一層之が改善を企図し、昭和三十七年四月採草地二十町歩も耕地に造成し、遂に全地域の整備を終え比一大事業は完成して、百有余町歩の整然たる耕地を実現するに至れり。顧みれば、明治四十年起工以来五十有余年の歳月と多大なる労資を費して比事業を達成するを得、為めに長浜地区の農事は画期的発展を遂げ、其の面目を一新して農業の振興を助長し、尚将来も益々産業の伸長に寄与すること明らかにして、公共の受くる恩恵は真に広大なり。是れ全く不撓不屈以て私財を惜まざる完成に邁進せられたる杉山岩三郎、安田善次郎両氏の賜ものにして偉大なる其の功績は千古に朽ちず。茲に事業の概要を記して後人に伝えんとす。

坂本楽山撰

港 桂泉著

昭和三十七年五月 建之

特別委員長 野 口 佐嘉太
理 事 原 野 儀三郎

理事 神宝良一
理事 小塩正照

(「長浜湾開墾千拓之碑」より)

2 農業化と農業就業状態

(1) 農業就業人口

農業労働力の他産業への流出は、高度経済成長期以来著しく、現在、農業就業者の高齢化は深刻な社会問題でさえある。そのうえ、米の生産過剰による米減反策のあおりや農業という仕事の魅力の乏しさから、若年労働者を農業に吸収することも難しく、以前は「三ちゃん農業」といわれた中の一人である婦人でさえ農業から離れていく傾向にある。牛窓町もこの例外ではない。しかしながら、牛窓町の農業は岡山県の中でもかなり特徴的なものとして位置づけることができよう。それについて考察してみたい。

牛窓町では現在、総世帯数2,614戸に対して農家数は782戸あり、農家率は29.9%になっている。昭和30年から昭和50年に至る20年間に世帯数の変化はほとんど見られないものの、農家数は1,198戸から782戸に減少している。減少した農家全てが農地を手離したというよりも、日雇農業をしながら農業以外の仕事に人々が職を求めたのであろう。(表4-1-3参照)

表4-1-3 農家率

(単位：戸、%)

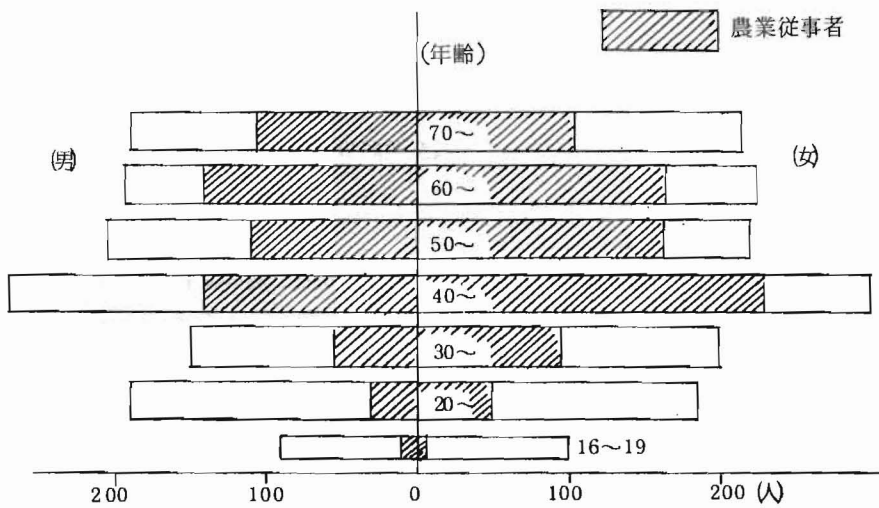
	世帯数	農家数	農家率
昭和50年	2,614	782	29.9
30	2,611	1,198	45.9
※大正12年	387	280	72.4

注：昭和50・30年町勢要覧

大正12年は長浜のみ「長浜村誌」

牛窓町は古くから開けていた地域であり、大正12年の長浜の農家率72.4%から、同町は昔からの純農村というのではないのであろう。しかし昭和50年における牛窓町の農家率29.9%という数字は岡山県南部の中では、かなり高い数字であることに注目したい。このことは牛窓町が岡山市の通勤圏内であって、かなり農業的色彩の濃い地域であることを示していると思われる。岡山市近郊には山陽町(昭和30年農家率82%)・船穂町などの古くから農村地域として知られている場所がある。これらの地域は主に桃・マスカットの産地として有名であるが、近年農村的色彩と同時に岡山市・倉敷市のベッドタウンの地区として都市化の影響を強く受けている。そのためこれらの地域の非農家率の増加は近年著しいものがある。しかし牛窓町はこれらの地域と比べて時間的にも地形的にも都市化の波を受けにくく、又同時に温暖な気候と市場が近いといった野菜生産地としての条件を備えているため、農村の影を今日でもあまり失わずにいるのである。

では、農家の中で農業に従事しているのはどのような人達であろうか。図4-1-5は年齢別農家世帯員数に対する農業従事者の割合を「1975年農業センサス」をもとに作図したものである。この図を見てまず第一に思うことは、女性の農業従事者が多いことである。70歳以上は別として



注：「1975年農業センサス」より作成

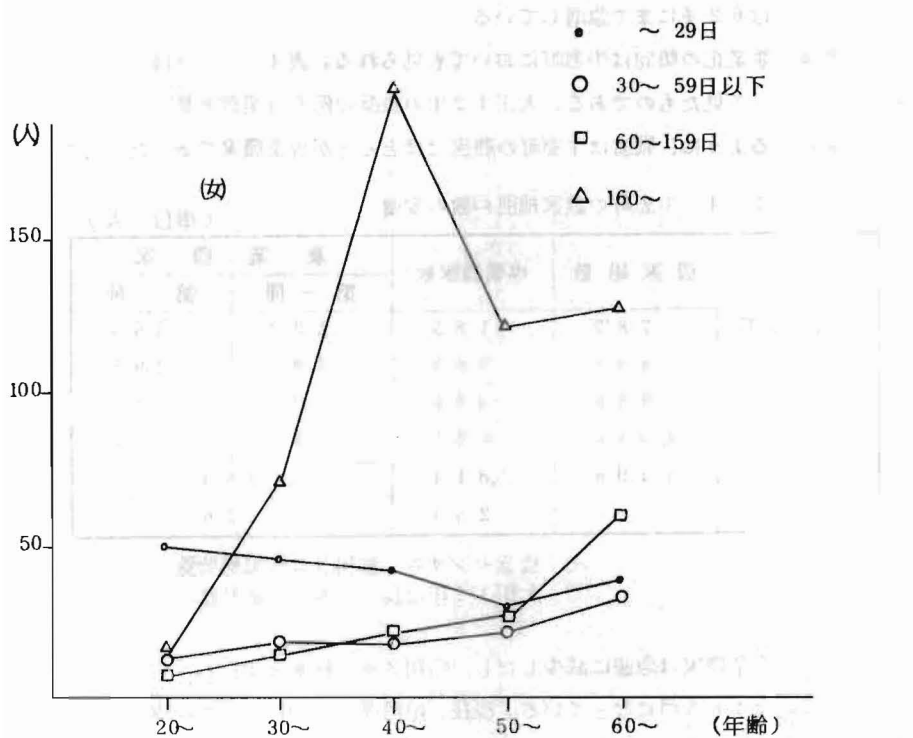
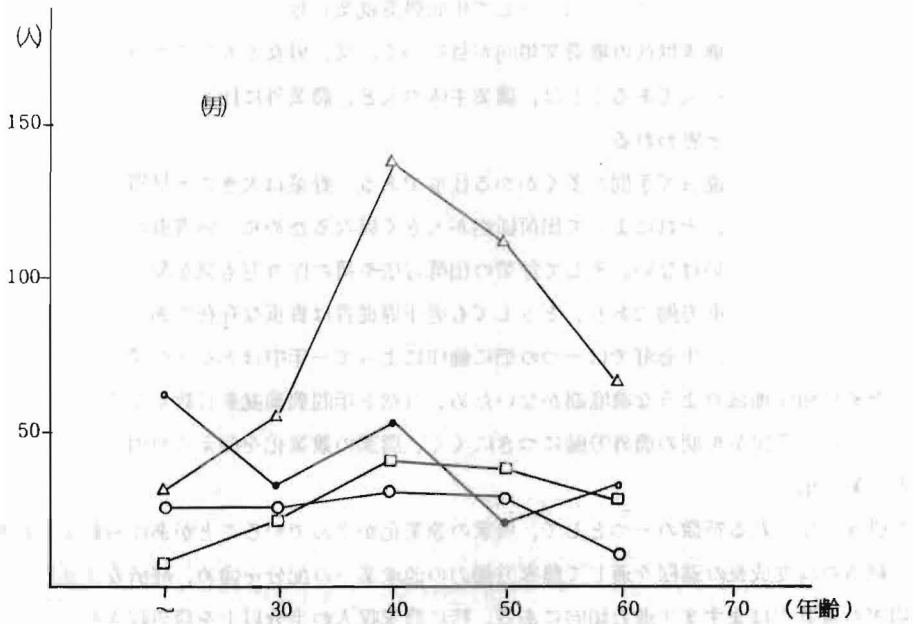
図4-1-5 年齢別農家正帯員数に占める農業従事者数

も、その他の年代では全て女性の農業従事者が男性のそれを上回っている。人数にすると女性は、812人、男性は633人という具合である。これは主人が農業以外の仕事を行い、主婦が農業に従事するという農業形態が多いことを示している。牛窓町は漁業も盛んであり、漁家の多くもこの形態の中に入っていると思われる。たとえそれを考慮に入れても、牛窓町の農業に女性は欠くことのできない存在である。

第二に、30代を境として、それよりも下の年代では農業従事者数が急激に減少していることである。たとえば20代の男性農家世帯員数191人のうち、農業従事者はわずか33人にすぎず、女性でも農家世帯員数192人のうち農業従事者は50人である。これら20・30代の人は農家の後継ぎ世代層と考えられ、後継ぎは農業以外に就業をして、ほとんど農業を手伝わない人が多いのだろう。この図で後継ぎ層の世帯員数が少なく、人口ピラミッドが瓜型になっているのは、就業・就学による転出のためと思われる。若い人の離農業傾向は、図の16～19歳の就業状況が示すように、今後ますます進むものと思われる。

現在の牛窓町の農業の主体は40・50代の人々であろう。一般にこの年代の人は働き盛りと言われている。だが20年後にこの人達が60・70代になったらどうなるであろうか。今20・30代の人達が40・50代に達した時に、一体この内の何人が農業をしているのか問題であろう。良い野菜を作るには技術と経験が必要であるからである。「1975年農業センサス」によると、牛窓町で男子農業専従者のいる農家は433戸であるが、その内何らかの形で後継ぎ専従者のいる農家は50戸にすぎない。

年齢別農業就業日数を男女別に表わしたのが、図4-1-6である。これは前記した図4-1-5のうち、農業従事者のみの内わけであり、年間農業就業日数0日の人は含んでいない。20代の人では男女ともに年間農業就業日数29日以下の人が一番多い。



注：「1975年農業センサス」より作成

図 4-1-6 年間農業従事日数別人口

その他の年代では40代・50代を頂点として年間農業就業日数160日以上の人が主流を占めている。この図からも後継ぎ世代の離農業傾向が目につく。又、男女ともに二番目に多いのが年間農業就業日数29日以下の人であることは、農業主体の人と、農業外に仕事のウェートを置く人との差が広がっているためと思われる。

野菜栽培は稲作などと違って手間の多くかかる仕事である。野菜は大きさ・品質・形などの企画が細かく定められており、それによって出荷価格が大きく異なるために、病害虫の予防・品質管理にも十分気を配らないといけない。そして野菜の出荷方法や荷の作り方も気を配り、収穫も朝早くから行うため、かなりの重労働であり、どうしても男子専従者は貴重な存在であろう。

後節で詳しく述べるが、牛窓町では一つの畑に輪作によって一年中ほとんど野菜のある状態である。そのために稲作地域のような端境期がないため、自然と年間農業就業日数も多くなると思われる。このことは、農民が長期の農外労働につきにくく、農家の兼業化を抑える要因ともなっている。

(2) 兼業化

近年の農家に見られる特徴の一つとして、農家の兼業化が進んでいることがあげられる。農家の兼業化は経済の高度成長の過程を通じて農家労働力の他産業への配分を強め、経済安定期に入った今日、農家の兼業化はますます進む傾向にある。特に農家収入の半分以上を農外収入が占めるといふ第二種兼業農家はますます増加する傾向があり、たとえば昭和40年に総農家数に示める第二種兼業農家数の割合が42%であったものが、昭和45年には農家の過半数である51%に達し、そして昭和50年には62%にまで急増している。

このような農家の兼業化の傾向は牛窓町においても見られる。表4-1-4は専業・兼業別農家数の変遷を年代を追って見たものである。大正12年の長浜の例(専業農家数254戸・兼業農家数26戸)でもわかるように、戦前は牛窓町の農家はほとんどが専業農家であった。しかし、戦後

表4-1-4 牛窓町の農家種別戸数の変遷

(単位：人)

	農家総数	専業農家数	兼業農家	
			第一種	第二種
昭和50年	782	185	232	365
45	895	289	308	298
40	956	481	233	242
35	1,088	655	233	222
30	1,198	814	384	
大正12		254	26	

注：農業センサス 昭和30年町勢要覧

大正12年は長浜のみ「長浜村誌」

経済が安定して以来専業農家は急速に減少しだし、昭和30年に814戸あった専業農家が、20年後の昭和50年には185戸になっている。現在、総農家782戸のうち、専業農家数は全体の24%に当たる185戸であり、兼業農家数は592戸である。兼業農家数の内わけは、第二種兼業農家数が365戸で、総農家数の46%を占めている。

専業農家率は全国平均で13%であり、岡山県平均はもっと低く9%である。これと比較してみると、牛窓町は専業農家の割合が特に高いことに気づく。(表4-1-5) 邑久郡平均が13%であるが、邑久郡では牛窓町以外の町の専業農家率が低く(邑久町11.2%・長船町7.7%)、逆に第二種兼業農家率が高い(邑久町71.0%・長船町85.6%)。このように隣接した町と比べても牛窓町には農家にとって農業収入のウェートの大きい農家が多い。

表4-1-5 農家種別戸数 (単位：%)

	専業農家	第一種兼業農家	第二種兼業農家
全 国	13	25	62
岡 山 県	9	17	73
邑 久 郡	13	17	70
牛 窓 町	24	30	46

注：「1975年農業センサス」

牛窓町の兼業化の特色はどこから来るものであろうか。牛窓町と邑久・長船町を比較した場合に、前者は県下有数の野菜栽培地域であるのに対して後者は稲作地域である。さらに、牛窓町内を見てみると、牛窓町牛窓の専業農家率は35%、同鹿忍は22%、同長浜は16%、大宮は19%と幾分の地域差が認められる。中でも特に牛窓の幅では農家27戸中21戸までが専業農家で残り6戸は第一種兼業農家である。牛窓町で農業に比重をおいている農家の分布は、畑作中心地帯と一致している。野菜栽培は前にも述べた通り手間のかかる仕事であり、他の仕事と兼業をしながら農業をすることは時間的にも難しいという野菜栽培地域の特質がある。これが牛窓町の兼業化が低いというものの要因の一つと思われる。

農産物販売金額はどのようなものであろうか。牛窓には昭和50年度で年間1,000万円以上の農家が13戸あり、500万円以上の農家が45戸、100万円以上の農家が291戸ある。牛窓町では単位面積当たり収入が県下でも3本の指に入る集約的農業が行われており、農家収入もかなりある。しかし野菜収穫量は気候に右左されやすく、価格も不安定であるなど問題点を多く含んでいる。

次に兼業としての就業の状態を見てみることにする。全国的に、安定兼業の増加つまり、恒常的雑務などの兼業が増加し、出かせぎ、日雇いなどの不安定兼業は減少する傾向がある。特に都市通勤圏内の後継ぎ世代は安定的恒常通勤勤務に就き、いずれは非農家に向う農家が多くなる。(表4-1-6参照)

牛窓町の自営兼業者数が昭和35年の148人から昭和50年には73人に減少したのに対して、雇用兼業は307人から535人に増加をし、特に恒常的勤務の増加は著しい。その他に、野菜栽培農家の特質として労働力を他の仕事に分配しにくいと、日やとい・臨時雇も増加している。ただしこれは、この資料がブルー・ハイウェイの工事期のものであることとも関係していると思われる。

「野菜を作るのは機械化できるものでもなく、畑も丘陵の上にあるので、野菜作りはどうしても肉体労働になる。今は自分達も元気だがあと10年か20年もたつと自分達も年をとって野菜を作れなくなるだろう。若い者も自分達の後を継いでくれそうもない。今のままの野菜作りもこの先変わっていくだろう。」と、ある人が話しておられた。現在でこそ、牛窓町には40代・50代の働

表 4-1-6 兼業種別就業人数

(単位：人，%)

			牛 窓 町 (昭和35年)	牛 窓 町 (昭和50年)	全 国 (昭和50年)
第 一 種 兼 業	雇 用 兼 業	計	174(人)	199(人)	50.0(%)
		恒常的勤務	115	125	26.0
		出かせぎ	3	—	0.8
		日雇臨時雇	56	74	23.2
	自 営 兼 業	計	59	33	50.0
		林業	1	—	10.6
		漁業 その他	18 40	15 18	11.4 38.0
第 二 種 兼 業	雇 用 兼 業	計	133	326	50.0
		恒常的勤務	113	275	39.8
		出かせぎ	—	1	0.5
		日雇臨時雇	20	50	9.7
	自 営 兼 業	計	89	39	50.0
		林業	1	—	12.2
		漁業 その他	26 62	8 31	15.6 47.2

注：「1975年農業センサス」

き盛りの人が農業の中心となって、岡山県南部でも特異の集約的近郊作物栽培地域を形成している。しかし、近年では交通事情の発達から、遠離地の野菜栽培地域が新興して来ている。牛窓町でも今後、次の新しい農業のない手世代が成長しない限り、牛窓町の農業形態も今の形を維持するのは難しいであろう。

(加藤 裕子)

3 換金作物の展開と農業振興施策

(1) 換金作物の変遷

牛窓町の農業は昭和52年現在、耕地率33.3%、そのうち畑地率70.6%という、県内で最も畑地率の高い特徴的なあり方をしている。そして、表4-1-7に見るように邑久郡内では群を抜く野菜生産地であり、農家一戸当たりの生産農業所得は県内最高である。また、耕地10a当たりの生産農業所得も県下で、船穂町に続いて第2位を占めている。

このように牛窓町が県下有数の換金畑作物地帯として発展してきた要因は何であろうか。また、その経過はどういうものであったろうか。

牛窓町は先に述べたように、自然条件からみると、気候は温暖寡雨、地形は起伏の激しい低地丘陵地形で、水利のある河川はなく、背後に標高50~100mの小山脈が迫っており、耕地としては零細に区画して傾斜畑・段畑・棚田・谷田等を形成せざるを得ない地形である。一方、社会的に